宇土市地域防災計画書

令和8年5月

宇土市防災会議

目　次

第１部　共通編・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２部　風水害対策編・・・・・・・・・・・・　187

第３部　地震・津波災害対策編・・・・・・・　328

第４部　原子力災害対策編・・・・・・・・・　389

第５部　火事災害対策編・・・・・・・・・・　405

第６部　災害危険箇所編・・・・・・・・・・　412

第６部　資料編・・・・・・・・・・・・・・・　424

宇土市地域防災計画書

第１部　共通編

宇土市防災会議

目　　次

第１部　共通編

第１章　総　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１節　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２節　関係機関の処理すべき事務又は業務 ・・・・・・・・・ 4
第３節　計画の性格及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
第４節　計画の構成と運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第５節　宇土市の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第６節　宇土市の災害要因と被害状況 ・・・・・・・・・・・・25
第７節　被害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第２章　防災組織計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
第１節　宇土市防災会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第２節　市の防災組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
第３節　応援要請計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
第４節　自衛隊災害派遣要請計画 ・・・・・・・・・・・・・・92

第３章　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
第１節　みんなの災害対応力の強化 ・・・・・・・・・・・・・101
第１　市民・事業所の地域防災力向上計画・・・・・・・・・・・・・101
第２　防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第３　自主防災組織等育成計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
第４　災害危険地域指定計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
第５　避難収容計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
第６　避難行動要支援者等支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・129
第７　医療保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
第８　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
第９　災害ボランティア計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141
第10　ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備 ・・・・・・・・・・145
第11　市及び防災関係機関等における業務継続計画 ・・・・・・・・147

第 12　受援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

第２節　災害に強いまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第１　防災業務施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第２　建築物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第３　公共施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第４　給水確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第５　物資・資機材整備・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
第６　水害・土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第７　津波対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
第８　高潮災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第９　火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
第 10　危険物等災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第 11　文化財災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
第 12　南海トラフ対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186

宇土市地域防災計画　共通編　項目別担当部局

章・節		項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章　総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節	関係機関の処理すべき事務又は業務	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節	計画の性格及び基本方針	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4節	計画の構成と運用	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節	宇土市の概況	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第6節	宇土市の災害要因と被害状況	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第7節	被害の想定	32	○		○	○	○	○	○		○			
第2章　防災組織計画	第1節	宇土市防災会議	63	○											
	第2節	市の防災組織	64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節	応援要請計画	83	○	○										
	第4節	自衛隊災害派遣要請計画	92	○											
第3章　災害予防計画	第1節　みんなの災害対応力の強化	第1 市民・事業所の地域防災力向上計画	101	○		○	○	○	○	○					
		第2 防災知識普及計画	104	○	○	○	○	○	○	○					
		第3 自主防災組織等育成計画	109	○								○			
		第4 災害危険地域指定計画	115	○					○						
		第5 避難収容計画	117	○		○	○	○	○	○		○			
		第6 避難行動要支援者等支援計画	129	○			○			○					
		第7 医療保健計画	134				○								
		第8 防災訓練計画	138	○	○					○		○			
		第9 災害ボランティア計画	141				○								
		第10 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	145			○									
		第11 市及び防災関係機関等における業務継続計画	147	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		第12 受援計画	148	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第3章　災害予防計画	第2節　災害に強いまちづくり	第1	防災業務施設整備計画	149	○	○				○			○			
		第2	建築物等災害予防計画	156	○					○						
		第3	公共施設等災害予防計画	157			○	○		○	○					
		第4	給水確保計画	160						○						
		第5	物資・資機材整備・調達計画	161	○	○		○	○	○			○			
		第6	水害・土砂災害予防計画	164	○			○	○	○			○			
		第7	津波対策	176	○			○	○	○			○			
		第8	高潮災害予防計画	178	○					○			○			
		第9	火災予防計画	180	○											
		第10	危険物等災害予防計画	183	○											
		第11	文化財災害予防計画	184					○		○					
		第12	南海トラフ対策	186	○											

第１章　総　則

項目	関連部署	ページ
第１節　計画の目的	全部	3
第２節　関係機関の処理すべき事務又は業務	全部	4
第３節　計画の性格及び基本方針	全部	9
第４節　計画の構成と運用	全部	18
第５節　宇土市の概況	全部	22
第６節　宇土市の災害要因と被害状況	全部	25
第７節　被害の想定	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	32

第１部　共通編
第１章　総　則

第１節　計画の目的

（ 全部 ）

第１　計画の目的

この計画は、宇土市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宇土市防災会議が本市にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、災害対策基本法第２条の２における次の基本理念を基本として行うものとする。

１　本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るものとする。

２　国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するものとする。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること及び科学的知見並びに過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

４　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護するものとする。

５　被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護するものとする。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図るものとする。

第２　作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、次のとおりである。

１　作成機関　　宇土市 防災会議

２　庶務担当機関　　宇土市 総務部 危機管理課

第２節　関係機関の処理すべき事務又は業務

（ 全部 ）

第１　防災関係機関の責務

１　宇土市

市は、基礎的な地方公共団体として、市及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備及び市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織並びに住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

２　熊本県

県は、県の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第２　処理すべき事務又は業務

市、国、県及び本市の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

１　市

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇土市	【災害予防】 1　宇土市防災会議及び宇土市災害対策本部に関すること 2　防災に関する組織の整備 3　県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4　他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること 5　災害危険区域の把握に関すること 6　防災都市づくり事業の推進 7　防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備 8　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 9　給水体制の整備 10　防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導 11　住民の自発的な防災活動の促進に関すること 12　防災に関する訓練及び調査研究の実施 13　企業等の防災対策の促進に関すること 14　企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 15　要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 16　帰宅困難者対策の推進に関すること 17　災害ボランティアの受入体制の整備に関すること 【災害応急対策】 1　避難指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること 2　情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報 3　防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること 4　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 5　消防、水防その他の応急措置 6　その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置 7　被災者に対する救助及び救護措置 8　災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置 9　緊急道路及び緊急輸送の確保 10　清掃、防疫、その他の保健衛生 11　災害対策要員の動員、雇上げ 12　被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 13　被災宅地の危険度判定の実施に関すること 14　災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育 15　被災者からの相談に関すること 16　災害ボランティアの活動支援に関すること 【災害復旧】 1　公共的施設及び設備の応急復旧に関すること 2　生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 3　義援金品の受領及び配布に関すること 4　被災産業（事業者）に対する融資等の対策に関すること

２　県

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本県	１　熊本県防災会議に関する事務 ２　防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 ３　災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ４　水防その他の応急処理 ５　被災者に対する救助及び救護措置 ６　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 ７　その他県の所掌事務についての防災対策 ８　市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

３　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州財務局	【災害応急対策】 １　災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること ２　九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等の措置に関すること 【災害復旧】 １　被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること ２　公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
福岡管区気象台 熊本地方気象台	【災害予防】 １　気象、地象、地動及び、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること 【災害応急対策】 １　緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること ２　二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達及び解説を行うこと ３　災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 【災害予防】 １　気象観測通報についての協力に関すること ２　防災上必要な教育及び訓練等に関すること ３　災害危険区域の選定又は指導に関すること ４　防災資機材の備蓄、整備に関すること ５　雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ６　道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ７　水防警報等の発表及び伝達に関すること ８　港湾施設の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 １　水防活動の指導に関すること ２　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ３　災害広報に関すること ４　港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ５　海上の流出油に対する防除措置に関すること ６　監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ７　災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ８　国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ９　通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	10　市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること 【災害復旧】 1　被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること 2　港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

4　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	天災事変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 （宇土郵便局）	【災害応急対策】 1　災害時における郵便業務運営の確保 2　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3　災害時における郵便局窓口業務の確保
日本赤十字社 （熊本県支部）	【災害予防】 1　災害医療体制の整備に関すること 2　災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 1　災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2　災害援助等の奉仕者の連絡調整 3　義援金品の募集配分
西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	【災害予防】 1　電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2　応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 1　津波警報、気象警報の伝達に関すること 2　災害時における重要通信に関すること
九州電力送配電株式会社（宇城配電事業所） 九州電力株式会社 （宇城営業所）	【災害予防】 1　電力施設の保全、保安対策 【災害応急対策】 1　災害時における電力供給確保 【災害復旧】 1　被災電力施設の復旧事業の推進
公益社団法人 熊本県栄養士会	【災害予防】 1　家庭内備蓄・災害時の食の知識の普及 【災害応急対策】 1　災害時における栄養士活動や特殊栄養食品等提供

６　その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療機関	【災害予防】・【災害応急対策】 １　避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護 ２　災害時における負傷者等の医療、助産救助
自主防災組織	【災害予防】 １　防災知識の普及 ２　情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 ３　防災用資機材の整備・点検 【災害応急対策】 １　住民の安否・地域の被害確認 ２　避難行動要支援者の避難支援 ３　負傷者の救護 ４　避難所の運営
社会福祉施設経営者 社会福祉協議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 １　避難施設の整備と避難等の訓練 ２　被災時における収容者保護 ３　災害時のボランティアの受け入れに関すること ４　被災者の生活支援活動の協力に関すること ５　社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
宇土市商工会	【災害応急対策】・【災害復旧】 １　商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 ２　災害時における物価安定についての協力、徹底 ３　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
熊本宇城農業協同組合 緑川森林組合 漁業協同組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 １　農林水産関係の被害調査又は協力 ２　農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 ３　被災農林水産者に対する融資又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
金融機関	【災害復旧】 １　被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	【災害予防】 １　安全管理の徹底 ２　防災施設の整備
宇城広域連合消防本部	【災害予防】・【災害応急対策】 １　災害時における防ぎょ活動 ２　人命救助及び緊急活動に関すること ３　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること ４　火災発生時の消火活動に関すること

第３節　計画の性格及び基本方針

（ 全部 ）

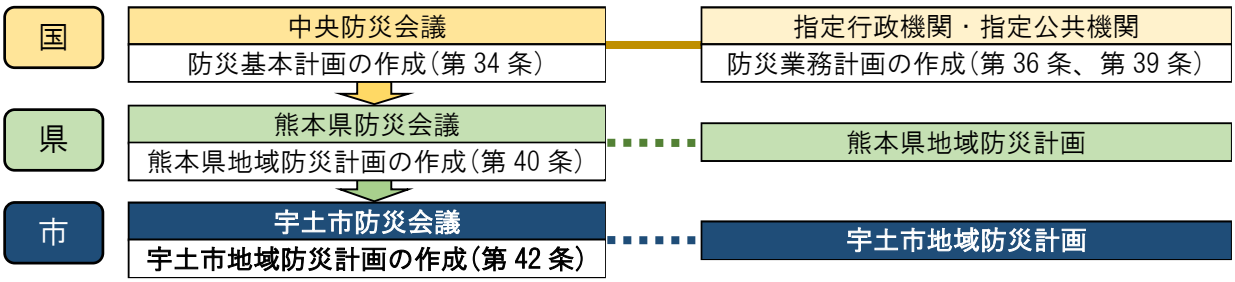
第１　計画の性格

１　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、宇土市防災会議が作成する「宇土市地域防災計画」として、本市における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

２　「宇土市地域防災計画」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、熊本県が作成する「地域防災計画」と密接な連携を図っていくものとする。

さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「宇土市水防計画」及び国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づく「宇土市国土強靭化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。

■災害対策基本法に定められる防災計画の体系



３　この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

４　計画の策定に当たっては、あらかじめ対応業務の流れや工程を想定するものとする。

第２　熊本地震から復興に向けた取組み

平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日に発生した平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、震度 5 強、6 強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われた。

また、同年 6 月 20 日から 21 日未明にかけての記録的な豪雨（時間最大雨量 136㎜（県管理）宇土観測所）により、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響して、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂の流入等が発生し、甚大な被害を受けた。

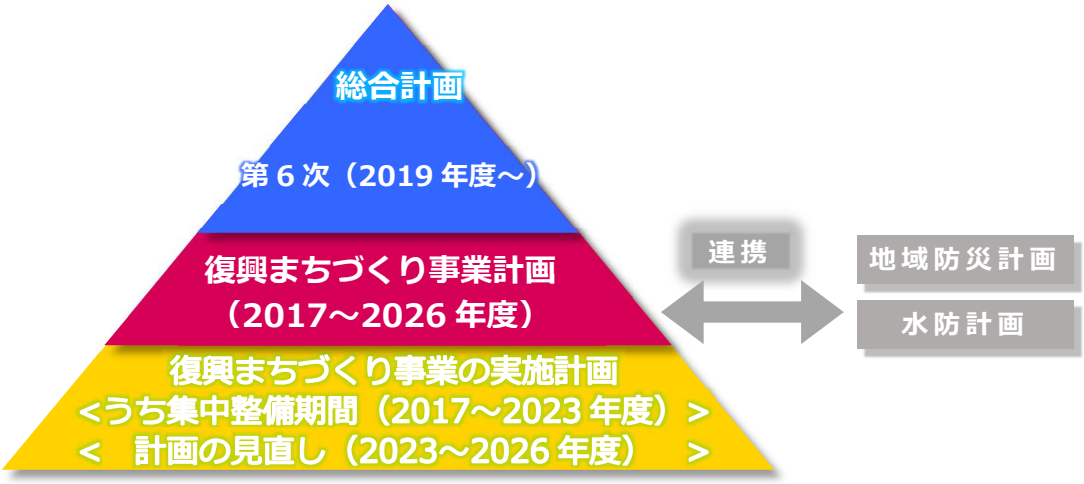
熊本地震では、本来であれば防災拠点として機能しなければならない市役所本庁舎に大規模な損壊が発生し、災害対策本部の機能を市民体育館に移転することとなった 4 月 19 日までの 3 日間は、市役所駐車場に張ったテントで災害対応を行わなければならかった。

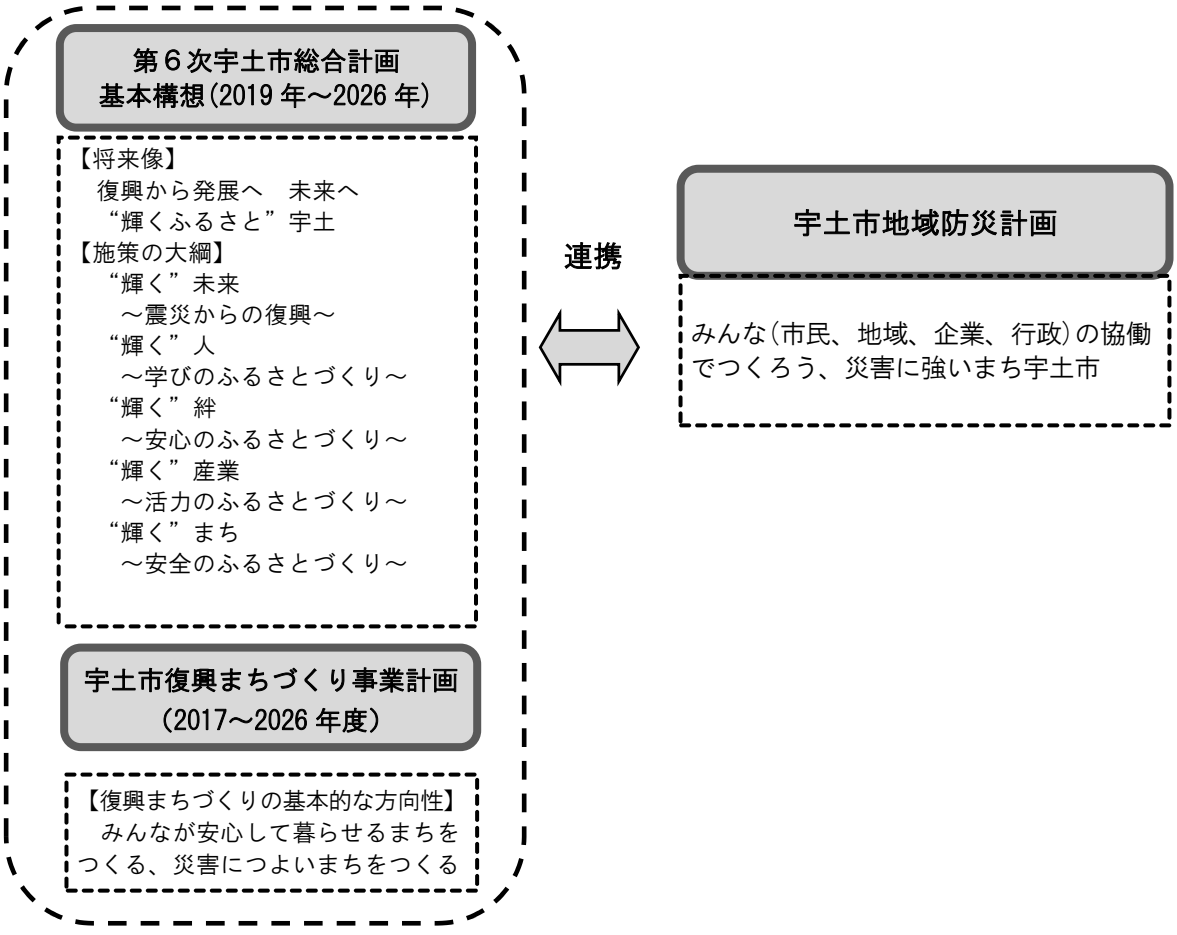
一方、市内の避難者は、指定避難所 15 箇所に 6,455 人、自主避難 2,000 人～4,000 人、車中泊避難者 10,000 人以上にも及び、避難生活に必要な食料・物資の確保、トイレ環境や避難所等の環境改善、安全な避難経路の確保、防災施設や設備の充実等多くの課題を残すこととなった。

このような教訓と課題から、本市は、市民、地域、企業、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進していくため、**「第６次宇土市総合計画」**において「復興から発展へ　未来へ　“輝くふるさと”宇土」を目指す将来像とし、震災復興に取り組むこととした。

さらに、具体的な災害に強いまちづくりのイメージを示すものとして**「宇土市復興まちづくり事業計画」**を策定し、災害に強いまちへの再生と、より住み良いまち、より活力あるまちの実現を目指すこととした。

この宇土市地域防災計画は、市民の生命・財産を各種災害から守る対策を総合的・計画的に実施するための計画として、宇土市第６次総合計画及び宇土市復興まちづくり事業計画と連携し策定するものである。





第３　市民・地域・企業・行政の役割

１　市民の役割

市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。

そのためには、災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、最低３日分の飲料水・食料等の備蓄など個人での取り組みに加え、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。

２　地域・企業の役割

地域の自主防災組織、町内自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。

そのためには、自主防災組織等による地域主導の防災訓練、地域の担い手の育成などに取り組む。

また、地域企業は防災訓練への参加を通じた自主防災組織等との交流、事業継続マネジメント（ＢＣＭ～Business Continuity Management～）のための取り組みに努める。

３　市の役割

市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。

そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。

第４　宇土市の姿勢と使命

市民がより安全で安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。

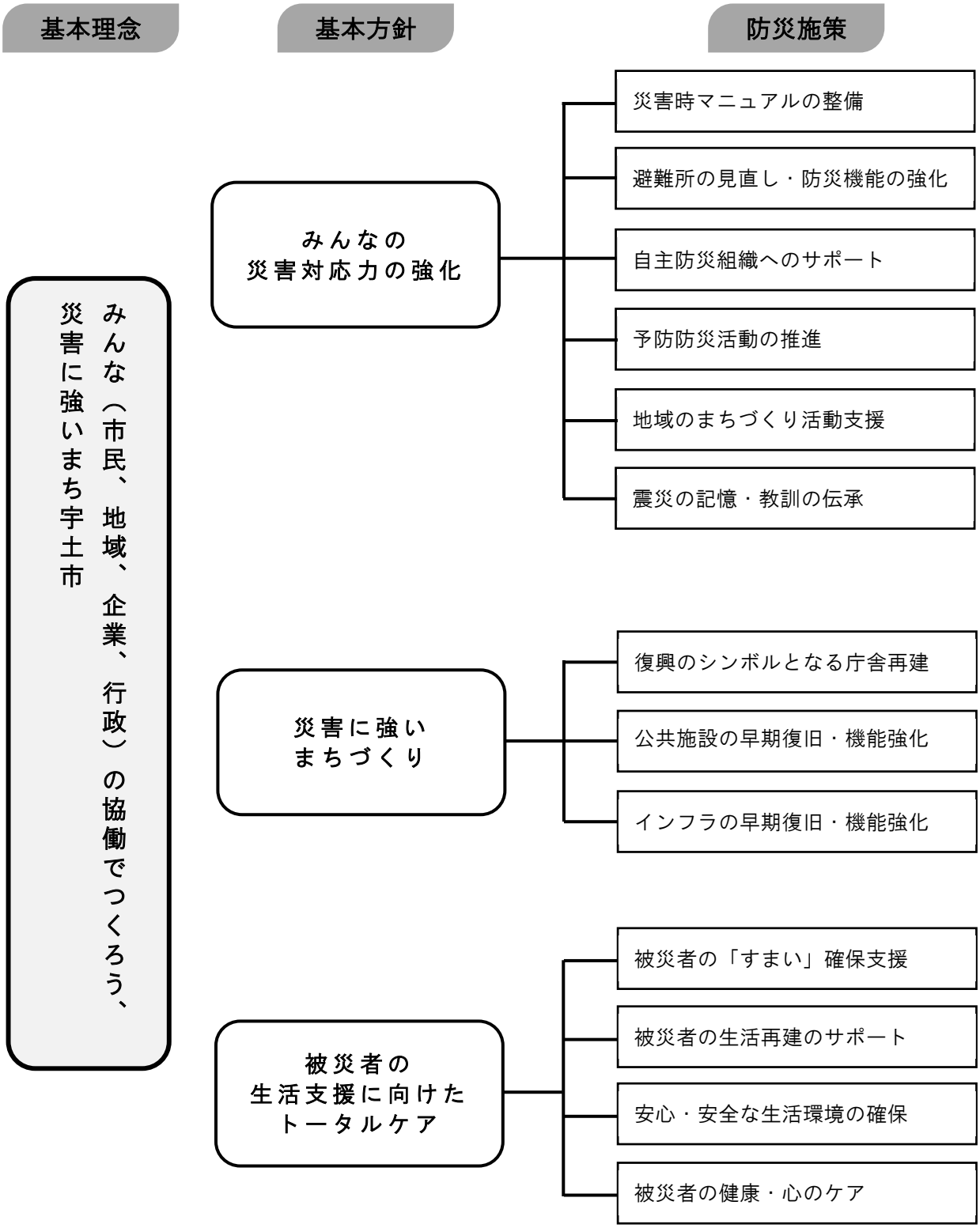
しかし、時間の経過とともに熊本地震を経験していない世代が増えれば、震災の記憶は復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れていくものである。

本市の熊本地震からの創造的復興は、国内外からの多くの支援の上に成り立つものであり、震災経験や教訓を風化させることなく、次世代へ継承し、発信を継続してくことが本市の使命である。

第５　基本理念及び防災施策の体系

宇土市地域防災計画では、みんな（市民、地域、企業、行政）が防災意識をさらに高め、市民力、地域力、行政力を結集した災害に強いまちづくりを推進することとし、その基本理念を「**みんな（市民、地域、企業、行政）の協働でつくろう、災害に強いまち宇土市**」とする。

この基本理念を実現するために、3 つの基本方針と 13 の防災施策を設定し、本計画に位置付けるものとする。



第６　基本理念の実現に向けた取組み

本計画の基本理念「みんな（市民、地域、企業、行政）の協働でつくろう、災害に強いまち宇土市」を実現するための３つの基本方針と 13 の防災施策の内容は、次に示すとおりとする。

１　みんなの災害対応力の強化

熊本地震において、市民は、発災直後から避難所だけでなく、地域においても住民が互いに声を掛け合い、助け合いながら苦難を乗り越えてきた。

一方、熊本地震では想定の範囲を大きく超えた未曾有の災害であったため、既存の計画やマニュアル等では対応できず、被災者ニーズに十分に応えることができなかった部分も多くあった。

この教訓と経験を活かし、みんな（市民、地域、企業、行政）の災害対応力の強化を図るものとする。

(1)　災害時マニュアル等の整備

熊本地震では、既存の災害時マニュアル等では対応ができず、多くの課題が明らかとなった。

今後は、熊本地震における災害対応等を検証しながら、各種災害時マニュアル等の見直しを進めていくものとする。

また、各種災害時マニュアル等の見直しにあたっては、災害種別ごと、地区ごとといった、条件の違いにも対応できるような内容となるよう努めるものとする。

ア　業務継続計画の見直し（危機管理課）
イ　職員初動マニュアルの見直し（危機管理課）
ウ　災害時受援計画の見直し（危機管理課）
エ　避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直し（危機管理課）

(2)　避難所の見直し・防災機能の強化

復興計画策定のために実施した「まちづくり座談会」において、避難所や避難経路について多くの意見・提案が寄せられた。

また、実際に避難所運営を行っていく中で課題も多く見えてきたことから、今回の教訓を踏まえ、様々な災害や開設期間の長期化等にも対応できるように避難所の見直しや機能強化を行っていくものとする。

ア　避難所運営マニュアルの見直し（危機管理課）
イ　指定避難所・避難経路の見直し（危機管理課）
ウ　指定避難所の機能維持・改善（危機管理課）
エ　指定避難所における福祉避難室の確保（福祉課、高齢者支援課、危機管理課）
オ　福祉避難所の見直しと機能強化（福祉課、高齢者支援課、健康づくり課）
カ　避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供、個別計画策定
（福祉課、高齢者支援課、健康づくり課）
キ　応急給水体制の強化（上下水道課）
ク　備蓄計画の見直し（危機管理課）

(3)　自主防災組織へのサポート

これまでも各地域において自主防災組織が結成されていたが、熊本地震の災害対応を通じて、地域で地域を守る自主防災組織の必要性が再認識され、まちづくり座談会でも多くの意見が出された。市は、より実効性のある防災活動が行えるよう自主防災組織の結成・活動に対して支援を行っていくものとする。

ア　防災訓練の支援（危機管理課）
イ　自主防災組織の結成支援（危機管理課）
ウ　自主防災組織の協議会の設立支援（危機管理課）

(4)　予防防災活動の推進

災害はいつ発生するか分からず、日頃からの備えが重要となる。

そこで、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）を活用し、子ども達をはじめとした市民への防災教育等を通じて、積極的に予防防災活動の推進を行うものとする。

また、市は、様々な情報媒体を活用し、これまで以上に、市民への啓発を行っていくものとする。

ア　宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の活用（危機管理課）
イ　子どもたちの防災意識向上（危機管理課、学校教育課、子育て支援課）
ウ　公民館における防災教育の実施（中央公民館）
エ　市民への啓発（まちづくり推進課、危機管理課）

(5)　地域のまちづくり活動支援

熊本地震によって、各地区の自治公民館等の地域活動の拠点が被害を受け、地域活動の場に支障をきたすこととなった。地域コミュニティの再構築に向けて、自治公民館や住民活動に必要な施設等について復旧の支援を行うものとする。

また、地区公民館活動や地域包括ケアの体制づくりにより、各地域におけるまちづくり活動の支援も行っていくものとする。

ア　自治公民館及び地域学習センター等の復旧支援（生涯活動推進課）
イ　住民活動拠点への支援（まちづくり推進課）
ウ　地区公民館活動の推進（中央公民館）
エ　地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）
オ　地域消防力の機能回復の促進（危機管理課）

(6)　震災の記憶・教訓の継承

今回の震災の記憶を風化させないため、また、震災対応や復旧・復興の過程で得られた多くの教訓を今後に役立てるため、震災に関係する記録・情報を適切に保存し、将来に継承していくものとする。

宇土市独自の取組みについて検討を行うことはもちろん、熊本県が進める「デジタルアーカイブ事業及び震災ミュージアム」と連携して取り組むことで、効果的な情報の収集・

管理を進めていくものとする。収集した情報については、宇土市における災害対応力の強化に活用するほか、他自治体においても参考としてもらえるように、「平成 28 年熊本地震、豪雨災害震災記録誌“超えていく”」を令和２年３月に作成し、全戸配布した。今後は、市外へ向けて広く情報を発信していくものとする。

また、これからを担う若い世代に対しては、学校や幼稚園、保育所等と連携しながら、熊本地震の教訓について語り継ぐとともに、防災教育を推進するものとする。

このことにより、災害時に自分を守り、状況に応じ周囲の人と支え合うことができる人材の育成につなげていくものとする。

ア　平成 28 年熊本地震、豪雨災害震災記録誌“超えていく”の活用（福祉課）

２　災害に強いまちづくり

災害時の被害を最小化するとともに、災害応急活動を円滑に行うため、公共施設やインフラの耐震化及び機能強化等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、情報収集体制の整備や発信力の強化などを進めるものとする。

(1)　復興のシンボルとなる庁舎再建【済】

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったことから、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせないなど、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥った。そして、損壊の状況が衝撃的だったことから、テレビの全国ニュースや新聞の全国紙等で大きく取り上げられた。

そのため新庁舎においては、安心安全の拠点となる庁舎を目指し、防災機能の強化や分散した行政組織を一カ所に集約するといった利便性向上も盛り込みながら、早急な再建を進めるべく令和３年４月に新庁舎の建設工事に着手し、令和５年５月８日に供用を開始した。

(2)　公共施設の早期復旧・機能強化【済】

熊本地震により、市内の多くの公共施設が被害を受け、利用の制限を余儀なくされたことから、施設の早期復旧に取り組んできた。復旧に当たっては、耐震性の強化など安全性はもとより、利用者の利便性向上も考慮し、機能の強化を図った。

■　復旧完了した施設

中央公民館	網津地区多目的研修会施設
市営住宅	図書館
就業改善センター	走潟地区体育館
宇土市スポーツセンター	宇土市役所庁舎

(3)　インフラの早期復旧・機能強化

市民生活や事業所の事業活動に直結するインフラは、早急な復旧に向け、発災直後から被災箇所の応急修理等を行い、地震による影響が最小限になるよう努めてきた。

今後も、二次被害の危険性や施設の重要性等を考慮しながら、早期復旧に取り組むものとする。併せて、これからの水害による被害を抑えるため、河川改修等による水害対策についても取り組んでいくものとする。

また、災害に強いシステムのクラウド化や、被災者支援のための「被災者支援システム」の本格活用といった、情報インフラの機能強化を行うものとする。

ア　上下水道施設の早期復旧・機能強化（上下水道課）
イ　公共土木施設の早期復旧（土木課）
ウ　急傾斜地及びがけ地の早期復旧（土木課）
エ　情報インフラの機能強化（デジタル推進室他）
オ　クラウドに対応した被災者支援システムの導入（デジタル推進室、税務課、福祉課）

３　被災者の生活支援に向けたトータルケア

熊本地震からの復旧に向けて、被災前の生活を取り戻すことを第一に迅速に取り組んできた。

被災者の生活拠点である住宅の支援については、被災建物の解体・撤去支援が既に完了し、今後は、災害公営住宅の提供や、住宅取得及び転居費用の支援など被災者のニーズに応じた支援を行ってくものとする。

また、地域包括ケアの体制づくりや通学路の安全確保といった安心・安全な生活環境の確保を行い、被災者をはじめ市民が心穏やかな日常を取り戻すことを目指してきた。

今後も、被災者の健康・心のケアを行いながら、被災者の様々な課題解決のため、既存の行政サービスを活用し、くらし・生活の再建を全面的にバックアップしていくものとする。

(1)　被災者の「すまい」確保支援

市では、被災した建物等の応急危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止を進めた。また、発災直後の平成 28 年 4 月 26 日には「住宅対策班」を立ち上げ、住宅が被害を受けた被災者に対し、応急修理による住宅維持の支援や、応急仮設住宅の提供等による一時的な住居の提供を行ってきた。

今後も、住宅の耐震化推進といった将来への備えも進めていくものとする。

ア　住宅の耐震化促進（都市整備課）
イ　宅地等の復旧（都市整備課、土木課）
ウ　災害公営住宅の整備（都市整備課）

(2)　被災者の生活再建へのサポート

市では、被災者が被災者支援制度の活用漏れがないよう、支援制度をまとめた「熊本地震被災者支援制度について」を作成し、窓口での配布や市ホームページでの公開等を行うことにより情報提供を行った。

また、住宅対策班において、被災者生活再建支援金の申請受付や、被災者の生活再建への相談に幅広く対応し、被災者の生活再建へのサポートを行ってきた。

今後も、既存の行政サービス等を活用しながら、サポートを行っていくものとする。

ア　被災者生活再建支援金等による生活再建支援（福祉課）
イ　減免等による経済的負担の軽減
ウ　経済的就学困難世帯への就学援助（学校教育課）
エ　熊本地震に起因する離職者への支援（商工観光課）

(3)　安全・安心な生活環境の確保

市では、安心・安全な生活環境を早急に取り戻すため、震災等によって発生した災害ごみの持ち込みの無料受入や、運搬用車両を持っていない被災者へ災害ごみ運搬用軽トラックの貸し出し支援を行った。また、危険な被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去については、市が被災者に代わって行い、全て完了した。

今後は、高齢者をはじめとした被災者の孤立を防ぐため、地域包括ケアの体制づくりやコミュニティの再生・強化を進めていくものとする。

ア　地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）
イ　応急仮設住宅のコミュニティ再生・強化（福祉課）
ウ　消費者トラブルの防止（商工観光課）
エ　安心・安全な通学路の確保（学校教育課、土木課、環境交通課）

(4)　被災者の健康・心のケア

発災直後には、震災による負傷者のケアを行うため、宇土地区医師会をはじめ全国各地から派遣された災害派遣医療チームと連携し避難所・救護所等で医療救護活動等を行った。

また、国からの派遣保険等チームや他自治体からの派遣保健師、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）と連携し、被災者の健康状態の把握や、感染症、食中毒等の予防、食事指導等を実施した。今後も、既存の行政サービス等を活用しながら、各関係機関と連携して、被災者の健康保持につながる活動を行うものとする。

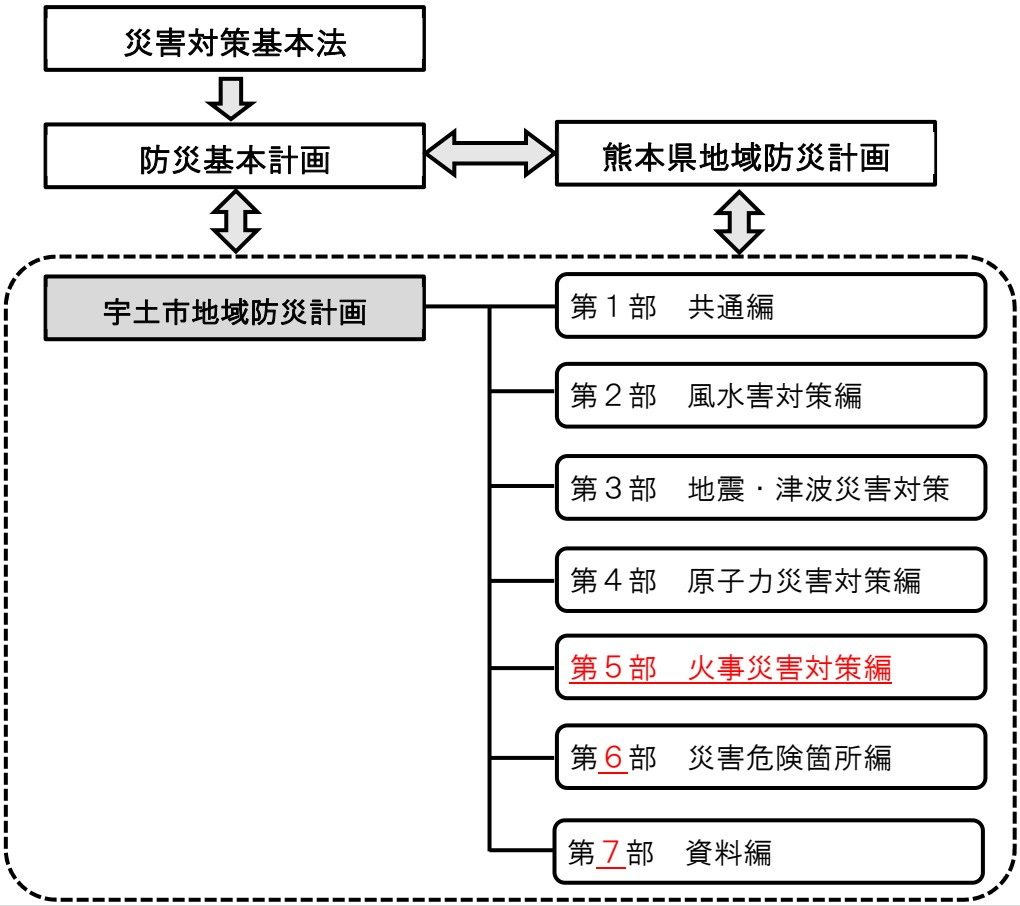
さらに、被災者は精神的な負担を抱えていることが多いことから、被災者の心のケアについても、早期発見、早期支援ができるような活動を行うものとする。

ア　被災者に寄り添った健康支援（健康づくり課他）
イ　市外避難者へのサポート（福祉課、健康づくり課）
ウ　被災者の心のケア対策（健康づくり課他）
エ　児童生徒の心のケア（学校教育課）

第４節　計画の構成と運用

（ 全部 ）

本計画の構成と内容は次のとおりとする。



第１　計画の構成

１　共通編

共通編は、「総則」、「防災組織計画」、「災害予防計画」で構成する。

(1)　総　則

本計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・事業者・行政の取り組み等について定める。

また、第３節に市民・地域・企業・行政が防災・減災を進める上での方針や確認しておくべき事項をとりまとめている。

(2)　防災組織計画

宇土市防災会議の組織や防災に関する組織及び応援要請について定める。

防災に関する組織では、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の市の組織体制、初動体制、配置計画についてとりまとめている。

(3)　災害予防計画

地震・津波を除く各種災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

２　風水害対策編

風水害対策編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

(1)　災害応急対策計画

水害、土砂災害などの風水害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

(2)　災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

３　地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

(1)　災害応急対策計画

地震・津波災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

(2)　災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定めるものとする。

４　原子力災害対策編

原子力災害対策編は、九州内に存在する２原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起った場合、又はそのおそれがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

５　災害危険箇所編

災害危険箇所編は、宇土市における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地区別避難経路等についてとりまとめたものを定める。

６　資料編

資料編は、本計画に関連する条例や宇土市防災会議委員等についてとりまとめたものを定める。

第２　平常時の運用

１　基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1)　施策・事業の企画・立案段階での防災上の配慮

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努めるものとする。

ア　当該地域の地形地盤条件の考慮
イ　災害危険への影響
ウ　施策・事業計画における防災上の効果等

(2)　施策・事業の総合調整

市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その耐震機能にも十分配慮し適切な維持管理に努めるものとする。

２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のために必要なマニュアルを整備するものとする。

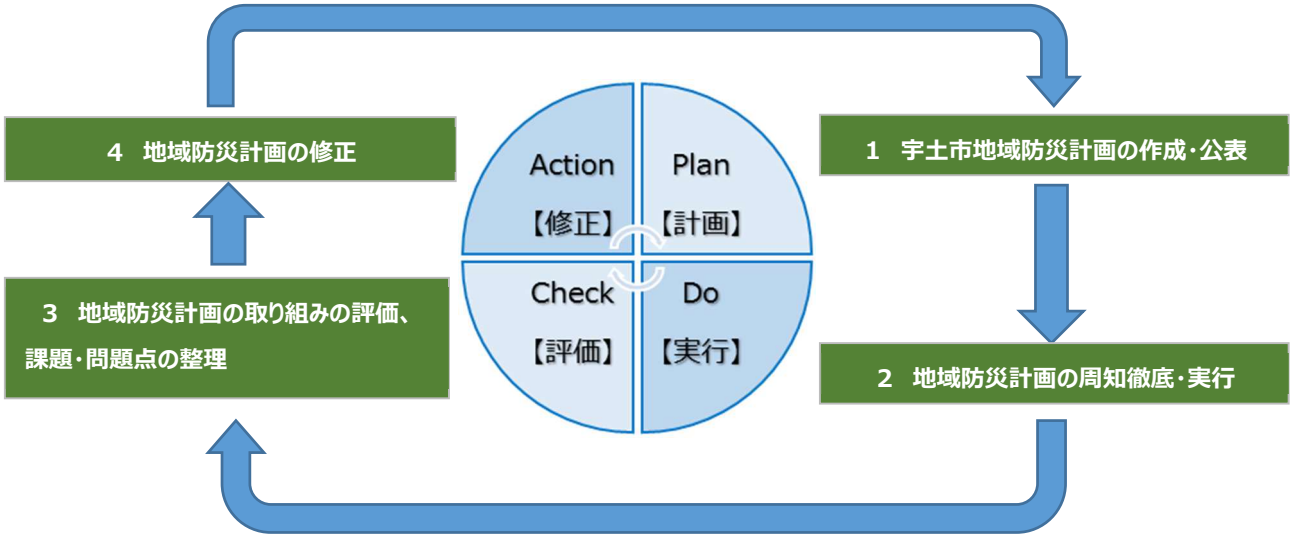
特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第３　災害時の運用

災害時には、本計画の災害応急対策計画、災害復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第４　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを宇土市防災会議において修正する。検討にあたっては、毎年の取り組みを評価(Check) し課題や問題点をまとめ、計画の修正（Action）を行うＰＤＣＡサイクルにより実施する。



第５　計画の効果的促進

本計画の効果的推進を図るため、防災に関する施策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するものとする。

また、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開するものとする。

第５節　宇土市の概況

（ 全部 ）

第１　自然的条件

１　地勢

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、広大な熊本平野の南部に位置しており、宇土半島の山々を南に連ね、西には有明海、北には緑川河口の肥沃な土地が広がる温暖で自然豊かな都市である。

また、環境省の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく渚百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や網田焼窯跡に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在している。

現在の市街地は、古くは宇土支藩３万石の城下町として発展し、その街並みも今に受け継がれ、情緒漂う都市景観を形成している。

このような自然や文化に対する市民意識は高く、後世に残したい地域の遺産として保全、活用を行うなど様々な市民主体の取り組みが行われている。また、本市は陸海の交通の要衝地にあるため、古くから政治・文化の中心として栄えてきた。

現在も、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤や通学、買い物、余暇活動などの日常生活において交通の利便性が高い住みやすい都市である。

■市役所の位置

名称	所在地	東経	北緯
宇土市役所	熊本県宇土市浦田町 51 番地	130° 39′ 31″	32° 41′ 14″

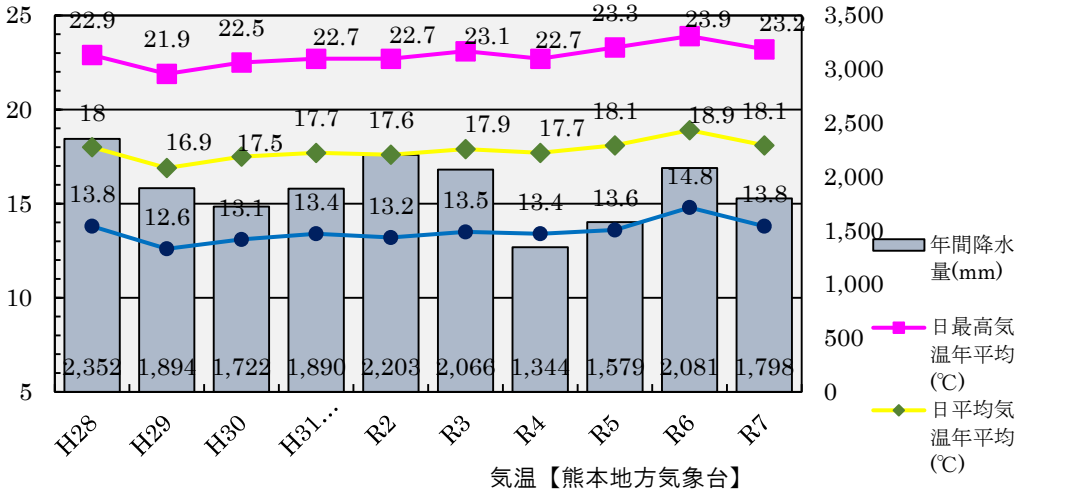
■広さ・面積

東西	南北	面積
20.4ｋｍ	7.9ｋｍ	74.30ｋｍ^2

２　気象

宇土市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい気候となっている。年間の降水量は過去 10 年間の平均が 1,892.9ｍｍである。

■宇土市の気温と降水量



気温【熊本地方気象台】
降水量　【宇土観測所　※　観測開始年月日は H17. 12. 6】

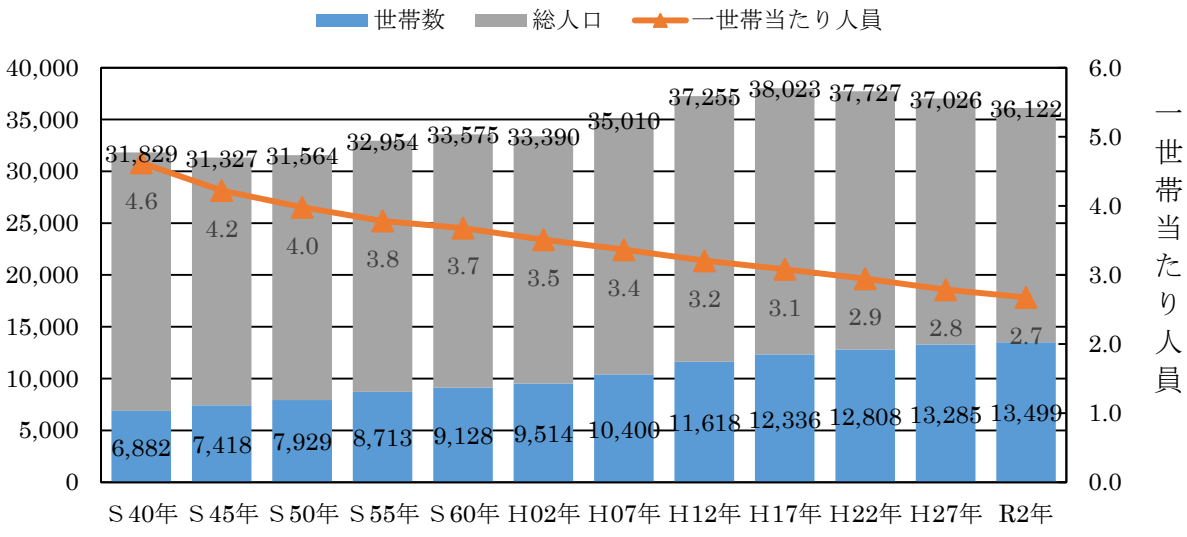
第２　社会的条件

１　人口

本市の人口は、平成 17 年（2005 年）までは微増し 38,023 人でピークとなったが、これ以降は緩やかな減少に転じ、令和 2 年（2020 年）には 36,122 人となっている。

一方、世帯数は増加傾向にあるが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

■宇土市の人口・世帯数の推移

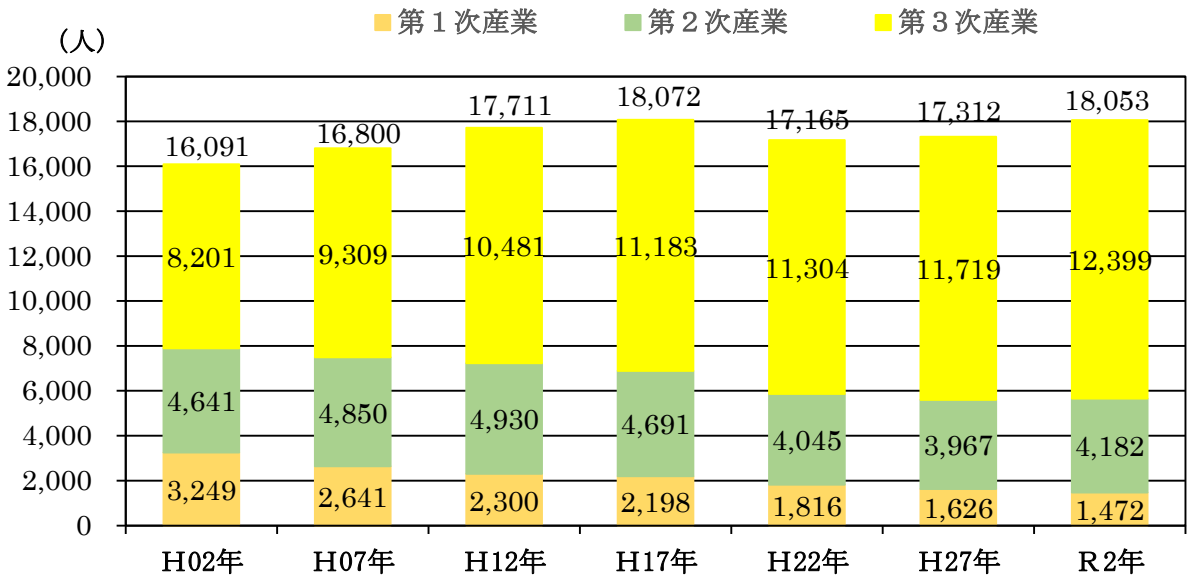


資料：国勢調査（S40 年～R2 年）

2　産業別就業者数

本市の就業者数の推移をみると、平成 17 年をピークに横ばいとなっている。
産業別では第１次産業が減少傾向となっている。

■産業別就業者の推移

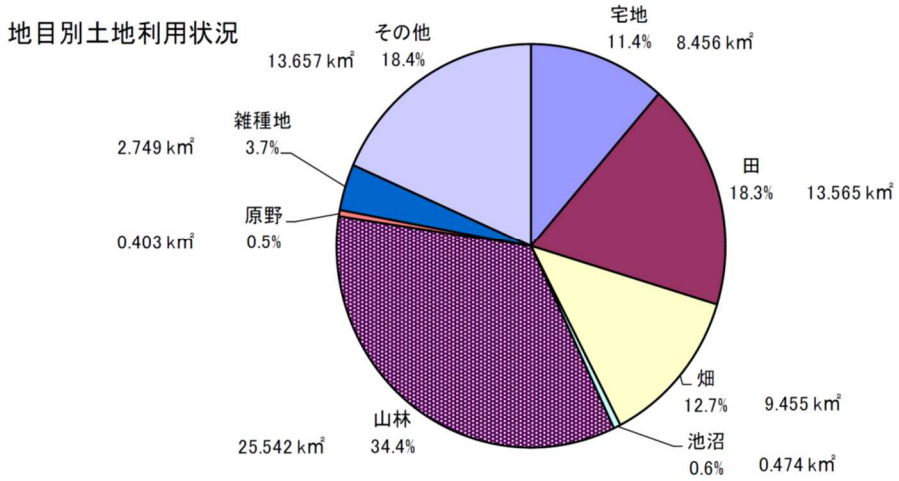


資料：国勢調査（H2 年～R2 年）

3　土地利用

宇土市の令和 6 年度における土地利用状況で最も多い地目は山林の 25.542 ㎢で、市全体の約 34.4%を占めています。続いて田の 13.565 ㎢、畑 9.455 ㎢、宅地 8.456 ㎢の順となっています。

■地目別土地面積



資料：令和 7 年度版（令和 6 年度実績）年次報告書―環境白書―

第６節　宇土市の災害要因と被害状況

（ 全部 ）

第１　風水害の被害状況

過去の風水害は、下記に示すように６月から７月に発生する梅雨時期の集中豪雨によるものと、台風に伴うものである。近年、全国的にも激甚化する集中豪雨による水害が頻発しており、最も注意すべき災害の一つであるといえる。

■宇土市における過去の風水害履歴

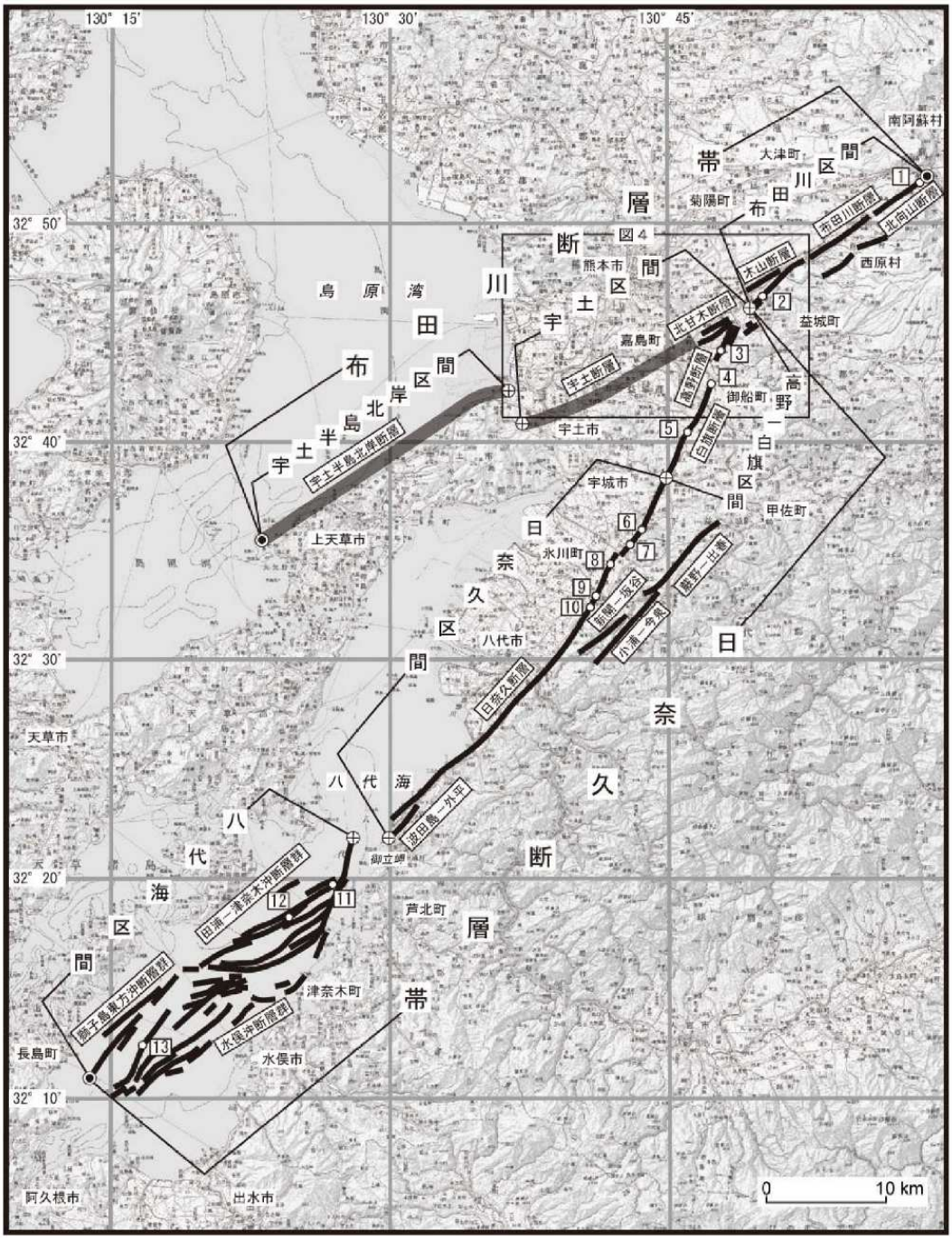
災害発生日			災害名称種別	主な被害状況
西暦	年号	月日		
1991	H3	９月 23 日 （災害対策本部設置）	台風 19 号	死者１名　負傷者 27 名 住家全壊１世帯、半壊 24 世帯
1997	H9	７月 6～13 日 （災害対策本部設置）	梅雨前線	住家半壊１世帯 床上浸水 31 戸、床下浸水 297 戸
1999	H11	９月 24 日 （災害対策本部設置）	台風 18 号	負傷者６名、住家全壊 35 世帯　半壊 188 世帯 床上浸水６戸、床下浸水 23 戸
2004	H16	８月 30 日 （災害対策本部設置）	台風 16 号	高潮警戒のため、走潟、緑川、網津地区の一部に避難勧告発令
2004	H16	９月７日 （災害対策本部設置）	台風 18 号	負傷者８人、住家半壊４世帯、床下浸水２戸 道路被害７ヶ所
2004	H16	９月 20 日 （災害対策本部設置）	台風 23 号	負傷者 17 人、住家半壊 12 世帯 床下浸水２戸
2005	H17	９月６日 （災害対策本部設置）	台風 14 号	高潮等警戒のため、走潟地区と緑川地区の一部に避難勧告発令
2006	H18	６月 26～27 日 （災害対策本部設置）	梅雨前線	住家全壊１世帯、住家半壊１世帯 床上浸水８戸、床下浸水 72 戸
2006	H18	９月 17 日 （災害対策本部設置）	台風 13 号	非住家全壊１戸
2012	H24	６月 24 日 （災害対策本部設置）	梅雨前線	土砂災害警戒のため笠岩地区に避難勧告発令 床上浸水　２戸、床下浸水　106 戸
2012	H24	９月 16 日 （災害対策本部設置）	台風 16 号	高潮等警戒のため直築地区、笹原町切所、走潟町西走下の一部に避難勧告発令 床上浸水　２戸、床下浸水　10 戸
2015	H27	６月 11 日 （災害対策本部設置）	梅雨前線	土砂災害及び河川溢水の恐れがあるため、市全域に避難勧告発令 床上浸水　２戸、床下浸水　８戸
2016	H28	６月 20 日 （災害対策本部設置） （平成 28 年熊本地震関連）	梅雨前線	記録的短時間大雨情報発表。 最大時間雨量 136 ミリ（(県管理)宇土観測所）を観測。 死者２名、全壊３戸、大規模半壊・半壊 68 戸 床上浸水 101 戸、床下浸水 102 戸

第２　地震の災害要因と被害状況

１　地震の災害要因

本市に影響を与える活断層は布田川断層帯が存在しており、市の直下に宇土区間と西部地区の海岸沿いに宇土半島北岸区間が走っている。

■布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置



出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の評価地震調査研究推進本部地震調査委員会

地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、これらの活断層帯における地震発生確率は次のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS※ランクと評価されており、特に注意が必要である。

■主要活断層帯の長期評価の概要　【算定基準日：令和８年(2026年)１月14日】

（陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率等）

＜宇土市付近を抜粋＞

断層帯名（起震断層/活動区間）	長期評価で予想した地震規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	主な活断層における相対的評価ランク	地震発生確率 30年以内	地震発生確率 50年以内	地震発生確率 100年以内	平均活動間隔	最新活動時期
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2程度以上	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0程度	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0程度	Z	ほぼ0％	ほぼ0％	ほぼ0％	8,100年～26,000年程度	平成28年(2016年)熊本地震
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3程度	S*ﾗﾝｸ	ほぼ0%～16%	ほぼ0%～30%	ほぼ0%～50%	1,100年～6,400年程度	約1,700年前以後～約900年前以前
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5程度	S*ﾗﾝｸ	ほぼ0%～6%	ほぼ0%～10%	ほぼ0%～20%	3,600年～11,000年程度	約8,400年前以後～約2,000年前以前
日奈久断層帯（高野－白旗区間）	6.8程度	X※1	不明	不明	不明	不明	約1,600年以後～約1,200年前以前

出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和８年(2026年)１月14日での算定）

地震調査研究推進本部地震調査委員会

凡例	色	解説
Sランク（高い）		30年以内の地震発生確率が3%以上
Aランク（やや高い）		30年以内の地震発生確率が0.1～3%
Zランク（－）		30年以内の地震発生確率が0.1%未満
Xランク（－）		地震発生確率が不明（すぐに地震が起こることが否定できない）

（注）地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに＊を付記する。

※１　Ｘランクは、断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

このような中で、熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度７の地震がわずか28時間の間に２度も発生し、大きな被害をもたらした。

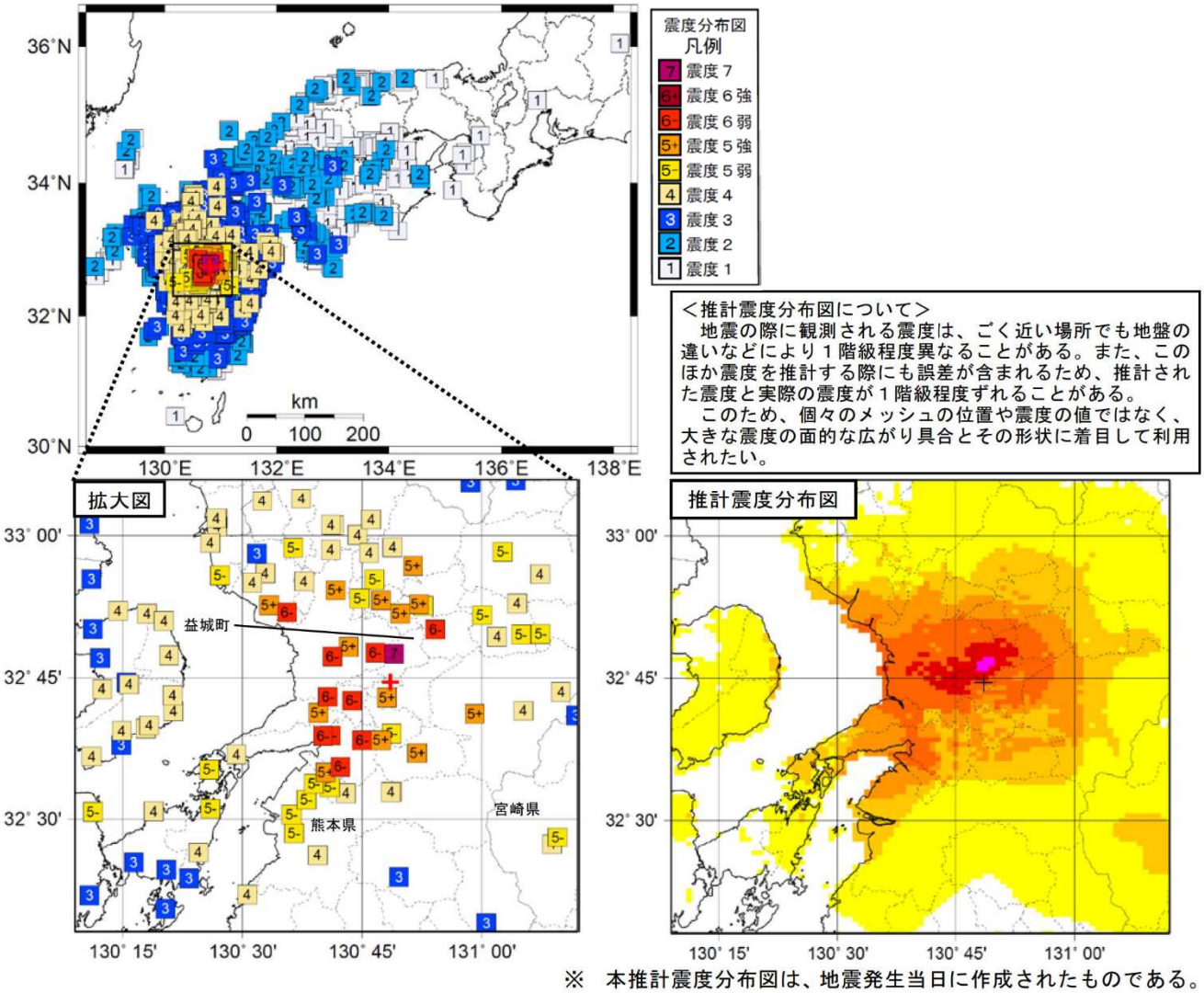
後に「前震」とされる平成28年（2016年）４月14日（木）午後９時26分に発生した地震は、熊本県熊本地方（北緯32°44.5′東経130°48.5′）の深さ11km地点を震源とし、地震の規模を示すマグニチュードは6.5、上益城郡益城町で震度７、熊本市東区、西区、南区で震度６弱、本市で震度５強を観測した。

また、「本震」とされる平成28年（2016年）４月16日（土）午前１時25分に発生した地震は熊本県熊本地方（北緯32°45.2′東経130°45.7′）の深さ12km地点を震源とし、マグニチュードは7.3、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度７、本市をはじめ宇城市、熊本市、合志市、嘉島町、大津町、菊池市、南阿蘇村で震度６強を観測した。

さらに、この地震に伴い、午前１時27分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。

４月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、４月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する２つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本地震では、４月14日から16日にかけて震度６弱以上の地震を７回観測し、平成29年（2017年）１月31日までに、震度１以上を観測した回数は4,241回であった。

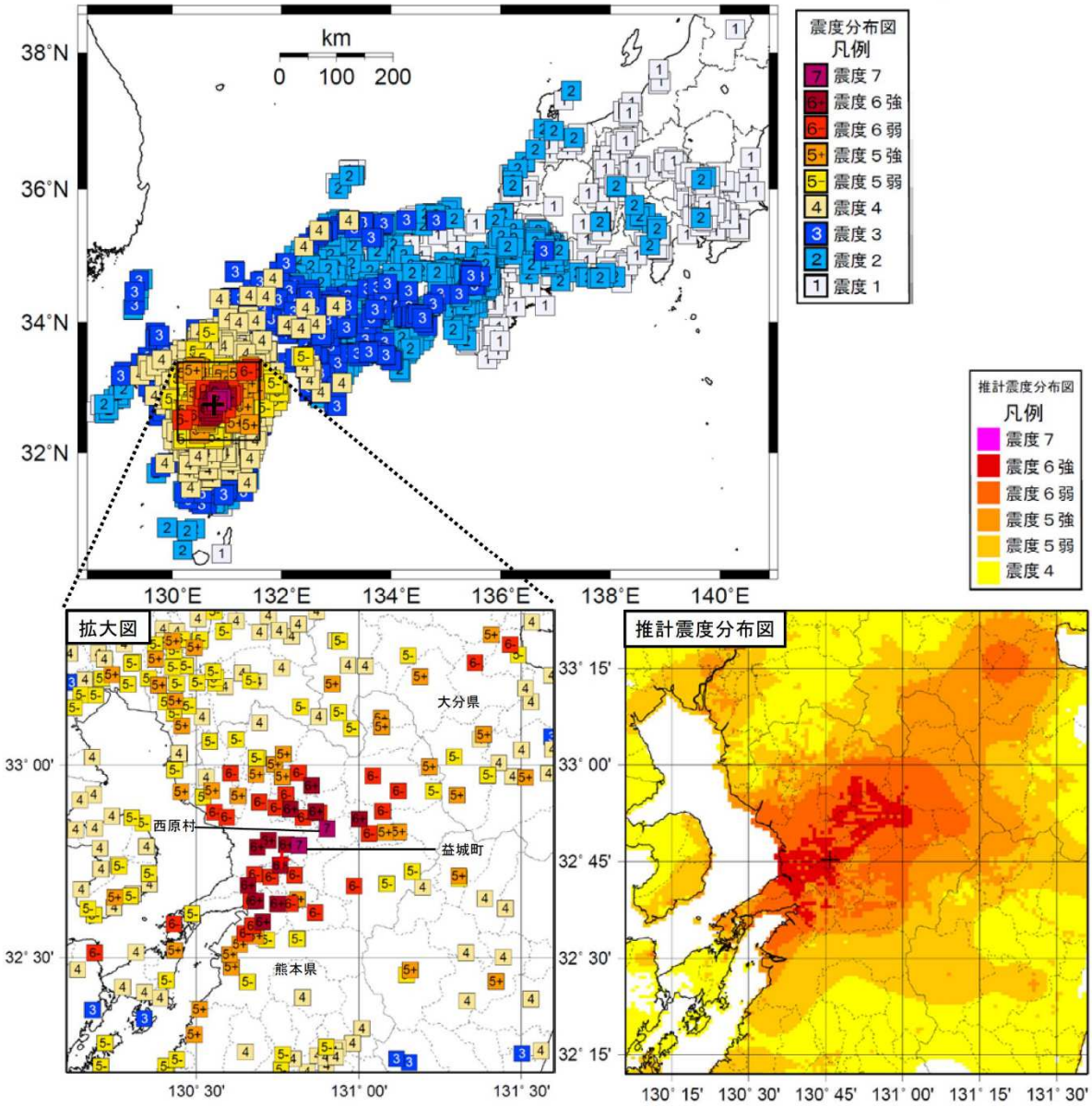
■4月14日21時26分 熊本県熊本地方の地震（M6.5、深さ11 km、最大震度７）の震度分布図



※　本推計震度分布図は、地震発生当日に作成されたものである。

出典：平成28年(2016年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

■4 月 16 日 1 時 25 分 熊本県熊本地方の地震（M7.3、深さ 12km、最大震度７）の震度分布図



出典：平成 28 年(2016 年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

２　地震の被害状況

平成28年（2016年）熊本地震
（前震）平成28年4月14日 21時26分 宇土市 震度５強
（本震）平成28年4月16日　1時25分 宇土市 震度６強

熊本地震において、日奈久断層帯（高野―白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生した。

最大震度７の揺れがわずか28時間以内に2度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測）。

その被害は甚大なものであり、宇土市においては、死者10人（全て地震関連死）、重傷者24人、住家被害は全壊116棟、大規模半壊・半壊1,747棟、一部損壊4,390棟にのぼった。

また、市役所庁舎をはじめとした公共施設の損壊や上水道断水、道路・橋脚の破損による通行止めなど、市民の生活を支えるインフラに甚大な被害が生じた。

なお、活発な余震活動により、市が開設した避難所には、最大で6,455人（平成28年4月16日（土）午後8時時点）が避難した。さらに、指定避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。

■平成 28 年熊本地震における宇土市の被害状況（令和 7 年（2025 年）4 月 11 日現在）

被害項目		被害状況
人的被害	死者	10 人
	重傷者	24 人
住家被害	全壊	116 棟
	大規模半壊・半壊	1,747 棟
	一部損壊	4,390 棟

■熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度４以上）

西暦（和暦）	地域（名称）	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ(M)	主な被害
744.06.06（太平 16）	天草郡、八代郡、芦北郡	7.0	田地 290 町、民家流出 470 軒、死者 1、520 名
1619.05.01（元和 5）	肥後・八代	6.0	麦島城はじめ公私の家屋に被害
1625.07.21（寛永 2）	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害、死者約 50
1723.12.19（享保 8）	肥後・豊後・筑後	6.5	肥後で死者 2、家屋倒壊 980
1769.08.29（明和 6）	日向・豊後・肥後	7.3～7.4	延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大
1792.05.21（寛政 4）	雲仙岳	6.4	眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害；死者約 15,000、家屋全壊 12,000
1828.05.26（文政 11）	長崎	6	天草で激しい被害
1889.07.28（明治 22）	熊本	6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、半潰 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133
1894.08.8（明治 27）	熊本北部	6.3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、石垣の崩壊多数、長陽村で家屋破損 1、石垣崩壊 9
1895.08.27（明治 28）	熊本北東部	6.3	阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、堤防亀裂 8、石垣崩壊 22、永水村で家屋破損 5
1907.03.10（明治 40）	熊本	5.4	煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3
1909.11.10（明治 42）	宮崎・熊本県境	7.6	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3
1931.12.21（昭和 6）	八代海	5.5	八代町沿岸で被害多少
1931.12.22（昭和 6）	八代海	5.6	八代町沿岸で被害多少

西暦（和暦）	地域（名称）	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ(M)	主な被害
1931. 12. 26 （昭和 6）	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、 堤防亀裂、石垣崩壊、 大矢野島の護岸・堤防決壊
1937. 01. 27 （昭和 12）	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落
1941. 11. 19 （昭和 16）	日向灘 （日向灘地震）	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32
1968. 02. 21 （昭和 43）	宮崎県南西部 （えびの地震）	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、 半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、 道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、 山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、 通信施設被害 100
1968. 02. 21 （昭和 43）		6. 1	
1968. 02. 22 （昭和 43）		5. 6	
1968. 03. 25 （昭和 43）	宮崎県南西部	5. 4	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97
1975. 01. 23 （昭和 50）	阿蘇山北東	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15
1984. 08. 07 （昭和 59）	日向灘	7. 1	負傷者 9、建物一部損壊 319
1987. 03. 18 （昭和 62）	日向灘	6. 6	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害
1997. 03. 26 （平成 9）	薩摩地方	6. 6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 窓ガラス割れ、落石等
1997. 05. 13 （平成 9）	薩摩地方	6. 4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等
1999. 03. 09 （平成 11）	阿蘇地方	4. 8	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等
2000. 06. 08 （平成 12）	熊本地方	5. 0	宇土市の震度：５強 益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 砥用町で落石
2001. 01. 10 （平成 13）	阿蘇地方	4. 1	高森町で落石、水道管破裂、 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等
2005. 06. 03 （平成 17）	天草芦北地方	4. 8	負傷者 2 名(うち重傷者 1 名)
2011. 10. 05 （平成 23）	熊本地方	4. 5	住家の一部破壊
2016. 04. 14 （平成 28）	熊本地方 （熊本地震）	6. 5	宇土市の震度：4/14；５弱、4/16；６強 死者 202 名、重軽傷者 2, 653 名、 住家全壊 8, 401 棟、半壊 32、882 棟 被害額 3. 8 兆円(平成 29 年 2 月 14 日時点)
2016. 04. 16 （平成 28）		7. 3	
2019. 1. 3 （平成 31）	熊本地方 （和水町）	5. 1	宇土市の震度：3 負傷者 4 名(うち重傷者 1 名) 住家の一部損壊 24 棟

第７節　被害の想定

（ 総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

本市の人命や家屋等の財産、公共施設、ライフライン等に大きな影響を与える主要な災害は、集中豪雨や台風等による河川はん濫や高潮及び土砂災害等の風水害と、地震・津波や火災等の予知できない災害とに大別できる。本節では、本計画の前提条件として、被害の想定を行うものである。

第１　洪水による浸水害の想定

国土交通省及び熊本県では、水防法第 14 条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第 15 条の規定により、この洪水浸水想定区域を宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）に掲載し、洪水による浸水害の想定を行うものとする。

国土交通省及び熊本県による本市に係る浸水想定区域を次に示す。

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定 年月日	浸水面積
緑川水系洪水浸水 想定区域図	想定最大規模（L2）： 12 時間総雨量 595mm	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成 29 年 5 月 30 日	2,090 ha
網津川水系網津川 浸水想定区域図	網津川流域の 24 時間雨量 371mm	熊本県宇城地域 振興局	平成 19 年 9 月 19 日	120 ha
網田川水系網田川 浸水想定区域図	網田川流域の時間雨量 83.8mm/h	熊本県宇城地域 振興局	平成 20 年 8 月 1 日	50 ha

第２　土砂災害の想定

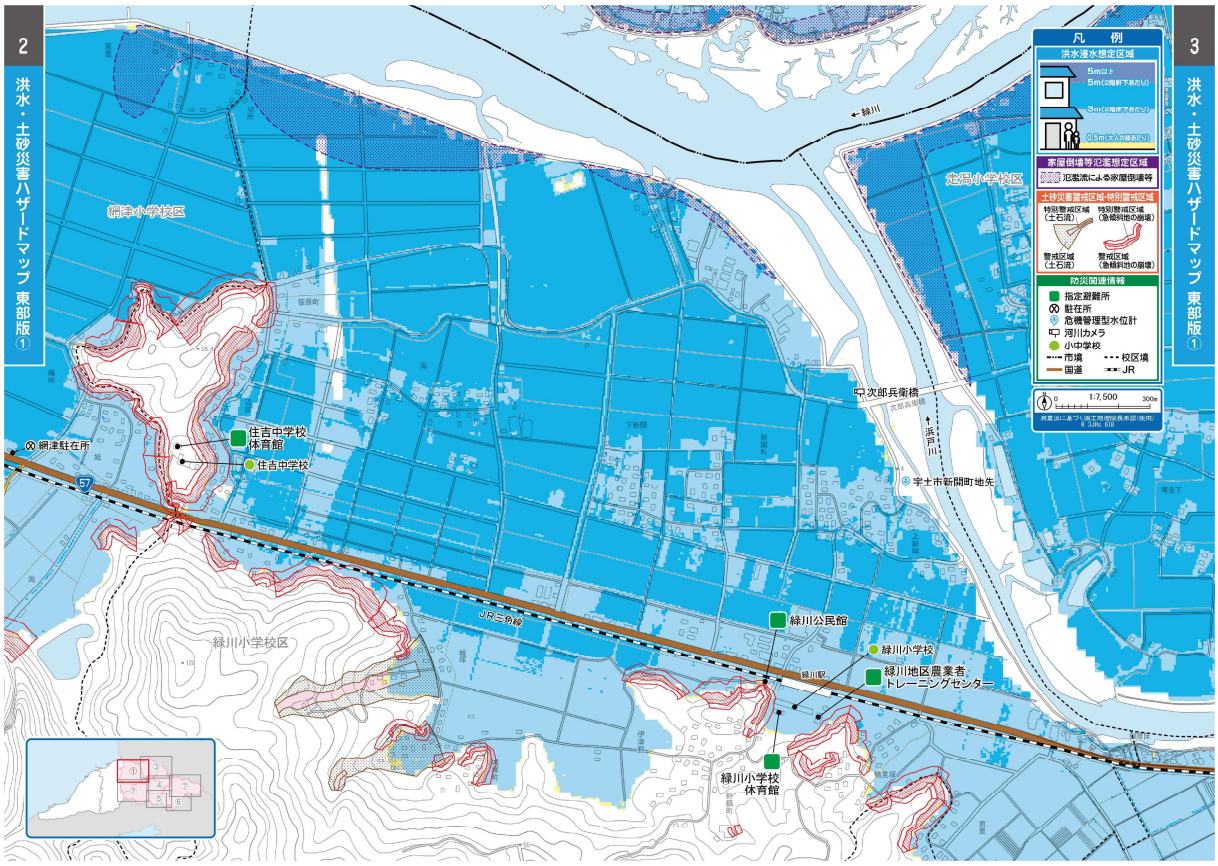
本市で想定される土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）、いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、熊本県により人的被害が生じるおそれがある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が行われており、令和７年４月１日時点での宇土市における指定区域数は次のとおりである。

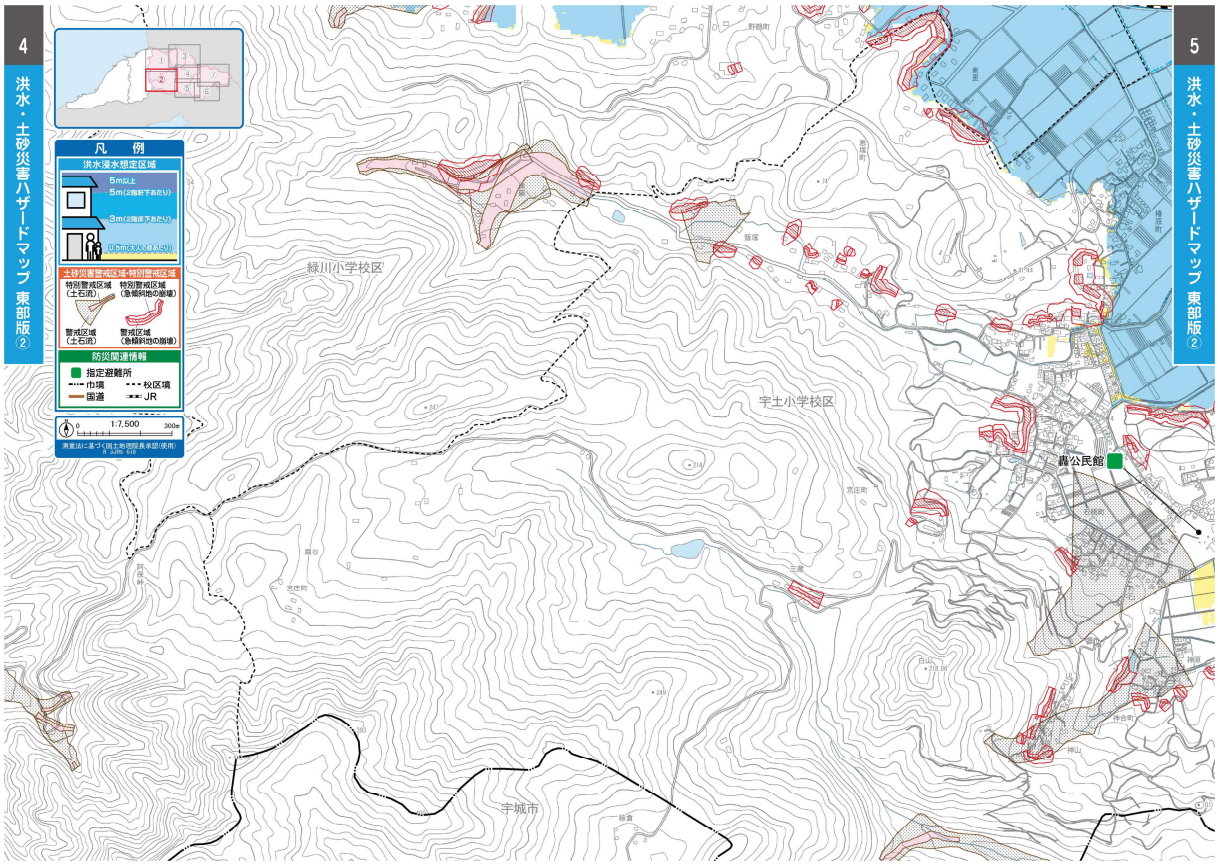
■宇土市の土砂災害警戒区域等の指定状況　（単位：箇所）

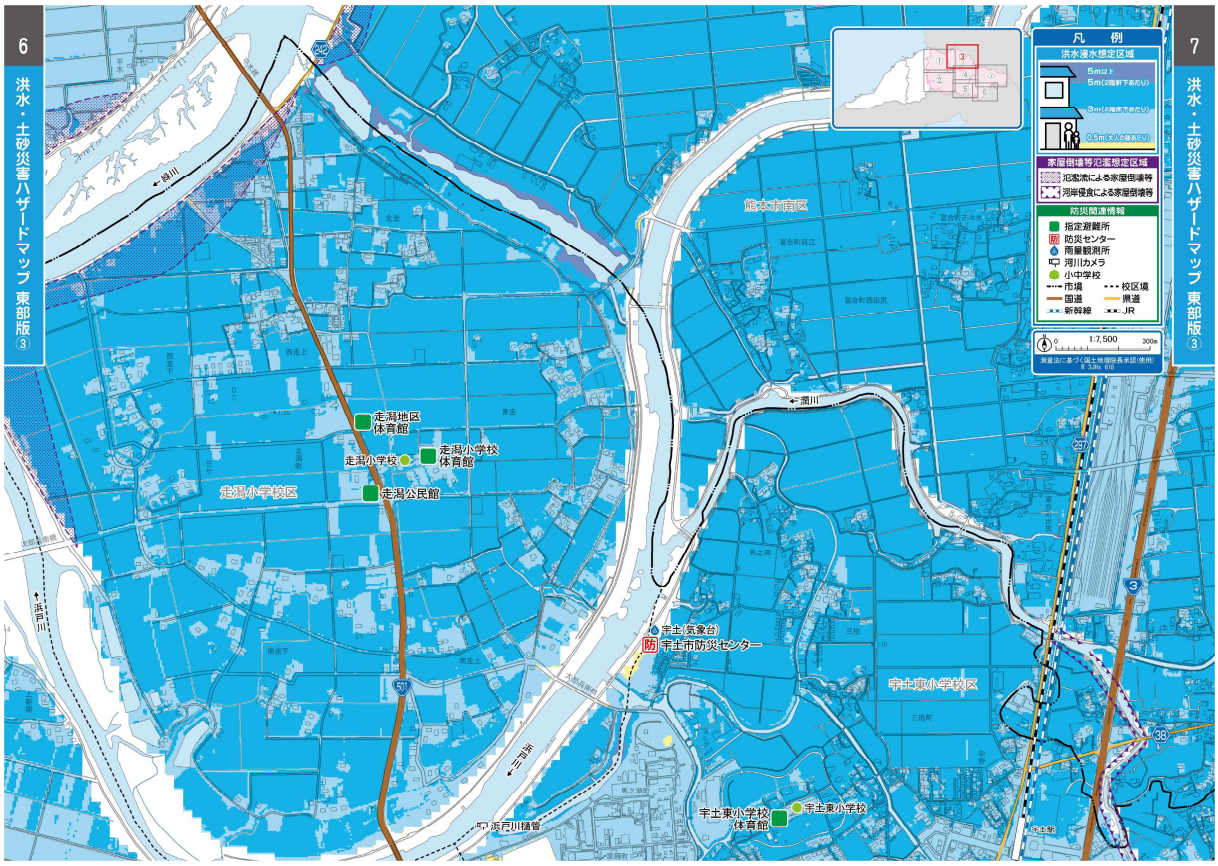
土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	95	279	5	379
土砂災害特別警戒区域	70	279	0	349

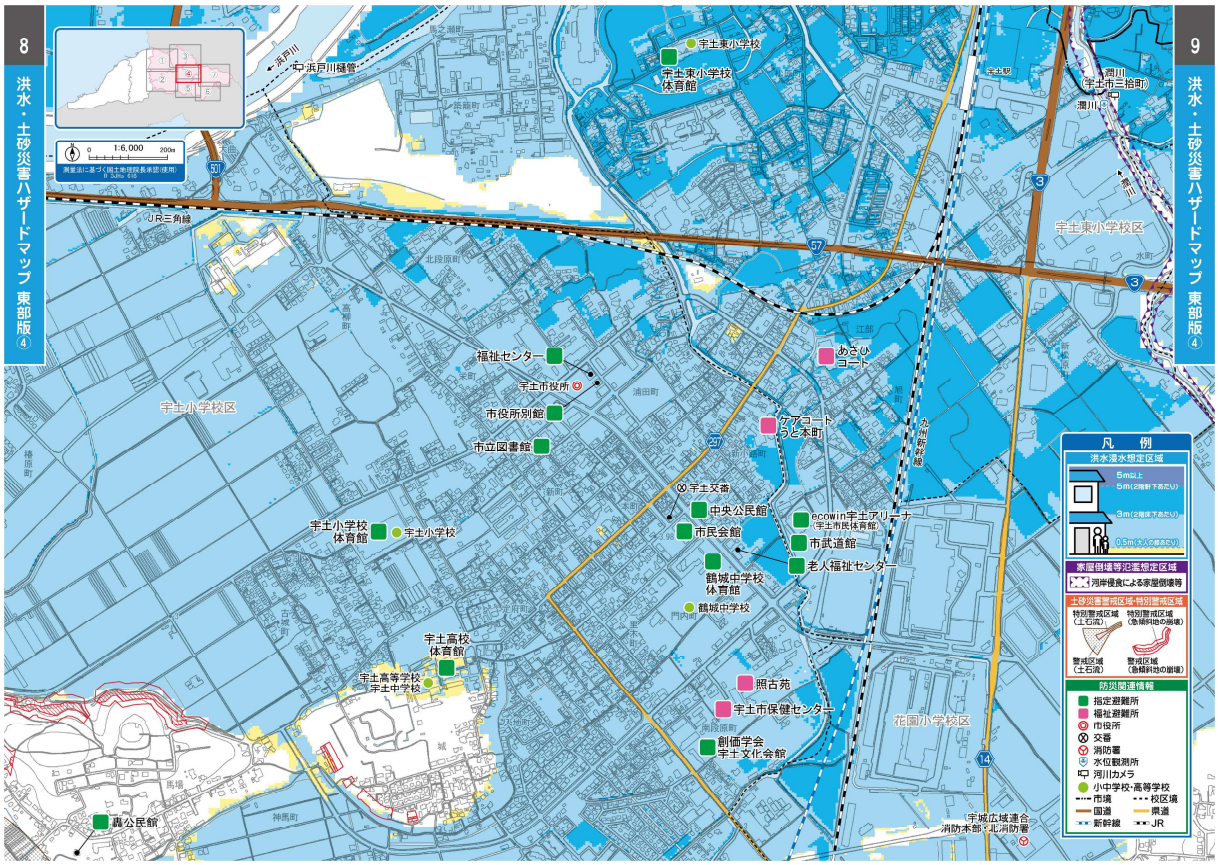
この土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）に掲載し、土砂災害の想定を行うものとする。

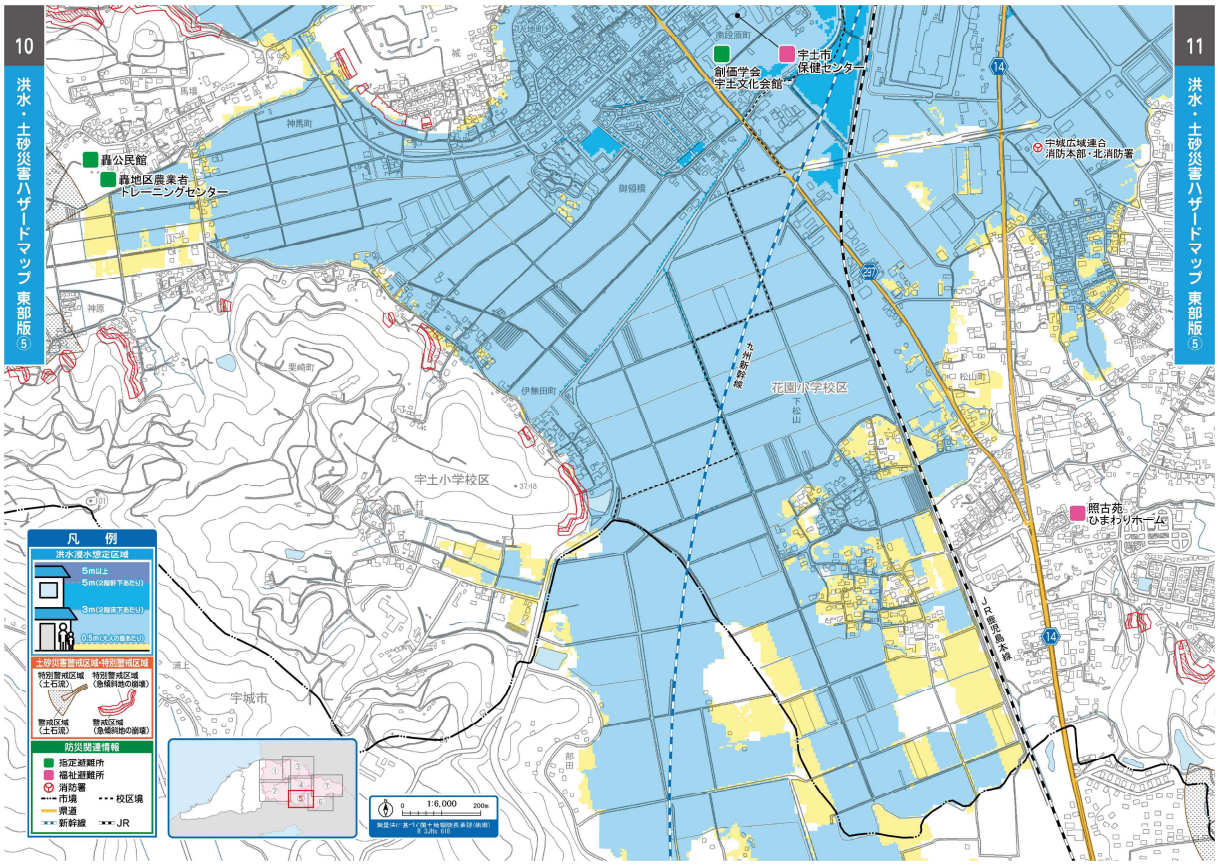
宇土市における河川はん濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等（東部地区）

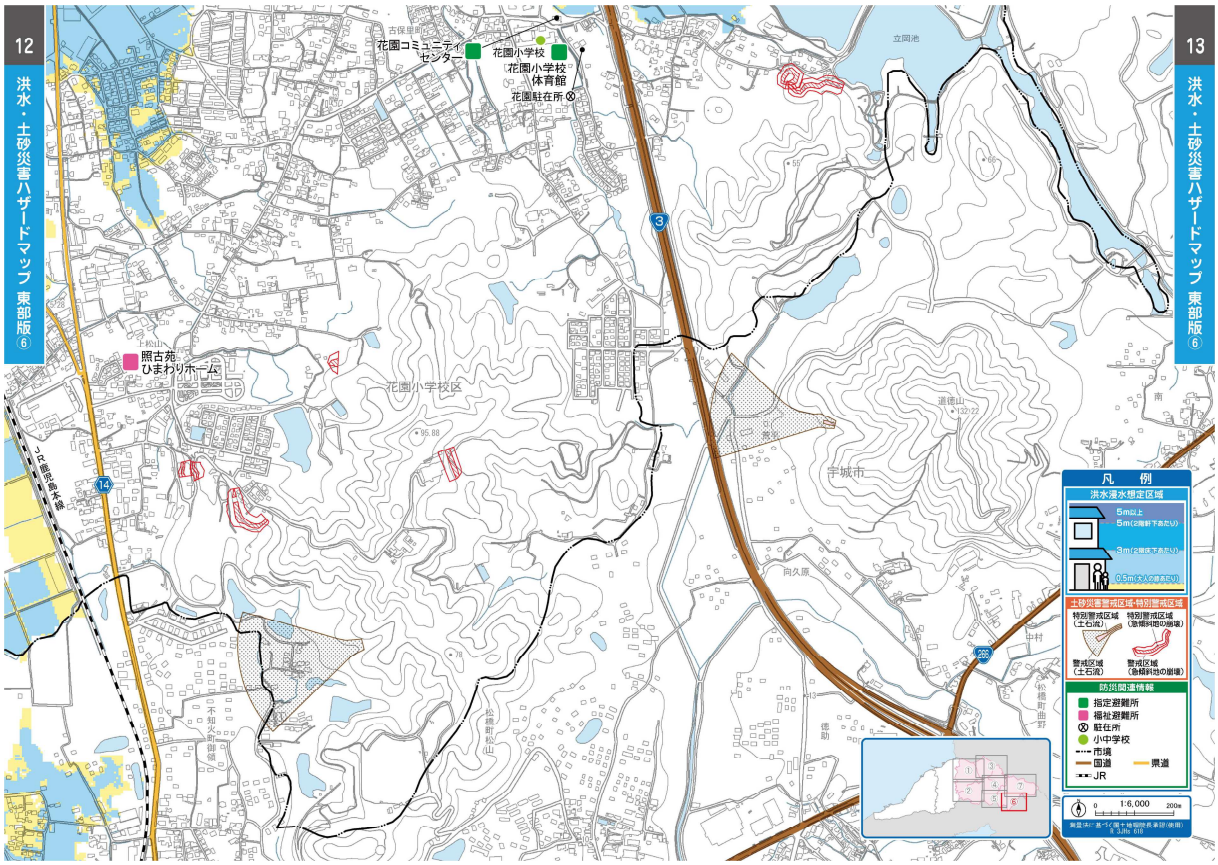


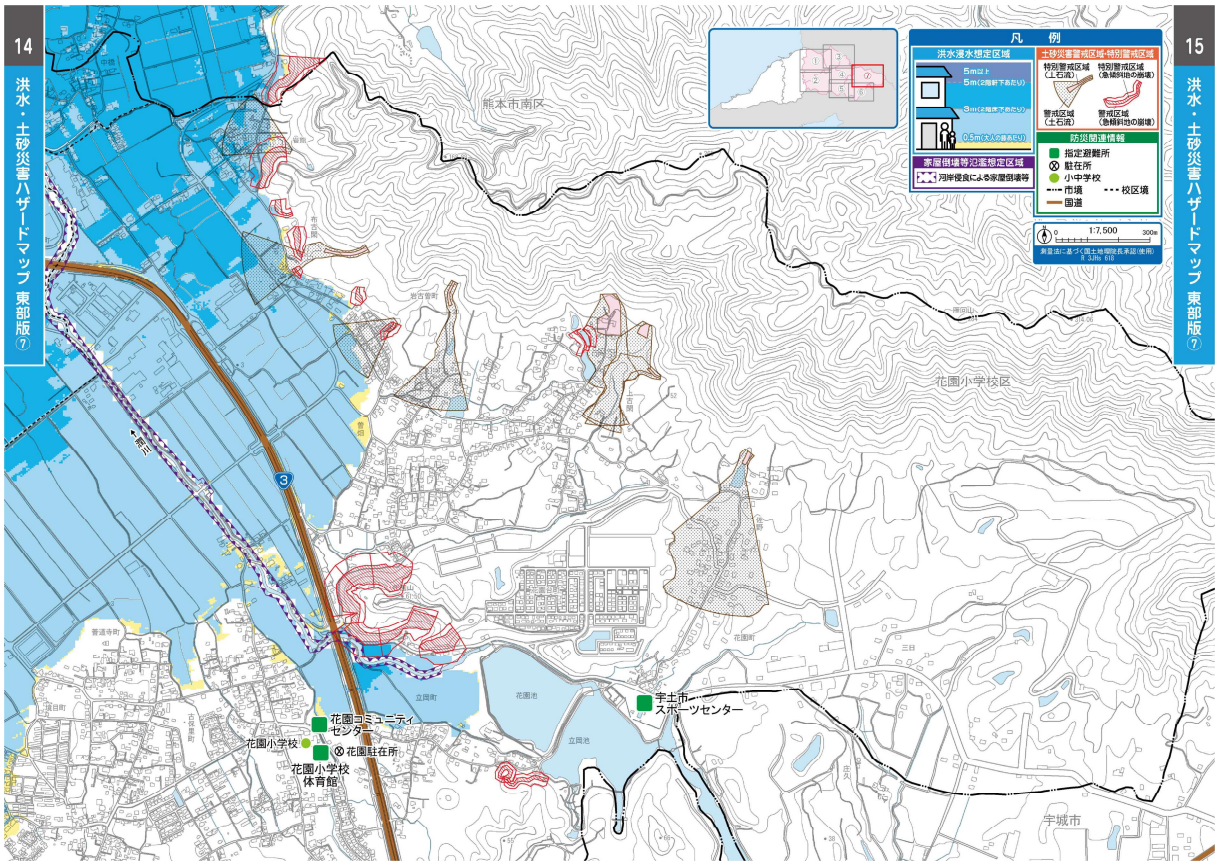



6
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版③
7
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版③
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流による家屋倒壊等
河岸侵食による家屋倒壊等
防災関連情報
指定避難所
防災センター
雨量観測所
河川カメラ
小中学校
市境
校区境
国道
県道
新幹線
JR
1:7,500
300m
熊本市南区
富合町古閑
富合町西田尻
富合町田尻
富合町清藤
富合町木原
富合町新鍋
富合町平木
富合町東走
富合町西走上
富合町南走下
富合町南走上
富合町三角
富合町三拾町
富合町馬之瀬
富合町馬之原
富合町南段原町
富合町内牧
富合町神馬町
緑川
浜戸川
三角浦
三角港
走潟地区体育館
走潟小学校
走潟小学校体育館
走潟公民館
走潟小学校区
宇土(気象台)
防
宇土市防災センター
宇土東小学校区
宇土東小学校体育館
宇土東小学校
浜戸川樋管
三角駅
宇土駅
501
57
3
38
27

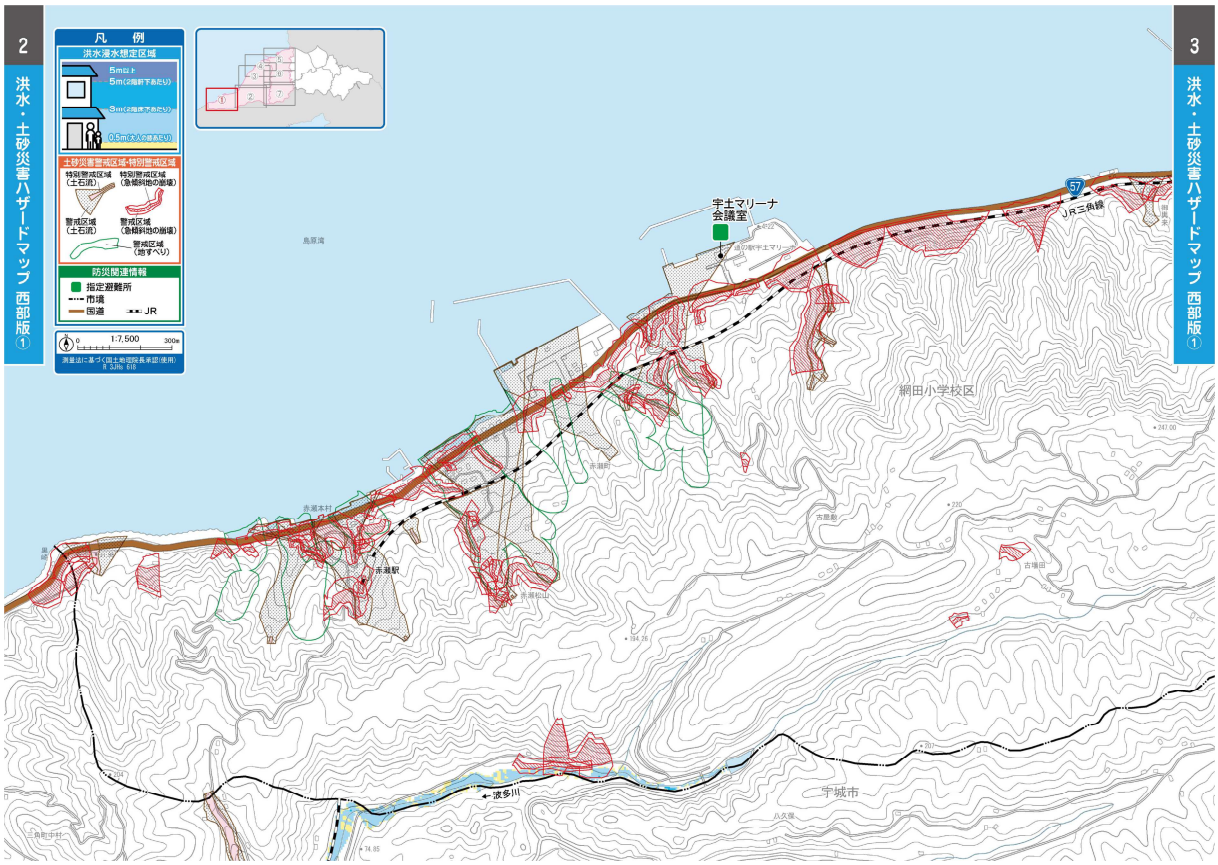

8
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版④
9
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版④
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
家屋倒壊等氾濫想定区域
河岸侵食による家屋倒壊等
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域(土石流)
特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
警戒区域(土石流)
警戒区域(急傾斜地の崩壊)
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
市役所
交番
消防署
水位観測所
河川カメラ
小中学校・高等学校
市境
校区境
国道
県道
新幹線
JR
1:6,000
200m
浜戸川
浜戸川樋管
宇土東小学校
宇土東小学校体育館
緑川
緑川(宇土市三拾町)
JR三角線
宇土東小学校区
福祉センター
宇土市役所
市役所別館
市立図書館
あさひコート
ケアコートうと本町
宇土小学校区
宇土交番
中央公民館
ecowin宇土アリーナ(宇土市民体育館)
市民会館
市武道館
老人福祉センター
宇土小学校体育館
宇土小学校
鶴城中学校体育館
鶴城中学校
宇土高校体育館
宇土高等学校
宇土中学校
照古苑
宇土市保健センター
花園小学校区
創価学会宇土文化会館
轟公民館
宇城広域連合消防本部・北消防署
501
57
3
14
27

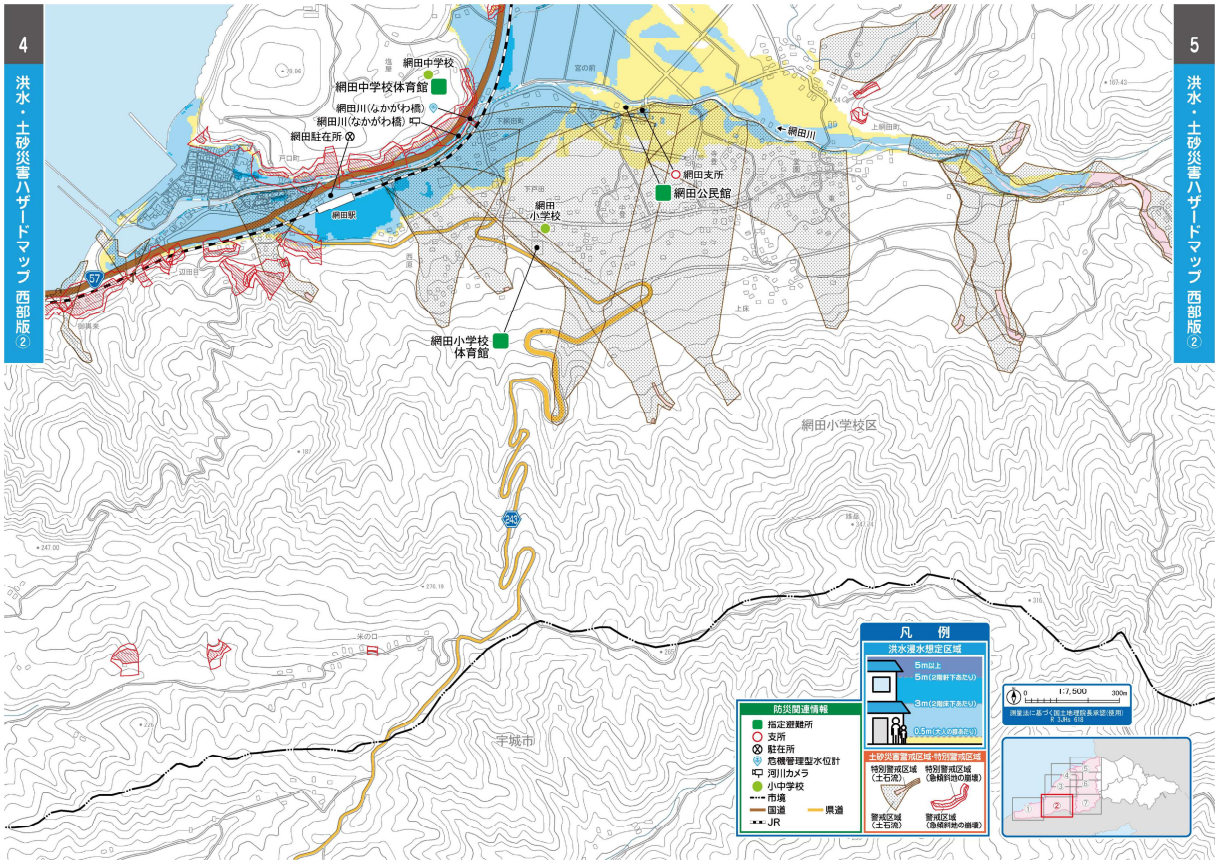

10
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版 ⑤
11
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版 ⑤
轟公民館
轟地区農業者トレーニングセンター
創価学会宇土文化会館
宇土市保健センター
宇城広域連合消防本部・北消防署
照古苑ひまわりホーム
花園小学校区
宇土小学校区
宇城市
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
消防署
市境
校区境
県道
新幹線
JR

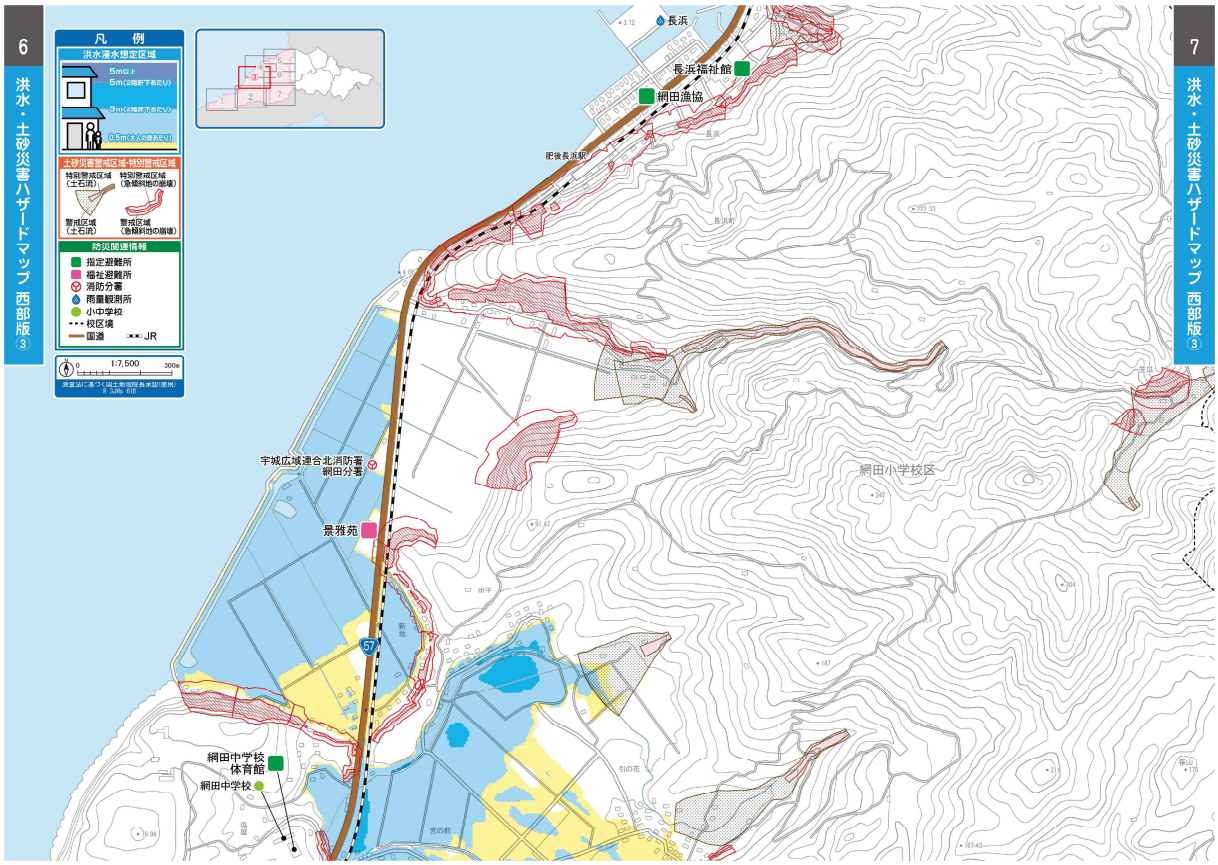

12
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版 ⑥
13
洪水・土砂災害ハザードマップ 東部版 ⑥
花園コミュニティセンター
花園小学校
花園小学校体育館
花園駐在所
照古苑ひまわりホーム
花園小学校区
宇城市
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
駐在所
小中学校
市境
国道
県道
JR

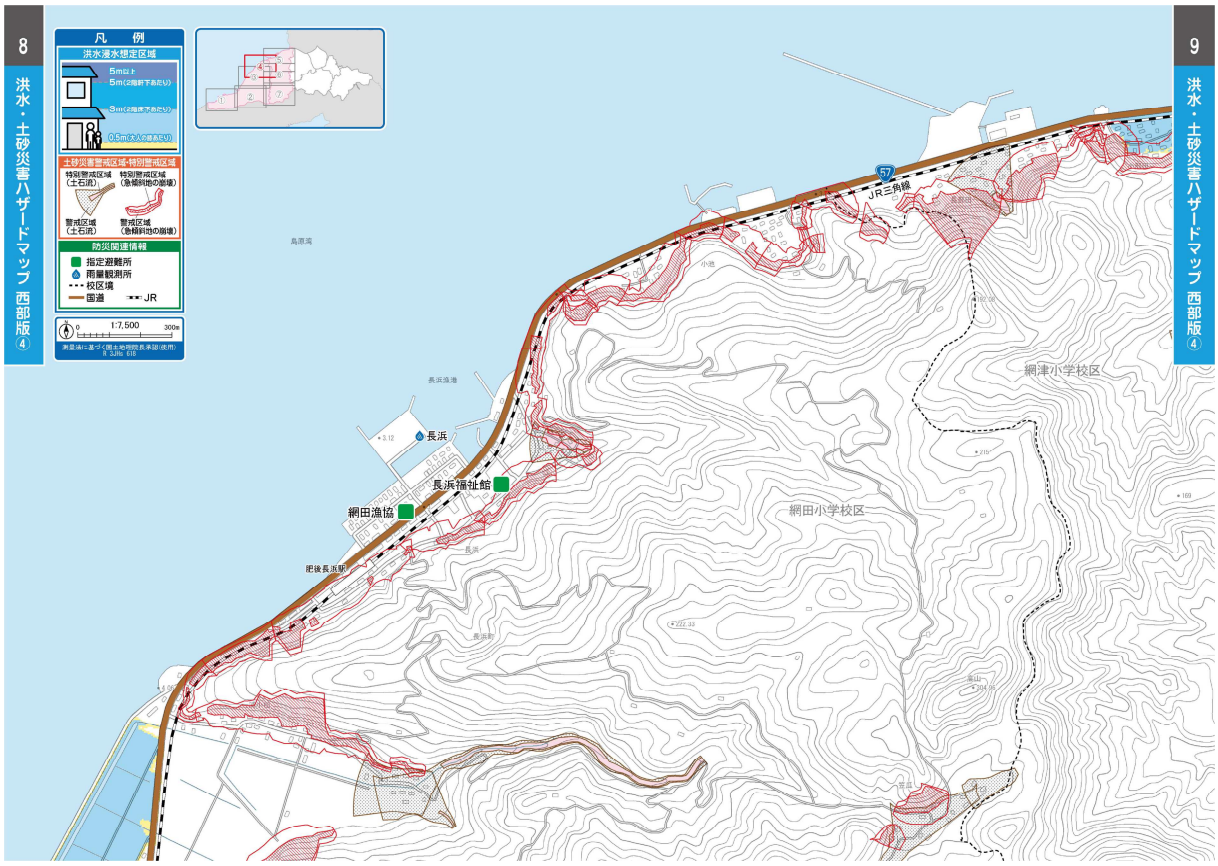


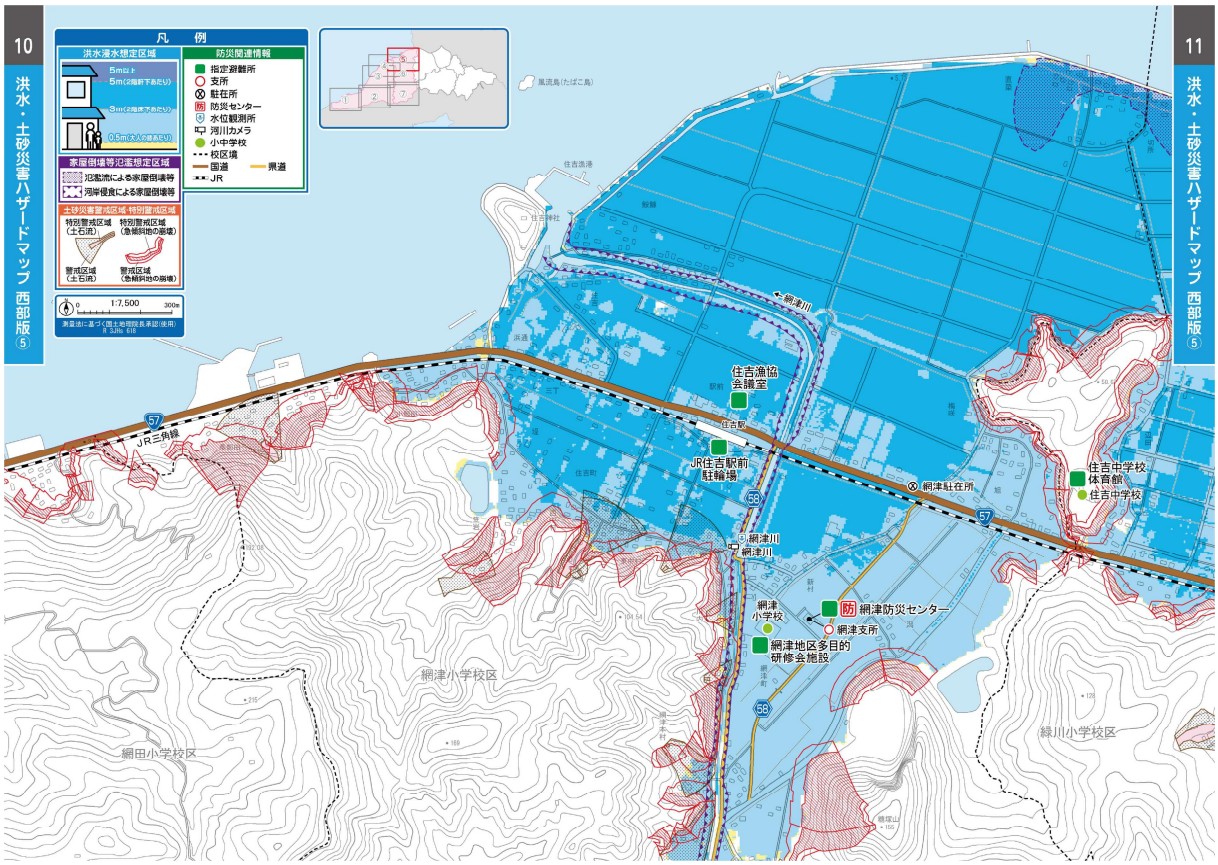
宇土市における河川はん濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等（西部地区）

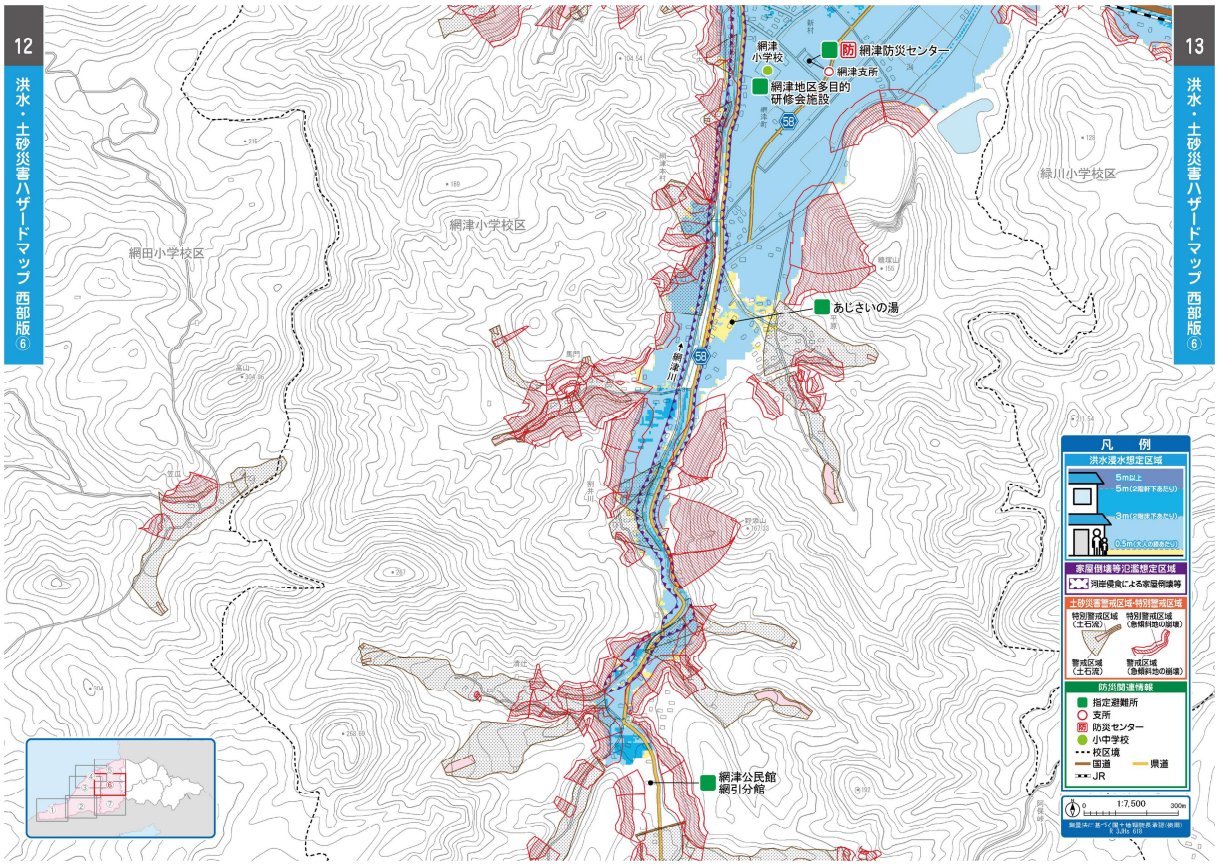


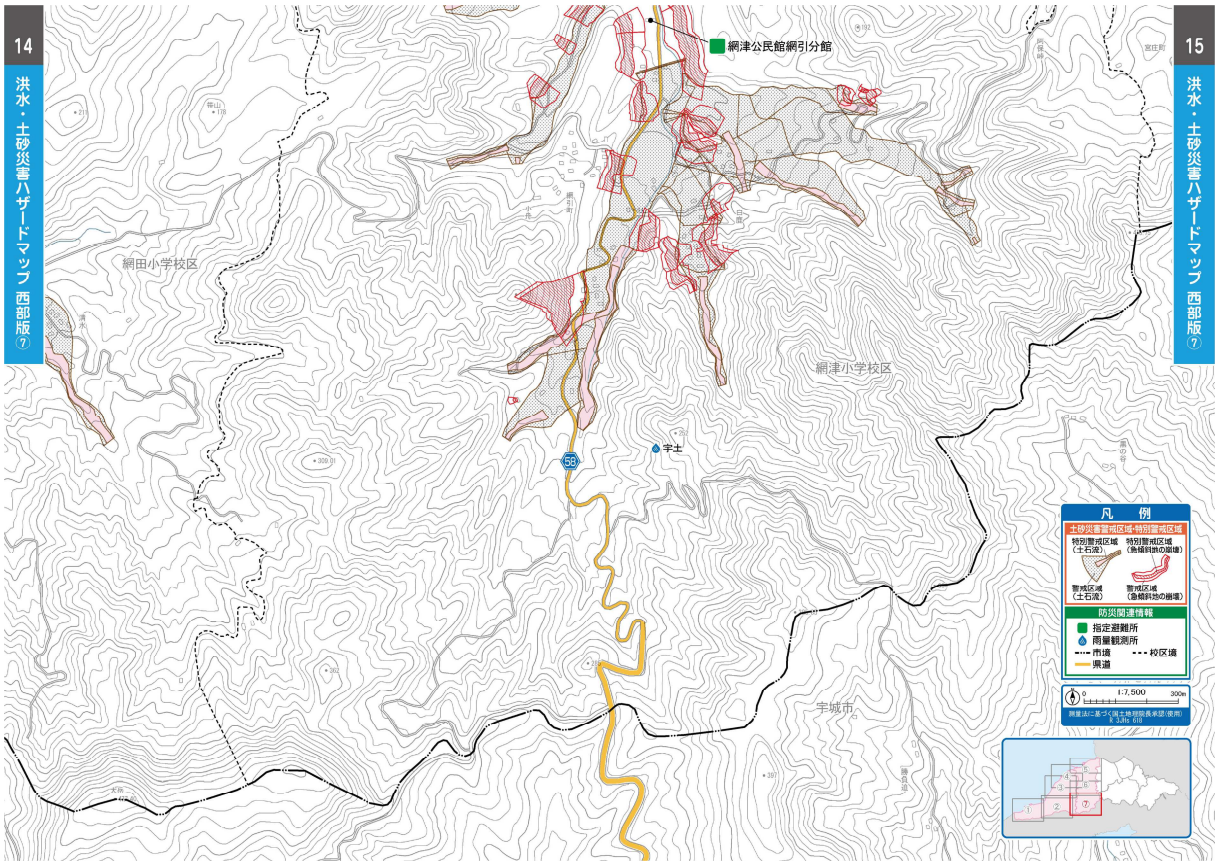

4
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版②
5
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版②
網田中学校
網田中学校体育館
網田川（なかがわ橋）
網田駐在所
網田駅
網田支所
網田公民館
網田小学校
網田小学校体育館
網田川
網田小学校区
宇城市
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m（2階軒下あたり）
3m（2階床下あたり）
0.5m（大人の膝あたり）
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
支所
駐在所
危機管理型水位計
河川カメラ
小中学校
市境
国道
県道
JR
1:7,500
300m


6
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版③
7
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版③
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m（2階軒下あたり）
3m（2階床下あたり）
0.5m（大人の膝あたり）
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
消防分署
雨量観測所
小中学校
校区境
国道
JR
1:7,500
300m
長浜
長浜福祉館
網田温協
肥後長浜駅
宇城広域連合北消防署
網田分署
景雅苑
網田中学校
体育館
網田中学校
網田小学校区


8
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版④
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
雨量観測所
校区境
国道
JR
1:7,500
300m
9
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版④
JR三角線
網津小学校区
網田小学校区
長浜
長浜福祉館
網田漁協
肥後長浜駅


10
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑤
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流による家屋倒壊等
河岸侵食による家屋倒壊等
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
支所
駐在所
防災センター
水位観測所
河川カメラ
小中学校
校区境
国道
県道
JR
1:7,500
300m
11
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑤
JR三角線
住吉漁協会議室
JR住吉駅前駐輪場
網津駐在所
住吉中学校体育館
住吉中学校
網津川
網津小学校
網津防災センター
網津支所
網津地区多目的研修会施設
網津小学校区
網田小学校区
緑川小学校区

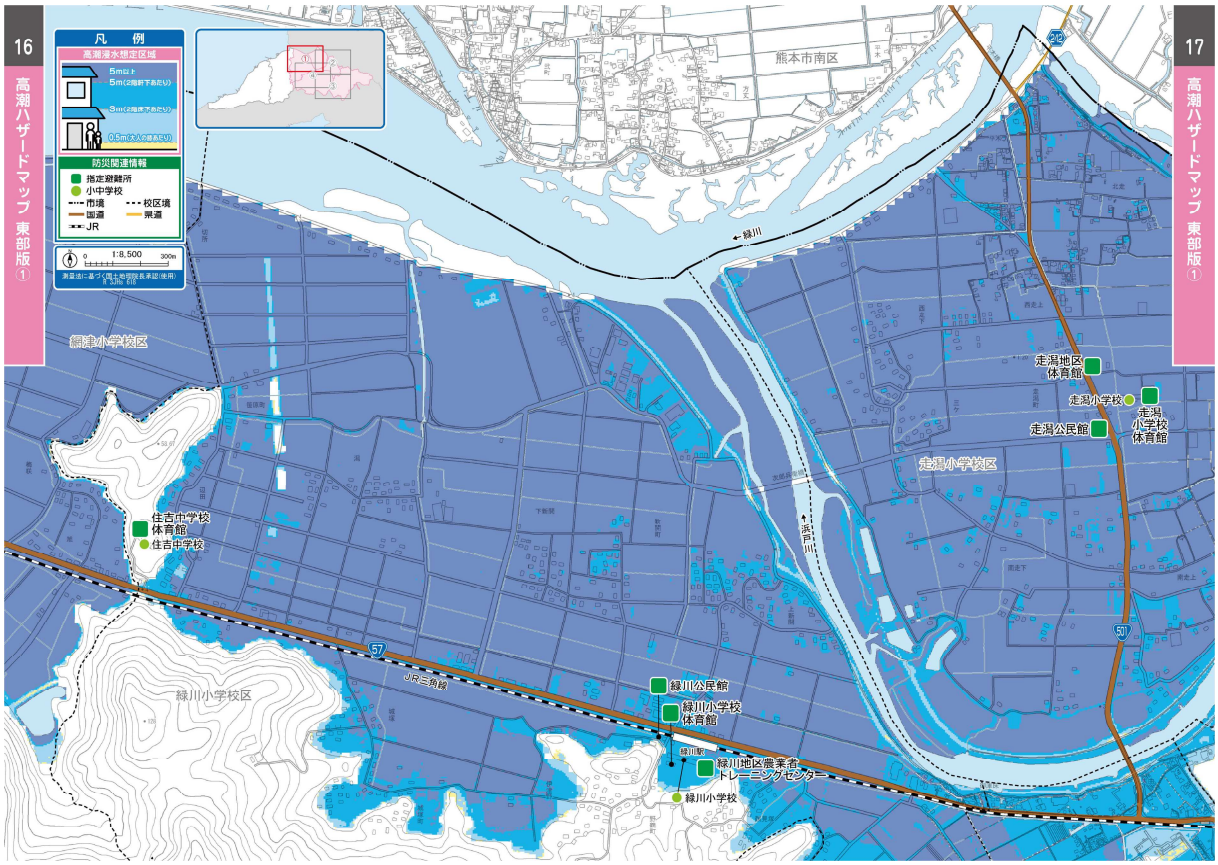

12
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑥
13
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑥
網津小学校
防 網津防災センター
網津支所
網津地区多目的研修会施設
あじさいの湯
網津公民館網引分館
網田小学校区
網津小学校区
緑川小学校区
凡　例
洪水浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
家屋倒壊等氾濫想定区域
河岸侵食による家屋倒壊等
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
支所
防 防災センター
小中学校
校区境
国道
県道
JR
1:7,500
300m

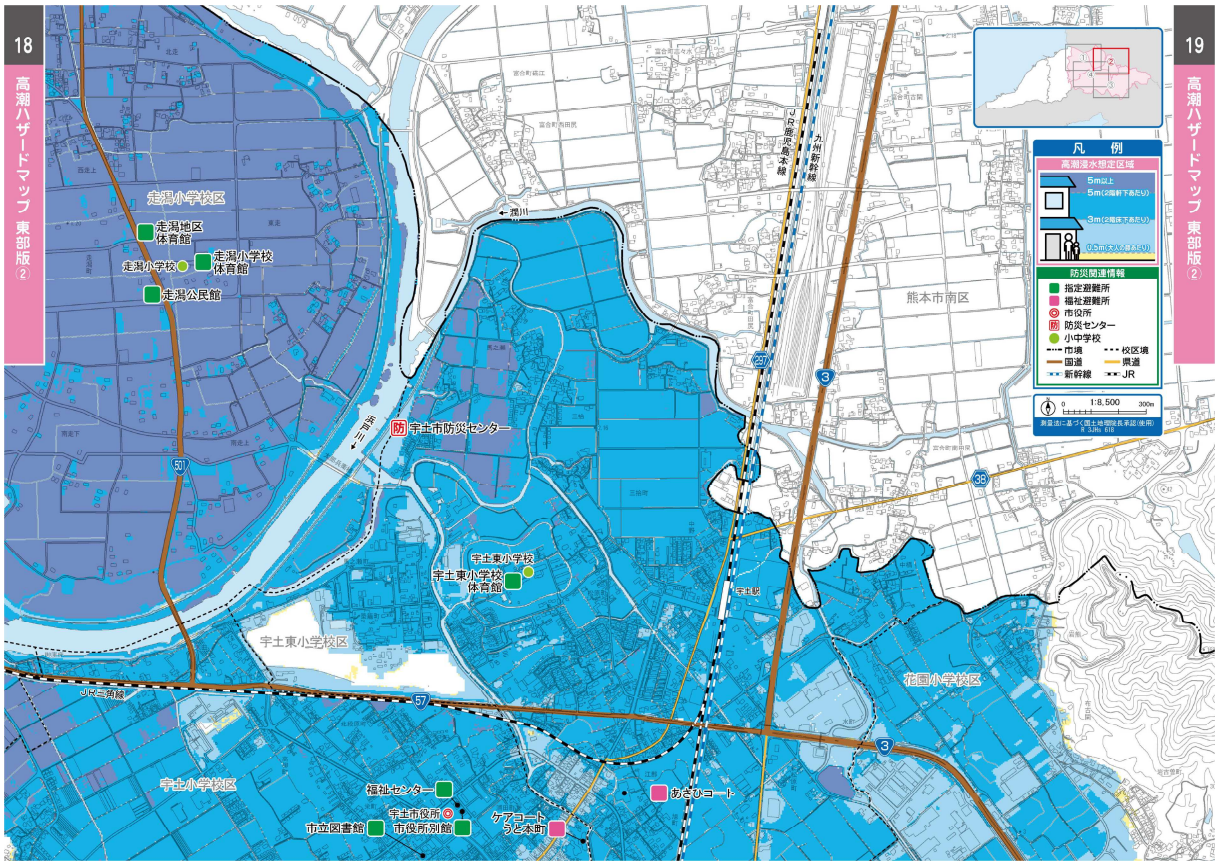

14
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑦
15
洪水・土砂災害ハザードマップ 西部版⑦
網津公民館網引分館
網田小学校区
網津小学校区
宇土
宇城市
凡　例
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
特別警戒区域（土石流）
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
警戒区域（土石流）
警戒区域（急傾斜地の崩壊）
防災関連情報
指定避難所
雨量観測所
市境
校区境
県道
1:7,500
300m

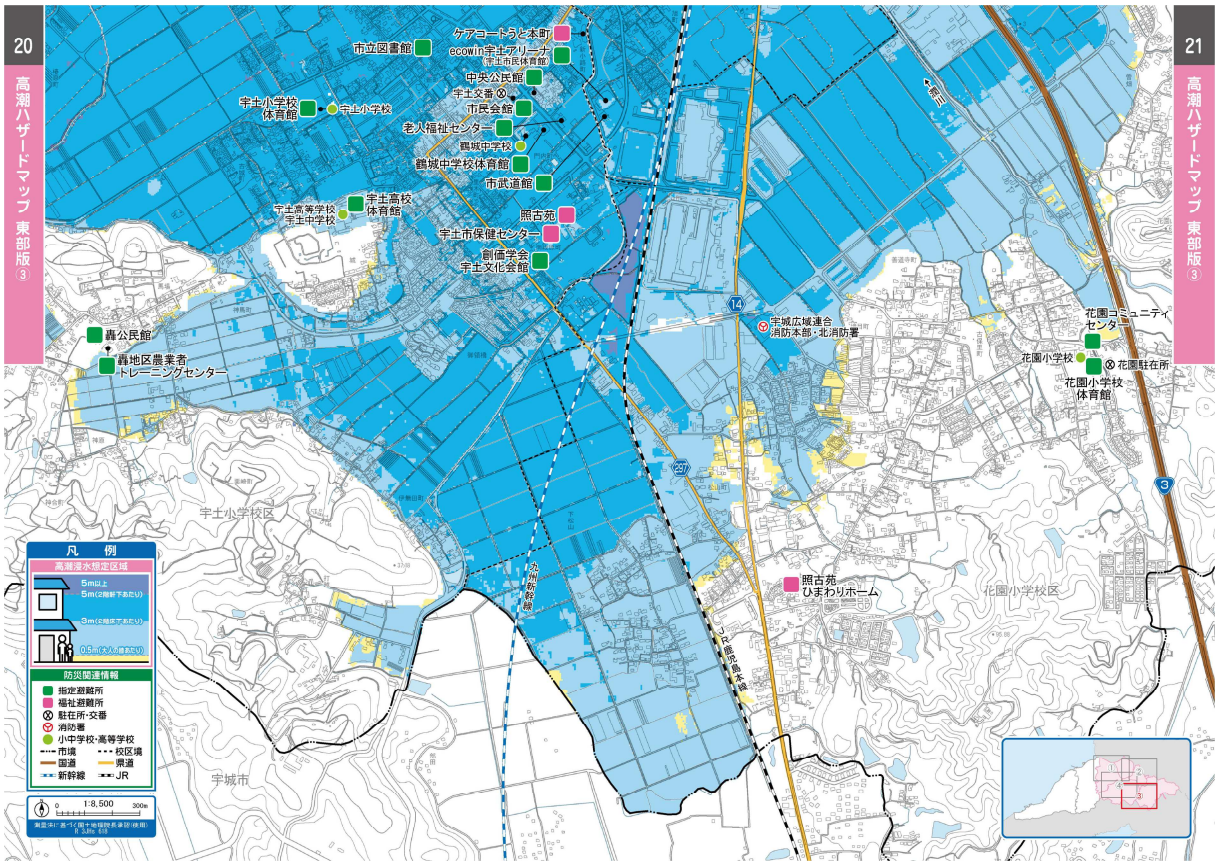
第３　高潮による浸水害の想定

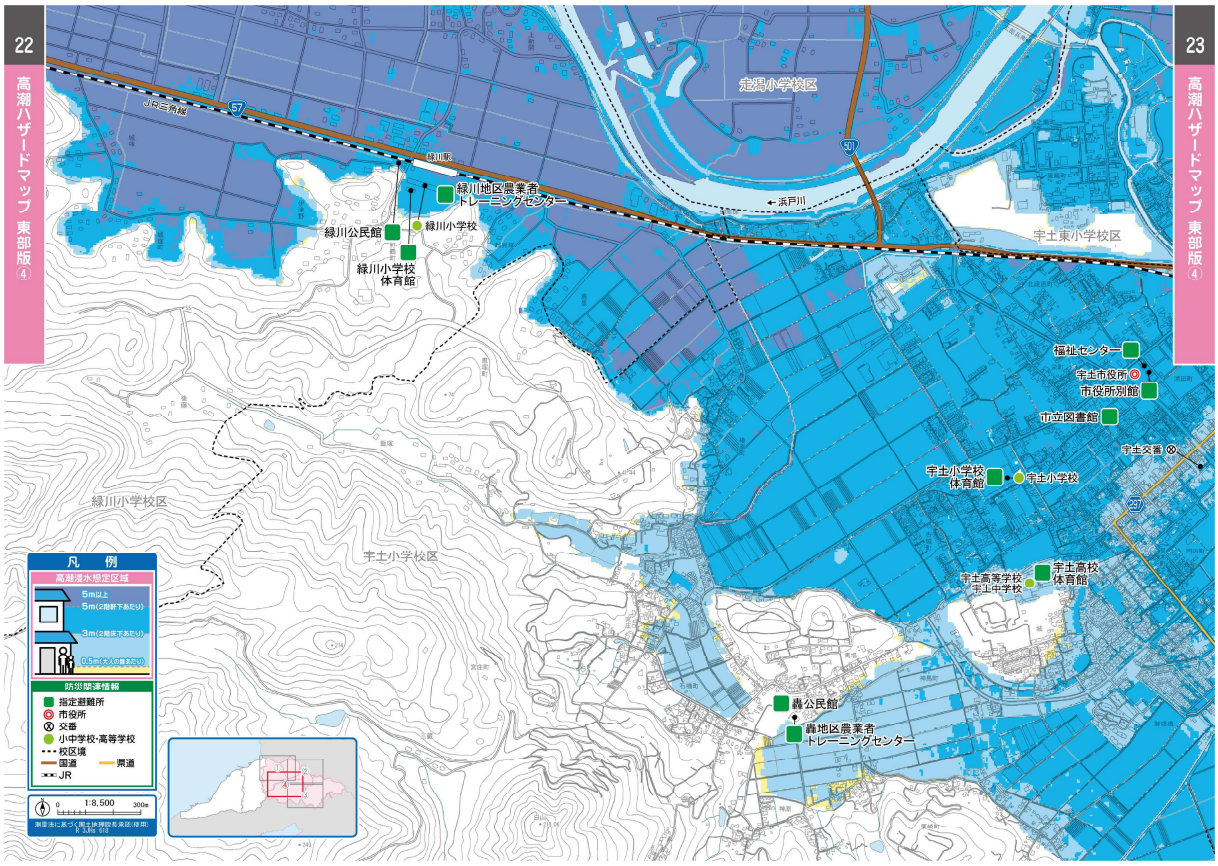
本市で想定される高潮被害は、熊本県による高潮氾濫解析に基づく「高潮浸水想定区域」が想定される。この高潮浸水想定区域は、満潮時に伊勢湾台風相当の台風（中心気圧 940hPa、想定最大風速 45.4m/ｓ）が、沿岸部に最も影響するコースを通過し、海岸の堤防を越えて浸水した場合を想定されている。この高潮浸水想定区域は、宇土市総合防災マップ（令和 4 年 3 月改訂）に掲載を行うものとする。

宇土市における高潮浸水想定区域（東部地区）

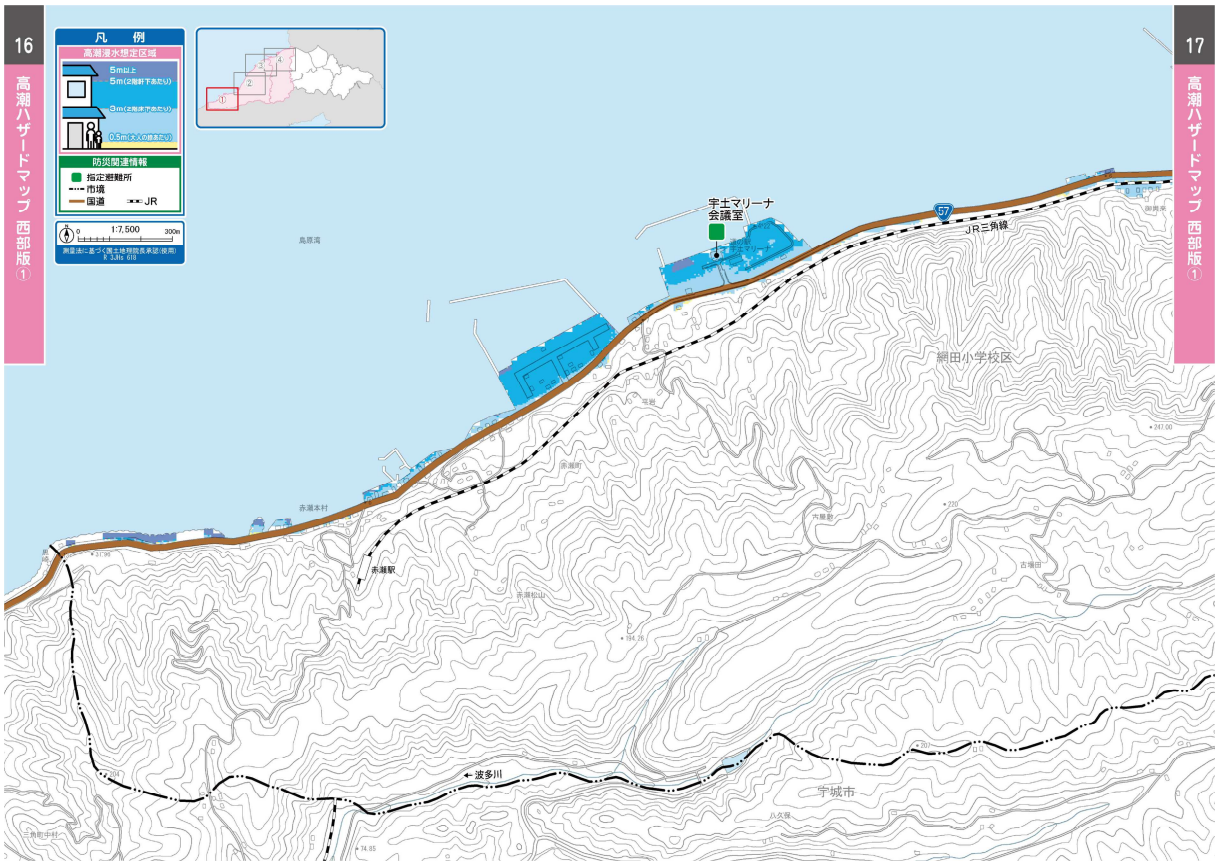


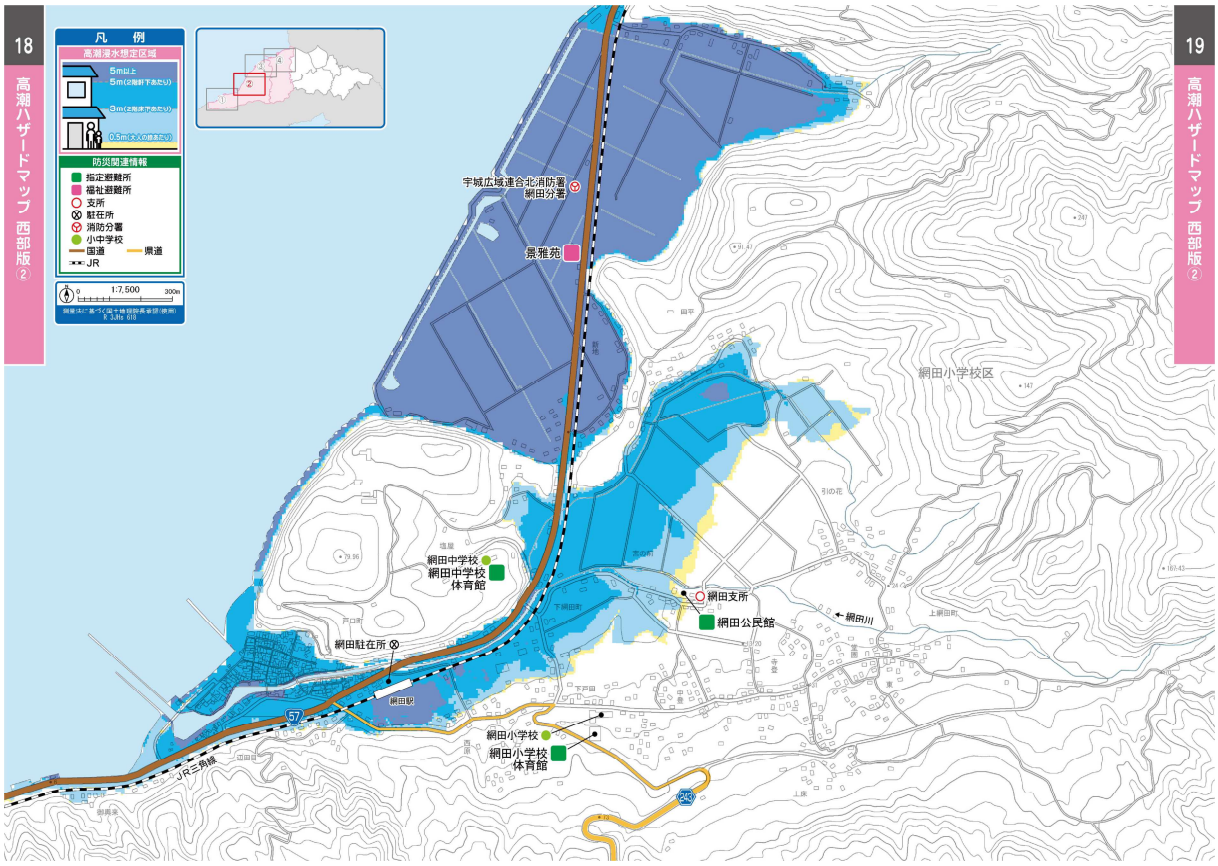

18
高潮ハザードマップ 東部版②
19
高潮ハザードマップ 東部版②
走潟小学校区
走潟地区体育館
走潟小学校
走潟小学校体育館
走潟公民館
緑川
宇土市防災センター
宇土東小学校
宇土東小学校体育館
宇土東小学校区
宇土小学校区
福祉センター
宇土市役所
市役所別館
市立図書館
ケアコートうと本町
あさひコート
花園小学校区
熊本市南区
凡　例
高潮浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
市役所
防災センター
小中学校
市境
校区境
国道
県道
新幹線
JR
1:8,500
300m

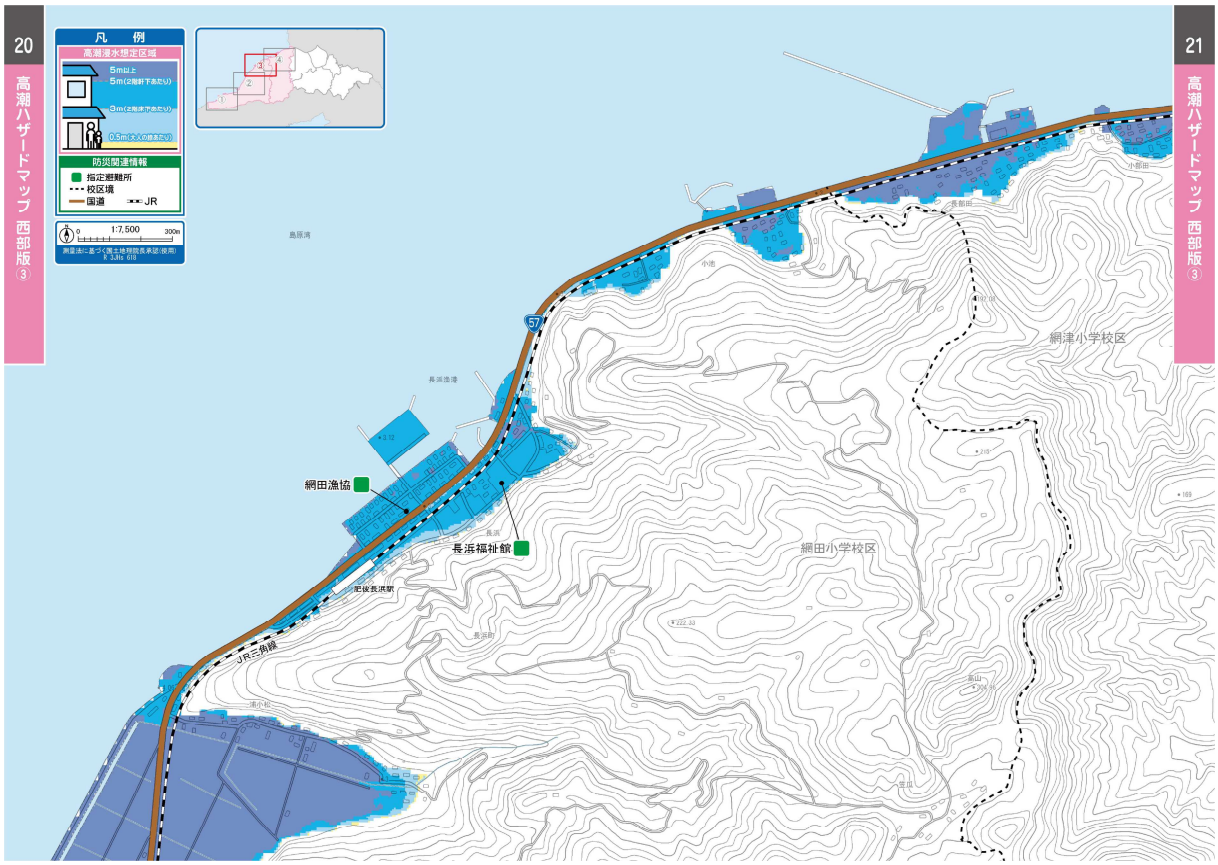

20
高潮ハザードマップ 東部版③
21
高潮ハザードマップ 東部版③
市立図書館
ケアコートうと本町
ecowin宇土アリーナ
宇土小学校体育館
宇土小学校
中央公民館
宇土交番
市民会館
老人福祉センター
鶴城中学校
鶴城中学校体育館
市武道館
宇土高等学校
宇土中学校
宇土高校体育館
照古苑
宇土市保健センター
創価学会宇土文化会館
轟公民館
轟地区農業者トレーニングセンター
宇城広域連合消防本部・北消防署
花園コミュニティセンター
花園小学校
花園駐在所
花園小学校体育館
宇土小学校区
照古苑ひまわりホーム
花園小学校区
宇城市
凡　例
高潮浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
駐在所・交番
消防署
小中学校・高等学校
市境
校区境
国道
県道
新幹線
JR
1:8,500
300m

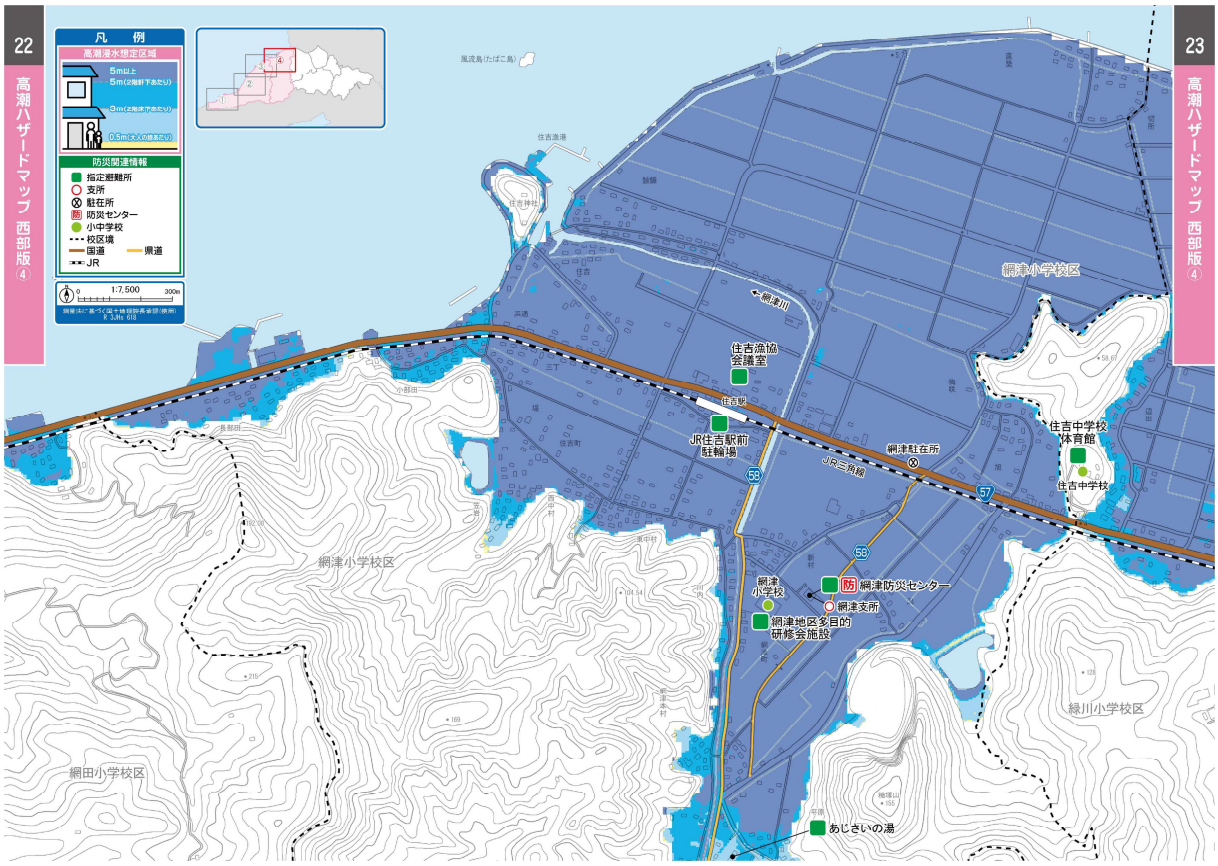


宇土市における高潮浸水想定区域（西部地区）




18
高潮ハザードマップ 西部版②
19
高潮ハザードマップ 西部版②
凡　例
高潮浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
防災関連情報
指定避難所
福祉避難所
支所
駐在所
消防分署
小中学校
国道
県道
JR
1:7,500
300m
宇城広域連合北消防署
網田分署
景雅苑
網田小学校区
網田中学校
網田中学校
体育館
網田支所
網田公民館
網田川
網田駐在所
網田駅
57
JR三角線
網田小学校
網田小学校
体育館
266


20
高潮ハザードマップ 西部版③
21
高潮ハザードマップ 西部版③
凡　例
高潮浸水想定区域
5m以上
5m(2階軒下あたり)
3m(2階床下あたり)
0.5m(大人の膝あたり)
防災関連情報
指定避難所
校区境
国道
JR
1:7,500
300m
57
網津小学校区
網田漁協
長浜福祉館
網田小学校区
肥後長洲駅
JR三角線



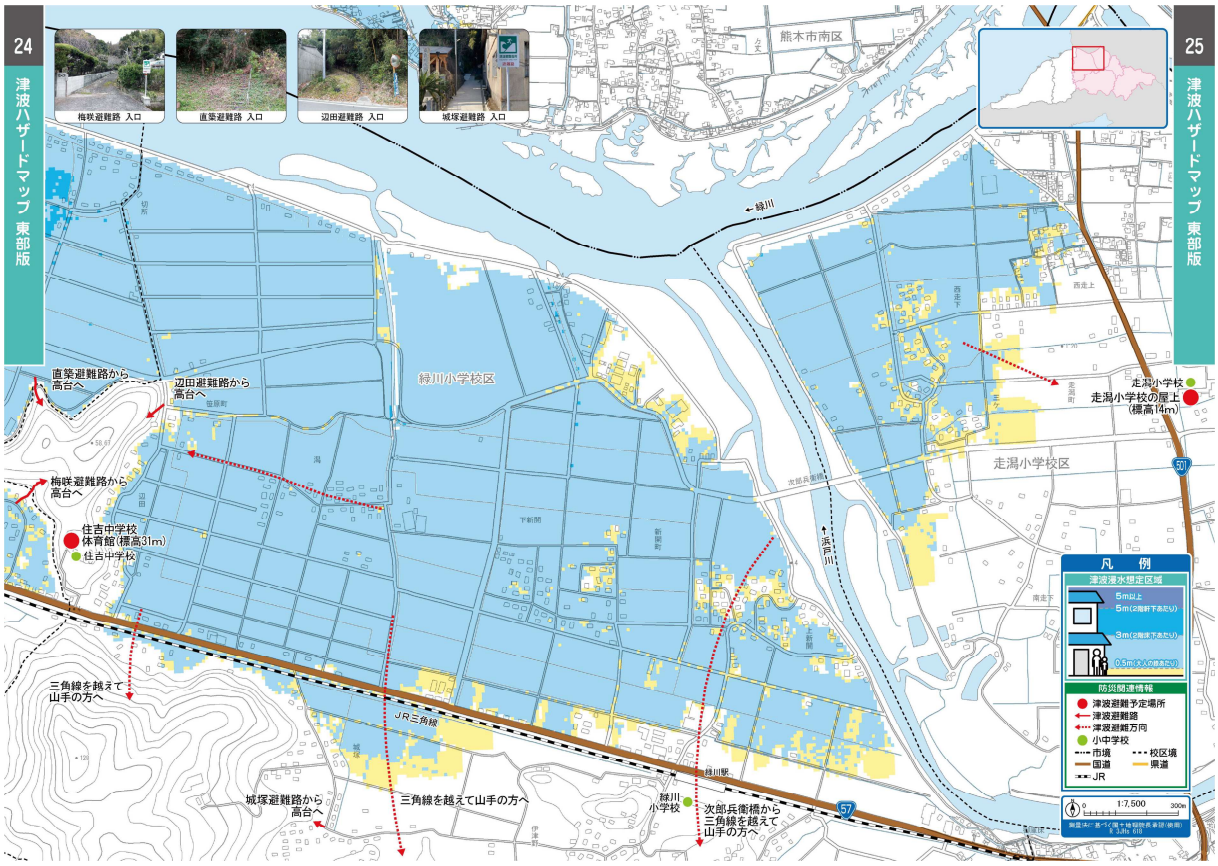
第４　津波による浸水害の想定

熊本県は、「熊本県地域防災計画」の見直し検討の基礎資料とすることを目的に、平成 23 年度から２ヶ年かけて、地震・津波被害想定調査を実施した。

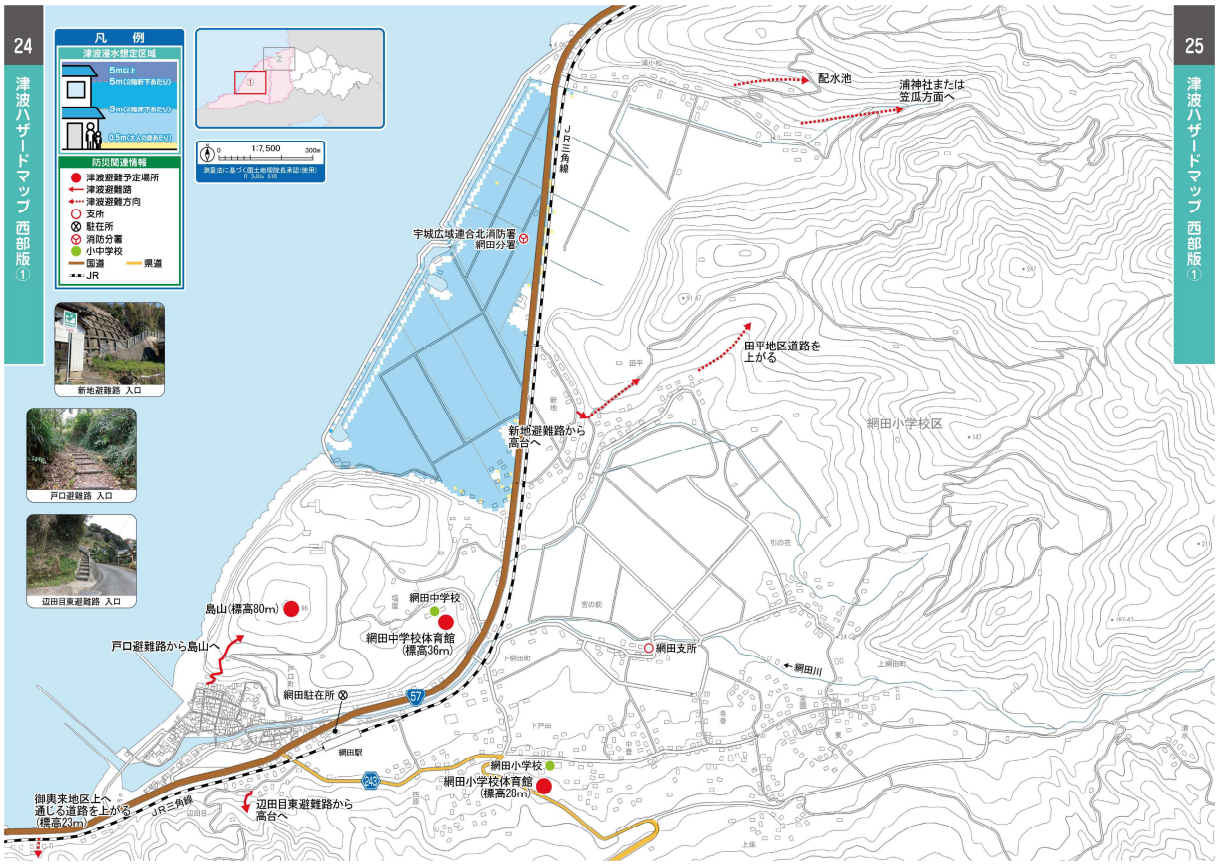
この中で､熊本県内の沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、「雲仙断層群」、「布田川・日奈久断層帯」、「南海トラフの巨大地震」を対象に、これらを波源とした津波シミュレーションが実施された。津波浸水想定区域は、6 ケースの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域と最大となる浸水深が示されたものである。

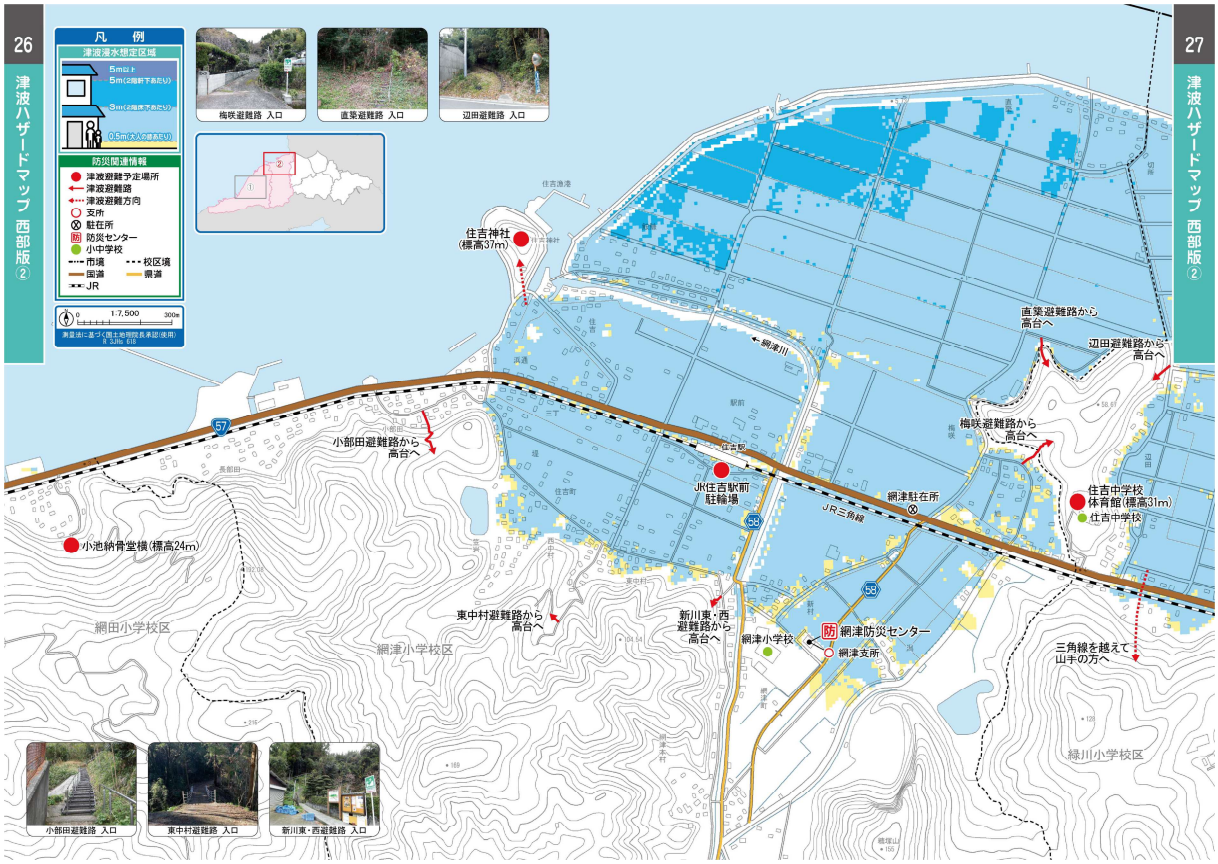
この津波による浸水想定区域は、宇土市総合防災マップ（令和 4 年 3 月改訂）に掲載を行うものとする。

宇土市における津波浸水想定区域（東部地区）



宇土市における津波浸水想定区域（西部地区）




26
津波ハザードマップ 西部版②
27
津波ハザードマップ 西部版②
凡　例
津波浸水想定区域
防災関連情報
津波避難予定場所
津波避難路
津波避難方向
支所
駐在所
防災センター
小中学校
市境
校区境
国道
県道
JR
梅咲避難路 入口
直築避難路 入口
辺田避難路 入口
住吉神社
(標高37m)
小部田避難路から
高台へ
小池納骨堂横(標高24m)
JR住吉駅前
駐輪場
網津駐在所
JR三角線
直築避難路から
高台へ
辺田避難路から
高台へ
梅咲避難路から
高台へ
住吉中学校
体育館(標高31m)
住吉中学校
網津川
網田小学校区
網津小学校区
東中村避難路から
高台へ
新川東・西
避難路から
高台へ
網津小学校
網津防災センター
網津支所
三角線を越えて
山手の方へ
緑川小学校区
小部田避難路 入口
東中村避難路 入口
新川東・西避難路 入口

第５　地震による被害想定

地震による被害想定は、熊本県が平成 23 年度から 2 年をかけて実施した「熊本県 地震・津波被害想定調査」の結果を要約したものである。

１　地震・津波被害想定調査の前提条件

調査で実施された地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、次のとおりである。

(1)　地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析が行われた。

(2)　津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析が行われた。

(3)　被害想定

被害想定は、次に示す項目について、対象地震ごとに被害想定が実施されている。

項　　目		調査対象区分	
		地　震	津　波
1. 建物被害	揺　れ	●	
	液状化	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津　波		○
	地震火災	●	
2. 人的被害	揺　れ	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津　波		○
	地震火災	●	
3. ライフライン被害	上水道	●	○
	下水道	●	○
	電力施設	●	○
	電話・通信施設	●	○
	ガス（ＬＰガス）	●	
4. 交通施設被害	道路（高速道路、一般道路）	●	○
	鉄道	●	○
	漁港・港湾	●	○
5. 生活支障等	避難生活者	●	○
	帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	瓦礫（災害廃棄物）の発生	●	○
7. その他の被害	要配慮者の被災	●	○
	避難施設被害	●	○

(4)　想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、次のシーンが設定された。

発生の季節	冬季	
発生時刻	夜（午前５時）	多くの人が自宅で就寝中に被災。 家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。
	夕方（午後６時）	火気使用が最も高い時間帯
風速設定	火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である３m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11m/秒の２パターンを設定（※） （※）風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成 21 年～23 年）を採用	

(5)　対象地震

熊本県への被害が大きいと想定される次の地震を対象に調査が行われた。

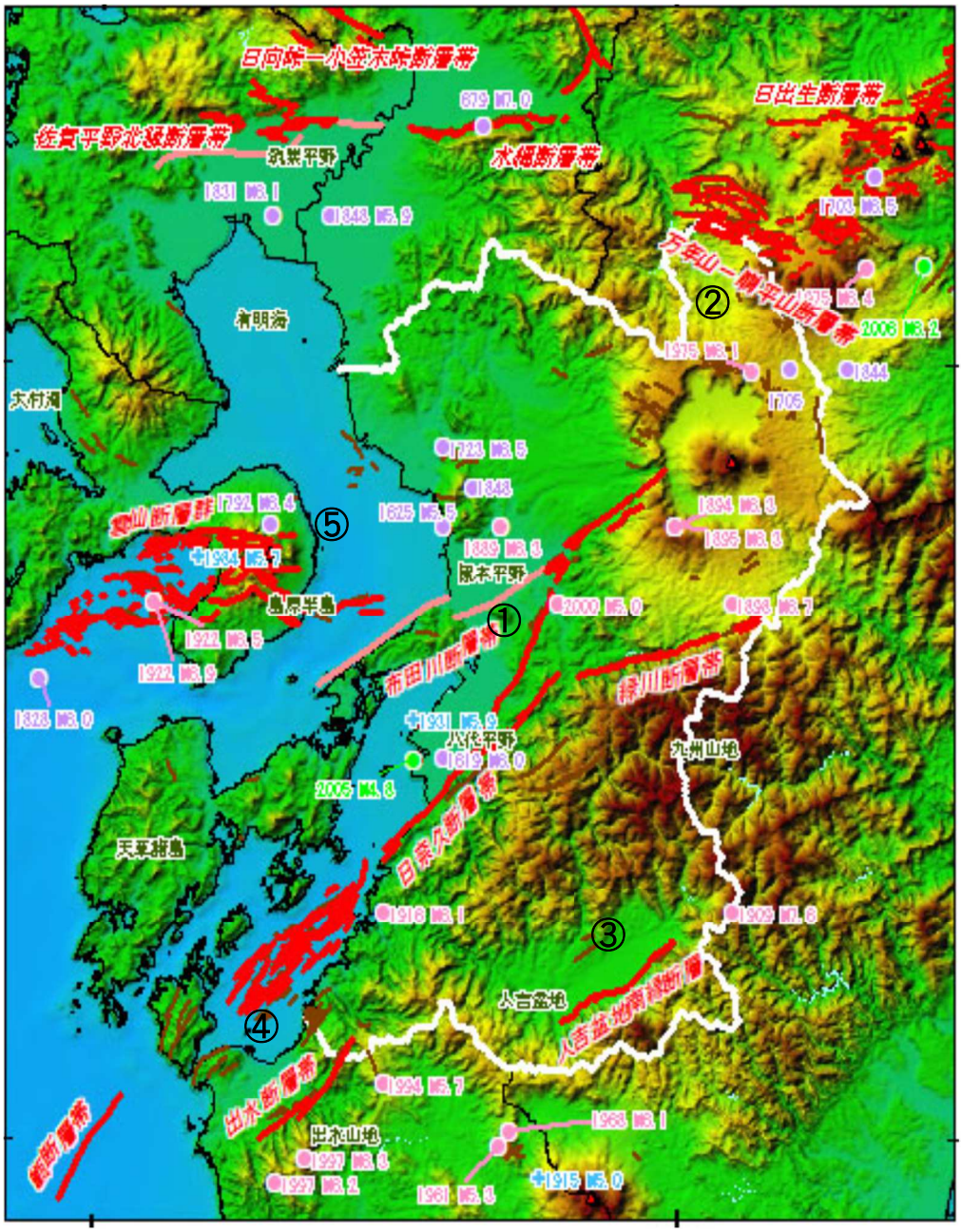
	検討対象断層帯等 【想定地震の震源域】		地震規模	30 年以内 発生確率
①	布田川・日奈久断層帯　　中部・南西部連動		M7.9	不明
	<参考>	上記震源域単独時：（中部） ：（南西部）	（M7.6） （M7.2）	（ほぼ 0～6%） （不明）
②	別府・万年山断層帯		M7.3	ほぼ 0～3% （最大 2.6%）
③	人吉盆地南縁断層		M7.1	1%以下
④	出水断層帯		M7.0	ほぼ 0～1%
⑤	雲仙断層群　　南東部 津波検討追加：南西部北部・南西部南部 連動		M7.1 M7.5	不明 不明
⑥	南海トラフ　　（最大値）		M9.0	70%～80%

地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

（※）上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成 25 年２月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野－白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

（※）上表の「別府・万年山断層帯」は、平成 29 年 12 月、国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

■熊本県周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）

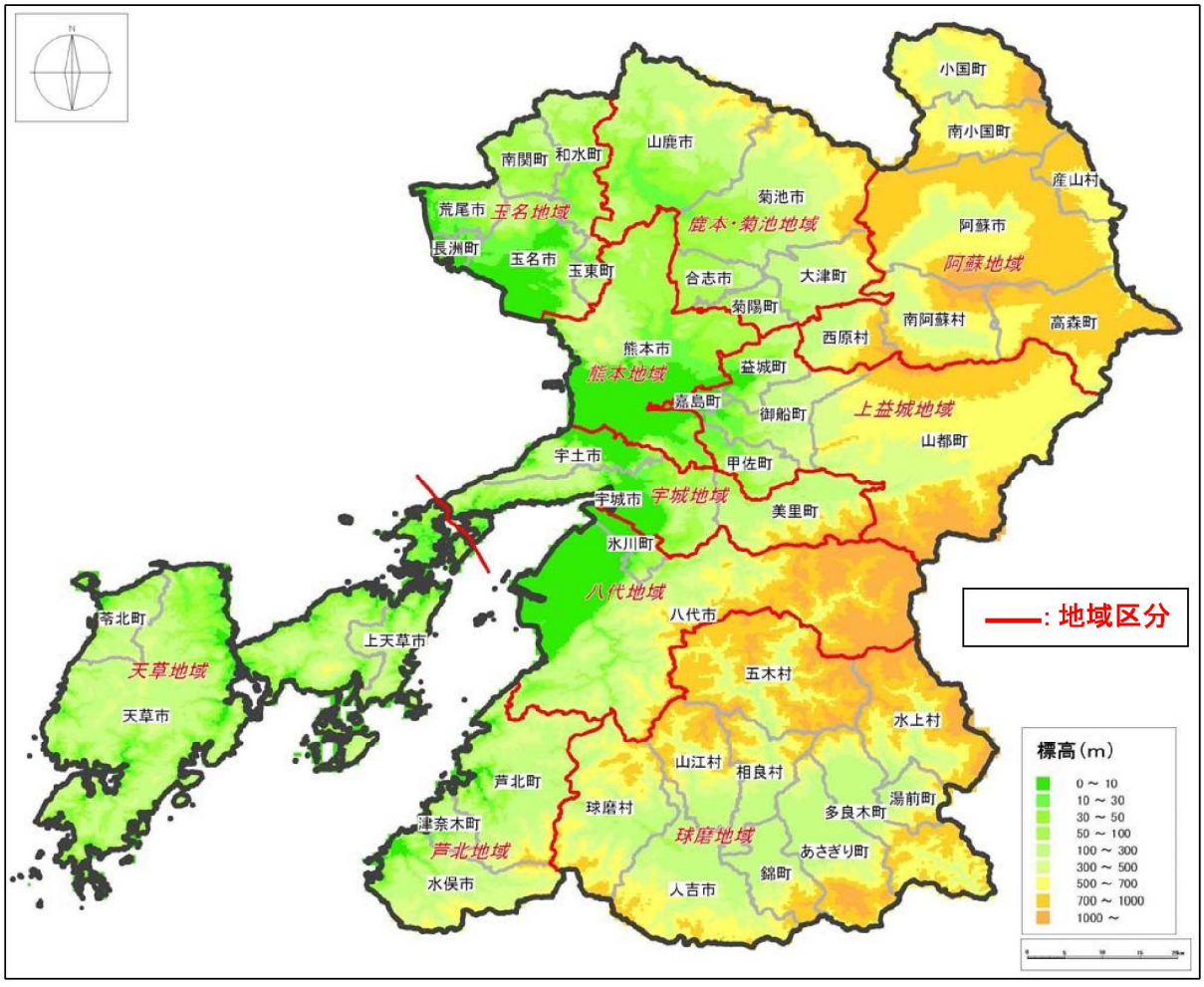


(6)　被害想定の集計単位

調査は県内全体の被害量の算定を目的としたことから、集計単位は個別の市町村ではなく、次の地域区分でとりまとめられており、宇土市は「宇城地域」に含めて集計されている。

地域区分	対象市町村
熊本地域	熊本市
宇城地域	宇城市、宇土市、美里町
玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本・菊池地域	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
上益城地域	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代地域	八代市、氷川町
芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地域	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村 五木村、山江村、球磨村
天草地域	天草市、上天草市、苓北町

熊本県市町村位置図



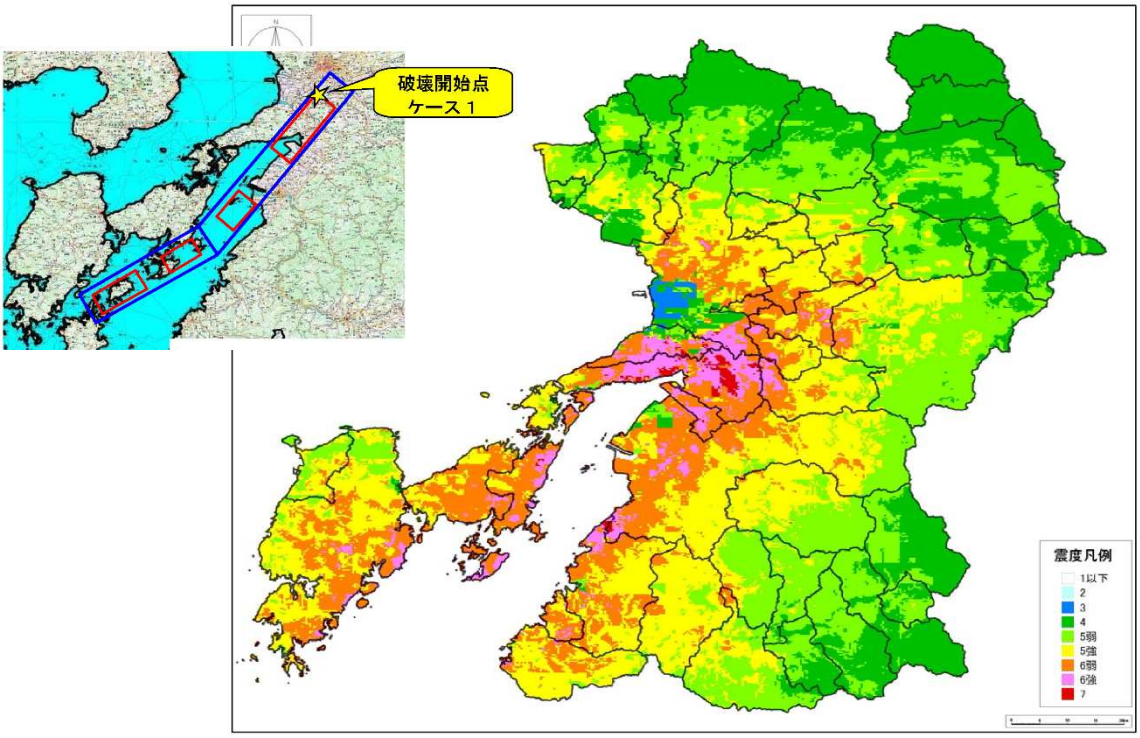
２　地震動解析

地震動解析結果のうち、震源別の宇土市における最大想定震度は次のとおりである。
また、震源別の震度分布を示す。

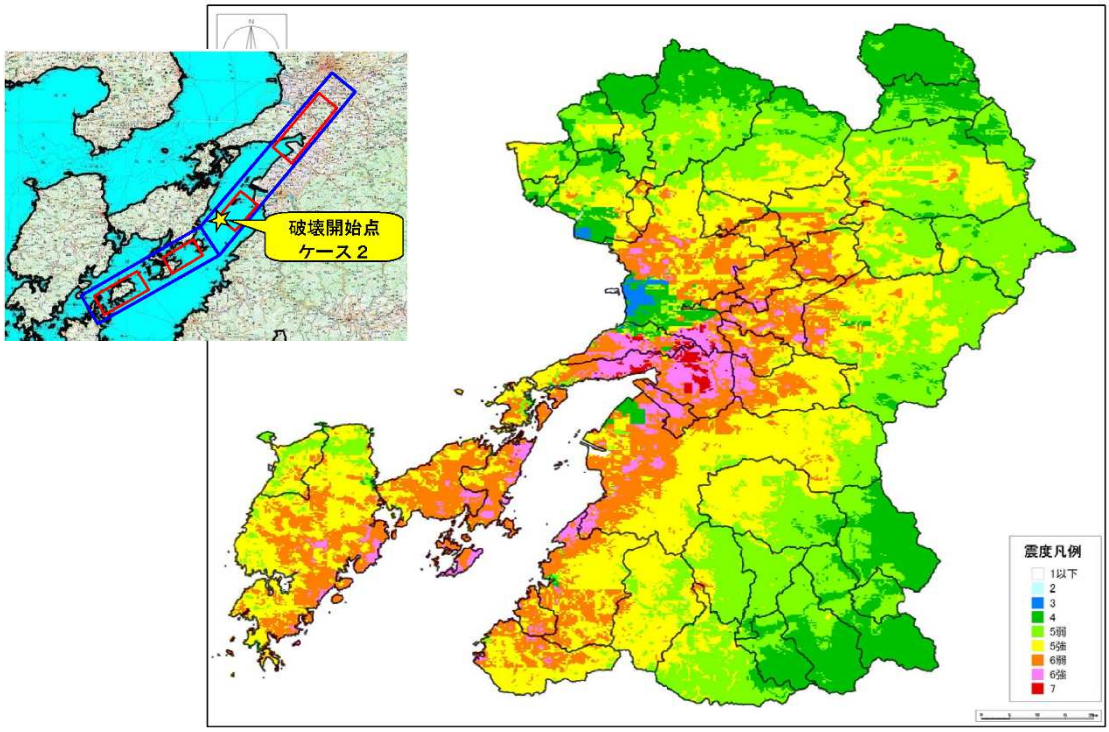
宇土市における最大想定震度

布田川・日奈久断層帯（中部）（南西部）の連動型				別府・万年山断層帯		人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群（南東部）	南海トラフ（内閣府発表）	左記の最大値
ｹｰｽ１	ｹｰｽ２	ｹｰｽ３	ｹｰｽ４	ｹｰｽ１	ｹｰｽ２					
7	7	7	7	５弱	５弱	５弱	4	５強	５強	7

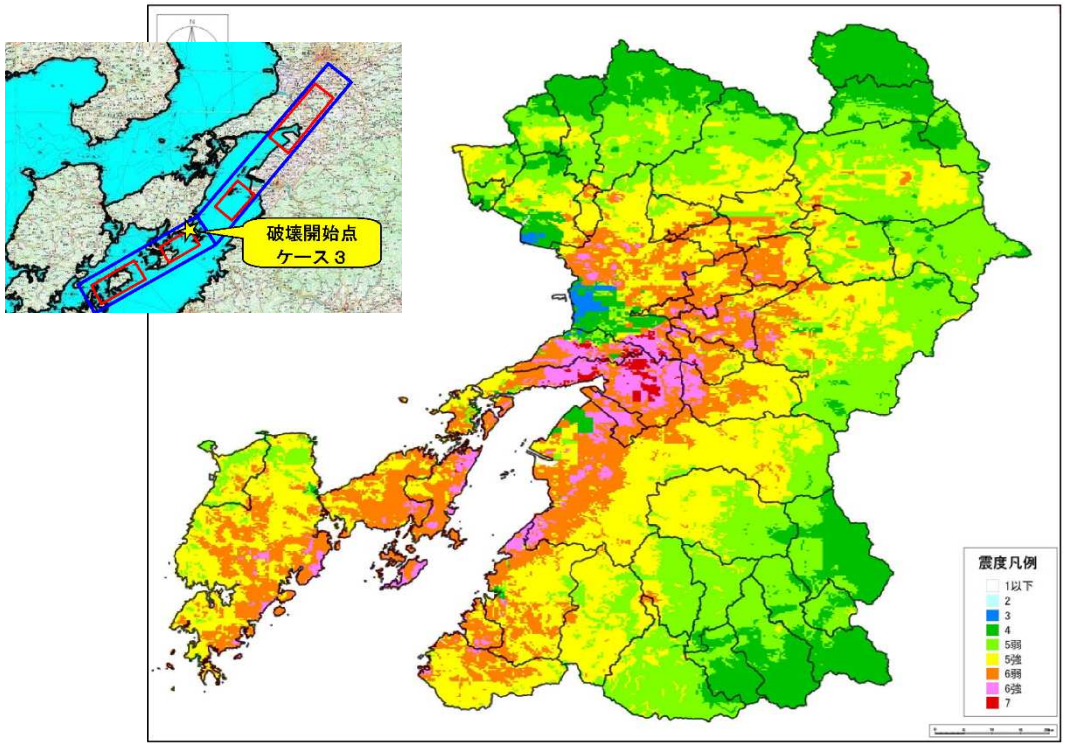
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部　連動）【ケース１】による震度分布図



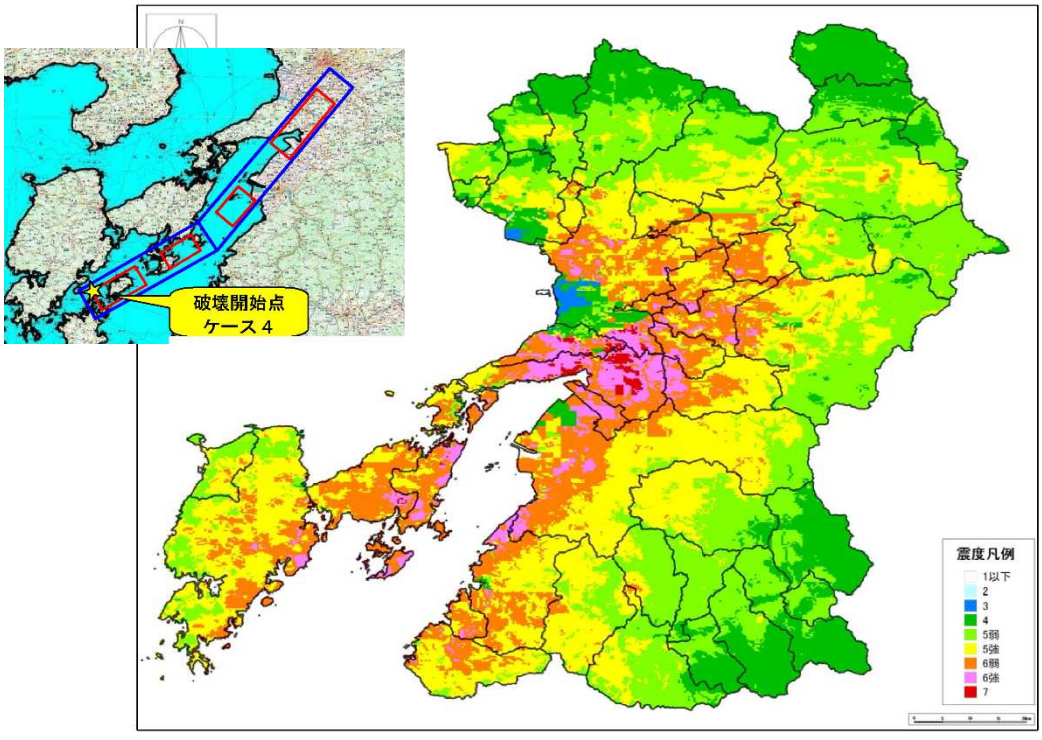
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部　連動）【ケース２】による震度分布図



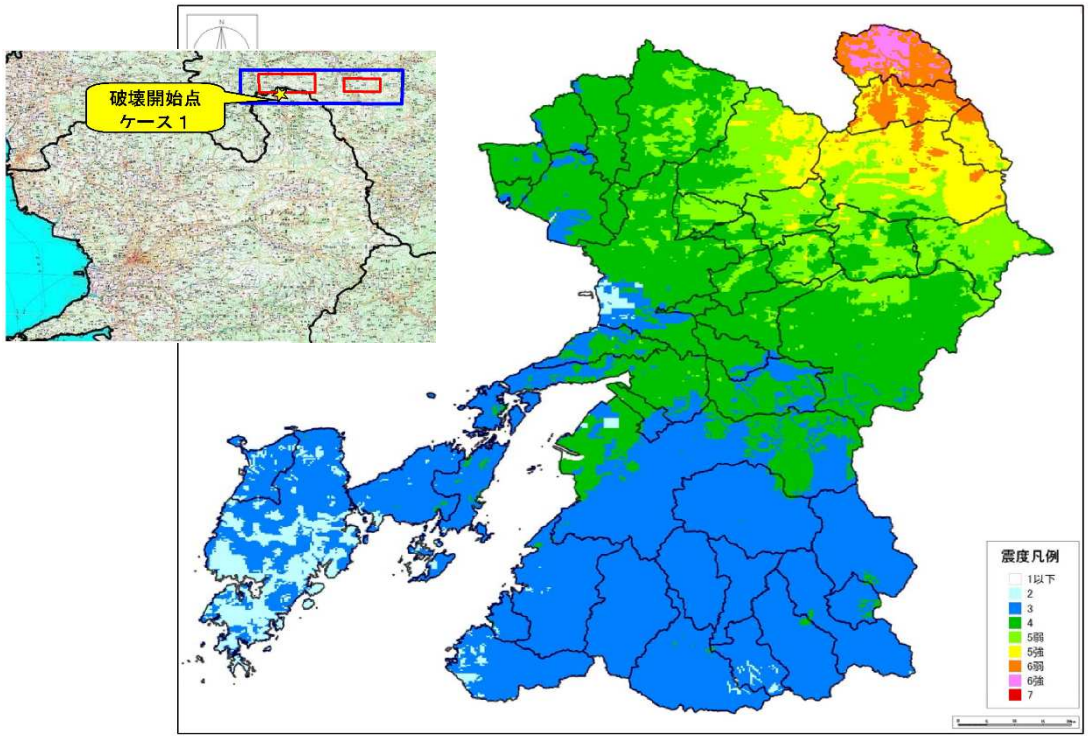
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部　連動）【ケース３】による震度分布図



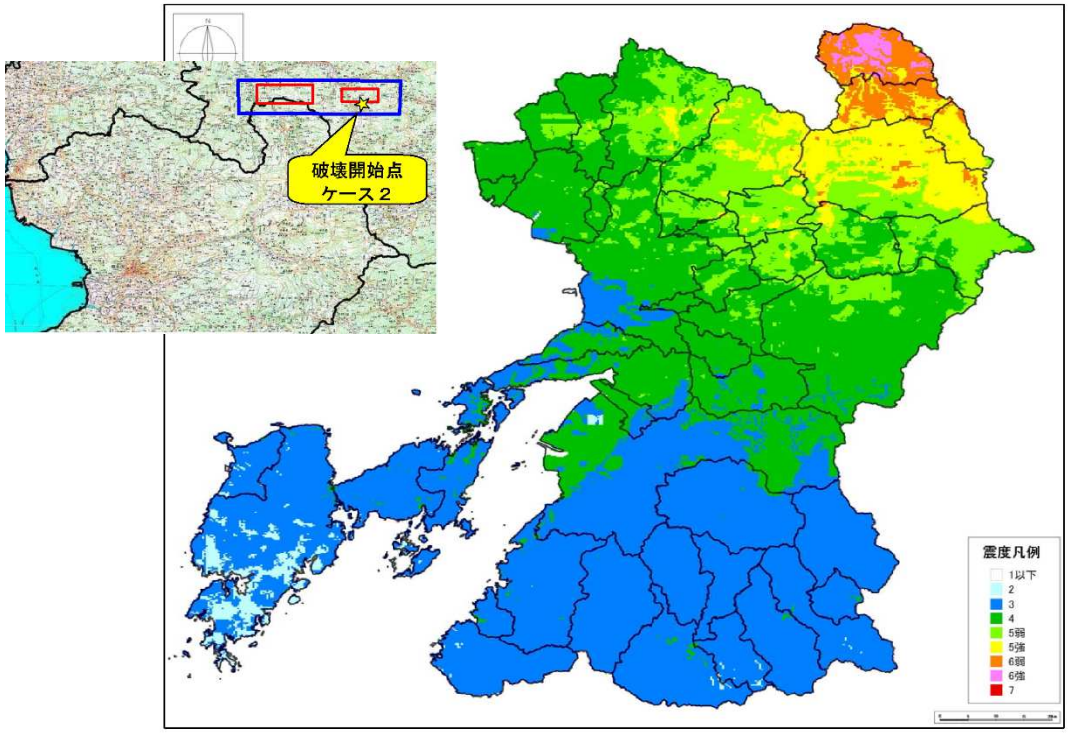
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部　連動）【ケース４】による震度分布図



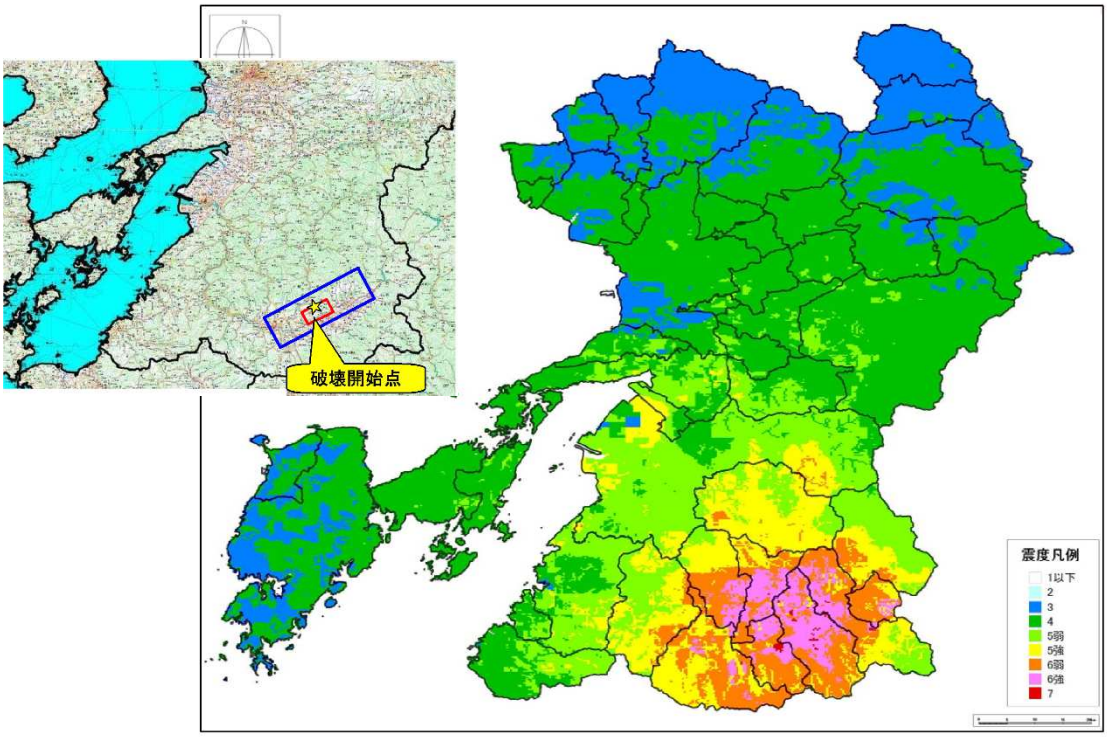
別府・万年山断層帯【ケース１】による震度分布図



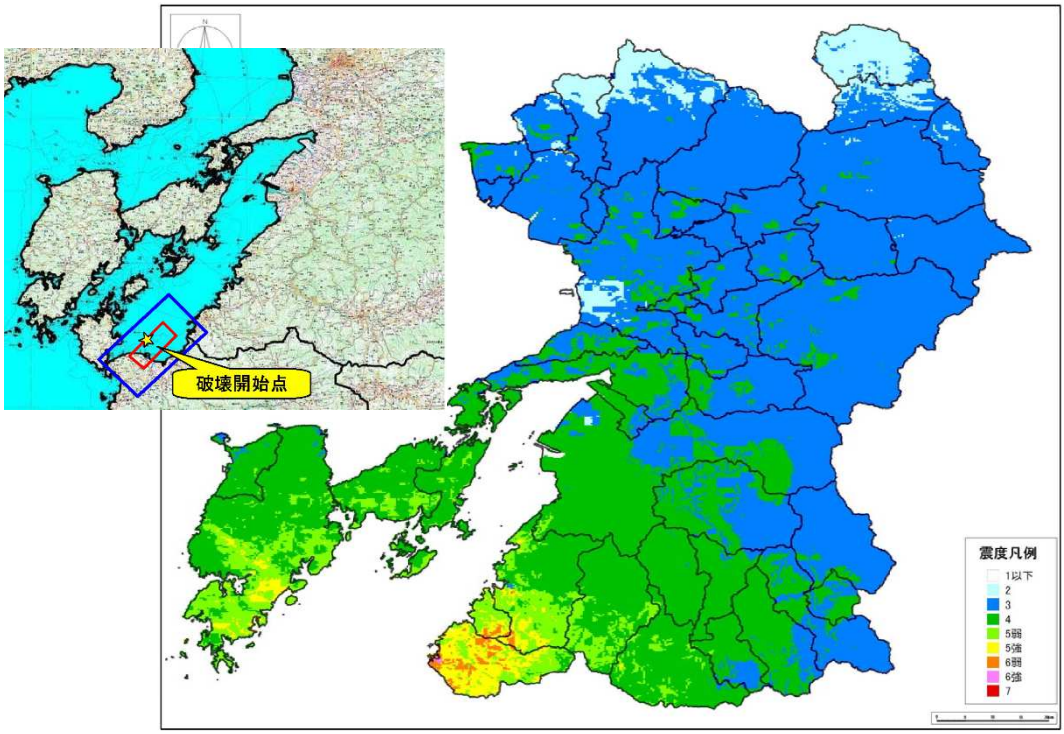
別府・万年山断層帯【ケース２】による震度分布図



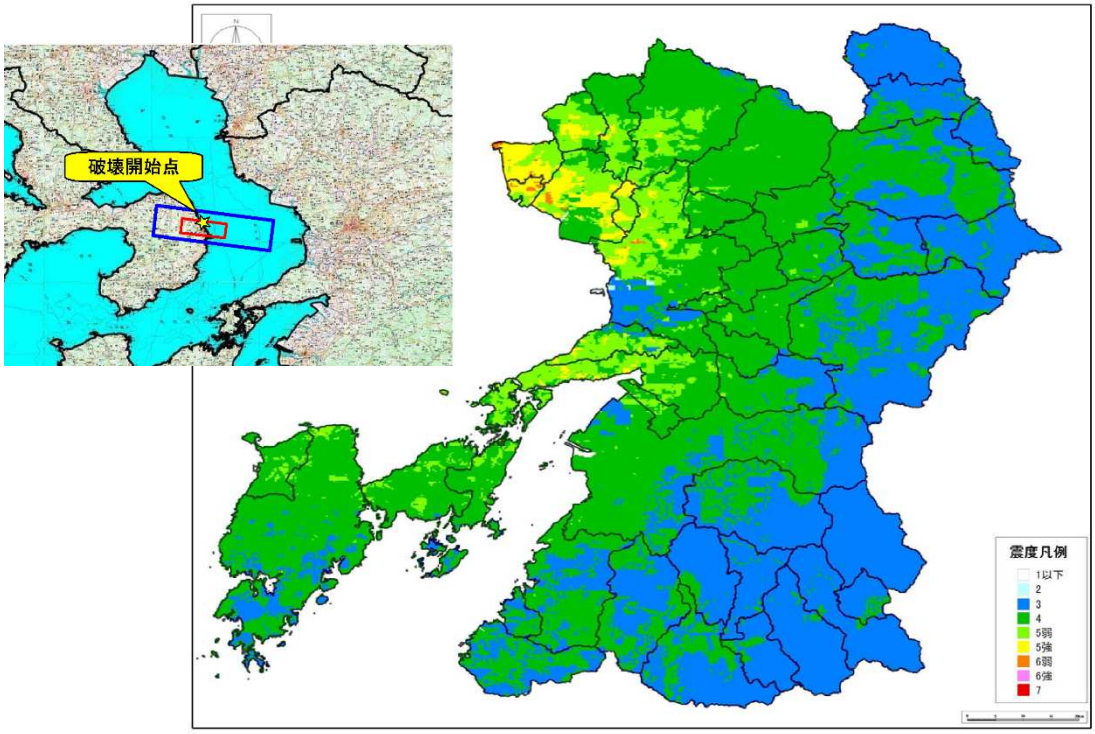
人吉盆地南縁断層による震度分布図



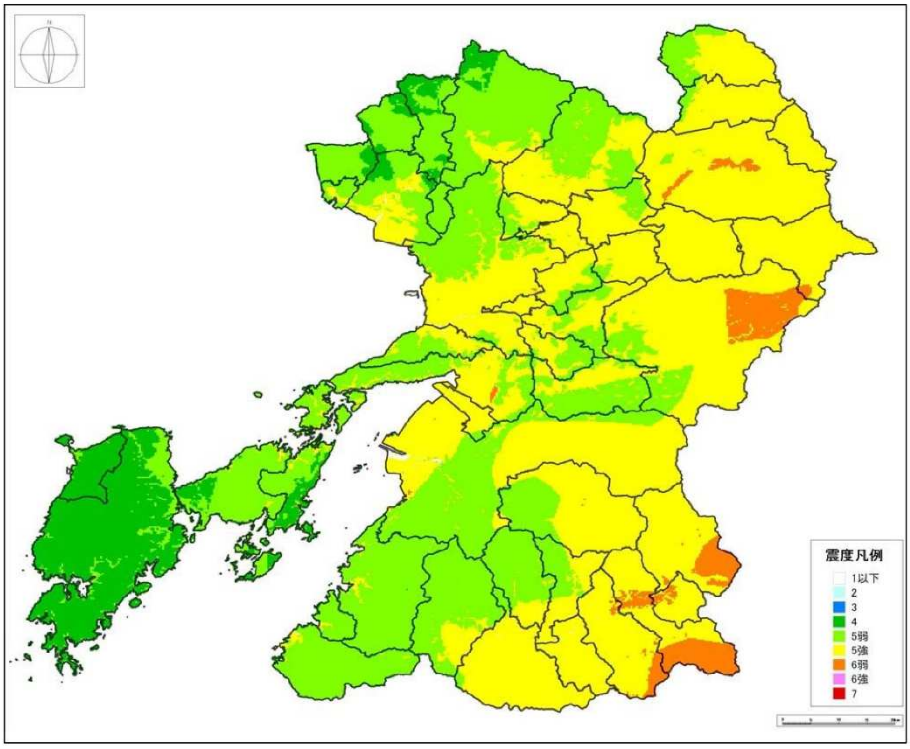
出水断層帯による震度分布図



雲仙断層群（南東部）による震度分布図



南海トラフ（最大値）による震度分布図



３　地震による被害想定結果

宇城地域における震源別の被害想定結果を次に示す。

なお、ライフラインは宇土市単独で示されていたことから、その結果を示す。

(1)　宇城地域内の建物・人的被害想定

項目		単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
			布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
揺れ	全壊家屋数	棟	4,724	0	0	0	0	1
	半壊家屋数	棟	7,696	0	2	0	4	203
	死者数	人	373	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	1,561	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	4,045	0	1	0	2	120
液状化	全壊家屋数	棟	375	31	99	10	89	134
	半壊家屋数	棟	576	47	150	16	138	208
急傾斜地崩壊	全壊家屋数	棟	40	0	0	0	0	4
	半壊家屋数	棟	87	0	0	0	1	9
	死者数	人	5	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	3	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	6	0	0	0	0	0
津波	全壊家屋数	棟	1,075	－	－	－	785	1,409
	半壊家屋数	棟	4,708	－	－	－	4,474	5,542
	死者数	人	25	－	－	－	10	11
	重傷者数	人	208	－	－	－	175	248
	負傷者数	人	490	－	－	－	424	601
地震火災	延焼棟数	棟	68	0	0	0	0	0
	死者数	人	44	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	5	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	12	0	0	0	0	0

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(2)　宇土市内のライフライン被害想定

項目			単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
				布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
揺れ	上水道	被害箇所数	箇所	175	0	0	0	0	1
		断水人口（発災直後）	人	26,653	0	0	0	0	289
		断水人口（発災１日後）	人	20,665	0	0	0	0	181
		断水人口（発災２日後）	人	20,441	0	0	0	0	170
	下水道	被害管路延長	km	7.0	0	0.3	0	0.6	2.3
		支障人口	人	1,476	0	54	0	114	446
	電力	被害電柱本数	本	91	1	1	0	17	36
		停電軒数	回線	2,097	14	34	6	404	838
	電話・通信	被害電柱本数	本	63	0	1	0	12	25
		不通回線数	回線	38	0	1	0	7	15
	ＬＰガス	供給停止戸数	戸	61	0	0	0	0	0
津波	上水道施設被害		施設	5	－	－	－	4	7
	下水道施設被害		施設	0	－	－	－	0	0
	電力施設被害		施設	0	－	－	－	0	0
	電話・通信施設被害		施設	1	－	－	－	1	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(3)　宇城地域内の道路（橋梁）被害想定

項目		単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
			布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
揺れ	大被害（落橋・倒壊）の可能性がある橋梁数	本	17	0	0	0	0	0
	中小被害（損傷・亀裂）の可能性がある橋梁数	本	27	0	0	0	0	0
津波	道路浸水被害	m	139, 188	－	－	－	121, 268	148, 391

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(4)　宇土市内を通っている鉄道の被害想定（熊本県全域）

項目			単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
				布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
揺れ	大被害（落橋・倒壊）の可能性がある橋梁数	九州新幹線	本	0	0	0	0	0	0
		JR 鹿児島本線	本	5	0	0	0	0	0
		JR 三角線	本	1	0	0	0	0	
	中小被害（損傷・亀裂）の可能性がある橋梁数	九州新幹線	本	32	0	0	2	0	0
		JR 鹿児島本線	本	5	0	0	0	0	
		JR 三角線	本	1	0	0	0	0	0
津波	線路浸水被害	JR 鹿児島本線	m	6, 300	－	－	－	6, 400	7, 700
		JR 三角線	m	8, 900	－	－	－	4, 300	8, 600

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(5)　宇城地域内の地震による漁港・港湾施設の被害想定

項目		単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
			布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
揺れ	被害岸壁数（漁港）	施設	78	0	0	0	12	－
	被害岸壁数（港湾）	施設	0	0	0	0	0	－

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載
※南海トラフについては被害想定に必要な加速度が中央防災会議により公表されていないため算定していない

(6)　宇城地域内の避難者数・帰宅困難者数想定

項目		単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
			布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
発災から１日後の避難者数	避難所生活者数	人	21, 618	64	217	24	266	455
	疎開者数	人	11, 641	35	117	13	143	245
帰宅困難者数		人	6, 997	0	0	0	0	6, 997

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(7)　宇城地域内の災害廃棄物の発生量想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
		布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
災害廃棄物発生量	t	224,646	1,816	2,169	222	2,075	29,645

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(8)　宇城地域内の災害時要援護者の人的被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
		布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
死者数	人	29	0	0	0	0	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(9)　宇城地域内の避難所建物の被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ（最大値）
		布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
全壊数	施設	0	0	0	0	0	0
半壊数	施設	1	0	0	0	0	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

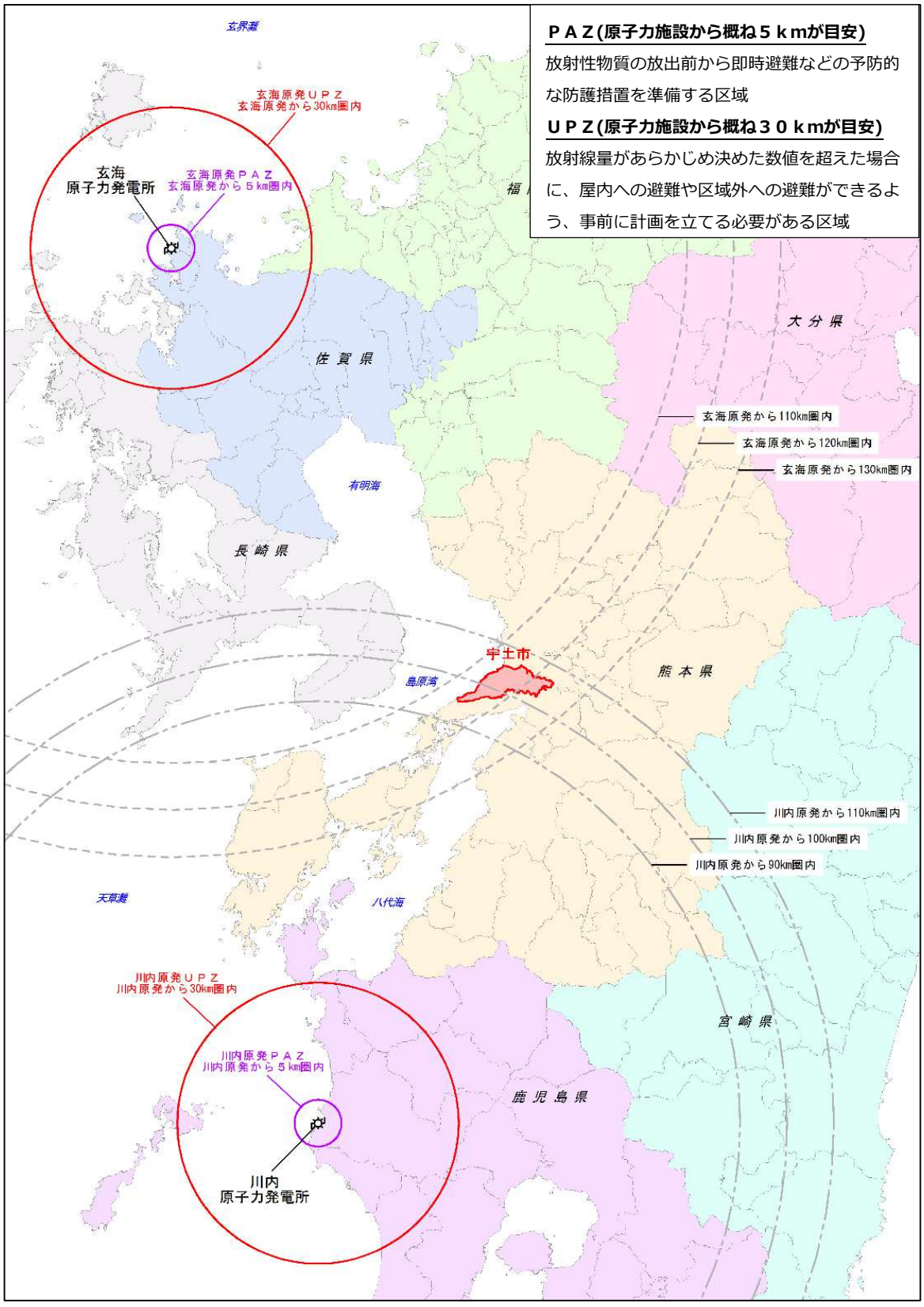
（※）上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成 25 年 2 月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野－白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

（※）上表の「別府・万年山断層帯」は、平成 29 年 12 月、国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

第６　原子力災害の想定

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

本市は、九州内に所在する玄海原子力発電所及び川内原子力発電所から 100km 以上離れており、原子力災害対策指針で定められているＰＡＺ及びＵＰＺのいずれの範囲にも含まれていないが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる。



第２章　防災組織計画

項目	関連部署	ページ
第１節　宇土市防災会議	総務部	63
第２節　市の防災組織	全部	64
第３節　応援要請計画	総務部、企画財政部	83
第４節　自衛隊災害派遣要請計画	総務部	92

第１節　宇土市防災会議

（ 総務部 ）

第１　設置の根拠

宇土市の防災全般を総合的に推進するため、災害対策基本法第 16 条の規定に基づいて組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るため、宇土市防災会議を設置する。

第２　所掌事務

防災会議は、以下の事務をつかさどるものとする。

1　地域防災計画の作成とその実施の推進
2　災害発生に際しての情報の収集
3　水防法第 32 条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議
4　その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第３　組織構成

１　会 長

(1)　会長は、市長をもって充てる。
(2)　会長は、会務を統括する。
(3)　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

２　委 員

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　熊本県の県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4)　市議会議員のうちから市長が任命する者
(5)　市副市長
(6)　市教育委員会教育長
(7)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(8)　宇城広域連合消防本部消防長
(9)　市消防団長
(10)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(11)　自主防災組織等を構成するもの又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(12)　前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、市長が特に必要と認める者

第２節　市の防災組織

（ 全部 ）

災害発生に対応し、被害の軽減と応急・復旧活動を実施するため、必要な人員を確保し、活動体制を整える必要がある。本項では、災害対策本部設置前の配置体制及び災害対策本部の組織等を規定するとともに、職員配置体制を定める。

第１　災害対策本部設置前の配置体制（風水害）

１　洪水予報・水防警報

(1)　洪水予報

国土交通省と気象庁（熊本地方気象台）が共同して行う洪水予報について、県は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに市に通知する。

洪水予報河川と実施区域及び洪水予報の種類と発表基準を次に示す。

■洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間	基準地点
緑　川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸 1221 番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 988 番の 1 地先から海まで	城　南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字砥の江字地方 222 番地 1 地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目 951 番地の 1 地先から緑川合流地点まで	城　南

■洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき

■洪水予報基準水位（熊本河川国道事務所）

予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
				レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
緑川水系	緑川	城南	熊本市南区城南町大字千町	3.30m	4.30m	5.80m	6.20m

(2)　水防警報

県は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、河川管理者として国土交通大臣及び知事が水防警報を発令し、直ちに警報事項を市に通知する。

ア　国土交通大臣が発表する水防警報

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
警戒	氾濫警戒情報等により、又はすでに氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

※　水防警報を発表する河川及び基準地点の基準水位は、洪水予報河川と同じ

イ　知事が発表する水防計画

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
警戒	洪水警報等により、又は避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
厳重警戒	洪水警報等により、又は氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

■知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

水系名	河川名	観測局名	区域
潤川（うるごがわ）	潤川（うるごがわ）	潤川（うるごがわ）	左岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋梁まで
			右岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋梁まで
網津川（あみづかわ）	網津川（あみづかわ）	網津川（あみづかわ）	左岸：歳の神川合流点から海まで
			右岸：歳の神川合流点から海まで

■水防警報対象量水標の設定水位と条件

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
潤川（うるごがわ）	潤川（うるごがわ）	宇土市三拾町字西田93番地1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
網津川（あみづかわ）	網津川（あみづかわ）	宇土市住吉町上ノ割41番地2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

２　災害対策本部設置前の職員配置基準

風水害に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、宇土市災害対策本部の設置前に、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めるときに職員を配置する。

(1)　熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき。
(2)　水防法第 10 条（国の機関が行う洪水予報等）第 3 項の規定に基づき、県知事から洪水又は高潮に関する通知があったとき。
(3)　水防法第 16 条（水防警報）第 3 項の規定に基づき、県知事から水防警報に関する通知があったとき。

■災害対策本部設置前の職員配置基準

体制	配置基準	職員配置体制
注意報 発令体制 （注１）	○　梅雨時期にレベル２大雨、氾濫等に関する注意報が発表されたとき ○　県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき	危機管理課　１名 総務部又は企画財政部　１名 土木課　１～２名
警報 発令体制	○　レベル３大雨・氾濫・高潮・土砂災害警報、暴風・暴風雪・波浪警報が発表されたとき	危機管理課　２名 総務部又は企画財政部　１名 土木課（注２）　３名
警戒体制 （災害警戒本部体制）	○　河川水位が氾濫注意水位に達し、今後も水位の上昇が予想される場合 ○　レベル４土砂災害危険警報の発表が予想される場合 ○　気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯発生・線状降水帯直前予測）が発表された場合 ○　その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	総務部長　※1 危機管理課　２名以上 総務課・秘書政策課　※2 財政課　※2 土木課（注２）　３名以上 農林政策課・水産振興室　３名以上 教育委員会　１名以上 ※必要に応じ関係部課へ連絡

（注１）原則自宅待機とする。ただし、気象状況等により、危機管理課長と土木課長による協議の上、本庁待機とする場合がある。
（注２）建設部内の応援を含む。
※1　危機管理課長から総務部長へ連絡する。
※2　総務部長から企画財政部長、総務課長、秘書政策課長へ連絡し、併せて必要人員も連絡する。

第２　災害警戒本部の配置体制（地震・津波）

市において地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が宇土市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

１　設置基準

災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、総務部長が必要と認めるときに職員を配置する。

(1)　市内で震度４の地震が発生し、又は熊本地方気象台から津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報が発表された場合。

(2)　熊本地方気象台から注意報（津波注意報を除く）又は警報が発表され、特に警戒を必要とする場合。

(3)　火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合。

(4)　前３号に掲げるもののほか、総務部長が必要と認めるとき。

■災害警戒本部の職員配置基準（地震・津波）

体制	配置基準	職員配置体制	参集方法
第１警戒体制	１　震度４の地震が発生した場合 ２　津波注意報が発表された場合 ３　その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	総務部長 危機管理課　３名 ※必要に応じ関係各部課へ連絡	**【勤務時間内】** 熊本地方気象台→県防災推進課→市危機管理課→危機管理課長が担当職員へ指示 **【勤務時間外】** 警備室に確認後→担当職員登庁（情報収集） ※震度４未満の場合担当職員は、警備室に被害報告等状況を確認する。

２　設置・指揮の権限

総務部長は、第１警戒体制の配置及び指揮を行うが、総務部長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第１順位：企画財政部長　　第２順位：市民環境部長

３　事務分掌

災害警戒本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

体制	事務分掌
第１警戒体制	○　災害対策本部の設置の有無に関すること。 ○　注意報及び警報等の伝達に関すること。 ○　雨量・水位・潮位等の情報収集に関すること。 ○　被害状況の収集に関すること。 ○　避難所の開設に関すること。 ○　県及び関係機関との情報連絡に関すること。

４　災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

ただし、**局地的な災害が発生した場合**や、**震度５弱以上の地震及び津波警報が発表された場合**など、災害が拡大するおそれがある場合、**災害対策本部へ移行**する。

第３　宇土市災害対策本部

市において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「宇土市災害対策本部」を設置し、市の全組織を挙げて災害対策に取り組む。

なお、勤務時間外に災害対策本部を設置した場合、危機管理課は宇土市お知らせメール及び電話連絡等により職員参集を行うものとする。ただし、下記の風水害における災害対策本部の設置基準：第３配置及び、右記の地震・津波における災害対策本部の設置基準：第３警戒体制においては、自動的に全職員が参集するものとする。

１　設置基準

(1)　風水害における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

区分	設置基準	職員配置体制	参集方法
第１配置	１　レベル４土砂災害危険警報が発表された場合。 ２　局地的な災害が発生した場合。 ３　その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合。	○　災害対策本部員登庁 ○　配置数は、状況により、その都度各対策部長が指示する。	**【勤務時間内】** 熊本地方気象台→県危防災推進課→市危機管理課（庁内メール）→関係職員 **【勤務時間外】** 宇土市お知らせメール及び各部課の電話連絡等により、必要な人員を参集する。
第２配置	１　局地的な災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合。 ２　レベル５特別警報や警戒レベル相当情報以外の特別警報が発表された場合 ３　第１配置による対応が難しい場合。 ４　その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合。	○　ただちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。 ○　配置数は、状況により、その都度各対策部長が指示する。	
第３配置	１　広域にわたる災害が発生、特に被害が甚大な場合。 ２　第２配置による対応が難しい場合。 ３　本部長が当該配置を指示した場合。	○　全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が強力に推進できる体制とする。	**【勤務時間内】** 熊本地方気象台→県防災推進課→市危機管理課（庁内メール）→全職員 **【勤務時間外】** 熊本地方気象台等の発表をテレビ･ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。 また、宇土市お知らせメール及び各部課の電話連絡を行い参集する。

(2)　地震・津波における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

区分	配置基準	職員配置体制	参集方法
第２警戒体制	１　震度５弱又は５強の地震が発生した場合。 ２　津波警報又は大津波警報が発表された場合。	災害対策本部員 危機管理課、 総務課、秘書政策課、 財政課、福祉課、 高齢者支援課、 農林政策課、 水産振興室 商工観光課、土木課、 都市整備課、 上下水道課、 学校教育課、 生涯活動推進課、 網田支所、網津支所、 消防団本部	**【勤務時間内】** 熊本地方気象台→県防災推進課 →市危機管理課（庁内メール）→関係職員 **【勤務時間外】** ○　震度５弱・５強の地震発生又は津波警報等をテレビ･ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。 ○　人員は各課最低２名以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。
第３警戒体制	１　震度６弱以上の地震が発生した場合。	全職員	**【勤務時間内】** 熊本地方気象台→県防災推進課 →市危機管理課（庁内メール） →全職員（災害対策本部分掌事務に従い対応） **【勤務時間外】** ○　震度６弱以上の地震発生をテレビ・ラジオ等で確認した場合、直ちに職員自ら情報収集に努め自主的に登庁するものとする。 ただし、道路の遮断や公共の交通機関の不通により登庁できない場合は、所属長にその旨を伝えるとともに、最寄りの支所あるいは指定の避難場所へ出向き応急活動に従事する。

２　設置・指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

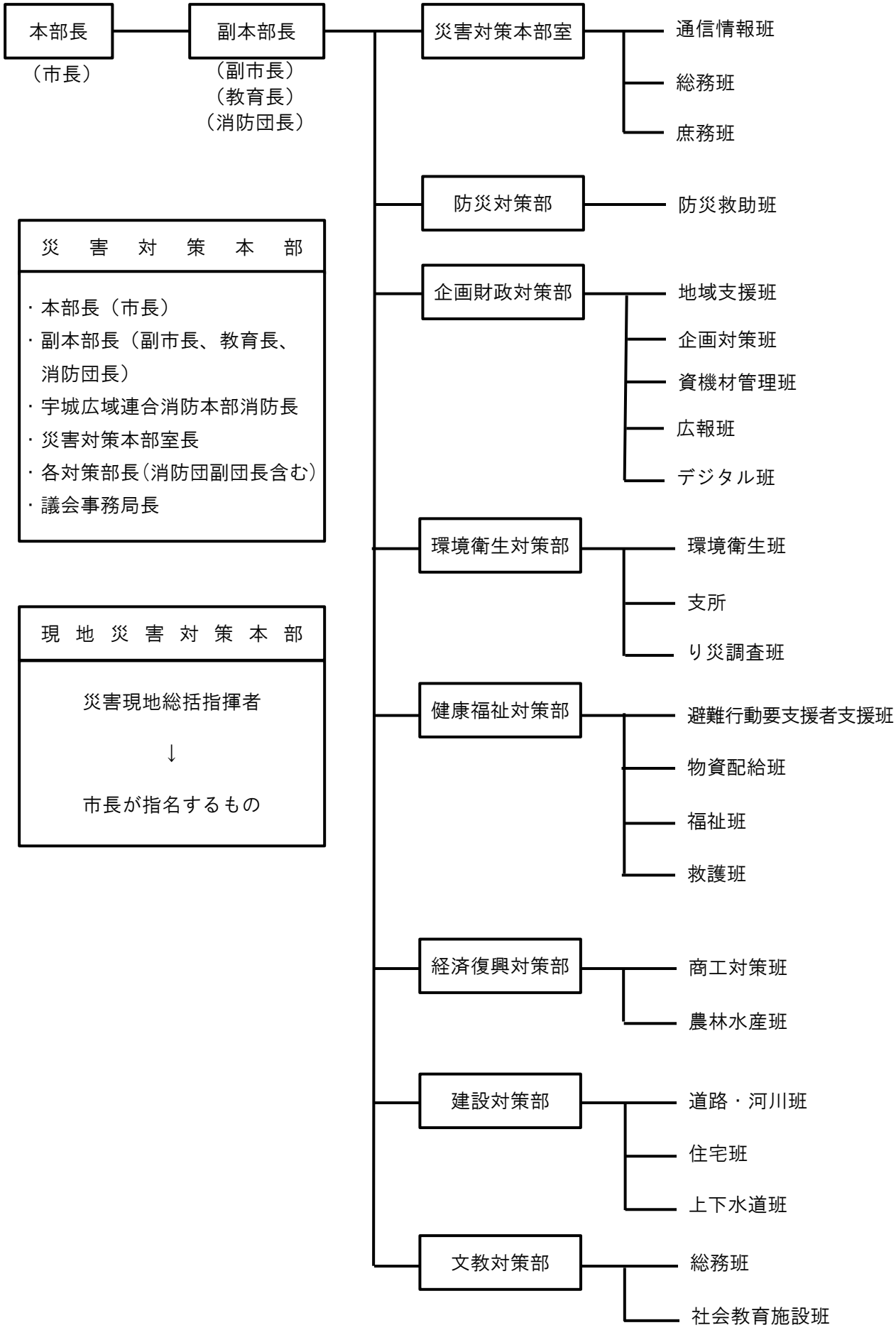
第１順位　副市長	第２順位　総務部長

３　災害対策本部の組織

災害対策本部の設置基準に達したときは、次の配置をとるものとする。

(1)　本部に本部会議及び本部室を置く。
(2)　本部会議は、本部長、副本部長、本部室長、各対策部長、議会事務局長及び宇城広域連合消防本部消防長をもって構成する。
(3)　本部室に、本部室長、本部室次長、本部室員を置く。
(4)　本部長は本部の事務を分掌して推進するため必要があると認めるときは、対策部を置く。ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。
(5)　対策部に対策部長、班長、班員を置く。

宇土市災害対策本部の組織図



４　災害対策本部の事務分掌

各対策部の事務分掌は、おおむね次のとおりである。

対策部 共通事務	１　所管業務に関する災害情報の**通信情報班**への報告に関すること。 ２　所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の**総務班**への報告に関すること。 ３　報道機関からの問い合わせ等の広報班への報告に関すること。 ４　対策部内の連絡調整に関すること。 ５　対策部内の庶務に関すること。 ６　対策部内の職員の配置運用に関すること。 ７　他の対策部への応援に関すること。
班共通 事務	１　所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 ２　所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 ３　所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 ４　所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 ５　所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 ６　所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 ７　所管業務に関わる避難行動要支援者対策に関すること。 ８　所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 ９　所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

宇土市災害対策本部事務分掌（1/3）

部（室）	班	班　長	班　員	分 掌 事 務
本部長 本部長：市長				災害対策本部の事務を総括し、各対策部の職員を指揮監督する。
副本部長 副本部長：消防団長、副市長、教育長				本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
災害対策本部室 室長：総務部長				災害対策本部会議の事務を総理し、他団体への応援・派遣要請時の連絡事務を行う。 さらに、人員・資材の調整を行い、災害対策及び復旧に必要な財務対策の調整にあたる。
	通信情報班	危機管理課長	危機管理課 監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局	１法令等に基づく応援・要請の決定に関すること。 ２自衛隊の派遣要請に関すること。 ３電話回線網による情報収集伝達に関すること。 ４防災行政無線の運用と通信統制に関すること。 ５被害状況の収集、集計、報告に関すること。 ６市の管理する避難所の開設及び管理に関すること。
	総務班	総務課長	総務課 議会事務局	１職員参集及び配置に関すること。 ２県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及び斡旋依頼に関すること。 ３各対策部の職員応援調整に関すること。 ４議会議員との連絡調整に関すること。
	庶務班	会計課長	会計課	１災害対策本部出納業務に関すること。 ２災害対策本部職員の給食・衛生管理に関すること。 ３災害対策本部の一般的庶務に関すること。
防災対策部 部長：消防団副団長				災害時の救助・消防・防災活動を実施して、市民の生命・身体・財産を災害から直接守る。
	防災救助班	本部指導員	消防団員	１消防団の活動に関すること。 ２被害者の避難救助に関すること。 ３災害防止に関すること。
企画財政対策部 部長：企画財政部長				災害対策本部全体の情報や他団体との連絡調整に関すること。
	資機材管理班	財政課長	財政課	１救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。 ２義援金の管理運用及び配分に関すること。 ３車両の確保及び配車に関すること。 ４庁舎及び市管理施設の保全に関すること。
	地域支援班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課	１他団体との連絡体制の調整に関すること。 ２総合相談窓口に関すること。
	デジタル班	デジタル推進室長	デジタル推進室	１庁舎内のシステム・インフラの動作状況及び被害調査に関すること。
	広報班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課	１報道機関との対応に関すること。 ２市民への災害情報の広報に関すること。 ３災害記録写真に関すること。 ４市のホームページ等の更新に関すること。
	企画対策班	企画課長	企画課	１本部長及び副本部長の災害状況視察に関すること。 ２国及び県からの視察対応並びに陳情書の作成に関すること。 ３災害見舞者及び災害視察者の応対に関すること。 ４復旧、復興の総合計画に関すること。

宇土市災害対策本部事務分掌（2/3）

部（室）	班	班　長	班　員	分 掌 事 務
環境衛生対策部 部長：市民環境部長				り災世帯の調査を迅速に行い、また、被災地の災害廃棄物、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、生活環境の整備に努める。
	環境衛生班	環境交通課長 市民保険課長	環境交通課 市民保険課	1 被災地の防疫、消毒活動に関すること。 2 避難所の衛生状況調査に関すること。 3 遺体の処理・埋葬に関すること。 4 ごみ処理施設、浄化施設の復旧に関すること。 5 避難所の災害廃棄物、生活ごみ及びし尿等の処理計画を策定すること。 6 市の管理する避難所での生活ごみ及びし尿処理に関すること。 7 災害廃棄物及び生活ごみの収集と処理に関すること。 8 仮設トイレの設置及び管理運営等に関すること。 9 市民の安否情報の総括に関すること。
	支　　所	支　所　長	支　所	1 管内の災害情報の収集伝達に関すること。 2 管内の避難所の把握に関すること。 3 管内の応援物資の集積管理と搬入に関すること。 4 市民に対する相談窓口の開設に関すること。
	り災調査班	税務課長	税務課	1 り災世帯等の調査に関すること。 2 り災世帯のり災証明書発行に関すること。 3 土地・家屋等の被害調査に関すること。 4 り災調査結果の被災者台帳への入力に関すること。 5 災害に伴う税の減免措置に関すること。
健康福祉対策部 部長：健康福祉部長				避難所を開設し、避難者の収容と物資の配給を行うとともに高齢者や障がい者などの要配慮者の状況を把握し、安全な避難生活のために配慮する。
	避難行動要支援者支援班	福祉課長 高齢者支援課長	福祉課 高齢者支援課	1 避難行動要支援者に関すること。 2 介護施設の被害調査を行うこと。
	物資配給班	子育て支援課長 こども家庭センター所長	子育て支援課 こども家庭センター	1 物資の配給及び備蓄管理に関すること。 2 保育所及び放課後児童クラブ施設の被害調査を行うこと。
	福祉班	福祉課長	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 こども家庭センター	1 避難所の開設地と責任者の決定に関すること。 （災害救助法適用時） 2 避難所の人員及び物資の需要を把握すること。 （災害救助法適用時） 3 避難所等からの被害情報収集に関すること。 （災害救助法適用時） 4 災害救助法に関する事務手続きを行うこと。 5 周辺の避難所の把握に関すること。 6 ボランティアの配置計画及び活用に関すること。 7 見舞金等の支給に関すること。 8 居住不能になったり災者の住居確保、斡旋に関すること。 9　被災者台帳の作成及び管理に関すること。 10 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅に関すること。
	救護班	健康づくり課長	健康づくり課 及び健康福祉部 各課所属保健師	1 避難所の健康管理に関すること。 2 負傷者の治療及び転送を行うこと。 3 救護所の開設運営に関すること。 4 医療機関の被害調査に関すること。 5 医療品や衛生材料の確保及び転送を行うこと。 6 医療機関との連絡調整や応援要請に関すること。

宇土市災害対策本部事務分掌（3/3）

部（室）	班	班　長	班　員	分 掌 事 務
経済復興対策部 部長：経済部長				災害予防及び応急対策を図るほか、事業所や関係団体との情報交換の窓口、被災地の復興支援対策の実施にあたる。
	商工対策班	商工観光課長	商工観光課	１事務所等からの被害状況の収集に関すること。 ２被災事務所への復興支援対策に関すること。 ３記録写真に関すること。
	農林水産班	農林政策課長 水産振興室長	農林政策課 水産振興室 農業委員会 事務局	１災害予防及び応急対策の実施に関すること。 ２農林水産団体からの被災状況の収集に関すること。 ３被災者への復興支援対策に関すること。 ４記録写真に関すること。
建設対策部 部長：建設部長				災害発生後、速やかに道路の復旧を行うとともに、災害救助法の適用時、仮設住宅の設置や市営住宅への仮収容を行う。 また、下水道の復旧、断水地域に対する配水を行うとともに、上水道等のライフラインの復旧のための調整を行う。
	道路・河川班	土木課長	土木課	１道路・河川等の被害状況調査を行うこと。 ２道路・河川等の復旧状況の把握及び復旧に関すること。 ３水防法に基づく水防活動に関すること。 ４道路の応急対策及び補修に関すること。 ５河川の応急対策及び補修に関すること。 ６記録写真に関すること。
	住宅班	都市整備課長	都市整備課	１避難者の市営住宅への収容に関すること。 ２仮設住宅の建設及び利用に関すること。 ３市営住宅の被害状況調査及び復旧に関すること。 ４住宅及び宅地の危険度判定に関すること。
	上下水道班	上下水道課長	上下水道課	１水道施設の被害対策と飲料水の供給に関すること。 ２上下水道の被災状況調査に関すること。 ３上下水道の応急復旧対策に関すること。
文教対策部 部長：教育部長				学校・社会教育施設の復旧と速やかな授業の再開を行う。 施設が避難所として使用される場合は、避難生活者との連絡調整にあたる。
	総務班	学校教育課長	学校教育課 （幼稚園も含む）	１園児・児童・生徒の避難に関すること。 ２災害時の教育に関すること。 ３記録写真に関すること。 ４被害状況の把握に関すること。 ５避難所（小中学校）の管理に関すること。 ６学校教職員の安否確認及び支援等に関すること。 ７被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。
	社会教育施設班	生涯活動推進課長 文化課長 給食センター所長	生涯活動推進課 中央公民館 図書館 文化課 給食センター	１被災状況の調査・記録写真に関すること。 ２支援活動に協力する各種団体との連絡調整に関すること。 ３避難所の管理に関すること。 ４災害時の学校給食に関すること。 ５社会教育施設や体育施設及び文化財等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
現地災害対策本部 部長：市長が指名する者				現地における各対策部への総括的な指揮命令を行う。 また、現地で防災活動に従事する関係機関との調整と、全体の指揮を行う。併せて、現地情報の広報を取りまとめて行う。
	現地本部員	市長及び現地災害対策本部長が指定した者	市長及び現地災害対策本部長が指定した者及び部・課	

５　災害対策本部会議

本部長は災害対策本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。なお、第１回災害対策本部会議は、発災後１時間を目途に開催するものとする。

本部会議の開催時期	○本部設置後随時 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長（市長） ○副本部長（副市長、教育長、消防団長） ○災害対策本部室長（総務部長） ○各対策部長（企画財政部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、消防副団長、その他本部長が指名する者） ○議会事務局長
事務局	○危機管理課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 ○その他必要な職員
報告事項	○各班の配置体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配置体制の切り替え及び廃止に関すること ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること ○避難指示等、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○市民向緊急声明の発表に関すること ○国･県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

６　災害対策本部の設置場所

(1)　本部は、次の順位により確保するものとする。

第１順位；市役所庁舎内　　第２順位；市役所別館　　第３順位；福祉センター

７　災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

(1)　市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
(2)　来庁者、市庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
(3)　停電の場合には、非常用自家発電機による通信機器への復電等、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
(4)　本部長の判断のもと、災害対策本部の設営に入る。
(5)　熊本県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

熊本県 防災推進課	ＴＥＬ　(096)213-1000 ＦＡＸ　(096)213-1001 県防災行政無線番号　300-7007、7008 県防災ＦＡＸ番号　300-7001

(6)　本部室に通信機器、テレビ、ラジオを準備するとともに、防災関係機関との連絡調整ができるホットライン（非常時緊急電話）を設定する。

(7)　本部室に市内の地図（全図、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）等）、ホワイトボード等を準備する。

(8)　応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

８　現地災害対策本部

(1)　被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

(2)　現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者を充てる。

９　災害対策本部の廃止

災害のおそれがなくなったと認められたとき、又は災害に対する応急対策の措置が終了したと認められたとき、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。

また、その後の状況を確認し、現地災害対策本部も廃止する。

10　設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置及び廃止した場合、速やかに県知事及び防災関係機関にその旨通知するとともに、報道機関等を通じて市民に対して発表する。

11　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第４　職員配置体制

災害が発生するおそれがある、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

１　市及び防災関係機関等による業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な研修・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、災害対策本部の機能を担う本庁等においては、災害時に災害応急対策や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1)　市長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制並びに支援体制
(2)　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
(3)　電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）及び職員用の水・食糧等の確保
(4)　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
(5)　重要な行政データのバックアップ
(6)　非常時優先業務の整理

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」や「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とする。

２　指揮系統

大規模地震が発生した場合及び大津波警報又は津波警報が発表された場合、市長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1)　命令系統

ア　市内で震度５弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報及び津波警報が発表された場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
イ　市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

(2)　連絡系統

ア　市内で震度５弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報又は津波警報が発表された場合、市長に連絡を行い必要な指示を受けるものとする。
　また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。震度４以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
イ　指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。
ウ　電話回線途絶により連絡不能な場合、総務部長は、職員の派遣等により市長に連絡するものとする。

３　組織の確立

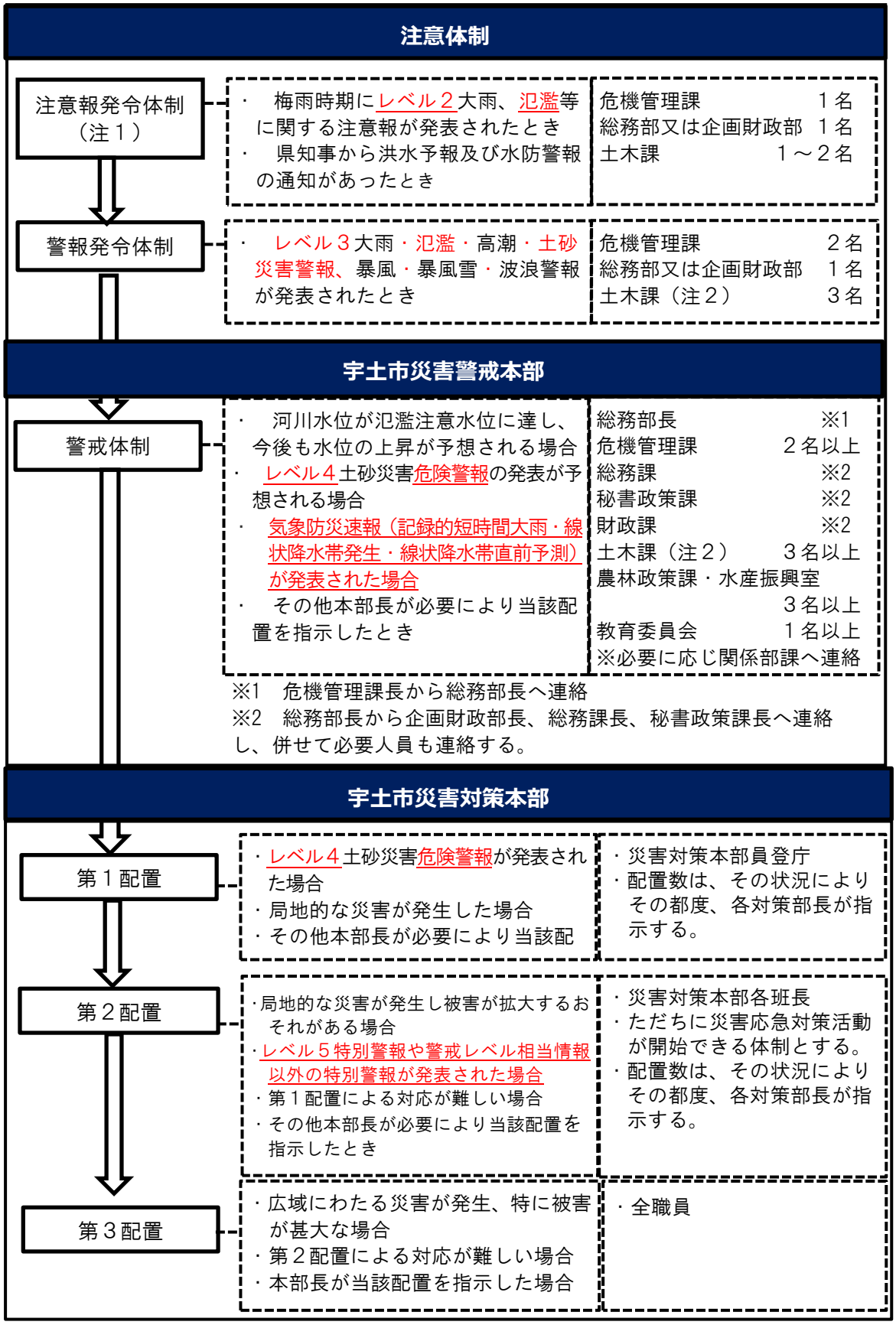
(1)　風水害における配置基準

風水害における職員の配置基準は、注意体制・災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

(2)　地震・津波における配置基準

地震・津波における職員の配置基準は、災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

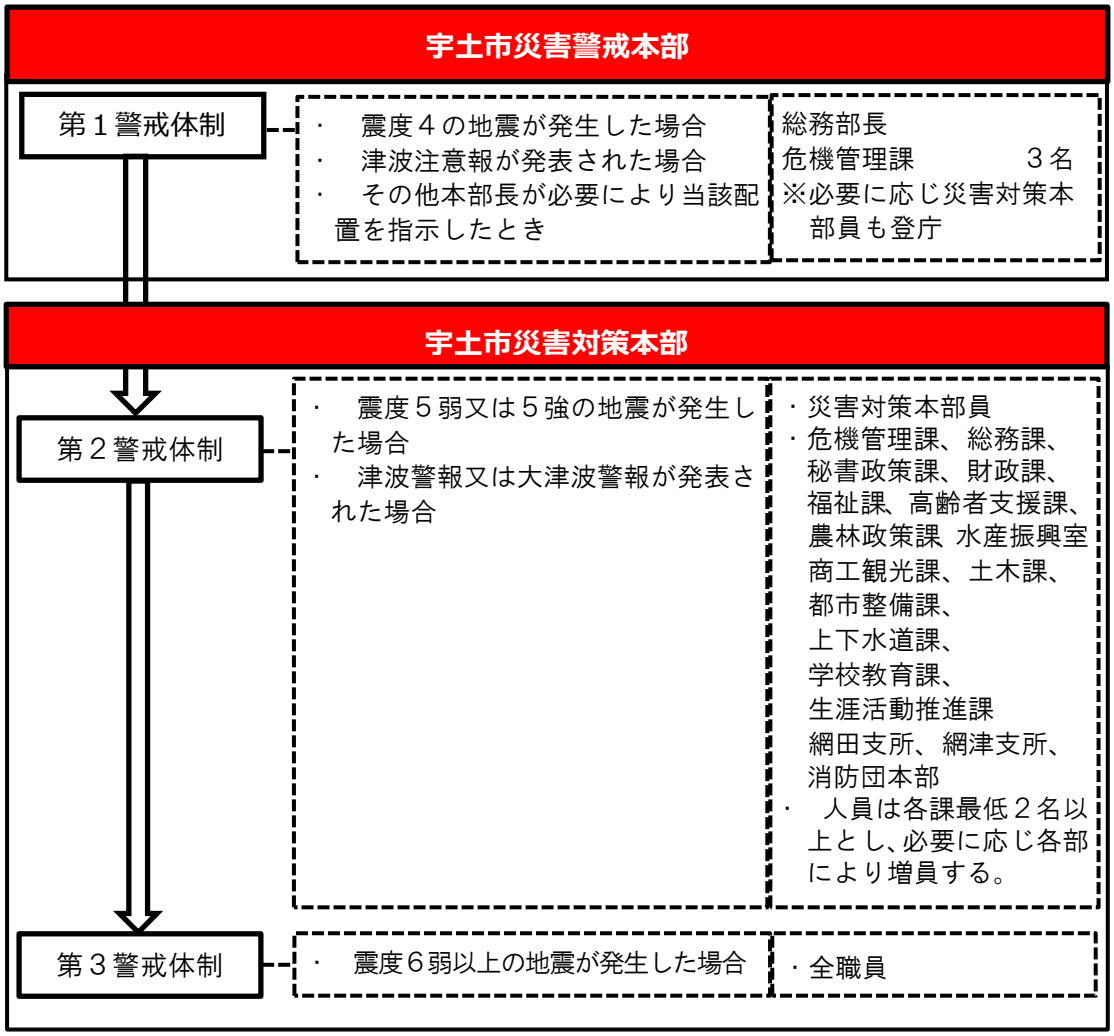
■風水害における職員の配置



（注１）原則自宅待機とする。ただし、気象状況等により、危機管理課長と土木課長による協議の上、本庁待機とする場合がある。

（注２）建設部内の応援を含む。

■地震・津波における職員の配置



(3)　職員の待機場所

職員の待機は各課において行うものとする。

ただし、各部署（若しくは関係課）の１名は、市役所庁舎内に情報連絡員として待機するものとする。

(4)　職員配置体制の長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、各対策部長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

４　職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するものとする。

(1)　安否確認

ア　安否確認事項

①　安否情報：○本人（無事・負傷）○家族等の安否（無事・負傷）○その他

②　参集情報：○勤務地　○最寄りの職場（支所等出先機関）　○自宅待機

イ　職員の安否確認の手順

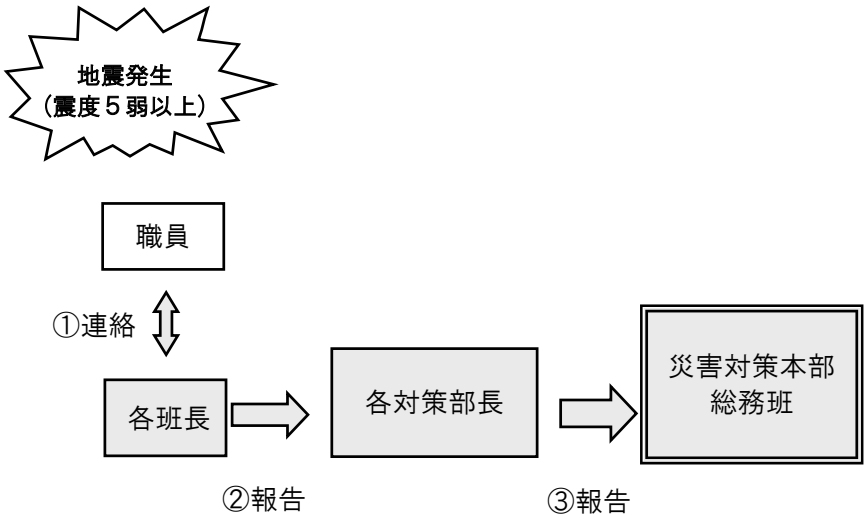
①　職員は、自身の所属に上記の安否確認事項連絡をする。

各所属は、職員から安否連絡がない場合には、個別連絡を取り、安否を確認する。

なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。

②　各対策班は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまとめ、各対策部長に報告する。

ウ　各対策部長は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式により、災害対策本部総務班へ報告する。



(2)　職員の参集状況の把握

ア　職員の参集先

①　勤務地への参集

該当職員は、休日・夜間等の勤務時間外に震度５弱以上の大規模地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地に参集する（車は利用しない）。ただし、自宅が津波避難区域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合などにおいては、自らの安全確保を行った上で参集する。

②　最寄りの支所若しくは指定緊急避難場所への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応

交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの支所若しくは指定緊急避難場所に参集する。

③　自宅待機＝参集が困難な場合の対応

(ｱ)　以下に掲げる事由等により、勤務地等に参集が困難な場合には、安否情報を所属に連絡した上で、原則として自宅待機とする。

a　職員の家族等が死亡したとき。

b　職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。

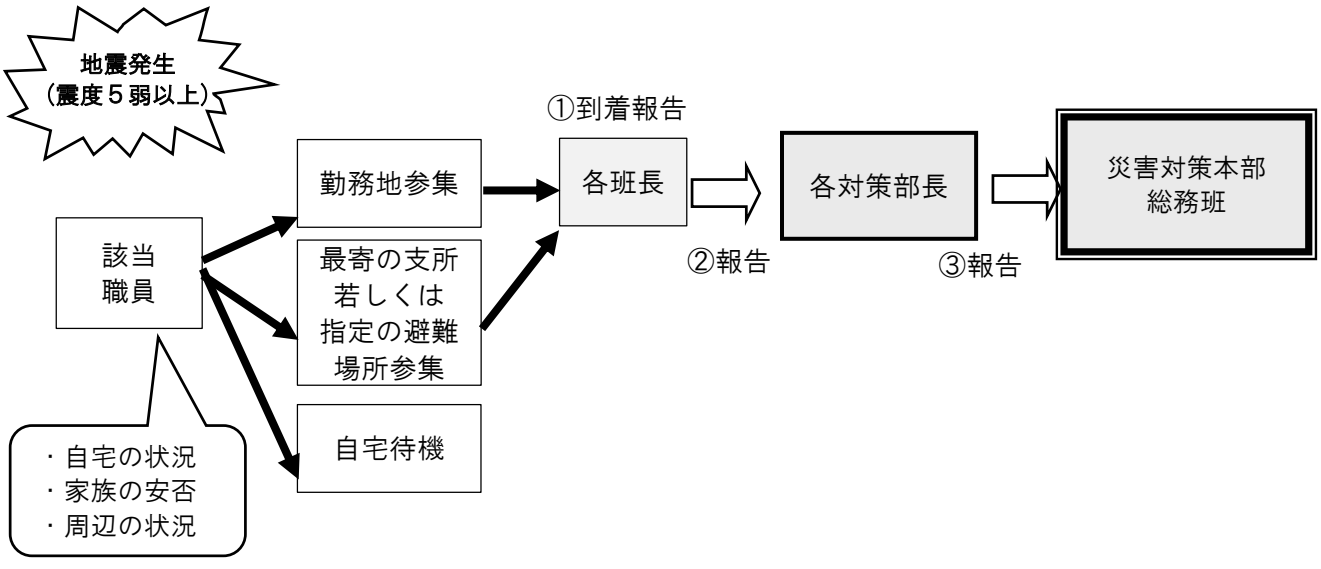
c　参集途上において、救出・救助活動等に参加する必要が生じたとき。

d　自宅周辺で、津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。

(ｲ)　待機期間の行動

周辺の状況把握に努めつつ所属先との連絡・指示を待つ。

また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど地域の応急活動に積極的に参加する。



イ　職員の参集状況の把握

職員の参集状況の把握は、次の手順に基づき行うものとする。

① 参集した職員（最寄りの支所若しくは指定の避難場所を含む。）は所属に対して、到着を報告する。

② 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告する。

③ 各対策部長は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により災害対策本部総務班へ報告する。

(3) 職員の健康管理

災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、業務継続計画に基づき、非常時優先業務に絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第３節　応援要請計画

（ 総務部・企画財政部 ）

市は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

第１　職員の応援及び県への応援又は応援斡旋の要請

１　市長(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課(局、所、委員会)に所属する職員を、他の部署に派遣することを指示するものとする。

２　災害対策基本法第 67 条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。(熊本県市町村災害時相互応援に関する協定(平成 15 年 7 月 23 日締結、令和 3 年 5 月 25 日改正)

３　災害対策基本法第 67 条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、宇城地域振興局を通じて県知事に対して応援を要請することができる。

４　災害対策基本法第 67 条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、政令で定めるところにより、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長及びその他の執行機関にこれを委託し、執行させることができる。

第２　「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力依頼

市は、必要に応じ、被災市長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

第３　職員の派遣

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は市長は、地方自治法第 252 条の 17 及び災害対策基本法第 29 条の規定により、他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することができ、また、災害対策基本法第 30 条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

１　職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおりである。

■派遣依頼先・内容等及び法的根拠

対策等	依頼先	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	○　指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基29-2
	○　県知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要請）	災害基30-1
	○　県知事（他の自治体職員の派遣斡旋要請）	災害基30-1 自治252の17
	○　他の市町村長（応援の要求）	災害基67
	○　県知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基68
	○　応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員の派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	○　県知事（自衛隊の派遣要請）	災害基68の2
	○　自衛隊（県知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基68の2-2
消防に関する応援要請	○　消防本部等（消防相互の応援等）	消組39
	○　県知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組44
防災関係団体等への応援要請	○　内閣総理大臣又は県知事 ○　防災関係団体、民間団体（企業、ＮＰＯ、ＮＧＯ等） （協定に定める事項）	災害基30の2 各種応援協定等

（凡例）災害基：災害対策基本法　/　自治：地方自治法　/　消組：消防組織法

２　災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により県又は市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示(昭和 51 年 3 月自治省告示第 118 号)によるものとする。

３　派遣職員に対する給与及び経費の負担

(1)　国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

(2)　県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項による。

第４　行政機関に対する応援要請

１　県知事に対する要請

市災害対策本部室は災害対策基本法第 68 条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ただし、緊急時は電話、無線で直接要請し後日文書を送付する。

要請先	県知事 （防災推進課）	電話 096-213-1000 ＦＡＸ 096-213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災ＦＡＸ番号　300-7001
要請伝達方法	文書１部〈緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付〉	
応援の要請	○　災害の状況 ○　応援を必要とする理由 ○　応援を希望する物資等の品名、数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容 ○　その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条
職員派遣要請・斡旋	○　派遣の要請又は斡旋を求める理由 ○　職員の職種別人員数 ○　派遣を必要とする期間 ○　派遣される職員の給与その他勤務条件 ○　その他必要な事項	

２　他市町村長に対する要請

市災害対策本部室は、応急措置に必要があると認めるときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

■応援活動内容

○　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
○　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
○　救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
○　救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
○　前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

３　消防広域応援

大規模災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

(1)　県内の消防機関への応援要請（消防相互応援）

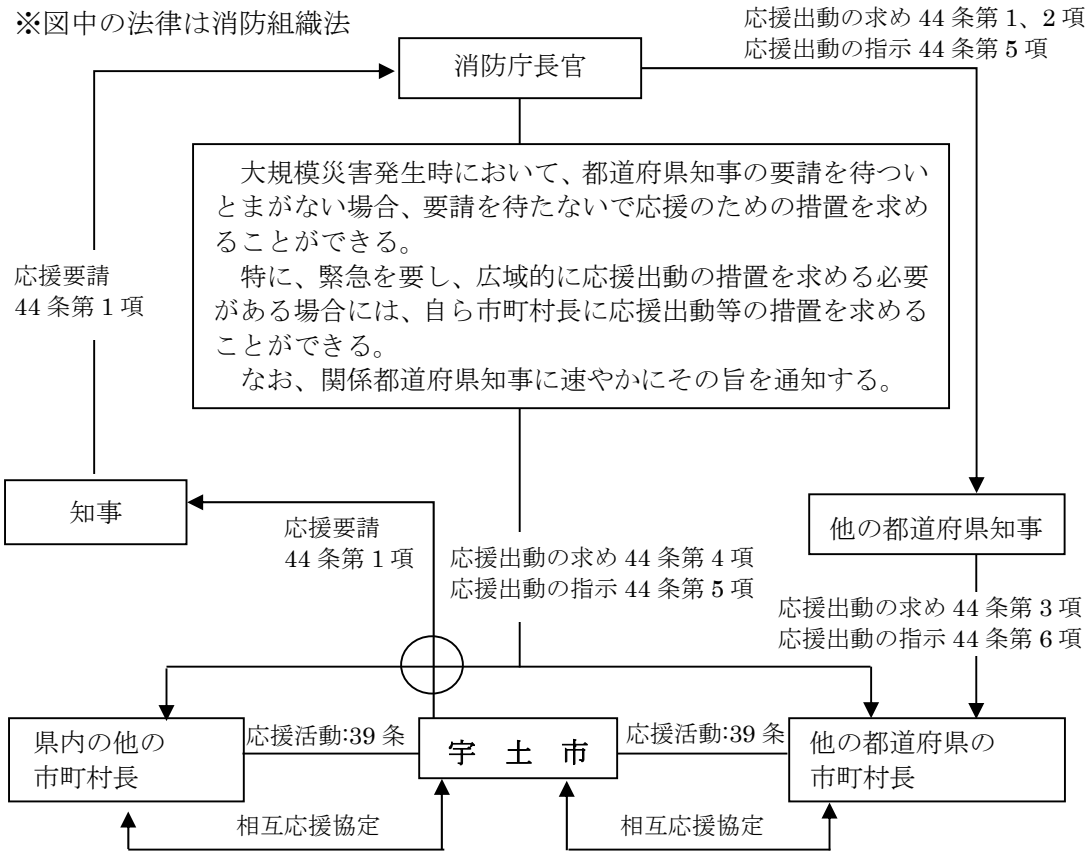
大規模災害が発生した場合、宇城広域連合消防本部消防長は「熊本県消防相互応援協定」に基づき他の消防機関へ応援要請を行う。

(2)　県外の消防機関への応援要請（緊急消防援助隊）

大規模災害発生時において、市長の指示により、宇城広域連合消防本部消防長は、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事に対し応援要請を行う。

なお、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官へ応援要請するものとする。

消防長官へ要請後、「緊急消防援助隊」が派遣される。



(3)　防災消防ヘリコプター

市長の指示により、宇城広域連合消防本部消防長は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行う。

第５　宇土市応援等調整本部

1　市長は緊急消防援助隊を要請した場合は、宇土市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部と併せて宇土市応援等調整本部を設置するものとする。

2　調整本部は、宇土市に設置する。
また、指揮支援本部及び航空統括本部は消防本部へ設置する。

3　応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、宇土市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。
(1)　緊急消防援助隊の部隊配置に関すること
(2)　関係機関との連絡調整に関すること
(3)　緊急消防援助隊の後方支援に関すること
(4)　その他必要な事項に関すること

4　消防団は、派遣隊の誘導、現場活動の応援に当たる。

第６　災害対策本部における対応

１　災害対策本部で対応する協定等

次のような協定については、災害対策本部において対応する。
なお、自衛隊との連携については別途定める。

(1)　自治体相互応援協定相手先一覧（令和７年４月１日現在）

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の概要
1	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（熊本県市長会、熊本県町村会）	H15. 7. 23（R3. 5. 25 改正）	被害を受けた市町村が独自では十分な復旧対策が実施できない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行なう。
2	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（全国青年市長会）	H22. 6. 14	市長が全国青年市長会の会員である市において、大規模な災害が発生し、被災した市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合において相互応援する。
3	宇土市における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）	H23. 7. 19	災害対策基本法第 77 条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、被害の拡大を防ぎ及び二次災害を防止すること。 所管施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、災害応急措置 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等
4	九州市長会における災害時の相互支援体制（九州管内の１１８市）	H25. 5. 16	九州市長会防災部の設置、リエゾン隊及び即応支援班の派遣など。 特に即応支援班は２日目以降の応援を行う。
5	九州財務局と宇土市との包括連携協定（九州財務局）	H26. 4. 21	宇土市内で災害が発生し、宇土市から九州財務局に対して職員派遣の要請をした際は、九州財務局職員を派遣し、宇土市職員の指示に基づき、事務及び作業を支援する。
6	災害時における相互応援に関する協定書（神奈川県伊勢原市）	H29. 11. 12	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
7	危機発生時における相互応援に関する協定（奈良県桜井市）	H29. 11. 29	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
8	災害時における相互応援に関する協定書（東京都狛江市）	H30. 2. 21	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう
9	災害時における熊本県宇土市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書（千葉県市川市）	H31. 2. 1	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
10	災害時における熊本県宇土市と鹿児島県日置市との相互応援に関する協定書（鹿児島県日置市）	R4. 9. 26	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。

※詳細な支援内容については、災害時受援計画書に掲載。

(1)　指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、関連分野において連携を必要とするもの。

(2)　受援内容が多肢にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等。

２　応援の要請

本部長が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。

協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルートの状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

３　先遣隊の受入れ

応援都市等から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

４　応援部隊（実際に活動する部隊）の活動調整

災害対策本部は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は、災害対策本部から各対策部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを各対策部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

５　応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は各対策部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。

また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を各対策部と調整のうえ準備する。

６　関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。

同様の連携を、災害対策本部や活動現場においても確保し、共に災害対応を行うものとする。

第７　民間団体等に対する応援要請

災害対策本部総務班は、必要と判断した場合は、最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。

■民間団体等に対する協力協定の締結状況（令和７年４月１日現在）

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
物資供給（17）			
1	災害時における物資供給に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）	H20. 6. 5	地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市が災害対策本部を設置し、要請を行なった場合において、調達が可能な物資の供給を行う。 ・作業品、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ等
2	災害時における LP ガス供給に関する協定書（一般社団法人熊本 LP ガス協会）	H25. 5. 15	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、優先的に LP ガスの供給を行う。
3	災害時における物資供給に関する協定書（熊本宇城農業協同組合）	H26. 10. 1	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、米類、その他調達することができる物資の供給を行う。
4	災害時における物資供給等の協力に関する協定書（王子コンテナー株式会社　熊本工場）	H26. 12. 2	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、段ボール製品及びその他調達することが出来る物資の供給を行う。
5	災害時における物資供給に関する協定書（山崎製パン株式会社熊本工場）	H26. 12. 24	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、パン類及びその他調達することが出来る物資の供給を行う。
6	災害時等における物資提供等の協力に関する協定書（宇土市葉たばこ共同乾燥組合）	H28. 1. 5	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、発電機を提供する。
7	災害対応型自動販売機設置協定書（コカ・コーラウエスト株式会社）	H28. 12. 1	災害対応型自動販売機を設置。災害等が発生した場合、自動販売機内在庫の製品を無償で提供する。
8	災害時における畳の提供に関する協定書（「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会）	H29. 2. 28	災害等が発生した場合に、宇土市からの要請により、避難所等への畳の提供を行う。
9	防災井戸に関する協定（株式会社肥後銀行　宇土支店）	H29. 6. 6	災害時に、管理している防災井戸の水を生活用水として地域住民に提供する。
10	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）	H29. 7. 6	災害時に、宇土市からの要請により、日用品や作業用品などの物資の提供を行う。
11	自動販売機設置契約書「緊急時飲料提供ベンダー利用細則」（サントリービバレッジサービス株式会社）	H30. 1. 22	災害対応型自動販売機を設置。災害等が発生した場合、自動販売機内在庫の製品を無償で提供する。
12	災害時における救援物資の提供に関する協定書（熊本県酪農業協同組合連合会）	H30. 5. 9	災害時に、宇土市からの要請により、常温保存可能な乳飲料の提供を行う。
13	健康増進に関する連携協定（大塚製薬株式会社）	R2. 7. 15	災害時に飲料水及び食料品の提供等を行う。
14	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）	R2. 12. 11	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、移動式宿泊施設（コンテナ型ホテル）を優先的に提供する。
15	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	R2. 12. 24	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、災害対応に必要な機材を優先的に提供する。
16	災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	R3. 11. 1	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、調達が可能な物資の供給を行う。 ・作業関係、工具類、食料、飲料水、生活必需品、調理・電気用品、暖房機器等
17	災害時等における物資提供等の協力に関する協定書（株式会社川口登建設）	R4. 3. 14	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、発電機を提供する。
災害時応急活動（21）			
1	災害時における支援活動に関する協定書	H21. 11. 11	災害時における人命救助及び復旧作業等に必要

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
	（白井工業株式会社）		な人員の支援 災害時における人命救助及び復旧作業等に必要な資機材の支援 災害時における一時避難所及び一時救護所の提供
2	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施細目協定書 （社団法人熊本県産業廃棄物協会）	H22.7.15	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
3	災害時要援護者への避難援護等の協力に関する協定書 （医療法人社団金森会、社会福祉法人白日会、医療法人社団小田会）	H22.9.1	災害が発生した場合、災害時要援護者に対する避難援護等について協力する。 災害情報の伝達、安否確認、避難所までの誘導、施設への移送及び収容、施設内での収容者の介護。
4	大規模災害時の支援活動に関する協定書 （一般社団法人宇土市建設業協会）	H22.9.8 （R2.7.27 改正）	市が管理する公共施設の被害情報の収集及び市に対する報告 公共施設における簡易な応急措置 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
5	災害時における廃棄物の一時保管場所に関する協定（（有）熊本クリーンサービス）	H24.11.30	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
6	大規模災害時等緊急時対応の支援活動に関する協定書（宇土市指定水道工事店組合）	H25.4.1	市が管理する公共施設の被害状況の収集及び市に対する報告 公共施設における簡易な応急措置 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
7	災害時における廃棄物の一時保管場所に関する協定（（株）カネムラエコワークス）	H25.9.1	災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援するため、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するための協定。
8	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書(一般社団法人　熊本県ペストコントロール協会)	H29.1.22	災害が発生した場合又は広範囲にわたる感染症等が発生した場合、感染症の予防や蔓延防止を図るため、宇土市からの要請により消毒活動等を行う。
9	災害発生時における宇土市と宇土市関係郵便局の協力に関する協定書(日本郵便株式会社　宇土市関係郵便局)	H29.3.15	災害等が発生した場合に、宇土市と宇土市関係郵便局が相互に協力し、情報提供、車両の提供、銀行及び保険の非常取り扱い、その他協力できる事項を行う。
10	災害時の医療救護活動等に関する協定書(一般社団法人　宇土地区医師会)	H29.4.1	災害発生時の医療救護活動及び公衆衛生活動について、宇土市からの要請により、宇土地区医師会災害医療チーム（ＵＭＡＴ）を派遣する。
11	災害支援協定（日本下水道事業団）	H30.4.1	市所管の下水道施設が被災した場合、下水道施設の維持又は修繕に関する工事、その他災害支援（現地調査、災害報告に要する資料作成等）を行う。
12	災害時における復旧支援協力に関する協定 （公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	H30.4.1	市所管の下水道管路施設が被災した場合、市の要請により、被災した下水道管路施設の被害調査及び応急復旧のために必要な業務、その他協議により必要とする業務を行う。
13	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する実施細目協定 （熊本県環境事業団連合会）	H30.6.8	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚泥の吸引及び移送を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援する。
14	災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する実施細目協定 （熊本県清掃事業協同組合）	H30.11.1	災害時における廃棄物の収集運搬を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援する。
15	災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書に関する実施細目(一般社団法人熊本県解体工事業協会)	R1.10.1	災害が発生した場合、倒壊により通行の妨げになっている家屋等や倒壊の危険性が高い家屋等、緊急に解体撤去する必要がある建築物等の解体撤去を支援する。
16	災害等調査活動に関する協定書(カネリョウ海藻株式会社)	R1.11.21	災害等の調査活動時に、宇土市からの要請により、所有する無人飛行機（ドローン）での調査を

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
			行う。
17	災害時の応急活動に関する協定書（宇城電気工事協同組合）	R2. 4. 1	災害が発生した場合、市の所有施設が電気設備の故障等により、市の応急対策に支障を来す場合、市の要請により施設の早期復旧を行う。また、市外の同組合加入者の応援を依頼出来る。
18	宇土市における災害復旧に関する覚書（九州電力送配電㈱熊本支社 配電部 宇城配電事業所）	R2. 4. 1	災害発生時の、電力の復旧について、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、宇土市の災害復旧活動上重要な施設及び経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧作業を行う。
19	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	R2. 4. 1	ヤフーが提供するウェブサービス上に、市が発信する災害に係る情報を掲載し、広く周知する。
20	災害時における住家被害認定調査等に関する協定書（公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会）	R3. 8. 3	災害が発生した場合、市の要請により住家被害認定調査員を派遣し、被害状況の調査業務、罹災証明書に係る相談業務の補助等を行う。
21	災害時等における技術支援協力に関する協定（一般社団法人全国さく井協会）	R5. 1. 13	地震その他の自然現象により、市が管理する上水道施設（井戸等）が被災した場合、市の要請により被災調査や災害復旧の技術支援を行う。
22	災害時等における被災者への支援協力に関する協定（三共コンサルタント株式会社）	R6. 10. 7	災害対策基本法第２条第１項に規定する災害が発生した場合、市の要請により、井戸水の供給及び外部給電装置を用いた電気自動車からの電力の供給を行う。
施設使用（避難所、物資集積）（4）			
1	災害時における相互協力に関する覚書（宇土市内郵便局）	H11. 10. 1	災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、相互に協力要請を行なうもの。 (1)相互が所有し、又は使用管理する施設、用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用 (2)相互が収集した被災情報、被災市民の避難先情報その他災害関連情報の相互提供 (3)災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱等
2	大規模地震等の災害時における創価学会宇土文化会館施設の一時避難所使用に関する申合せ事項確認書（創価学会 熊本県事務局）	H26. 4. 1	大規模地震等の災害が発生した場合に、宇土市からの要請により、施設の一部を一時避難所として提供する。 創価の間：100 名程度、先駆の間：35 名程度
3	災害時における特設公衆電話の設置等に関する協定書（西日本電信電話株式会社 熊本支店）	R1. 11. 19	大規模な自然災害等が発生した場合に、特設公衆電話を指定避難所に設置し、被災者、帰宅困難者等の通信手段を確保する。
4	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書及び覚書（熊本県立宇土中学校・宇土高等学校）	R2. 3. 25	災害の発生した場合、市が宇土市地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。）として、学校施設を提供する。
物資輸送（1）			
1	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書（公益社団法人熊本県トラック協会）	H27. 2. 6	地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、宇土市からの要請に基づき、事業用車両等による生活必需品等の輸送や災害緊急対策実施のための資機材等の輸送、瓦礫の輸送など宇土市が必要とする応急対策業務、物流専門家によるアドバイザー業務などを行う。

第８　応援・受援体制の整備

市は、応援活動の拠点となる施設の提供や、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた災害時受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第４節　自衛隊災害派遣要請計画

（ 総務部 ）

本計画は、天災、地災その他災害に対し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

第１　災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第 83 条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

１　知事
２　第十管区海上保安本部長
３　熊本空港事務所長

第２　災害派遣要請の基準

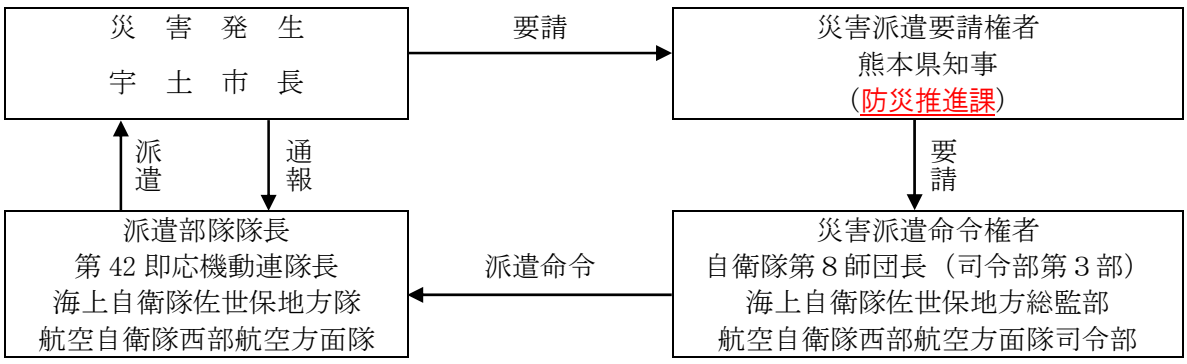
災害時における自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりである。

１　天災、地災その他災害に際して、人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合で次の必要を満たしているとき。
(1)　公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性がある。
(2)　緊急性：差し迫った必要性がある。
(3)　非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

第３　派遣要領

自衛隊の派遣要請は、知事を通じて行う。

１　知事に対し自衛隊の派遣を要請する場合は文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはＦＡＸで行うことができる。
２　前項ただし書の場合においては、事後速やかに文書を提出するものとする。
３　市長は、知事に対する自衛隊法第 83 条第一項の規定による要求を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定するものに通知することができる。



機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊 第８師団司令部	平常 第３部　防衛班	０９６－３４３－３１４１ 内線　３２６１
	夜間 司令部　当直	０９６－３４３－３１４１ 内線　３２９９
海上自衛隊 佐世保地方総監部	平常 防衛部第３幕僚室	０９５６－２３－７１１１ 内線　３２５７
	夜間 運用　作業室	０９５６－２３－７１１１ 内線　３２２２
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	平常 防衛部運用課	０９２－５８１－４０３１ 内線　２３４８
	夜間 防衛部運用課	０９２－５８１－４０３１ 内線　２２０３

自衛隊名	担当地区名
陸上自衛隊　第 42 即応機動連隊	宇土市、熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、 宇城市、下益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡、 合志市、阿蘇市
同　第８師団　西方特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、天草郡、 八代郡、球磨郡、葦北郡
海上自衛隊佐世保地方隊	熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊	熊本県全域

第４　災害派遣要請に含める事項

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の終結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

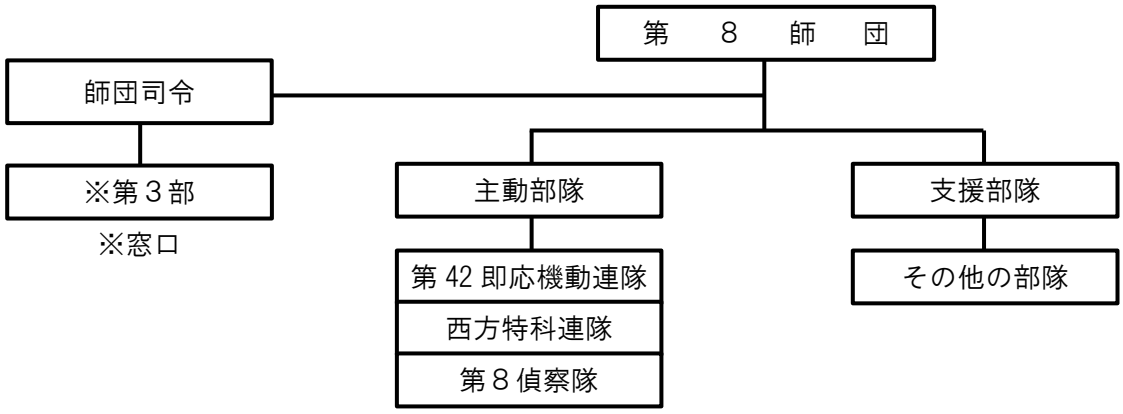
第５　自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

1	人命救助	行方不明者の捜索、被害者の救出・救助
2	消火活動	林野火災等に対し、航空機による消火
3	水防活動	土のうの作成、運搬、積み込み
4	救援物資の輸送	車両及びヘリコプターによる物資の輸送
5	道路の応急啓開	応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
6	医療、防疫	応急救護及び除染車等による地域の防疫
7	給水活動	水タンク車、水トレーナーによる給水
8	給食	炊事車による炊飯(温食)
9	宿泊活動	天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
10	入浴活動	公園及びグラウンド等野外における応急風呂の開設

第６　陸上自衛隊第８師団の組織及び災害派遣可能人員

１　第８師団の組織



２　災害派遣可能人員

約 2,700 名（大規模災害時は約 4,500 名）

第７　勤務体制

区分	第１種	第２種(警戒体制)	第３種(非常体制)
師団 司令部	情報収集 指揮所の開設	第１種勤務体制を増設し、必要な機能を増加	司令部の全機能発揮
各部隊	1　本部は司令部に準ずる。 2　偵察班等必要な部隊の待機又は行動 3　通信網の確立	1　本部は司令部に準ずる。 2　待機部隊 即応機動連隊　１個中隊 特科連隊　１個中隊	部隊等の大部又は全部を随時出動可能な体制におくか又は行動させる。

第８　自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがないとき、自衛隊の指定部隊等の長は、自衛隊法第 83 条の規定により、県の要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

第９　派遣要請決定後の措置

１　自衛隊の受け入れ

災害対策本部情報通信班は自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

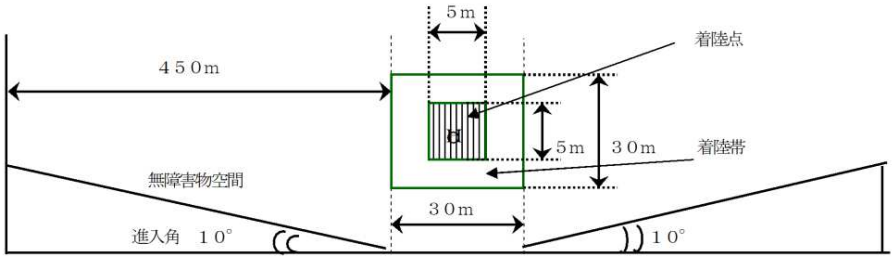
連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○　災害派遣を要する被災地への誘導を行う。 ○　災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。 ○　臨時ヘリポートの開設準備や、必要な宿泊施設、野営施設、資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。 ○　災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。 ○　災害派遣部隊が、庁内に指揮・調整活動のための前方指揮所の設置を要望する場合は、必要な施設を提供し、災害派遣活動の円滑化を図る。

２　臨時ヘリポートの設置

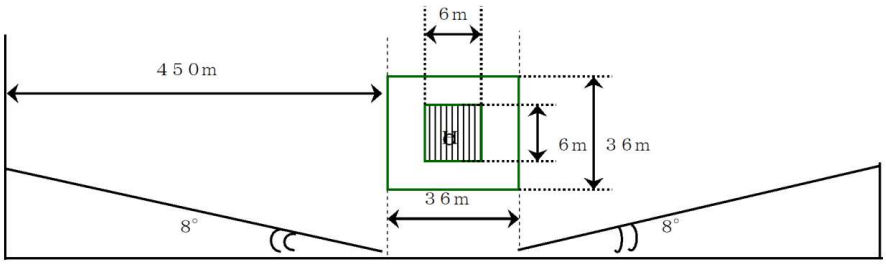
ヘリコプターを使用する災害派遣要請した場合は、災害対策本部情報通信班は、臨時ヘリポート等の諸準備を行う。

(1)　臨時ヘリポートの基準（機種に応ずる発着附近の基準）

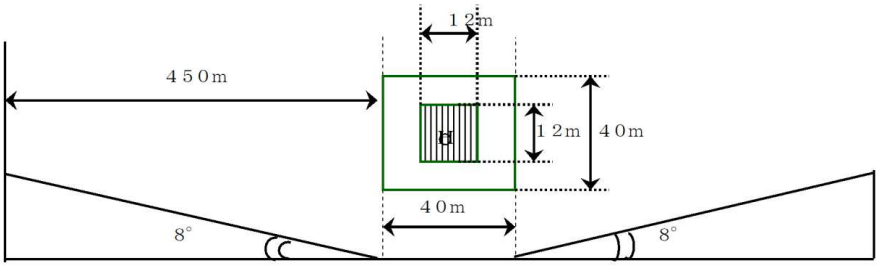
【OH-6D（小型ヘリ）】



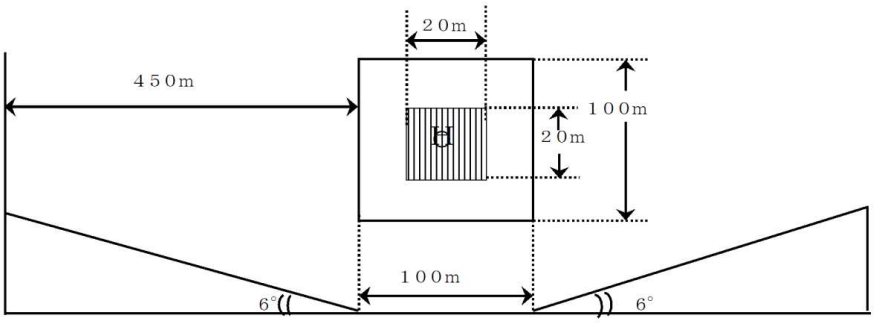
【UH-1J（中型ヘリ）】



【UH-60JA（中型ヘリ）】



【CH-47J（超大型ヘリ）】



注１）発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注２）無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注３）この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(2)　標示

ア　上空から確認しうる風の方向を標示する旗又は発煙筒を離着陸地点から約 50m離れた位置に設置する。

イ　着陸時点には、石灰等を用いて直径 7m以上のⒽの記号を標示する。

(3)　危険防止

ア　離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

イ　離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

ウ　安全上の監視員を配置する。

エ　着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

3　自衛隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【撤収要請】

１　本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。
２　県知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
３　災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第 10　経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。
その他必要経費は、自衛隊と協議して決定する。

○　派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
○　派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気量、水道料及び汲み取り料
○　活動のため現地で調達した資機材の費用

第３章　災害予防計画

項目	関連部署	ページ
第１節　みんなの災害対応力の強化		101
第１　市民・事業所の地域防災力向上計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	101
第２　防災知識普及計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	104
第３　自主防災組織等育成計画	総務部、支所	109
第４　災害危険地域指定計画	総務部、建設部	115
第５　避難収容計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	117
第６　避難行動要支援者等支援計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	129
第７　医療保健計画	健康福祉部	134
第８　防災訓練計画	総務部、企画財政部、教育委員会、支所	138
第９　災害ボランティア計画	健康福祉部	141
第10　ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	市民環境部	145
第11　市及び防災関係機関等における業務継続計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会会計課、支所	147
第12　受援計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、会計課、支所	148

項目	関連部署	ページ
第２節　災害に強いまちづくり		149
第１　防災業務施設整備計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	149
第２　建築物等災害予防計画	総務部、建設部	156
第３　公共施設等災害予防計画	市民環境部、健康福祉部、建設部、教育委員会	157
第４　給水確保計画	建設部	160
第５　物資・資機材整備・調達計画	総務部、健康福祉部、経済部、建設部、支所	161
第６　水害・土砂災害予防計画	総務部、健康福祉部、経済部、建設部、支所	164
第７　津波対策	総務部、健康福祉部、経済部、建設部、支所	176
第８　高潮災害予防計画	総務部、建設部、支所	178
第９　火災予防計画	総務部	180
第10　危険物等災害予防計画	総務部	183
第11　文化財災害予防計画	経済部、教育委員会	184
第12 南海トラフ対策	総務部	186

第１節　みんなの災害対応力の強化

第１　市民・事業所の地域防災力向上計画

（ 総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会 ）

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など、実践的な教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、市は、市民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

１　自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1)　平時の取組

ア　知識等の取得

① 過去の災害の発生状況
② 気象予報警報等の種別と対策
③ 防災訓練等への参加

イ　事前の確認

① 宇土市総合防災マップを活用した指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所等の確認や、命を守る「マイタイムライン」の作成
② 自宅周辺のハザード
③ 避難するタイミング
④ 避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険個所）
⑤ 家族等との連絡方法や集合方法の確認
⑥ 就寝場所の安全確認
⑦ 災害情報の入手方法の確認
⑧ 近隣の井戸の位置等の確認
⑨ 自家用車も含めた事前避難先の確保

ウ　事前の備え

① 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強

② 宇土市お知らせメールへの登録
③ 最低３日分（推奨１週間分）の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

④ 非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

２　共助

市民は、平時より行政区長会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連携感により行う防災活動「共助」による地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、地域住民が一致団結して「地域でできることは地域で行う」を目標に、地域での予防・安全対策に努め、避難所運営マニュアルを基に積極的な避難所運営に参加するものとする。

(1)　平時の活動

ア　防災に関する知識の普及
イ　地域一体となった防災訓練の参加（市と連携した訓練等）
① 避難指示等の地域への情報伝達訓練
② 被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
③ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
④ 避難所の運営訓練
⑤ 消火訓練 等

ウ　情報の収集伝達体制の整備
エ　火気使用設備器具等の点検
オ　防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
カ　危険箇所の点検・情報共有
① 地域の見廻り
② 地域防災ハザードマップの作成
③ 避難行動要支援者の把握
④ 地域内にある他組織との連携促進

(2)　災害時の活動

ア　地域内の被害状況等の情報収集・隣接市町村への伝達
イ　出火防止・初期消火の実施
ウ　地域内における避難指示等の情報伝達
エ　地域住民相互による安否確認及び避難誘導
オ　避難行動要支援者等に対する避難支援
カ　救出・救護活動への協力
キ　避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営への積極的な参加

３　事業所による防災活動

(1)　事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。

特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

(2)　事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

ア　防災体制の整備
イ　防災訓練の実施
ウ　施設の耐震化・耐浪化
エ　復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
オ　電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
カ　取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施

(3)　食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(4)　事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第２　防災知識普及計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会 ）

１　計画の方針

台風、大雨、高潮、地震・津波などによる災害を最小限に食い止めるためには、市・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

２　市職員に対する防災教育

台風、大雨、高潮、地震・津波などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1)　教育の内容

ア　市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
イ　非常参集の方法
ウ　各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
エ　過去の主な被害事例
オ　防災関係法令の運用

カ　その他必要な事項

(2)　教育の方法

ア　講演会、研修会等の実施
イ　防災活動の手引き等印刷物の配布
ウ　見学、現地調査等の実施

3　住民に対する防災知識の普及

市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災及び地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとす。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1)　普及の内容

ア　市地域防災計画の概要

災害対策基本法第 40 条第４項に基づく「宇土市地域防災計画」要旨の公表は、危機管理課が市ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

イ　災害予防及び応急措置の概要

市は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

①　各種災害に関する一般的知識　　②　火災予防の心得
③　気象予警報等の種別と対策　　④　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認　　⑤　災害危険箇所の認識
⑥　住宅の点検(台風襲来時の住宅の保全方法、住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
⑦　応急救護　　⑧　農林水産物に対する応急措置
⑨　３日分（推奨１週間）の食糧（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
⑩　消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
⑪　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ(周波数帯 76MHz～99MHz 対応機種)、乾電池、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備

⑫　夕方明るいうちからの予防的避難
⑬　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）　⑭　防災サイレン吹鳴の意義
⑮　避難先及び避難方法　⑯　家族間等による安否の確認方法
⑰　避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）　⑱　避難所生活のマナーとルール
⑲　ペットを受入れ可能な避難所
⑳　ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
㉑　防疫の心得及び消毒方法等の要領　㉒　自動車運転者のとるべき措置

ウ　建築物に関する各種調査の周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2)　普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。
また、要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

ア　社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、ＰＴＡ、婦人会等の活動や会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ　広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

①　市広報媒体の利用
　広報紙、関係機関の機関紙その他の印刷物、市ホームページ、フェイスブック等
②　報道機関の利用
　新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等、インターネット
③　同報系防災行政無線の利用
④　広報車の巡回
⑤　その他講習会、研修会等の開催

ウ　防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分

は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

４　学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1)　児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア　災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）

イ　災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ　風水害等災害発生のしくみ

エ　防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2)　指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3)　学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

５　防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設及び大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1)　避難誘導等防災体制の整備

(2)　風水害等災害の特性及び過去の主な被害事

(3)　危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管

(4)　出火防止、初期消火等の任務役

(5)　防災業務従事者の安全確保

(6)　発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後

にける施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

６　事業所の防災対策の促進

(1)　事業所の防災力向上

市及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

(2)　事業所に対する事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援

市、県及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう、事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及びＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、県、市及び商工会は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3)　要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

７　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

８　外国人に対する防災知識の普及

市及び県は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

９　防災知識の普及の時期

市、県及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 火山防災の日：８月２６日　　防災の日：９月１日　　津波防災の日：11 月５日
防災とボランティアの日：１月 17 日

10　防災相談

市、県及び防災機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11　災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

さらに、市は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、市内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第３　自主防災組織等育成計画

（ 総務部・支所 ）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

１　自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動飼養動物が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。

(1)　市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、女性の参画の促進にも努めるなど多様な世代が参加できるよう、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2)　市は、市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握し、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

(3)　県は、市による自主防災組織育成の取組や自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、市と県が連携しながら、その活用を図っていくものとする。

(4)　多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

２　地域住民等の自主防災組織

(1)　組織の育成及び活動促進

市は、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通して連絡体制を確保しておく。

(2)　組織の編成単位

ア　市民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること
イ　市民が基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3)　組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

なお、災害時の自治活動において、自治防災組織は、不可欠なものであり、市内全域において、原則として行政区を単位とした自主防災組織の整備促進を図る。

ア　町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ　女性団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ　リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(4)　活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5)　主な活動内容

ア　平時の活動

①　防災に関する知識の普及

②　地域一体となった防災訓練の実施・参加（各関係団体と連携した訓練等）

(ｱ)　避難指示等の地域への情報伝達訓練

(ｲ)　被害状況（安否確認を含む）の把握、市への情報伝達訓練

(ｳ)　避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

(ｴ)　避難所運営マニュアルを利用した避難所の運営訓練

(ｵ)　消火訓練

③　情報の収集伝達体制の整備

④　火気使用設備器具等の点検

⑤　防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

⑥　危険箇所の点検・情報共有

(ｱ)　地域の見廻り

(ｲ)　地域防災ハザードマップの作成

⑦　避難行動要支援者の把握

⑧　地域内にある消防団等の他組織との連携促進

⑨　緊急連絡網の作成

イ　災害時の活動

①　地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達

②　出火防止・初期消火の実施

③　地域内における避難指示等の情報伝達
④　地域住民に対する安否確認及び避難誘導
⑤　避難行動要支援者等に対する避難支援
⑥　救出・救護活動への協力
⑦　避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営への積極的な参加

(6)　自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるとともに、研修の実施等による防災士等の防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、消防団と自主防災組織の連携した防災活動の実施を促すものとする。

さらに、住民は、地域の防災活動など自発的に参加するよう努めるとともに、女性の参画の促進にも努めるものとする。

(7)　市が実施する自主防災組織の訓練・研修

市は、宇城広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）、消防団と連携し災害時の活動に備え、次の訓練・研修を実施する。

ア　防災知識普及計画に関すること
イ　防災訓練計画に関すること
ウ　避難体制の整備に関すること
エ　避難行動要支援者対策に関すること
オ　その他自主防災組織の活動促進に関すること。

3　事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1)　事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市・県・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2)　対象施設

ア　中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ　石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3)　組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4)　主な活動内容

ア　平時の活動

①　防災訓練の実施
②　施設及び設備等の点検整備
③　従業員等の防災に関する教育の実施　等

イ　災害時の活動

①　従業員等の安否確認
②　情報の収集伝達
③　出火防止、初期消火の実施
④　避難誘導
⑤　救出・救護の実施及び協力
⑥　避難所の運営協力

４　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４　災害危険地域指定計画

（ 総務部・建設部 ）

この計画は、洪水、地すべり及び高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

１　災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

(1)　近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

(2)　防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。

(3)　市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

２　災害危険地域の現況

宇土市にある以下の災害危険地域の現況は、第５部「災害危険箇所」に定めるとおりである。

(1)　河川で危険と思われる箇所
(2)　海岸で特に危険と思われる箇所
(3)　地すべり等による危険と思われる地域
(4)　山腹の崩壊等が危険と思われる地域
(5)　土石流等の流出が危険と思われる地域
(6)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）や土石流等土砂災害による危険から警戒すべき地域
(7)　土砂災害警戒区域等設定区域

３　盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

市は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

４　宇土市総合防災マップ

本市では、市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国や県が指定・公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を記載した「宇土市総合防災マップ」を令和４年３月に改訂し、翌月に全戸配布した。

【宇土市総合防災マップに記載する災害危険区域】

■河川からの外水氾濫による浸水想定区域

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定年月日	浸水面積
緑川水系洪水浸水想定区域図	想定最大規模（L2）：12時間総雨量595mm	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成29年 5月30日	2,090 ha
網津川水系網津川浸水想定区域図	網津川流域の 24時間雨量371mm	熊本県宇城地域 振興局	平成19年 9月19日	120 ha
網田川水系網田川	網田川流域の時間雨量 83.8mm/h	熊本県宇城地域 振興局	平成20年 8月1日	50 ha

■高潮による浸水想定区域

浸水想定区域	想定高潮規模	作成機関	指定年月日
高潮浸水想定区域（宇土市）	●　有明海沿岸に伊勢湾台風相当の台風（中心気圧 940hPa、想定最大風速45.4m/s）が、満潮時に最も影響を与えるコースで襲来	熊本県	平成18年3月

■津波による浸水想定区域

浸水想定区域	想定高潮規模	作成機関	指定年月日
熊本県津波浸水想定 有明海沿岸 地域海岸１	●　「雲仙断層群（M=7.5）」、「布田川・日奈久断層群（M=7.9）」、「南海トラフの巨大地震（Mw=9.1）」を震源とした６ケースの津波シミュレーション結果のうち、津波の高さが最も大きい津波	熊本県	平成25年3月

	●　初期潮位は朔望平均満潮位 T.P+2.4m ●　宇土市における津波の最大水位 T.P+2.9m～3.0m		

■宇土市の土砂災害警戒区域等の指定状況　（単位：箇所）

土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	95	279	5	379
土砂災害特別警戒区域	70	279	0	349

■ため池決壊による浸水想定区域

浸水想定区域	想定規模	作成機関	指定年月日
七曲（潟）	●　晴天時の大規模地震による単池破堤	宇土市	平成 29 年 2 月
花園・立岡	●　晴天時の大規模地震によるドミノ破堤	宇土市	平成 29 年 2 月

第５　避難収容計画

（総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

１　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備及び選定

(1)　指定緊急避難場所及び指定避難所

ア　広域避難場所の整備計画

大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

イ　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から指定避難場所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、平成 28 年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、市は、指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定にあたっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成 29 年３月　内閣府）を参考とするものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識及び海抜標識等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(2)　避難路

ア　避難路の整備計画

市は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ　災害発生時に安全な避難路の選定

指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(3)　避難所の環境整備等

ア　避難所の環境改善

熊本地震の前震（4 月 14 日）発生時、市内 16 箇所（本震後 1 箇所閉鎖）の指定避難所を開設し、避難者の受け入れを行った。

避難者数のピークは本震後の４月 16 日午後８時で約 6、500 人もの方々が指定避難所に避難をされた。

特に住家に大きな被害を受けた世帯や高齢者ひとり世帯など支援が必要な方については、頻繁に発生する余震のため、不安で帰宅できない方も多く見られた。

また、福祉避難所である市保健センターは、200 名を超える方が避難されたため、要配慮者の受け入れだけでなく、一般避難所としても利用せざるを得ない状況となってしまった。指定避難所については、仮設住宅等への入居により避難者数は時間の経過とともに減少していったが、平成 28 年９月末までの約５か月間開設した。

特に避難所施設については既設の公共施設を利用するため、避難所生活が長期化するにつれ、避難所としての設備や環境面等において、様々な課題が表面化した。

また、指定避難所に入れない方や、指定避難所までの距離が遠い方のために、行政区によっては自治公民館等を利用して、炊き出しや周辺住民の避難受け入れを行われたところもあり、自治公民館が地域の防災拠点として利用された。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、避難所施設の維持・改善を図ることを目的とし、その防災機能の強化を図るものとする。

①　自治公民館等の避難所利用

(ｱ)　身近な自治公民館等が、災害時の避難所として機能するよう制度を見直し、地域の防災力向上に取り組む。

(ｲ)　避難所がいつでも有効に機能するように、平常時から自主的に防災教育訓練等のコミュニティの場として活用する。（防災訓練などの防災教育・初期消火活動訓練等）

②　指定避難所の防災機能強化

(ｱ)　災害が発生した場合、避難所として有効に機能するよう、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源施設、防災備蓄倉庫の設置、防災用器材（防災井戸や防災トイレ）の配置を計画する。

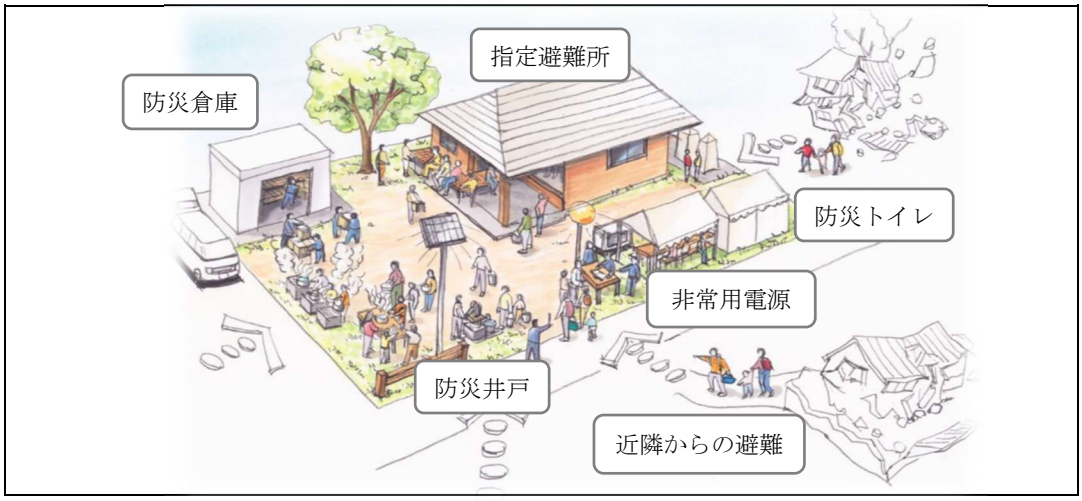
(ｲ)　備蓄品の保管は、応急的に必要と考えられる、非常食、飲料水、毛布などの生活必需品等を確保する。

(ｳ)　避難所と災害対策本部との連絡を円滑に行うことができるよう、通信手段の配備（無線ＬＡＮ等）を計画する。

(ｴ)　高齢者や障がい者等の要配慮者の方々も含めた、多くの方が利用する避難所として、避難所トイレの環境改善のための整備を計画する。

(ｵ)　停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備、ガス設備等の整備に努めるものとする。

■整備イメージ図



イ　避難所施設の耐震化及び新たな避難所指定

市では、平成 22 年 3 月に「宇土市建築物耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を策定し、これまで学校施設の耐震化を中心に、市有建築物の耐震化を進めてきたが、本庁舎をはじめとして、費用や技術的な問題により未だ耐震化が行われていなかった施設は、熊本地震により被害を受け、利用の制限を余儀なくされた。

地震災害発生時の避難所として指定していた宇土市武道館や老人福祉センター、中央公民館分館も天井崩落等の大規模な損壊により避難施設として利用できない状況となり、避難者を受け入れる施設が不足する事態となった。

市においては、被災した公共施設の早期復旧と合わせて、平成 29 年２月に「市促進計画」の見直しが行われ、その中で「防災上重要な公共建築物の更なる耐震化」「非構造部材等を含めた安全対策の充実」等の施策を推進することとしている。

このことから、避難所施設として指定する施設の機能強化を図ることを目的とし、必要に応じて耐震化及び新たな避難所開設を図っていくものとする。

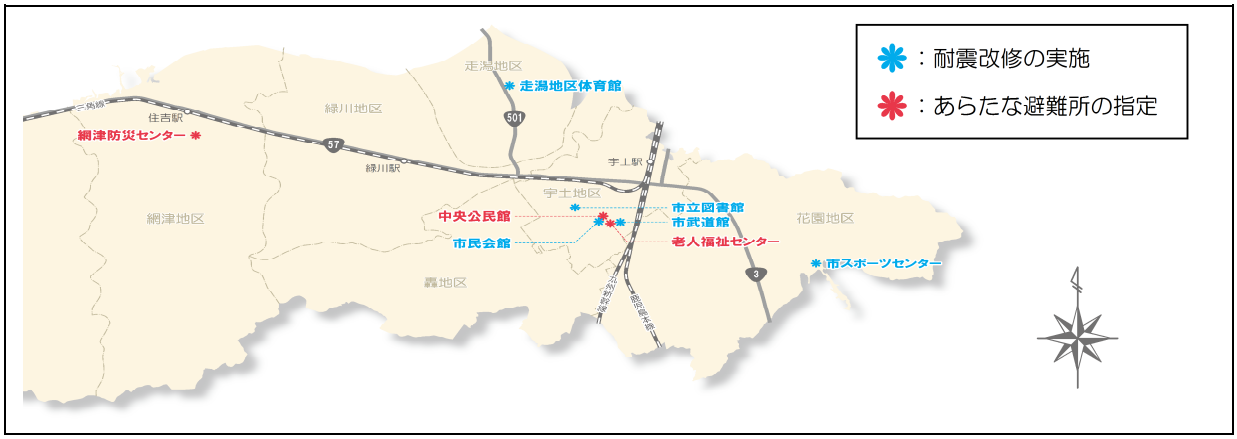
①　耐震改修の実施

熊本地震で被災した市立図書館、市武道館、宇土市民会館、走潟地区体育館、市スポーツセンター等については、機能回復と耐震化を図り、指定避難所として施設の機能強化を図るものとする。

②　新たな避難所の指定

熊本地震で被災し、建替えを行った老人福祉センター、宇土市スポーツセンター、中央公民館等については、新たに避難所として指定する。

■整備位置図



ウ　指定緊急避難場所の防災機能向上

地域防災計画の中で、地震発生時の避難は、まず建物ではないグラウンドや広場を指定している第１次避難場所へ避難し、余震がある程度収まってから公共施設等の第２次避難場所へ移動することとしている。

熊本地震発生時は、非常に多くの方が第１次避難場所である地区グラウンドや小中学校のグラウンド、市指定避難場所以外の民間の商業施設の駐車場等にも車で避難されていた。

市では、地区グラウンドの夜間照明を全て点灯して、避難する車両の受け入れを行った。

また、本震発生時においては、有明海・八代海に津波注意報が発表され、津波から逃れるため津波の心配がある方は高台へ避難されたが、車で避難される方も多く、国道 57 号線などの幹線道路では渋滞が発生し、第１次避難場所である島山などの山頂や市内の高台に通じる道路は非常に混雑し、スムーズな避難行動ができなかった。

「まちづくり座談会」では、「夜間でも安全に避難ができるように避難所へ誘導する街路灯を設置してはどうか」、「緊急避難所においては夜間点灯をしてほしい」、「避難所へ続くアクセス道路が渋滞して避難が遅れた」などの意見、提案が寄せられた。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、防災機能を強化することを目的として、指定緊急避難場所の充実、避難経路となる避難道路の整備等を図るものとする。

①　島山防災広場及び避難道路の整備

(ｱ)　地震発生時の第１次避難場所である「島山」は、避難場所としての駐車場がなく、また、「島山」へ続く道路は道路幅が狭く車の離合が難しく円滑な避難ができないため、新たな防災広場の確保及びその避難道路の整備を検討する。

(ｲ)　熊本地震を踏まえ、防災広場では車中泊にも対応できるように、照明灯やトイレ等の整備を図る。

(ｳ)　避難道路は、安全かつ迅速に避難できるように、最適な場所を選定する。

■整備イメージ図



② 指定緊急避難場所の指定及び整備

(ｱ) 大規模災害時における緊急避難場所を確保するため、防災広場や津波避難場所等の整備を検討する。

(ｲ) 五色山グラウンドを、緊急避難場所として位置づけた。

【主な整備項目】
- 立岡自然公園エリア：防災広場の整備
- 運動公園等市街地エリア：防災広場の整備
- 走潟地区エリア：走潟小学校屋上における津波避難体制の確保
- 津波浸水想定区域エリア：地域高規格道路等の施設における津波避難場所の指定検討
- 五色山グラウンド：指定緊急避難場所指定及びトイレ等の整備
- 市役所周辺エリア：防災広場の整備

■整備位置図



③ 指定緊急避難場所等における設備の充実

(ｱ) 熊本地震を踏まえ、大規模災害時には車中泊にも対応できるように、照明灯等の整備を検討する。

(ｲ) さらに、避難生活が長期化した場合でも、避難生活が送れるように防災井戸やマンホールトイレの設置を検討する。

■整備イメージ図



【照明灯の整備イメージ】



【防災井戸や防災トイレの整備イメージ】

④　津波避難路の整備

(ｱ)　津波が発生した場合に備え、「津波浸水想定区域」にかかる集落の方が近接する山や高台に安全で昇り易く、短時間で避難できるよう、津波避難路に緩やかな階段やスロープ、手すり等を整備する。

(ｲ)　熊本地震を踏まえ、夜間において津波が発生した場合にも安全かつ迅速に避難できるよう、津波避難路に誘導性の持った照明灯の整備を図る。

(ｳ)　避難施設までの円滑な避難・誘導等のために、避難経路等の入口等に、案内のための誘導看板を設置し、避難場所であることの説明も併せて記載する。

(4)　都市農地の指定緊急避難場所としての活用

市は、都市農地を指定緊急避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2　避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、避難指示等（「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）

について、「避難情報に関するガイドライン」（令和８年３月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。特に、令和７年８月豪雨では避難所開設判断に市町村間でばらつきがみられ、また多くの市町村において半日前の線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定といった課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

また、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

３　要配慮者事前把握

(1)　要配慮者

ア　在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報の整理等を行うことにより、要配慮者の住所や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

イ　大規模災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。

ウ　民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連帯により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

(2)　外国人

大規模災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

４　社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力で歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人が入所、あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時に、これらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

(1)　防災組織体制の整備

施設の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るよう指導する。また、施設入居者の情報（日常生活自立度等）について整理・保管するよう指導・助言を行う。

(2)　緊急応援体制の整備

施設の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、消防団、近隣住民（自主防災組織）等との連携など、施設入居者の安全確保について協力体制を整備するよう指導・助言を行う。

(3)　防災資機材の整備・食糧等の備蓄

災害時のライフライン機能の停止や流通の混乱に備え、社会福祉施設等に対し、防災資機材の整備や食糧、生活必需品を備蓄するよう指導・助言を行う。

(4)　防災教育、防火訓練の実施

宇城広域連合消防本部と連携して、防火管理者が施設職員に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うよう指導する。

特に、夜間は職員が手薄になることと、入居者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した訓練計画の整備や避難訓練等の実施を指導・助言する。

５　避難誘導の事前措置

(1)　指定緊急避難場所等の周知徹底

ア　市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

① 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
② 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
③ 避難情報の伝達方法
④ 避難後の心構え

なお、住民に対する周知徹底にあたって、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の活用、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

①　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
②　津波からの避難誘導等
③　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
④　津波到予測時間等を考慮した退避ルール

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

イ　警察は、市との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発表された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(2)　津波警報等の発表及び伝達

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(3)　広域避難及び被災者の運送

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4)　多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、ショッピングセンター、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5)　児童生徒等の対策

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、隣接市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6)　指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市担当部署や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

６　速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後、速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

7　避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子どもの居場所の確保、男女の性に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

県は、市の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を整備するとともに、市職員を対象とした研修を行う。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所、避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

8　避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、社会福祉協議会等とも連携しながら、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

9　応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生のリスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

10　帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1)　住民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2)　事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることを想定し、そのために必要な食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すものとする。

(3)　避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に駅周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4)　情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5)　安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板(web１７１)等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6)　徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

11　孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

12　被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、市、県獣医師会、市内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努める。

第６　避難行動要支援者等支援計画

（ 総務部・健康福祉部・教育委員会 ）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

１　避難行動要支援者等支援体制の整備

(1)　避難行動要支援者の把握等

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市地域防災計画において、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2)　避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画の定めるところにより、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3)　避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画に定めるところにより、宇城広域連合消防本部、県警察、民生委員・児童委員連絡協議会、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4)　避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア　支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、市は、家族の自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ　関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、市は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ　避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、市は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ　安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5)　福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等要配慮者の特性に合わせたスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、介護老人福祉施設等の入所施設や社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。さらに、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6)　物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食糧、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の他、パーティションや段ボールベッド、（簡易）ベッド、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるとと

もに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるなど、要配慮者の利用に配慮するものとする。

２　避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1)　避難支援計画の策定

市は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、福祉課、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の危険度等を考慮の上、短期的には、優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県及び市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとし、県は実効性の高い個別避難計画の策定や訓練等の実施を支援する。市の個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

なお、避難支援計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月内閣府策定）」を参考とするものとする。

(2)　避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部署を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、「警戒レベル３　高齢者等避難」等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3)　避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する

ものとする。また、個別避難計画の実行性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4)　地区防災計画との整合

市は、 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第７　医療保健計画

（ 健康福祉部 ）

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

１　災害時における医療救護体制の整備

(1)　体制整備の基本的考え方

ア　市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

イ　市は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。

ウ　全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

(2)　医療救護体制の整備

ア　市、県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。

イ　市、県は、あらかじめ日赤県支部、県医師会、宇土地区医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、宇城薬剤師会、県看護協会等医療関係団体及び陸上自衛隊熊本病院の災害時における保健医療救護体制、特に緊急派遣が可能な災害派遣医療チーム（以下、「ＤＭＡＴ」という。）等の編成状況等の把握に努める。

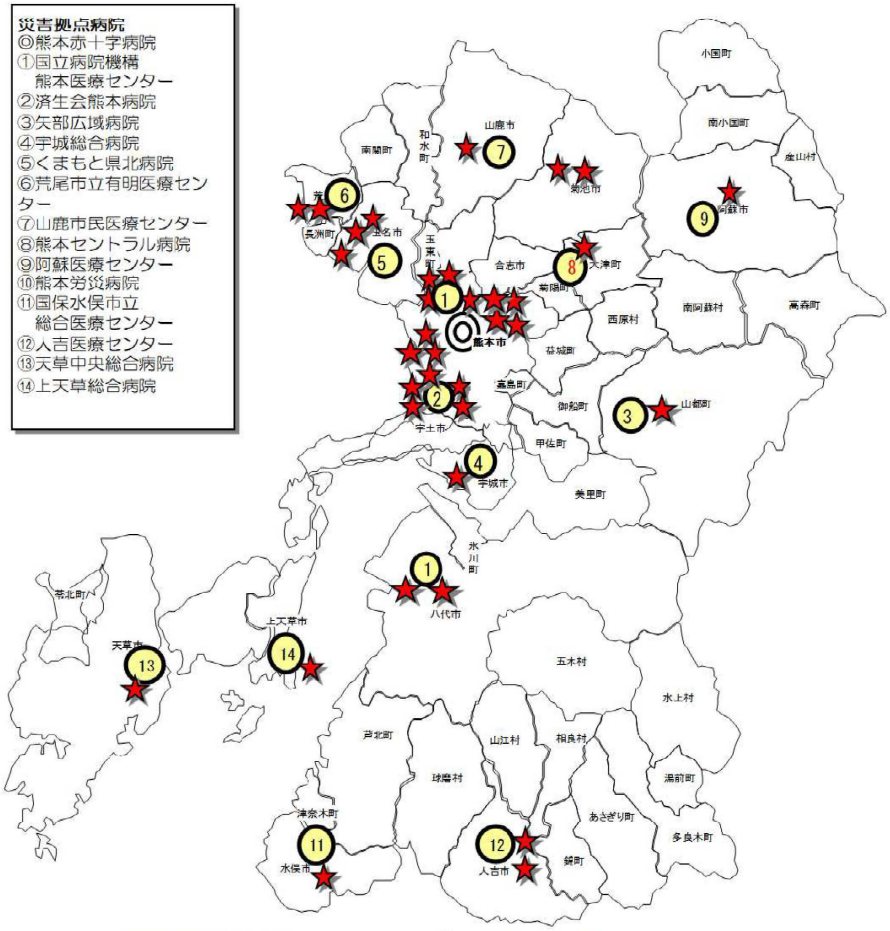
ウ　災害拠点病院は、ＤＭＡＴの編成に努めるとともに、傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。

また、ヘリポートの整備や食糧、飲料水、医薬品、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

令和７年４月１日現在

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体



※熊本ＤＭＡＴ指定病院

医療機関名	チーム数	R11年目標チーム数
熊本赤十字病院	5	
熊本医療センター	3	
済生会熊本病院	5	
熊本大学病院	3	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	1	
くまもと県北病院	3	
荒尾市立有明医療センター	2	
山鹿市民医療センター	2	
川口病院	1	
熊本セントラル病院	1	
阿蘇医療センター	2	
熊本労災病院	3	
水俣市立総合医療センター	2	
人吉医療センター	2	
天草中央総合病院	1	
上天草総合病院	1	
合　計　（17病院）	38	45

ＤＭＡＴとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。
阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。
このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。
なお、災害拠点病院は、ＤＭＡＴを保有することが要件とされています（基幹災害拠点病院は複数のＤＭＡＴ）。

エ　県は、ＤＭＡＴを保有し、ＤＭＡＴの派遣に協力する意思のある病院をＤＭＡＴ指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。

オ　ＤＭＡＴ指定医療機関は、実働可能なＤＭＡＴの確保に努めるとともに、ＤＭＡＴ隊員である医師の中から統括ＤＭＡＴ（※１）を確保するよう努める。

※１「統括ＤＭＡＴ」
厚生労働省が実施する「統括ＤＭＡＴ」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。
統括ＤＭＡＴは、通常時には、ＤＭＡＴに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、ＤＭＡＴの活動方針の決定やＤＭＡＴの指揮、関係機関との調整等を行う。

カ　県は、災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の派遣に協力する精神科医療機関と派遣に関する協定を締結し、国又は県が実施する研修や訓練等を通じて、派遣調整を行う体制を整備する。

キ　県は、協定を締結したＤＰＡＴの中で、発災からおおむね４８時間以内に、県外の被災地域においても活動ができるＤＰＡＴを国へ先遣隊として登録し、国又は県が実施する研修や訓練に参加させる。

ク　県は、実動可能なＤＰＡＴの確保に努めるとともに、精神科医師の中からＤＰＡＴ統括者（※２）を確保するように努める。

※２「ＤＰＡＴ統括者」
厚生労働省が実施する「ＤＰＡＴ統括者」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。
ＤＰＡＴ統括者は、通常時には、ＤＰＡＴに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、ＤＰＡＴの活動方針の決定やＤＰＡＴの指揮、関係機関との調整等を行う。

ケ　市、県は、医療機関と協力し、広域災害時におけるＤＭＡＴ等の派遣及び受入体制の整備を進める。

コ　県は、県内外から参集する医療チームの受入や派遣に関しコーディネート機能を担う「災害医療コーディネーター」を設置し、医療チームの派遣・調整に係る初動医療体制の整備を進める。

サ　県は、主に、急性期の活動を担うＤＭＡＴから中長期的な活動を担う医療チームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーターの設置や訓練等を通じて、派遣調整を行う体制の整備に努める。

シ　市、県は、県薬剤師会、宇城薬剤師会と連携して、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動及び医薬品供給に関する支援及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための調整機能を担う、災害薬事コーディネーターを養成するものとする。

ス　熊本大学附属病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。

セ　各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。

ソ　各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

２　災害時における医療ボランティアとの連携

市、県は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

３　災害時における医薬品等の安定供給の確保対策

(1)　市、県は、災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。

(2)　県は、初動医療のための医薬品等（6 千人分）を県内 6 ヶ所に 1 千人分ずつ分散して備蓄する。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施する。

血液の確保については、熊本県赤十字血液センターが供給体制の整備をしており、血液不足時の対応や搬送手段も含めて体制を整備する。

(3)　市、県は、災害時の医療品等の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。

(4)　市、県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用も含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。

(5)　市、県は、医薬品等の供給確保を図る上で必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

４　防疫体制の整備

(1)　講習会、研修会等の実施

市及び県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2)　防疫班等の整備

ア　市は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するため関係課と事前に協議するものとする。

イ　市及び県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。

また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄する。

ウ　市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備しておくものとする。

５　個別疾患等に対する医療の確保

(1)　難病、人工透析

ア　市、県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ　市、県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2)　妊婦、新生児

市、県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

第８　防災訓練計画

（ 総務部・企画財政部・教育委員会・支所 ）

市は、地域防災計画の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

１　総合防災訓練

(1)　目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・県・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

(2)　訓練計画

自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

ア　情報収集伝達	オ　救出・救助	ケ　道路啓開
イ　安否確認、避難所運営	カ　医療救護	コ　防疫
ウ　避難誘導	キ　消防	
エ　災害警備	ク　水防	

(3)　総合防災訓練の実施

市が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

また、市単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

２　広域防災訓練

市は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

３　複合災害想定訓練

市は、様々な複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

４　個別防災訓練の実施

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、市及び県をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

(1)　参集（非常呼集）訓練
(2)　災害対策本部等設置訓練
(3)　情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
(4)　水防訓練
(5)　消防訓練
(6)　避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
(7)　救出・救護訓練
(8)　輸送訓練
(9)　安否確認及び避難所運営訓練
(10)　その他必要な訓練

５　住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市・宇城広域連合消防本部及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

６　学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

７　訓練の時期・場所等

(1)　訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

例えば、水防訓練については、洪水が予想される梅雨期の前、消防訓練については、気象条件等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行うのが適当である。

また、震災等を想定した市民を対象とする避難訓練は定期的に行う方が望ましい。

(2)　訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。例えば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3)　訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4)　訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）を活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5)　訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6)　訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第９　災害ボランティア計画

（ 健康福祉部 ）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、関係機関との情報共有に努めながら、以下の取組みを積極的に推進する。

１　地域福祉の推進

市及び市社会福祉協議会等は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員連絡協議会、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、民生委員・児童委員連絡協議会、老人クラブ、行政区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

県及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

２　関係機関との協働体制の構築

市及び市社会福祉協議会は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員連絡協議会、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして、各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもとに策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平時から応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

３　災害ボランティアの養成・登録及び体制整備・連携体制の強化

ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワーク、市社会福祉協議会は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

県及び市は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(1)　養成と登録

ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、市内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

市社会福祉協議会は、市の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、市社会福祉協議会は、市と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。加えて、活動申込みに必要な登録項目や登録システムの統一化を進め、複数市町村での活動を円滑にする仕組みづくりを図るものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社会福祉協議会に登録情報を提供する。また、登録システムを適切に運用できるよう、ICT 研修を通じて人材育成に努める。

(2)　体制整備

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、県及び市は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市の地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市の地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

県社会福祉協議会は、災害時に市社会福祉協議会又は複数の市町村社会福祉協議会で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体

制の整備に向けて市町村社会福祉協議会を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

県及び市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

［参考］県による専門ボランティア登録制度

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。

（令和７年 12 月 31 日現在）

登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成８年５月	平成９年７月	平成 10 年３月
登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者	なし（斜面判定士資格を所有することが望ましい。）	地方公共団体等の職員や１級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,847 人	192 人	901 人
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている	

４　ボランティアの受入体制の整備

大規模な災害発生時に市内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から関係機関と連携を図る必要がある。

また、災害発生時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であるため、災害発生時のボランティアに対する情報提供窓口等の整備に努め、受け入れ体制の整備を図るものとする。

(1)　専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当部署が中心になって対応することになるので、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2)　一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

また、市ボランティアセンターは、他市町村ボランティアセンターや災害ボランティア団体等のネットワーク等と連携を図るものとする。

第 10　ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

（ 市民環境部 ）

１　ごみ処理体制の整備

(1)　趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び大型ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

(2)　ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3)　ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定について、以下の選定基準を設け、仮置場の確保に努める。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。
イ　環境衛生に支障がないこと。
ウ　搬入に便利なこと。
エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

２　し尿処理体制の整備

(1)　趣旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

(2)　し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3)　災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所など多くの人が集まる場所に仮設トイレが必要数配備できるよう、災害支援に関する協定等により、レンタル業者やし尿処理業者等と連携体制の強化を図り、仮設トイレの優先的な確保に努める。また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を推進する。なお、市が設置し、管理するマンホールトイレは次のとおりである。

No.	設置場所	基数	容量／基	方式	設置年度
1	市役所職員駐車場内	5	600Ｌ	汲み取り式	令和５年度

(4)　携帯用トイレ等の普及啓発

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。

３　災害廃棄物処理体制の整備

(1)　趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

(2)　災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3)　災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物のリサイクル、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。
イ　環境衛生に支障がないこと。
ウ　搬入に便利なこと。
エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(4)　応援協力体制の整備

市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と応援協書の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。

また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。

第 11　市及び防災関係機関等における業務継続計画

（総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・
建設部・教育委員会・会計課・支所）

市、教育機関、及び事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用するため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策や復旧･復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

１　組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
２　市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
３　電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）、水、食料（職員用）等の確保
４　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
５　重要な行政データのバックアップ
６　非常時優先業務の整理

第 12　受援計画

（総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・
建設部・教育委員会・会計課・支所）

市は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

１　総括（共通）

(1)　応援要請の手順
(2)　受援体制
　ア　受援組織の設置
　イ　受援組織の構成、役割
(3)　応援の人的・物的資源の管理体制

２　人的支援

(1)　受援対象業務の整理

ア　応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
イ　防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
ウ　業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

(2)　応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・ＯＡ機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保。

なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

３　物的支援

(1)　調達先の確認・確保、要請手順
(2)　受入拠点の確保
(3)　受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第２節　災害に強いまちづくり

第１　防災業務施設整備計画

（ 総務部・企画財政部・建設部・支所 ）

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

１　水防施設

水災を防御し、又は被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

(1)　水防倉庫及び水防資材

市が所有する水防倉庫並びに水防資材については「宇土市水防計画書」を参照する。

２　消防施設

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

■宇城広域連合消防本部の現有消防力

令和８年４月１日現在

	区 分	基準数	現有	充足率	備考
消防自動車等	その他	9 台	9 台	100.0%	適正配置検討中
	消防ポンプ自動車	8 台	8 台	100.0%	水槽付ポンプ車含む
	屈折はしご付き消防ポンプ自動車	1 台	1 台	100.0%	25m級
	化学消防車	1 台	1 台	100.0%	
	指揮車	2 台	1 台	50.0%	
	消防艇	1 台	0 台	0.0%	三角港は（重要港湾）重要港湾がある場合は、当該港湾における火災の鎮圧等に必要と求められる隻数
	特殊車等	7 台	7 台	100.0%	
	救急自動車	9 台	9 台	100.0%	
	救助工作車	2 台	2 台	100.0%	
	消防ポンプ自動車（非常用）	1 台	1 台	100.0%	
	救急自動車（非常用）	1 台	1 台	100.0%	

令和８年４月１日現在

	区分	現有施設に対する基準	現有職員数	充足率	備考
消防本部・署人員	指揮隊員	18 人	6 人	33.3%	
	消防隊員	129 人	86 人	66.7%	
	救急隊員	18 人	16 人	88.9%	
	救助隊員	30 人	16 人	53.3%	
	通信員	15 人	12 人	80.0%	
	庶務の処理等の人員	24 人	24 人	100.0%	消防長・署長・総務・警防
	予防要員（専従員）	20 人	7 人	35.0%	予防課
	計	254 人	167 人	65.7%	

３　救助設備

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具又は、被災者を救護するための救護用具等の現況は、次のとおりである。

■宇城広域連合消防本部の救助用資器材の現有状況

器材名＼配置署			北消防署	網田分署
呼吸保護用具	空気呼吸器	陽圧型	16 器	3 器
		陰圧型		
	簡易酸素呼吸器		5 個	
	空気ボンベ		44 本	12 本
切断用器具	大型油圧カッター（電動式）		1 個	
	フット式カッター			
	万能切断機（酸素）		1 個	
	携帯カッター・拡張器（電動式）			1 個
	エアーソー		1 個	
	充電式カッター		1 個	
	エンジンカッター		1 個	1 個
	チェンソー		2 個	1 個
	エアーカッター			
重量物排除器具	ポートパワー			1 個
	チルホール		1 個	
	大型油圧スプレッダー		1 個	
	エアーマット		1 個	1 個
	プランジャーラム		2 個	
	ハンマードリル		2 個	
破壊器具	削岩機		2 個	
	ストライカー		1 個	
	万能斧		10 本	2 本

器材名＼配置署			北消防署	網田分署
ガス等対策器具	防毒服（陽圧式）		3着	
	防護衣		5着	
	帯電衣		5着	
	放射能防毒服		1着	
	検知器	有毒ガス	5個	
		可燃性ガス	3個	
		マルチガス	3個	2個
		放射線	16個	
水難救助器具	アクアラングセット	ウェット		
		ドライ		
	アクアラング用ボンベ			
	浮環		6個	1個
	救助ボート		1隻	1隻（小型）
	船外機		1個	1隻（小型）
	ゼニライトブイ			
	すばり		13個	1個
	投げ網			
	ライフジャケット		52着	6着
その他救助器具	山岳救助資器材一式		1個	
	エアーバッグカバー		3個	1個
	緩降器		2個	
	ロープ登降器			
	折りたたみ梯子			
	ファイバースコープ			
	ウィンドーポンチ		5個	1個
	エアーテント　一式			
	舟形担架		1台	
	折りたたみ担架		1台	
	マンホール救助器具		1個	
	排煙機		1個	
	救助マット		1個	
	縛帯		2本	3本

令和8年４月１日現在

４　通信設備

(1)　県、市、関係機関は、災害時の情報通信手段について、平時からその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア　防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

イ　有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ　画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。

エ　非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。

オ　平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

カ　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

キ　通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努めること。

ク　携帯電話･衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

ケ　被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

コ　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

サ　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

シ　情報通信手段ア一等の備蓄の施設については、平時から管理・運用体制を構築しておくこと。

(2)　電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(3)　市防災行政無線

防災業務上の情報を正確かつ迅速に伝達するため、宇土市防災行政無線のデジタル化については、平成 28 年度中に整備完了した。今後は維持管理に努める。

(4)　県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況

県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第８師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下 12 消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。

防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、広域本部・地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。

5　防災活動拠点施設

(1)　市の防災活動拠点施設の確保

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったため、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせない等、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥った。また、網津支所についても大きく被害を受け、開所できない状態となった。

このことから、防災拠点の多重性を確保することを目的として、市役所庁舎周辺及び網津防災センターを地区の防災拠点として位置づけ、その機能強化を図るものとする。

■防災活動拠点施設

災害時	施設名	住所
災害対策本部	市役所庁舎	浦田町 51 番地
防災ステーション	防災センター	馬之瀬町無番地
防災ステーション	網津防災センター	網津町 1991 番地 1
防災ステーション	網田コミュニティセンター	下網田町 1819 番地

ア　庁舎に求める機能

①　庁舎については、防災拠点としての機能強化を図るとともに、新設した防災井戸等も含め、周辺における環境整備を図るものとする。

②　災害時に災害対策本部として有効に機能するように災害対策本部室や通信施設の適正な配置を行うものとする。

③　水害時に影響のない場所へ非常用電源施設を配置し、また必要な生活物資を蓄えることができる備蓄倉庫の配置検討を行うものとする。

イ　防災センター

防災センターは水防活動の拠点として、ヘリポートや水防資機材倉庫を整備している。また、平時には水防団（消防団）の訓練や、スポーツ活動の場として利用している。

ウ　網津防災センター

網津防災センターは、災害時の防災活動の拠点及び物資の集積・備蓄等の場としての機能と、平常時においては研修、訓練の場や市民のコミュニティの場としての機能を併せ持つ防災ステーションとして維持管理に努める。

また、屋上の避難場所や備蓄倉庫を整備し、日頃より防災啓発活動の場としても活用するものとする。

エ　網田コミュニティセンター

網田コミュニティセンターは、市の支所と併設した網田地区の生涯学習活動、地域の憩いの場、そして防災減災の拠点施設として維持管理に努める。

災害時においては、停電時の発電機による電力供給、雨水を利用したマンホールトイレ等の防災機能設備を防災啓発活動に活用するものとする。

(2)　県による防災活動拠点の確保

県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備する。

ア　広域防災活動拠点

①　災害想定の規模：　広域の市町村に及ぶ大規模な災害
②　応援の規模：　県外からの応援
③　役割：　広域、全県的な活動拠点
④　拠点数：　県内に数箇所程度（一つの地域が集中的に被災する場合に備え、地域間のバランスを考慮することとする。）
⑤　指定の状況

名　称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

イ　その他の防災活動拠点

市及び県は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。市、国及び県は、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

第２　建築物等災害予防計画

（ 総務部・建設部 ）

平成 28 年４月に発生した熊本地震をはじめ、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、平成 23 年３月に発生した東日本大震災、令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震の被災状況等に鑑み、市民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても県及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。

また、平成 16 年度には、多くの接近・上陸した台風により、市内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生していることに鑑み、建築物の耐風対策を講じる。

１　防災対策の推進

(1)　建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。

(2)　低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区に対し、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等に向けた啓発を行う。

(3)　住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

２　既存建築物等の防災対策

(1)　市改修促進計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。

(2)　市民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、市において住宅耐震化補助を受けることができる体制の整備に取り組む。また、県が実施する建築士を対象にした耐震診断講習会の啓発や、宇土市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく市民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。

(4)　既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

(5)　建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

３　宅地の災害予防対策

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成・公表及び、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地においては宅地の耐震化の実施に努めるものとする。

第３　公共施設等災害予防計画

（ 市民環境部・健康福祉部・建設部・教育委員会 ）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、市、県、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時おいて災害対策本部等の設置箇所や、災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、耐震化等の防災機能の強化を図る。

その他、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所在不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

１　上水道

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、市（水道事業者及び水道用水供給事業者）は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

２　下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源を有効利用するなどその役割は多方面にわたっている。災害時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

(1)　対象施設

ア　管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ　処理場、ポンプ場

基本的な考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

(2)　システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討するものとする。

(3)　既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4)　災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

3　社会福祉施設

市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。

(1)　施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
(2)　国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
(3)　施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
(4)　施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
(5)　施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

4　医療施設

市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1)　施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
(2)　施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
(3)　施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
(4)　施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。

(5)　施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
(6)　施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

5　学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1)　校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

※平成 31 年 4 月 1 日現在、宇土市内の全ての小中学校（全 10 校）の校舎及び体育館については、全て耐震化対策済み。

(2)　学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、県立学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水版の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

(3)　設備、備品の安全管理等

情報端末（教職員用、児童・生徒用）をはじめとして、テレビ、電子黒板、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

6　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。

なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第４　給水確保計画

（ 建設部 ）

１　水道施設の耐震化

(1)　市は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
(2)　市は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

２　災害時応急体制の整備

(1)　市は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
(2)　市は、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
(3)　市は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
(4)　市は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平時から関係機関との協議、調整を行うものとする。
(5)　市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

３　災害復旧訓練

市は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

４　重要施設に関する情報共有

市は、県と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

５　住民による飲料水の確保

市は、３日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

６　飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第５　物資・資機材整備・調達計画

（ 総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部・建設部・支所 ）

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

１　基本方針

(1)　災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。

(2)　市は、住民・事業者が、平時から最低３日間（推奨１週間分）の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。

(3)　市は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

(4)　市は、毎年度当初までに、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないことが予想されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備充実に努めるものとする。

(5)　市は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

(6)　市及びその他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

(7)　市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

２　食料・生活必需品に関する供給方針

(1)　供給方針

市は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

また、市長会等における災害時の相互支援体制等により他自治体との食料・生活必需品の供給に関する協力体制の確立に努めるとともに、多様な物資調達先の確保を図るため民間の小売事業者等と協定を締結するなど、食料・生活必需品の供給体制の構築を図るものとする。

(2)　物資調達・供給体制の整備

市は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

また、流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、市は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

(3)　応急給水

市（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(4)　飲料水以外の生活用水の確保

市、県及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

３　災害用装備資機材の整備充実

(1)　資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ、次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

ア　救出救助用資機材
イ　照明用資機材
ウ　災害対策用特殊車両

エ　交通対策用資機材
オ　情報収集資機材
カ　その他後方支援用等必要な資機材

(2)　資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等の円滑な調達支援要請を図るため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3)　防災関係機関や民間事業者との連携

市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

４　燃料備蓄

市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

５　物資の管理・輸送等

市は、救援物資を避難所へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、行政区長会、自主防災組織、ＮＰＯ、ボランティア団体と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第６　水害・土砂災害予防計画

（ 総務部・健康福祉部・経済部・建設部・支所 ）

１　土砂災害対策

(1)　土石流対策

この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
オ　救助に関する事項
カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

災害対策基本法に基づき、市地域防災計画に土砂災害警戒区域等における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

なお、土砂災害に対する警戒避難に関する基準は、気象台が発表するレベル４土砂災害危険警報のとおりである。

(2)　地すべり防止対策

本市において、県が土砂災害防止法に基づき、地すべりについて土砂災害警戒区域等を指定した区域は５箇所（令和８年４月１日現在）である。この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する

事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

市防災会議は、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画に土砂災害警戒区域等における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

(3)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

本市において、県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊について土砂災害警戒区域等を指定した区域は 279 箇所（令和８年４月１日現在）である。

この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
オ　救助に関する事項
カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

市地域防災計画に土砂災害警戒区域等における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

(4)　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する対策

土砂災害防止法第８条の規定により、宇土市内における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、レベル４土砂災害危険警報等の土砂災害に関する情報の伝達方法等を次に示す。

ア　伝達方法など

①　伝達方法

宇土市から宇土市防災行政無線及び宇土市お知らせメール

② 伝達時期

レベル４土砂災害危険警報を宇土市が受信したとき

イ　土砂災害警戒区域内の施設の名称及び所在地

土砂災害防止法第８条に規定により土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を次に示す。

■　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	デイサービスセンター 西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
2	特別養護老人ホーム西城園			
3	宇土市西部老人福祉センター	下網田町 1942 番地 1	27-1688	―

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	網田保育園	下網田町 1252 番地 1	27-0136	27-0146

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	住吉中学校（登下校用の坂のみ）	笹原町 1700 番地	22-0346	22-0302
2	網田小学校	下網田町 1842 番地	27-0006	27-0067

ウ　避難計画の策定

要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難確保計画を策定し、避難訓練を実施しなければならない。

(5)　土砂崩れ対策

主として採石場における排土の処理問題と、果樹を栽培するために山間部の開墾地対策があるが、該当の各地域では、警察官、消防団、行政区長、地元住民などは、災害に対処するための協議会を開き、充分検討し災害の未然防止を図ることとする。

(6)　がけ崩れ対策

道路あるいは住家に対するがけ崩れによる危険性が考えられるが、豪雨時には十分な警戒をする。特に人畜に被害がないよう通報連絡等を緊密にし、災害を最小限に食い止める為に急傾斜地等の指定を受け、崩壊危険箇所の災害を未然に防ぐために、県あるいは国庫補助事業等により早急な整備を推進する。

(7)　住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

平成 24 年７月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実

的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

このため市では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させる「予防的避難」が被害の未然防止に極めて有効であり、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和２年７月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について、自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

また、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の配布など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、②避難先として安全な親戚・知人宅やホテル等も選択肢としてあること、③「警戒レベル４　避難指示」で、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解の促進に努めるものとする。

(8)　土砂災害危険住宅移転対策

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成 24 年７月の熊本広域大水害や令和２年７月豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。

このため、県が「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、平成 27 年度から「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」を開始し、危険な区域から安全な区域への移転促進を図っていることから、これに協力するものとする。

２　治水対策

(1)　河川監視カメラ等の活用

市では、国・県・市管理の河川に河川監視カメラを設置している箇所があり、インターネットにより河川の水位等が確認できるようになっている。河川監視カメラを活用することで、集中豪雨等による河川の氾濫情報を的確に把握するとともに、市民への避難情報を迅速に発信できるように取り組むものとする。

(2)　水防法に基づく対応

国及び県は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水により住民の生活上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を洪水予報河川又は水位周知河川に指定し、水位情報を一般に周知するとともに、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定を推進するとともに、大規模氾濫減災協議会を設置し、水害による被害軽減の支援を行う。

市は、水防法（水防法第 14 条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　洪水予報等の伝達方法
イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
ウ　浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水

の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等をおこなうものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施をしなければならない。

(3)　浸水想定区域内の施設に対する対策

宇土市内における、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うものとする。

ア　伝達方法など

①　伝達方法

宇土市から宇土市防災行政無線及び宇土市お知らせメール

②　伝達時期

洪水予報等を宇土市が受信したとき

イ　浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

水防法第 15 条に規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。

①　要配慮者利用施設

水防法第 15 条の規定により、河川管理者が定めた次に掲げる施設については要配慮者施設として定め、洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定及び避難訓練の実施が義務付けられている。

■　洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

【医療施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土中央クリニック	浦田町 136 番地	22-1600	22-1605
2	尾崎医院	本町 1 丁目 8 番地	22-0241	23-5359
3	田山産科婦人科医院	入地町 161 番地 2	22-5522	22-5832
4	七川医院	浦田町 140 番地	22-0555	22-0583
5	幡手耳鼻咽喉科クリニック	南段原町 26 番地 1	24-1187	24-5587
6	福田医院	本町 3 丁目 64 番地	22-0002	22-0288
7	本多医院	浦田町 313 番地	22-3692	22-3695
8	むらかみ眼科クリニック	南段原町 11 番地 6	22-6600	22-6931
9	やまもと泌尿器科クリニック	南段原町 79 番地 4	58-1411	58-1412

No.	施設名	所在地	電話	FAX
10	吉野整形外科医院	高柳町 206 番地 6	22-6000	22-6200
11	上野小児科医院	城之浦町 196 番地	22-0324	23-5723
12	草場医院	松原町 3 番地 8	23-5851	23-5850
13	松田内科循環器クリニック	三拾町 144 番地 2	23-6555	23-5222
14	もろが整形外科医院	旭町 144 番地 1	23-2341	23-2395
15	高浜眼科医院	城之浦町 67 番地	22-0108	22-0108
16	みどりかわクリニック	野鶴町 340 番地 1	22-1171	22-1414

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	小規模多機能ホームうと本町	新小路町 2 番地	24-5888	24-5887
2	ケアコートうと本町			
3	喜楽苑　扶桑	馬之瀬町 727 番地 1	22-5411	24-5412
4	喜楽苑　扶桑　デイサービスセンター	馬之瀬町 727 番地 4	22-5411	24-5412
5	デイサービス　うと本町	新小路町 2 番地	24-5888	24-5887
6	特別養護老人ホーム　照古苑	南段原町 161 番地 2	22-4100	22-4101
7	デイサービスえがお	栄町 26 番地 3	26-1820	26-1822
8	芝光苑	南段原町 161 番地 1	22-2111	22-2234
9	照古苑デイサービスセンター	南段原町 161 番地 2	23-5546	22-4101
10	まちなかリハビリ	北段原町 69 番地 3	27-5151	27-5152
11	太陽　平木橋館	走潟町 4 番地 1	27-5923	27-5924
12	あさひコート	旭町 106 番地	23-5211	23-5488
13	六花苑	三拾町 325 番地 1	24-1511	24-1512
14	グループホームうきうき	松原町 120 番地 2	22-6916	22-3975
15	城之浦デイサービス　宇土駅前通り	城之浦町 115 番地	31-7234	31-7235
16	ふれしあの家	松山町 5008 番地 2	24-5151	24-5152
17	デイサービスセンター　ふれしあ			
18	小田会ケアセンターみどりかわ通所介護事業所	野鶴町 352 番地	22-7755	22-7757
19	小規模多機能型居宅介護事業所あじさい	住吉町 2236 番地 1	25-0101	25-0181
20	宇土市西部老人福祉センター	下網田町 1931 番地	27-1688	27-1688
21	グループホーム西城園	戸口町 906 番地	26-4052	26-4050
22	特別養護老人ホーム西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
23	デイサービスセンター　西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
24	老人福祉センター	新小路町 138 番地 2	22-1008	23-2982
25	デイサービスセンター　ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
26	ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
27	リビングホームうと	岩古曽町 2253 番地 1	27-9545	27-9546

【障がい者（児）福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	釈光学園	北段原町 96 番地 1	22-3007	22-3007

No.	施設名	所在地	電話	FAX
2	就労サポートセンターあおの郷	松原町 23-13　サンワエスビル 203	26-1500	26-1501
3	ワークアシストななないろ	浦田町 26 番地 4	23-4655	23-4656
4	ななないろスマイル		24-5115	24-5117
5	未来塾デイらくぱ	高柳町 213 番地 3	31-0050	31-0051
6	まいすてっぷ	新町 2 丁目 28 番地	23-6255	27-5029
7	就労支援センターNICE	松山町 885 番地 3-1	27-7122	27-7182
8	きらめき	走潟町 91 番地 1	27-9755	27-9756
9	支援センター銀河カレッジ	築籠町 141 番地 2	23-1090	23-1091
10	ワーキングオフィス きらり	城之浦町 108 番地 9 102 号	22-3317	23-5056
11	デイきらり	入地町 163 番地 1	22-1400	
12	宇城学園	住吉町 955 番地 1	24-3351	24-3368
13	Switch　宇土	本町 1 丁目 54 番地	53-9940	53-9941
14	KIDS　DIARY　宇土	三拾町 412-8　シティライフ宇土	41-9199	
15	Clover～クローバー～	高柳町 35-4	27-9391	27-9593
16	ななないろプラス	浦田町 28 番地 2	27-9923	
17	銀河フィオーレ	入地町 270 番地 1	42-9901	42-9901
18	放課後等デイサービス　みなたす	本町 4 番地 42	31-0234	
19	ケアプラザ宇土	松原町 243 番地	23-2211	
20	ひとつぼし	高柳町 73	42-9427	
21	放課後等デイサービス　ピース	栄町 14-4	37-5110	
22	児童発達支援　ピース	旭町 151-4	37-0101	
23	キッズステーション　Pocket	馬之瀬町 704-1	27-9210	27-9210
24	ピースサード	栄町 134-1	27-4565	
25	株式会社熊真　宇土工場	新開町 1275-1	27-9361	
26	ワークスタジオ宇土	城之浦町 194	31-8881	
27	グループホームあおの郷	定府町 34	26-1500	
28	グループホームすくすく	本町 1 丁目 74	31-0909	
29	きらりホーム	定府町 41	22-3317	
30	CHARM	城之浦町 297	27-6281	

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土幼稚園	門内町 86 番地	22-0326	22-6306
2	ひかり保育園	本町 5 丁目 29 番地 2	22-0495	22-7034
3	すみれ保育園	本町 2 丁目 32 番地	22-0538	22-0888
4	宇土エンゼル保育園	高柳町 100 番地 5	23-3288	27-6160
5	肥後っこ保育園	北段原町 50 番地 7	23-6541	23-1371
6	宇土っこ保育園	新町 1 丁目 1 番地	22-0033	27-9035

7	走潟保育園	走潟町 802 番地 1	22-0404	22-0403
8	宇土東保育園	松原町 222 番地 3	22-0480	22-2316
9	緑川こども園	野鶴町 353 番地	22-0321	22-0392
10	網津保育園	網津町 2032 番地	24-3332	24-3340
11	網田保育園	下網田町 1252 番地 1	27-0136	27-0146
12	IQ キッズうとシティーモール保育園	善道寺町 95 番地	27-4633	27-4633
13	あーす保育園宇土	松原町 23 番地 13	42-7260	42-5799
14	うとみらい保育園	門内町 86 番地 2 階	27-8320	―

【放課後児童(学童)クラブ】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校学童クラブ	高柳町 104 番地 1	22-3561	22-3561
2	宇土小学校第 2 学童クラブ	高柳町 104 番地 1	22-3561	22-3561
3	肥後学童クラブ	浦田町 148 番地 2	23-5515	23-5515
4	いちばんち学童クラブ	新町 1 丁目 1 番地	22-0050	22-0050
5	宇土東学童クラブ	築籠町 46 番地 2	23-3792	22-3303
6	東っ子学童クラブ	築籠町 46 番地 2	22-3303	22-3303
7	走潟学童クラブ	走潟町 806 番地	22-0404	22-0403
8	緑川学童クラブ	野鶴町 305 番地 3	22-0321	22-0392
9	網津学童クラブ	網津町 2004 番地	24-3883	24-3340

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校	高柳町 104 番地 1	22-1101	22-0063
2	鶴城中学校	新小路町 151 番地	22-0140	22-5265
3	宇土中学校・宇土高等学校	古城町 63 番地	22-0043	22-4753
4	走潟小学校	走潟町 743 番地	22-0315	22-0363
5	宇土東小学校	築籠町 46 番地	23-3013	23-3940
6	緑川小学校	野鶴町 246 番地	22-0613	22-0615
7	網津小学校	網津町 2082 番地 3	24-3213	24-3216

■　高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

【医療施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土中央クリニック	浦田町 136 番地	22-1600	22-1605
2	田山産科婦人科医院	入地町 161 番地 2	22-5522	22-5832
3	七川医院	浦田町 140 番地	22-0555	22-0583
4	幡手耳鼻咽喉科クリニック	南段原町 26 番地 1	24-1187	24-5587
5	福田医院	本町 3 丁目 64 番地	22-0002	22-0288
6	本多医院	浦田町 313 番地	22-3692	22-3695
7	吉野整形外科医院	高柳町 206 番地 6	22-6000	22-6200
8	草場医院	松原町 35 番地 8	23-5851	23-5850

No.	施設名	所在地	電話	FAX
9	みどりかわクリニック	野鶴町 340 番地 1	22-1171	22-1414

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	デイサービスえがお	栄町 26 番地 3	26-1820	26-1822
2	喜楽苑 扶桑	馬之瀬町 727 番地 1	22-5411	22-5412
3	喜楽苑 扶桑 デイサービスセンター	馬之瀬町 727 番地 4	22-5411	22-5412
4	まちなかリハビリ	北段原町 69 番地 3	27-5151	27-5152
5	太陽 平木橋館	走潟町 4 番地 1	27-5923	27-5924
6	グループホームうきうき	松原町 120 番地 2	22-6916	22-3975
7	六花苑	三拾町 325 番地 1	24-1511	24-1512
8	小田会ｹｱｾﾝﾀｰみどりかわ通所介護事業所	野鶴町 352 番地	22-7755	22-7757
9	小規模多機能型居宅介護事業所あじさい	住吉町 2236 番地 1	25-0101	25-0181
10	景雅苑	上網田町 3676 番地	27-1708	27-1023
11	デイサービスセンター ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	―
12	ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	―
13	グループホーム西城園	戸口町 906 番地	27-0555	27-0666
14	特別養護老人ホーム 照古苑	南段原町 161 番地 2	22-4100	22-4101

【障がい者（児）福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	釈光学園	北段原町 96 番地 1	22-3007	22-3007
2	就労サポートセンターあおの郷	松原町 23-13　サンワエスビル 203	26-1500	26-1501
3	ワークアシストなないろ	浦田町 26 番地 4	23-4655	23-4656
4	なないろスマイル		24-5115	24-5117
5	未来塾デイらくぱ	高柳町 213 番地 3	31-0050	31-0051
6	まいすてっぷ	新町 2 丁目 28 番地	23-6255	27-5029
7	きらめき	走潟町 91 番地 1	27-9755	27-9756
8	支援センター銀河カレッジ	築籠町 141 番地 2	23-1090	23-1091
9	宇城学園	住吉町 955 番地 1	24-3351	24-3368
10	Switch　宇土	本町 1 丁目 54 番地	53-9940	53-9941
11	まいすてっぷKids　浦田棟	浦田町 130―2 サニーフラット和 101 号室	42-9161	42-9531
12	Clover～クローバー～	高柳町 35-4	27-9391	27-9593
13	なないろプラス	浦田町 28 番地 2	27-9923	
14	銀河フィオーレ	入地町 270 番地 1	42-9901	42-9901
15	放課後等デイサービス　みなたす	本町 4 番地 42	31-0234	
16	ひとつぼし	高柳町 73	42―9427	
17	放課後デイサービス　ピースセカンド	栄町 14―4	37―5110	
18	児童発達支援ピース	旭町 151―4	37―0101	

No.	施設名	所在地	電話	FAX
19	キッズステーション Pocket	馬之瀬町 704－1	27－9210	27－9210
20	ピースサード	栄町 134-1	27-4565	
21	株式会社熊真　宇土工場	新開町 1275-1	27-9361	
22	ワークスタジオ宇土	城之浦町 194	31-8881	
23	グループホームあおの郷	定府町 34	26-1500	
24	グループホームすくすく	本町 1 丁目 74	31-0909	
25	きらりホーム	定府町 41	22-3317	
26	CHARM	城之浦町 297	27-6281	

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	すみれ保育園	本町 2 丁目 32 番地	22-0538	22-0888
2	宇土エンゼル保育園	高柳町 100 番地 5	23-3288	27-6160
3	肥後っこ保育園	北段原町 50 番地 7	23-6541	23-1371
4	宇土っこ保育園	新町 1 丁目 1 番地	22-0033	27-9035
5	走潟保育園	走潟町 802 番地 1	22-0404	22-0403
6	宇土東保育園	松原町 222 番地 3	22-0480	22-2316
7	緑川こども園	野鶴町 353 番地	22-0321	22-0392
8	網津保育園	網津町 2032 番地	24-3332	24-3340
9	あーす保育園宇土	松原町 23 番地 13	42-7260	42-5799
10	網田保育園	下網田町 1252 番地 1	27-0136	27-0146
11	ひかり保育園	本町 5 丁目 29 番地 2	22-0495	22-7034
12	宇土幼稚園	門内町 86 番地	22-0326	22-6306
13	IQ キッズうとシティーモール保育園	善道寺町 95 番地	27-4633	27-4633
14	うとみらい保育園	門内町 86 番地 2 階	27-8320	―

【放課後児童(学童)クラブ】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校学童クラブ	高柳町 104 番地 1	22-3561	22-3561
2	宇土小学校第 2 学童クラブ	高柳町 104 番地 1	22-3561	22-3561
3	肥後学童クラブ	浦田町 148 番地 2	23-5515	23-5515
4	いちばんち学童クラブ	新町 1 丁目 1 番地	22-0050	22-0050
5	宇土東学童クラブ	築籠町 46 番地 2	23-3792	22-3303
6	東っ子学童クラブ	築籠町 46 番地 2	22-3303	22-3303
7	走潟学童クラブ	走潟町 806 番地	22-0404	22-0403
8	緑川学童クラブ	野鶴町 305 番地 3	22-0321	22-0392
9	網津学童クラブ	網津町 2004 番地	24-3883	24-3340
10	網田学童クラブ	下網田町 1842 番地	27-0136	27-0146

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校	高柳町 104 番地 1	22-1101	22-0063
2	走潟小学校	走潟町 743 番地	22-0315	22-0363
3	宇土東小学校	築籠町 46 番地	23-3013	23-3940
4	緑川小学校	野鶴町 246 番地	22-0613	22-0615
5	網津小学校	網津町 2082 番地 3	24-3213	24-3216

ウ　浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成

水防法第 15 条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

３　道路橋梁対策

(1)　道路対策

本市道路は延長約 500 ㎞で、うち約３分の２は平坦地帯であるが残り約３分の１は傾斜地帯道路のため、集中豪雨による災害は甚大となるおそれがある。特に路面流出による車両進行への障害や不能を来す事態も考えられるので、道路側溝の補修整備を図る。

また、緊急輸送道路等については、大規模災害時において、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

なお、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。渡河部の道路橋や河川沿いの道路は護岸決壊による道路損傷が発生するので、護岸擁壁の保持については、常に注意を払い補修を行い、被災地の孤立が長期化しないよう洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

また、山間部辺地地区においては基盤整備も推進しており、平坦地との交通条件差の解消に今後も努力し、道路網の整備を図る。

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

(2)　橋梁対策

本市に於ける橋梁は 543 箇所あるが、いずれも昭和 30 年代から 40 年代までに架けられたものが多く、車両交通の増大と大型化に伴い、現代交通形態に合わせた大幅な改善策が求められている。

速やかな改修及び架け換えが必要な状況にあり、逐次改良並びに新設を行う。

４　汚水処理施設対策

下水道、集落排水施設及びし尿処理施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きいため、終末処理場、漁業集落排水処理施設、環境再生センター等について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

５　土地利用の適正化

平成 24 年７月の熊本広域大水害や令和２年７月豪雨災害など大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第７　津波対策

（ 総務部・健康福祉部・経済部・建設部・支所 ）

１　津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。そのうち津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、市や住民等の意見を踏まえ津波災害特別警戒区域の指定を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市は、市防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

津波災害警戒区域をその区域に含む市長は、市防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

国(国土交通省)、県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

市等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第８　高潮災害予防計画

（ 総務部・建設部・支所 ）

１　高潮危険地域の把握

市は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えた宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。

危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1)　既往高潮の特性及び被害実態の把握
(2)　海底地形、海岸地形、気象条件（台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位（特に高潮偏差）、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
(3)　人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
(4)　沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
(5)　要配慮者利用施設の有無

２　潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、市にあっては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、県が警戒水位（海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」）に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

３　後背地対策

(1)　安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）の活用及び周知により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2)　拠点的公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等充分な対策を施すものとする。

４　土地利用の適正化

平成 11 年の台風 18 号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評

価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

５　水防法に基づく対応

県は、水防法に基づき、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

また、市は水防法（水防法第 14 条の 3）に基づく高潮浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

ア　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ　浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を市長に報告するものとする。

第９　火災予防計画

（ 総務部 ）

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。

このため、市及び県は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

１　一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約 9 割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

また、地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減されるので、本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

２　予防査察の指導強化

宇城広域連合消防本部、消防団は市内の防火対象物を把握すると共に、綿密な査察実施計画を立て当該計画に基づく立入検査を実施する。検査では防火管理体制、消防用設備等についてその適正な維持管理を指導し、基準不適合状態や重大な欠陥のある対象物に対しては措置命令等を行う。

３　火災危険区域の設定

市街地、準市街地、その他特に火災危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

４　防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、宇城広域連合消防本部による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

５　防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に、高齢者等が居住する家庭に対しては、防炎物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

６　消防力の充実強化

(1)　消防力の現況

消防団（令和 7 年 4 月 1 日現在）

分団数　７分団　　女性消防隊１隊　　市役所消防隊１隊
団員数　547 名
指揮広報車　１台
小型動力ポンプ付積載車　35 台　　軽可搬小型ポンプ　１台
救助資機材・小型動力ポンプ搬送車　１台　　防災活動車（広報車）　１台

(2)　消防施設整備計画

起債事業(防災基盤整備事業・辺地対策事業等)や国庫補助事業を活用して、毎年、防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ付積載車等を整備する。

また、必要に応じて、同事業等を活用して指揮広報車を整備する。

なお、熊本地震によって被災した詰所及び格納庫については、建て替え・補修を行う。

(3)　消防団詰所及び積載車格納庫の整備

地域における防災活動の要である消防団の活動を支えるため、消防団詰所及び積載車格納庫の充実を図るものとする。

7　消防団員の教育訓練強化

新入団員訓練、夏季・冬季訓練、非常呼集訓練及び消防点検の年５回実施される訓練のほかにも、必要に応じて訓練を実施する。また、指導員、副分団長(新幹部)を消防学校へ入校させ、専門的教育訓練を受けた地域の指導者を養成する。

8　幼年、少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼年、少年、婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

本市における令和７年４月１日現在の幼年、少年、婦人防火クラブは、次のとおりである。

■幼年消防クラブ

番号	クラブ名	住所	クラブ員数	結成年月
1	網津保育園	宇土市網津町 2032 番地	39 人	昭和 61 年 12 月 1 日
2	宇土ありあけ保育園	宇土市花園町 553 番地 2	76 人	昭和 62 年２月２日
3	宇土幼稚園	宇土市門内町 86 番地	17 人	平成 10 年４月１日
4	花園幼稚園	宇土市古保里町 990 番地 1	48 人	平成 10 年４月１日
5	轟保育園	宇土市神馬町 800 番地	41 人	平成 10 年４月１日
6	緑川こども園	宇土市野鶴町 353 番地	25 人	平成 10 年４月１日
7	網田保育園	宇土市下網田町 1252 番地 1	48 人	平成 10 年４月１日
8	走潟保育園	宇土市走潟町 802 番地 1	41 人	平成 10 年４月１日
9	ひかり保育園	宇土市本町５丁目 29 番地 2	42 人	平成 10 年４月１日
10	すみれ保育園	宇土市本町２丁目 32 番地	50 人	平成 10 年４月１日
11	はなぞの保育園	宇土市松山町 2604 番地	57 人	平成 10 年４月１日
12	たんぽぽ保育園	宇土市松山町 1939 番地 2	23 人	平成 10 年４月１日
13	宇土エンゼル保育園	宇土市高柳町 100 番地 5	21 人	平成 10 年４月１日

■婦人防火クラブ

番号	クラブ名	クラブ員数	結成年月
1	宇土校区婦人防火クラブ	250 人	平成９年９月１日
2	轟校区婦人防火クラブ	110 人	平成９年９月１日
3	網津校区婦人防火クラブ	178 人	平成９年９月１日

第 10　危険物等災害予防計画

（ 総務部 ）

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

１　施設の現況

市内の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は次のとおりである。

令和 8 年 4 月 1 日現在　　（単位：箇所）

製造所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	計	事業所数
5	23	2	41	2	15	2	7	31	1	31	160	67

２　保安体制の確立

宇城広域連合消防本部は、製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

第 11　文化財災害予防計画

（ 経済部・教育委員会 ）

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。

文化財の中でも、有形文化財や民俗資料・伝統的建造物等は、木、紙、布等によって作られているものが多く、そのため火災により被害を受ける確率が高い。これらの貴重な文化財を保存維持し、後世に継承する事は重要なことであり、それを守るための方策として予防計画を立てる必要がある。

１　防災意識の向上への取組み

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。

(1)　市は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年１月２６日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

２　平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

(1)　記録の作成

災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。

(2)　災害のリスクの把握と周知

災害に備え、所有者等や文化課は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、宇土市総合防災マップを参照し、その地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

(3)　災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

３　防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。県及び市町村は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1)　消火設備（①･･･すべての重要文化財に設置。②～⑩･･･条件に応じて設置。）

① 消火器及び簡易消火用具
② 屋内消火栓設備
③ スプリンクラー設備
④ 水噴霧消火設備
⑤ 泡消火設備
⑥ 不活性ガス消火設備
⑦ ハロゲン化物消火設備
⑧ 粉末消火設備
⑨ 屋外消火栓設備
⑩ 動力消防ポンプ設備

(2)　警備設備（①･･･すべての重要文化財に設置。②～④･･･条件に応じて設置。）

① 自動火災報知設備
② 漏電火災警報設備
③ 消防機関へ通報する火災報知設備
④ 非常警報設備

第 12　南海トラフ対策

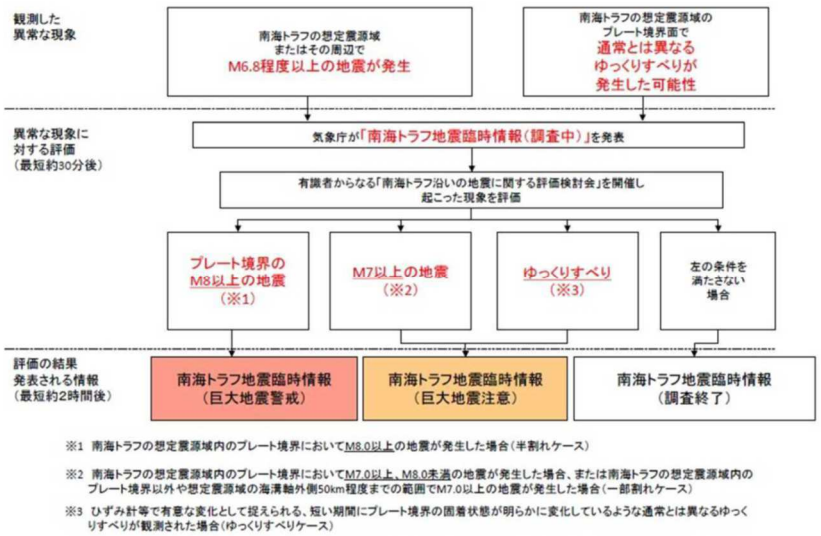
（ 総務部）

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 80％程度（令和 7 年 1 月 1 日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、熊本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。南海トラフで発生する大規模地震には 1944 年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約 2 年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854 年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約 32 時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707 年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。

１　南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



２　南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。県及び市町村は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1)　市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2)　住民等に対する教育・広報

市は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

３　相談窓口の設置

市は、県から依頼があった際には、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

宇土市地域防災計画書

第２部

風水害対策編

宇 土 市 防 災 会 議

目　　次

第２部　風水害対策編

第１章　災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
第１節　予警報等伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
第２節　通信施設利用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
第３節　情報収集及び被害報告取扱計画　・・・・・・・・・・・ 206
第４節　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
第５節　水防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
第６節　消防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
第７節　避難収容対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第８節　災害救助法の適用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
第９節　救出計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第 10 節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画　・・・・・・ 256
第 11 節　医療救護計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 12 節　食料調達・供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
第 13 節　給水計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第 14 節　生活必需品供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第 15 節　救援物資要請・受入・配分計画　・・・・・・・・・・・ 268
第 16 節　住宅応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第 17 節　交通規制計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
第 18 節　緊急通行車両確認計画　・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第 19 節　応急公用負担と労働力の確保　・・・・・・・・・・・・ 283
第 20 節　保健衛生計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 286
第 21 節　災害ボランティア連携計画　・・・・・・・・・・・・・ 289
第 22 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画　・・・・・・・・・・ 293
第 23 節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296
第 24 節　障害物除去計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 25 節　公共施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 26 節　建築物・宅地等応急対策計画　・・・・・・・・・・・・ 304

目　　次

第２章　災害復旧・復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・305

第１節　災害復旧・復興の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 307

第２節　公共土木施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 308

第３節　農林水産施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 310

第４節　その他の災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 312

第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア ・・・・・・・ 314

第６節　復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328

宇土市地域防災計画　風水害対策編　項目別担当部局

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	災害応急対策計画	第1節	予警報等伝達計画	189	○					○			○			
		第2節	通信施設利用計画	204	○	○				○			○			
		第3節	情報収集及び被害報告取扱計画	206	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
		第4節	広報計画	228		○										
		第5節	水防計画	231	○	○	○	○	○	○	○		○			
		第6節	消防計画	232	○											
		第7節	避難収容対策計画	233	○		○	○	○	○	○		○			
		第8節	災害救助法の適用計画	250				○								
		第9節	救出計画	254	○											
		第10節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	256	○		○									
		第11節	医療救護計画	258				○								
		第12節	食料調達・供給計画	260	○			○			○					
		第13節	給水計画	262	○			○		○	○					
		第14節	生活必需品供給計画	265	○			○								
		第15節	救援物資要請・受入・配分計画	268	○	○										
		第16節	住宅応急対策計画	270						○						
		第17節	交通規制計画	272	○					○						
		第18節	緊急通行車両確認計画	280	○	○										
		第19節	応急公用負担と労働力の確保	283	○											
		第20節	保健衛生計画	286			○	○								

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	災害応急対策計画	第21節	災害ボランティア連携計画	289				○								
		第22節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	293			○									
		第23節	文教対策計画	296							○					
		第24節	障害物除去計画	299						○						
		第25節	公共施設応急工事計画	300			○	○	○	○	○		○			
		第26節	建築物・宅地等応急対策計画	304			○			○						
第2章	災害復旧・復興計画	第1節	災害復旧・復興の基本方針	307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	公共土木施設災害復旧計画	308					○	○						
		第3節	農林水産施設災害復旧計画	310					○							
		第4節	その他の災害復旧計画	312						○	○					
		第5節	被災者の生活支援に向けたトータルケア	314	○	○	○	○	○	○	○					
		第6節	復興計画	328	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第１章　災害応急対策計画

項目	関連部局	ページ
第１節　予警報等伝達計画	総務部、建設部、支所	189
第２節　通信施設利用計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	204
第３節　情報収集及び被害報告取扱計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所、議会事務局	206
第４節　広報計画	総務部、企画財政部	228
第５節　水防計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	231
第６節　消防計画	総務部	232
第７節　避難収容対策計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	233
第８節　災害救助法の適用計画	健康福祉部	250
第９節　救出計画	総務部	254
第10節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	総務部、市民環境部	256
第11節　医療救護計画	健康福祉部	258
第12節　食料調達・供給計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	260
第13節　給水計画	総務部、健康福祉部、建設部、教育委員会	262
第14節　生活必需品供給計画	総務部、健康福祉部	265
第15節　救援物資要請・受入・配分計画	総務部、企画財政部	268
第16節　住宅応急対策計画	建設部	270
第17節　交通規制計画	総務部、建設部	272
第18節　緊急通行車両確認計画	総務部、企画財政部	280
第19節　応急公用負担と労働力の確保	総務部	283
第20節　保健衛生計画	市民環境部、健康福祉部	286

項目	関連部局	ページ
第 21 節　災害ボランティア連携計画	健康福祉部	289
第 22 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	市民環境部	293
第 23 節　文教対策計画	教育委員会	296
第 24 節　障害物除去計画	建設部	299
第 25 節　公共施設応急工事計画	市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	300
第 26 節　建築物・宅地等応急対策計画	市民環境部、建設部	304

第１節　予警報等伝達計画

（ 総務部・建設部・支所 ）

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、市、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

第１　予警報等の定義

この計画において、気象及び水象に関する予警報及び情報の定義は、次に定めるところによる。

１　特別警報、警報及び注意報

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1)　熊本地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準

ア　発表の基準の欄に記載した数値は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定したものである。

イ　特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ　特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。

（い　つ）　注意警戒すべき期間…「○○日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す。
（どこで）　注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。
（何　が）　警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

種　類		発表基準
レベル５特別警報（警戒レベル５相当）	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５氾濫特別警報	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４危険警報（警戒レベル４相当）	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４氾濫危険警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル３警報（警戒レベル３相当）	レベル３大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３氾濫警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。

※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※２　洪水予報河川

特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

種　類		発表基準
特別警報	大雪特別警報	雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。

種　類		発表基準
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

注１）　表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

注２）　土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。

土壌雨量指数は１㎞格子ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最低値を示している。

注３）　流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。

欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

注４）　複合基準は（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

注５）　基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。

注６）　「指定河川洪水予報による発表」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を、氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

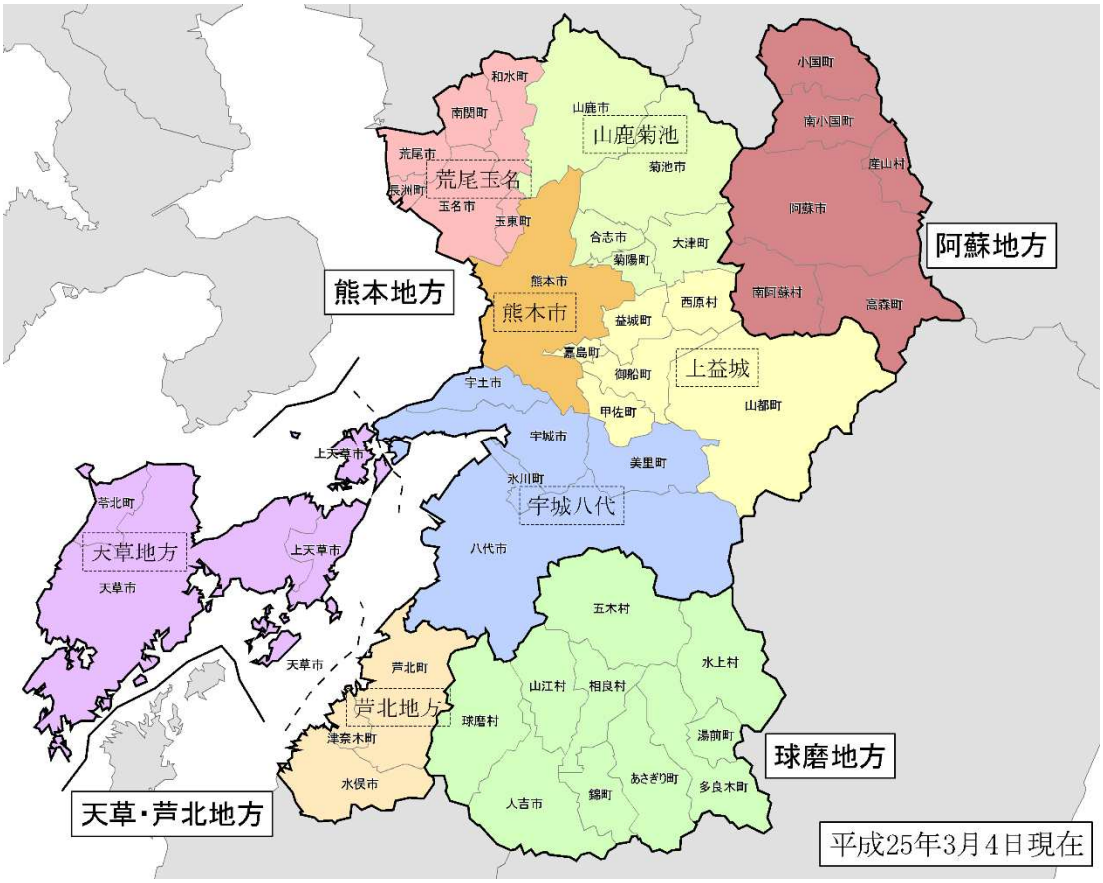
注７）　潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

注８）　融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準は設けられていない。

(2)　特別警報・危険警報・警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次細分区域）ごとに発表する。気象情報や特別警報・危険警報・警報・注意報がテレビ・ラジオで放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合もある。

宇土市は市町村をまとめた地域では「宇城八代」、二次細分区域では「宇土市」に分けられている。



■警報・注意報の地域細分図

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	**宇土市**、宇城市、八代市西部、八代市東部、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

２　キキクル

【キキクル等の種類と概要】

種　類	概　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
（参考）大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

３　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（天草・芦北地方など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

４　時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

５　熊本県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。熊本県気象防災速報で伝える情報は以下である。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。熊本県の雨量による発表基準は、１時間１１０ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。」

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象

庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

６　全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（　）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

７　火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

※　火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

８　火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

９　緑川水系洪水予報（氾濫、特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。白川、緑川水系については熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル２及び３～５に相当する。

また、令和２年３月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川、及び、都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

名　称	概　要
レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
レベル４氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル３氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。

１０　水防警報

水防警報とは、水防法に基づく国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（熊本河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

１１　水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

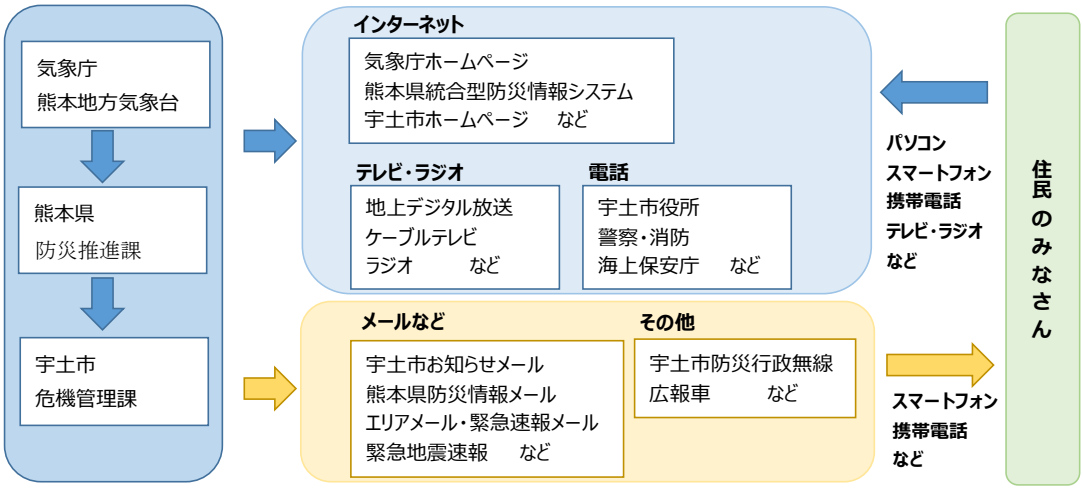
１２　レベル４土砂災害危険警報

市村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、熊本地方気象台から発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

第２　予警報の伝達系統

１　特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統

特別警報・危険警報・警報・注意報等は、原則として次の系統図により迅速、かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類又は時期により、下部機関に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。また、特別警報・警報の種類によっては、必ずしもこの系統図によらない。



(1)　予警報の伝達手段

ア　宇土市同報系防災行政無線による放送
イ　有線電話による伝達
ウ　無線電話による伝達
エ　広報車による巡回
オ　宇土市お知らせメールによる周知
カ　市ホームページ及び市公式 FaceBook による周知

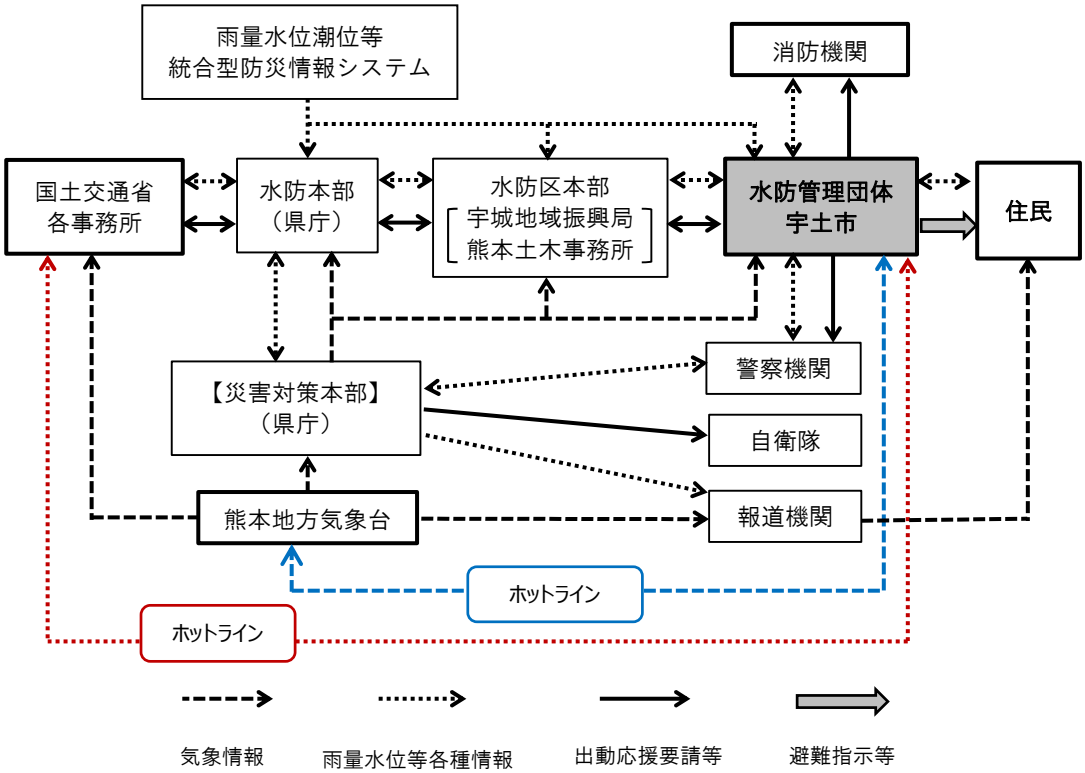
(2)　消防団及び行政区長等防災関係機関を通じた一般住民への伝達系統

消防団及び行政区長等防災関係機関を通じた住民への伝達系統については、各関係機関において予め伝達系統を定めておくことが必要である。

２　水防計画における情報の伝達系統

県は、熊本地方気象台と国土交通省が共同で行う洪水予報や水防警報及び県知事が行う水防警報を市に通知するとき、次の伝達系統により実施する。

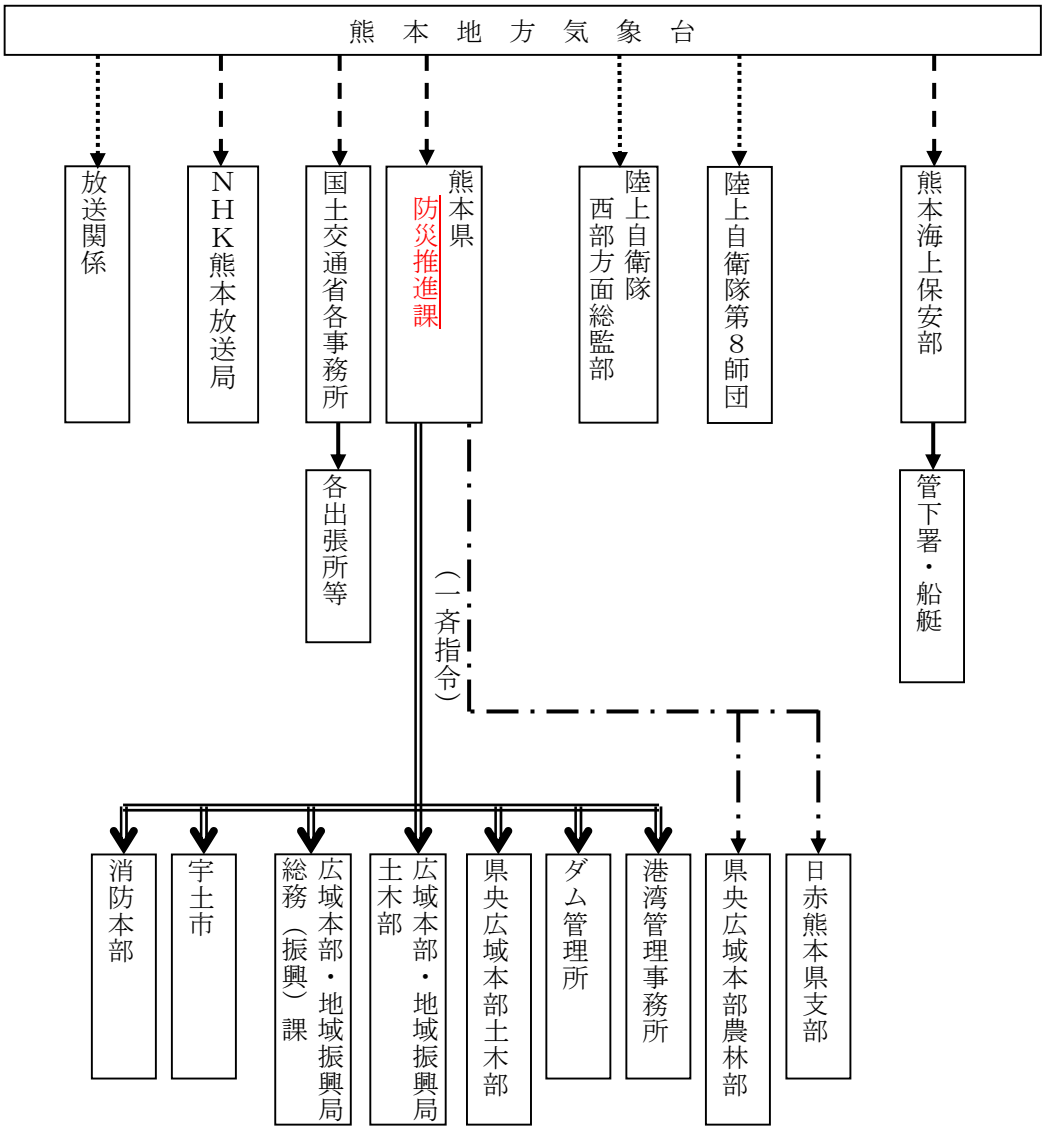
【水防情報等の連絡系統】



３　レベル４土砂災害危険警報の伝達系統

レベル４土砂災害危険警報は、熊本地方気象台が発するものである。気象庁のホームページ及び熊本県統合型防災情報システムでも提供される。

【レベル４土砂災害危険警報の伝達系統図】



（注）　(1) 広域本部・地域振興局及び県央広域本部土木部においては、管内市町村への警戒を促すこと。

(2) ――― は、加入または庁内電話

…… は、防災情報提供システム

－ － － は、法定伝達先

═══ は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線

―・― は、防災行政無線

第３　予警報の取扱い

市長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、地域防災計画の定めるところにより、市防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

１　本庁における取扱い

(1)　勤務時間中に、ＮＴＴからＦＡＸ通信による気象台の発表又は県防災情報ネットワークシステムによる熊本県防災推進課からの一斉指令を受けた場合、危機管理課長はその特別警報・危険警報・警報・注意報等の種類に応じ、直ちに関係各課及び関係機関に対し伝達するものとする。

　このうち、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行い、気象防災速報（記録的短時間大雨）などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と避難指示等の発令を行うものとする。

　ただし、注意報については、その種類又は時期により下部機関に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。

(2)　勤務時間外に、ＮＴＴからＦＡＸ通信による気象台の発表又は県防災情報ネットワークシステムによる熊本県防災推進課からの一斉指令を受けた場合、警備員が受領し、直ちに危機管理課長に対し電話等により連絡するものとする。電話を受けた危機管理課長は必要があれば、直ちに関係機関に対し伝達するものとする。

２　支所における取扱い

(1)　勤務時間中に、本庁から特別警報、危険警報、警報及び注意報等の伝達を受けた場合、支所長は、直ちに関係機関に対し伝達するものとする。

　ただし、本庁からの伝達の必要なしとの指示があれば、その限りでない。

(2)　勤務時間外において、携帯電話等で本庁から特別警報、危険警報、警報及び注意報等の伝達を受けた場合は、(1)と同様とする。

第４　予警報等伝達責任者

特別警報、危険警報、警報及び注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、次のとおり予警報等伝達責任者を定めるとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

１　危機管理課　　１名（防災担当者）
２　網田支所　　１名（網田支所長）
３　網津支所　　１名（網津支所長）

第５　異常発見時における措置

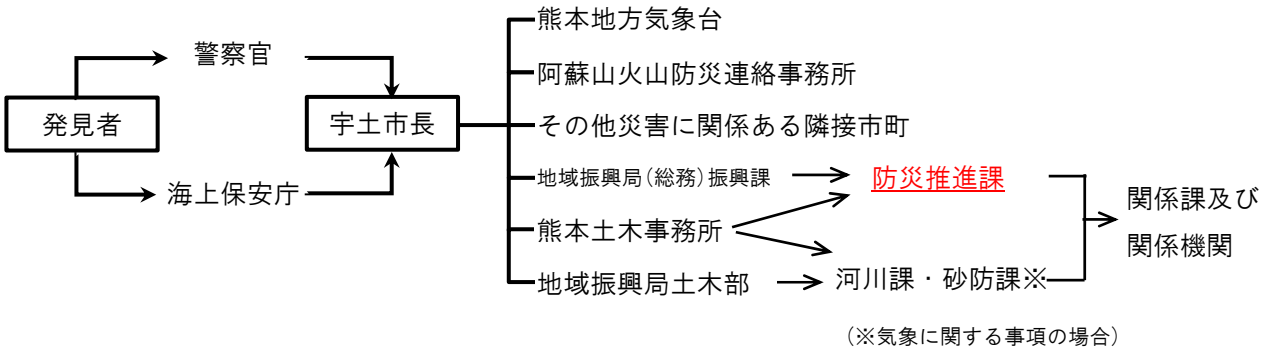
１　災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したものは、直ちに自己又は他人により市長又は警察官若しくは、海上保安官に通報するものとする。（災害対策基本法第 54 条）

２　ここにいう異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強いたつまき、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	①　噴火（爆発、溶岩流、泥流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	①　火山地域での地震の多発 ②　火山地域での鳴動の発生 ③　火山地域での顕著な地形変化、山崩、地割れ、土地の昇沈等 ④　噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色臭、温度、昇華物等の異常変化 ⑤　火山地域での湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化 ⑥　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ現象 ⑦　火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	数日間にわたり頻発に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		

３　異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

(1)　系統



（※気象に関する事項の場合）

(2)　通報の方法

発見者から宇土市長への通報は、電話によることを原則とする。

宇土市長から熊本地方気象台に対する通報は、電話によることを原則とする。

ただし、地震に関する事項については文書によってもよいものとする。

第６　気象等伝達についての応急措置等

１　災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、第２及び第３に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・危険警報・警報・注意報を市民に周知させるための措置を講ずるものとする。

２　気象業務法第 15 条及び第 15 条の２に基づくＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社から市長あての警報事項の伝達は次のとおりである。

なお、市は熊本県統合型防災情報システムや気象庁ホームページ及びテレビ・ラジオ等から防災気象情報を収集し、熊本地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。

(1)　特別警報・危険警報・警報を行ったときは、その警報文の全文
(2)　特別警報・危険警報・警報を解除したときは、その旨
(3)　特別警報・危険警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第２節　通信施設利用計画

（ 総務部・企画財政部・建設部・支所 ）

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

第１　通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

１　加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における優先的利用を行うため、平常時からＮＴＴ西日本熊本支店に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。

※ 宇土市役所における非常電話番号(災害時優先電話番号)は、次の５回線である。

２２－１０１６	(宇土市役所３階　庁議室（災害対策本部）＊開設順位１位
２２－１０１０	(宇土市役所別館２階　災害対策本部)　＊開設順位２位
２３－６２６２	(宇土市役所３階　危機管理課執務室)
２４－３２１１	(宇土市役所網津支所)
２７－１１１１	(宇土市役所網田支所)
２２－２４９４	(宇土市保健センター事務室)

緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」(この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を電話取扱局に告げるものとする。この場合、電話取扱局は、その電話が非常通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求めることができる。)をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

２　電報による通信

災害のための緊急を要する電報に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」（平成 11 年西企営第２号）の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

３　警察電話による通信

警察機関(県警察本部、宇城警察署、宇土交番、花園・網津駐在所)を通じて通報するものとする。

４　防災行政無線電話による通信

防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うものとする。

５　移動通信系の活用

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

第２　移動系無線通信の利用

１　消防団無線機について

災害時において消防団の各班に配置してある移動系無線機（以下、「消防団無線機」という）を利用して連絡を行うものとする。

２　消防団無線機の配置箇所

本市の消防団無線機の配置箇所は次の通りである。

種類		配置箇所
基地局		親局（市役所）、再送信子局（長浜、住吉）
移動局	市公用車	危機管理課１台（指令車）、財政課１台（エスティマ）、環境交通課１台（青パト）、福祉課１台（日赤車）、土木課２台、農林政策課１台、水産振興室１台、上下水道課２台（合計 10 台）
	消防積載車	１分団６台、２分団８台、３分団５台、４分団９台、５分団８台、６分団４台、７分団９台、市役所隊３台、本部３台、市役所（危機管理課）５台（合計 60 台）

３　全ての通信施設が途絶した場合

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、または徒歩等による使者を持って連絡するものとする。

第３節　情報収集及び被害報告取扱計画

（　総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所・議会事務局　）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

第１　実施責任者

市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により市長が県（県本庁又は宇城地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度５強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については市が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成 12 年 11 月 22 日付け消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による）

第２　被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。本市における被害報告取扱責任者は、危機管理課長とする。

第３　情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の国の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

県及び市は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

さらに、ＳＮＳ等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、県防災情報共有システムを通じ、災害情報共有システム（Ｌアラート）（以下「Ｌアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時から市は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

第４　被害等の調査

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や代替手段の確保、定期的な県と市の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

市は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、市町村は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

１　災害初動期の情報収集

(1)　情報収集事項

被害状況調査員には、市職員、消防団員、行政区長、その他関係機関職員があたるものとする。災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
風水害に関する情報	○　警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表状況
人命に関する情報 （行方不明者を含む）	○　死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○　土砂崩れ等に伴う生き埋め災害情報 ○　職員の安否確認
被害拡大に関する情報	○　火災発生の状況 ○　がけ崩れ等の二次災害発生状況 ○　危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	○　市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 ○　道路などの応急対策活動に当たって重要となる施設の被害状況

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2)　留意事項

ア　被害状況の調査に当たっては、関係機関相互に連絡をとり、調査脱ろう、重複調査のないよう充分留意すること。

イ　必ず写真等の明確な資料を残すよう心がけること。

ウ　被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合し的確を期すること。また、り災者については、次のり災世帯名簿を作成すること。

エ　調査は、事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。

り 災 世 帯 名 簿

熊本県宇土市 No.

災害の種類

災害発生日時

り災状況

り災世帯住所　　熊本県宇土市

り災世帯主氏名

※ 世帯員で、人的被害がある場合、被害状況を記入すること。

(3)　勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。

被害状況調査は、地区毎に行い、最後に危機管理課にて集計を行う。

区分	情報収集の方法等
各対策部	○　市役所庁舎周辺の被害確認 ○　避難所からの情報 ○　消防団員からの情報 ○　119番通報（消防本部） ○　所管施設の被害確認 ○　市民等からの通報 ○　外出職員からの情報 ○　情報収集要員からの情報

(4)　勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各対策部において集約し危機管理課に報告するものとする。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。

ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防本部へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

２　災害対策本部設置後の情報収集

(1)　各対策部及び住民からの情報収集

災害対策本部室通信情報班は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害対策本部室に報告するものとする。収集する災害情報を次に示す。

なお、災害対策本部室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■災害情報収集事項

情報区分		収集する情報の内容	
防災気象情報等		○　警報・注意報等	
被害情報	人的被害	○　発生場所、原因及び被害者数 ○　被害者の住所、氏名、年齢等 ○　負傷者の負傷程度及び収容先	死者 行方不明者 負傷者
	建物被害	○　床上･床下浸水棟数及び被害程度 ○　建物の名称及び所在地 ○　被災世帯及び被災者数	住家・非住家 事業所
	公共施設被害	○　床上･床下浸水棟数及び被害程度 ○　施設の名称及び所在地 ○　入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設、教育施設 清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	○　被害箇所と被害程度 ○　応急措置等の対応状況 ○　道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 河川
	農水関係被害	○　被害箇所と被害程度	農水産関係
ライフライン情報		○　被害箇所と被害程度 ○　応急措置等の対応状況 ○　停電、ガス供給停止、断水状況 ○　交通機関の運行状況	上下水道関係 電力・電話・ガス関係 交通関係
消防情報		○　119番通報の状況 ○　火災発生状況及び延焼状況 ○　救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ○　危険物施設等の被害状況 ○　ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		○　医療機関の被害状況 ○　応急救護所等の設置状況	
避難情報		○　自主避難の状況 ○　避難指示の発令状況 ○　避難世帯数及び避難者数 ○　避難所の開設状況	
その他の情報		○　孤立集落の発生状況 ○　その他の被害箇所と被害の程度 ○　その他必要な情報等	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他

(2)　防災関係機関からの情報収集

災害対策本部室通信情報班及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

収集担当	収集する情報	収集機関
災害対策本部室通信情報班	警報・注意報、土砂災害警戒情報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力送配電株式会社　宇城配電事業所 ＮＴＴ西日本熊本支店 西部ガス（株）熊本地区
	鉄道施設の被害と復旧状況等	ＪＲ九州熊本支社
	県下の被害情報	熊本県防災推進課
健康福祉対策部	医療施設の被害と診療状況等	宇土地区医師会
建設対策部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	九州自動車道の被害と復旧状況等	ＮＥＸＣＯ西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	宇城地域振興局

第５　災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

第６　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

第７　防災関係機関等の協力関係

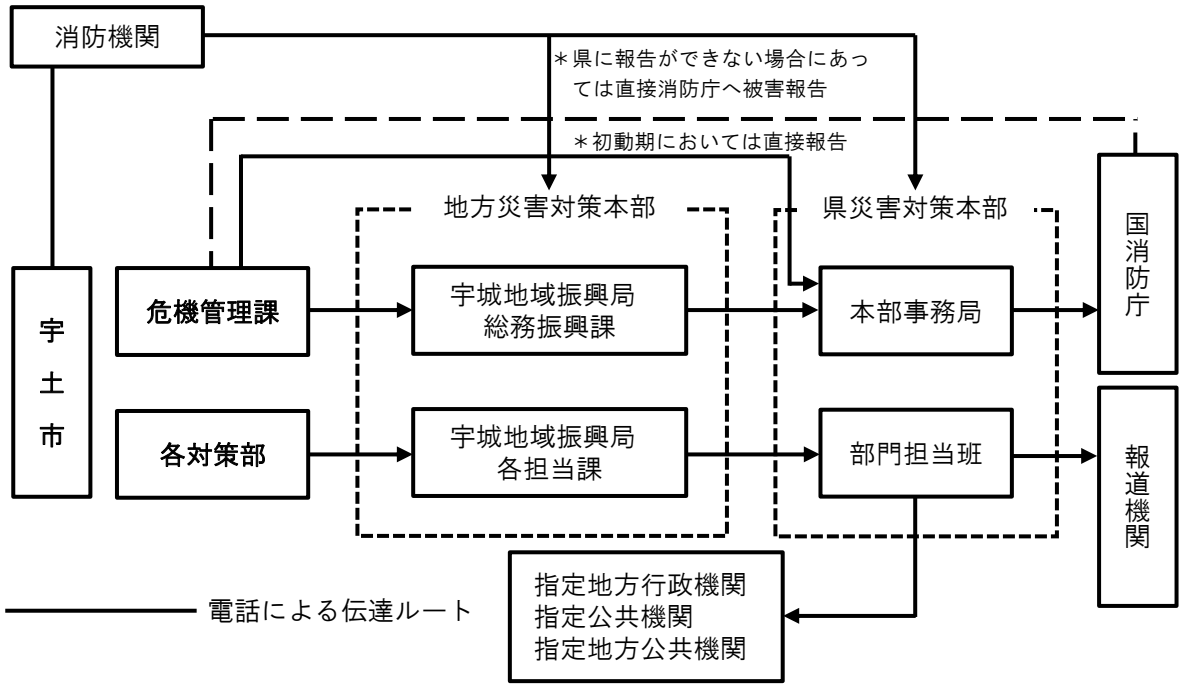
市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

県災害対策本部長及び市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

また、平常時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

第８　情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



■　消防庁連絡先

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30 ～ 18：15)	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		応急対策室	宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
地域衛星通信ネットワーク（注１）	電話	3－048－500－90－49013	3－048－500－90－49102
	ＦＡＸ	83－048－500－90－49033	83－048－500－90－49036

（注１）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】

報告先		消防庁災害対策本部　情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	０３－５２５３－７５１０
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
地域衛星通信ネットワーク（注１）	電話	3－048－500－90－49175
	ＦＡＸ	83－048－500－90－49036

第９　被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、市における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ適格に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

１　定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2)　被害の判定基準及び用語の説明は、次のとおりである。

区分		判定基準及び用語の解説
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。いるか？
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯とする。
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。 すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、20%以上 50%未満のものとする。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災者等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
区分		判定基準及び用語の解説
	り災者	り災世帯の構成員とする。
文教施設	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクレーションの活動を含む。）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第２条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農林水産施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置にする法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 １．かんがい排水施設 ２．農業用道路 ３．農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。

		１．林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） ２．林道
	漁業施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 １．沿岸漁場整備開発施設 ２．漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設とする。
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律 5 第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	河　　川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海　　岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂　　防	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設とする。
区分		判定基準及び用語の解説
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道　　路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	漁　　港	漁港及び漁場の整備に関する法律第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下 水 道	下水道法第２条第３項に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路とする。
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛生施設	医療機関	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設排水施設対象事業場	水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第 28 条第２号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第７条第２号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 福	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高

		齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障がい者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具制作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公園等	都市計画法第１１条第１項第２号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公共住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係施設	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資材等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。

区分		判定基準及び用語の解説
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木･製材業者の所有又は管理するもの（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁場に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網･小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第６条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。
商工業関係被害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。

	鉱　　業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火　災　発　生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

２　収集及び報告要領

(1)　災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式１（災害情報）により、その都度地域振興局に報告すること。

(2)　災害による被害状況及び応急措置状況等（様式２号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日９時30分まで及び14時30分までの２回）に、地域振興局に報告すること。

(3)　同一災害による被害状況については、被害調査及び応急対策が終了した後10日以内に文書（様式２号）をもって地域振興局に報告すること。

(4)　毎年１月１日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式５号））を、４月１日現在で明らかになったものを４月５日までに地域振興局に報告するものとする。

３　災害等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

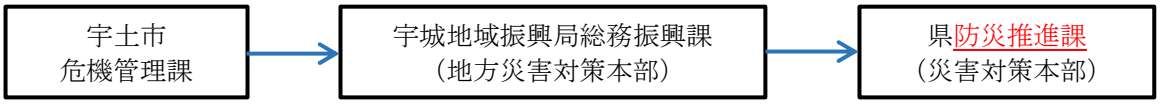
報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災 害 情 報	市 長	様式第１号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対して採るべき措置等についてその都度報告すること。
(2)被害状況報告（速報）	市 長	様式第２号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間を置き報告する者とする。
(3)被害状況報告	市 長	様式第２号	同一の災害に対する被害調査が終了し

（確定）			たとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(4)各部門別被害状況報告（速報・確定）	市　長	様式第３号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。
(5)住民避難等報告	市　長	様式第４号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6)　災　害　年　報	市　長	様式第５号	毎年１月１日から12月31日までの被害状況について４月１日現在で明らかになったものを報告する。

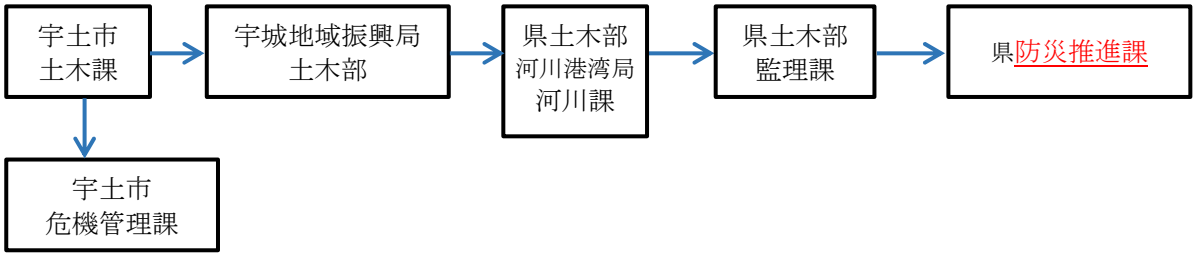
４　報告等の様式及び報告等の系統

市、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

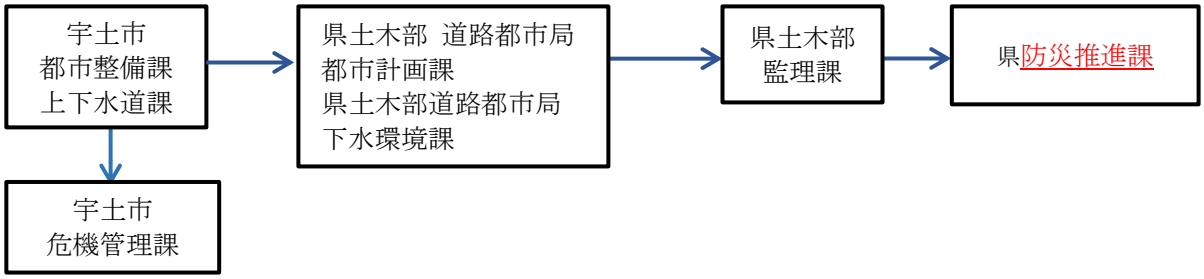
(1)　災害情報（様式第１号）、被害状況報告（速報）（様式第２号）、被害状況報告（確定）（様式第２号）、住民避難等報告（様式第４号）



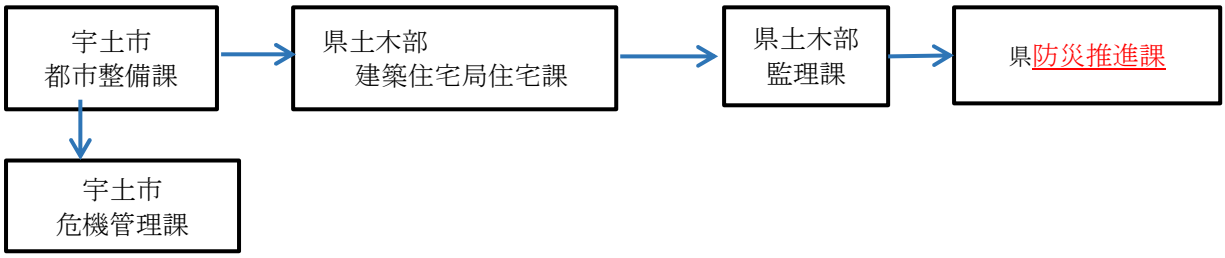
(2)　公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋梁）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第４条）



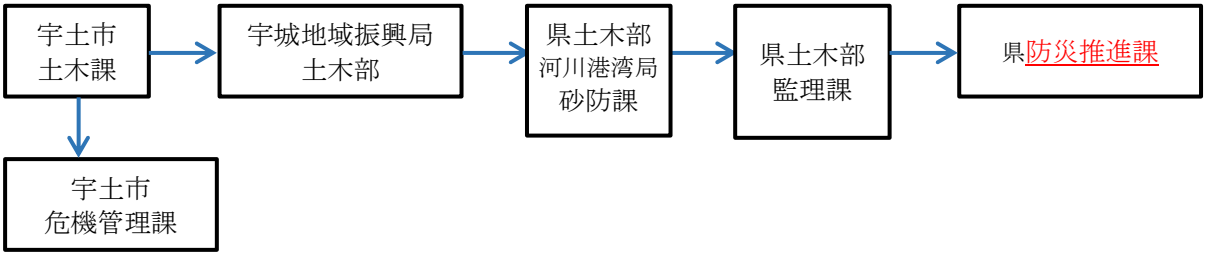
(3)　都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



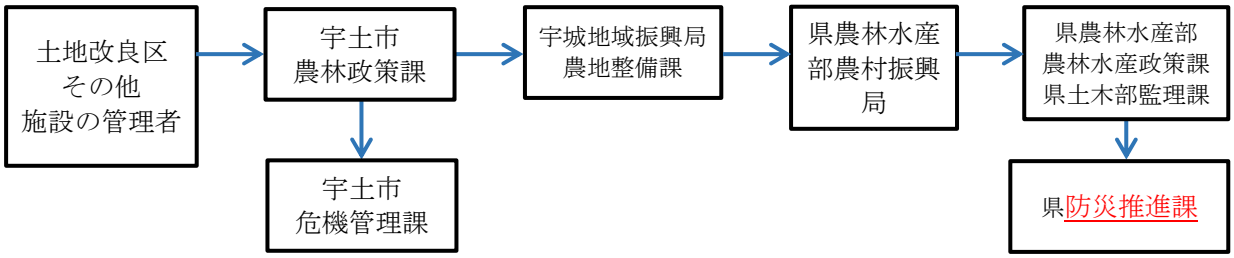
(4)　住宅（公営）関係被害報告（住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」）



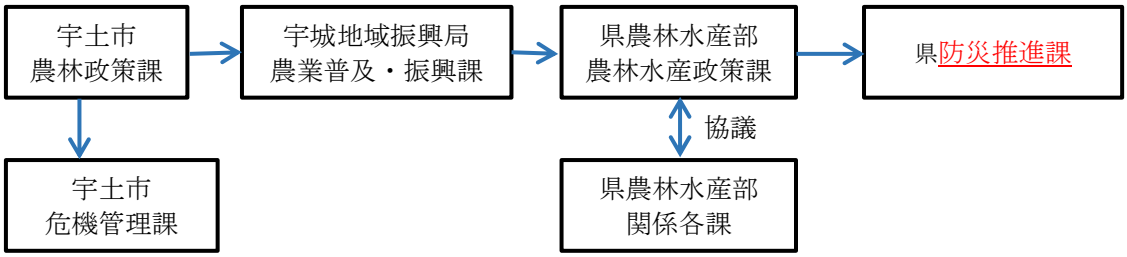
(5)　土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）



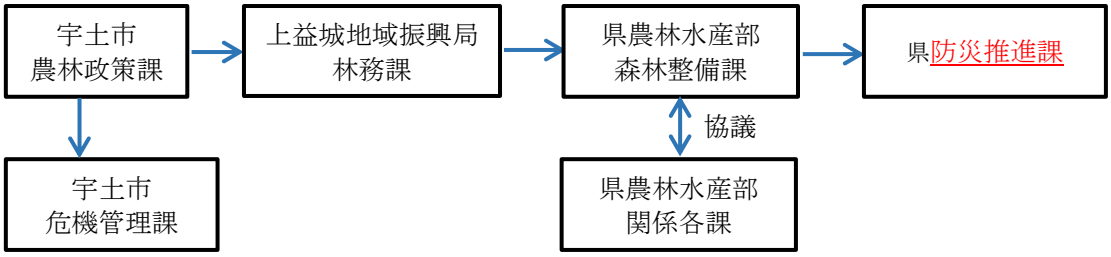
(6)　農地及び農農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



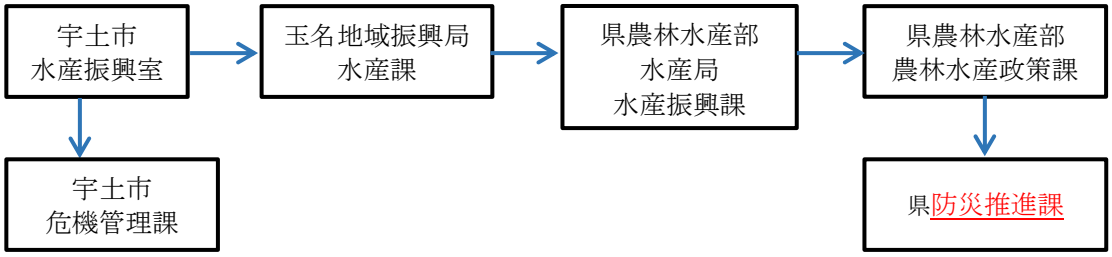
(7)　農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



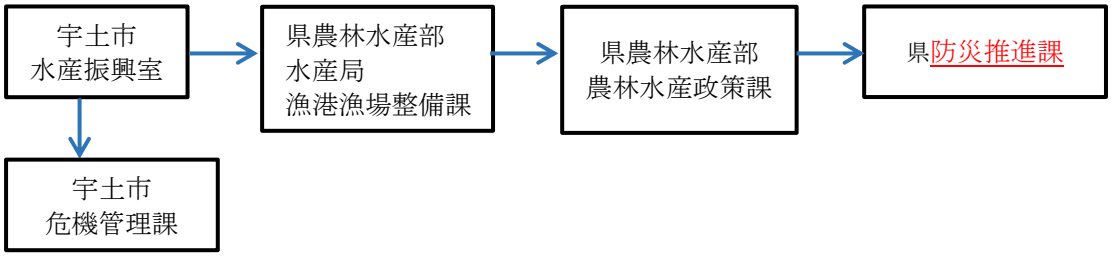
(8)　林業関係被害報告（農林水産業被害取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第２条）



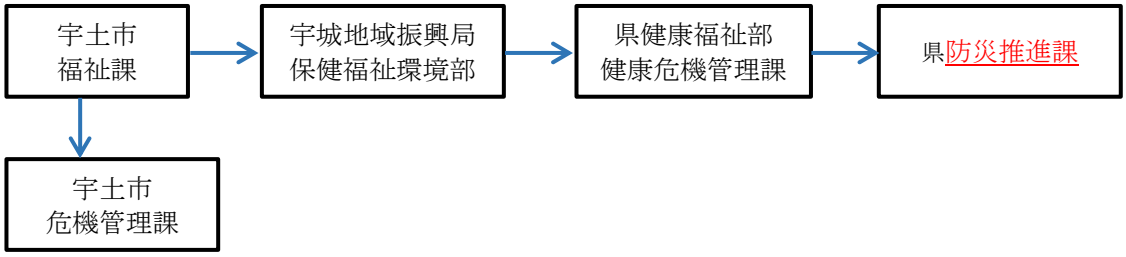
(9)　水産業関係被害報告（水産業被害報告取りまとめ要領）



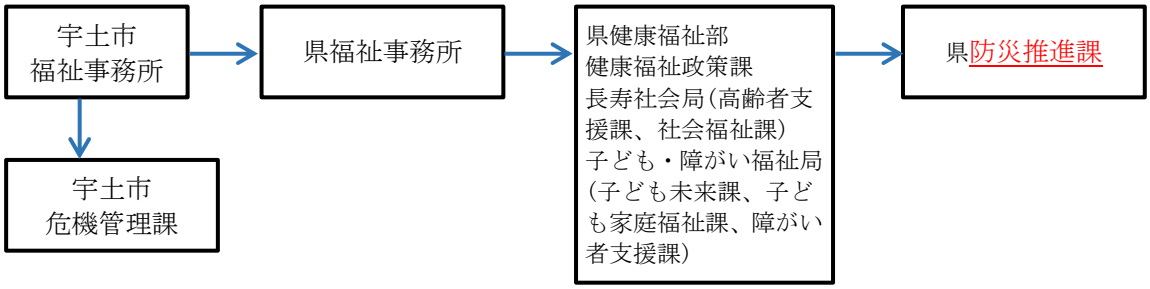
(10)　漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条）



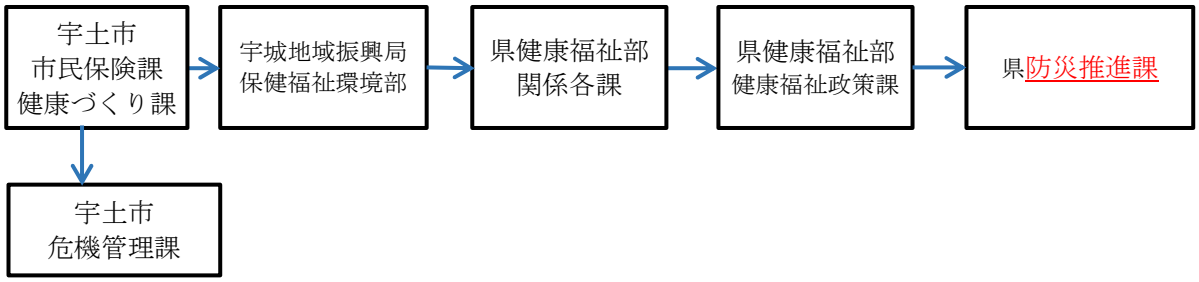
(11)　災害救助法関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）



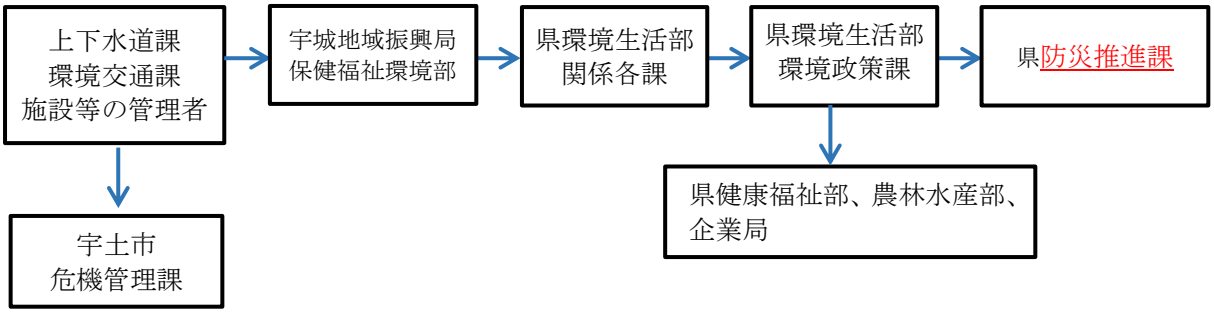
(12)　社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



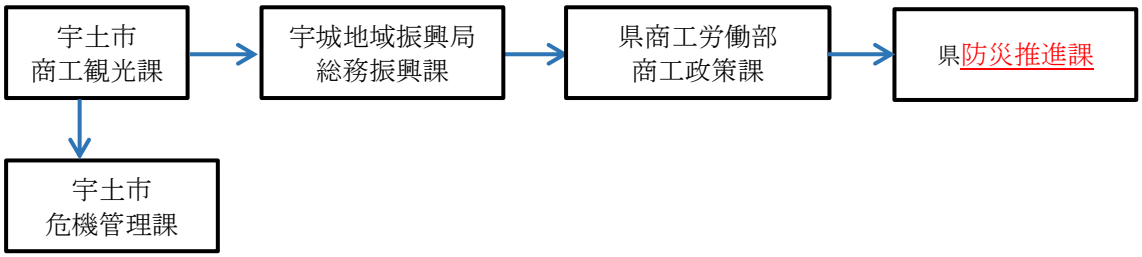
(13)　衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



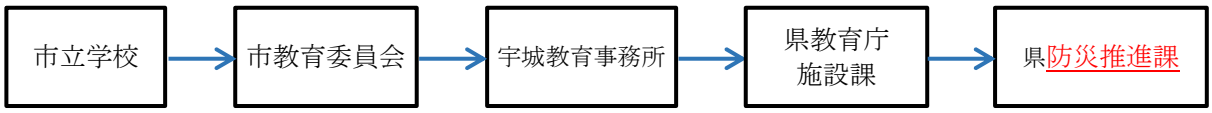
（14）　環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



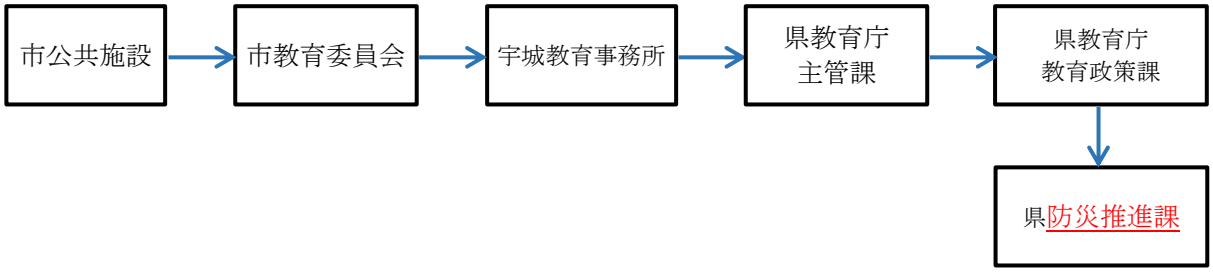
（15）　商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）



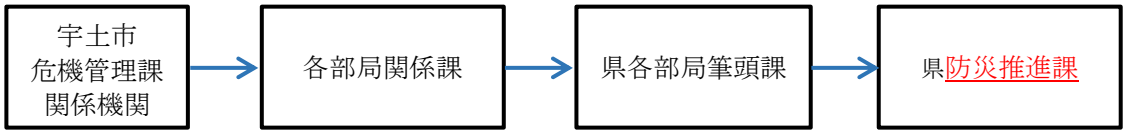
（16）　公立学校施設関係被害報告（文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」）



（17）　市の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



（18）　その他の被害報告



様式第１号

災害情報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	（グリッド番号）		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
発信時刻		月　日　時　分	
受信事項			
処理事項			

（注意）
災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。

1．人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。

2．住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。

3．道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。

4．河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。

5．住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。

（様式第2号）　　被害状況報告（速報・確定）

災害名	

市町村名
報告者名：

年　月　日　時　分　現在

区分				市町村名 ○○市町村									計	摘要
1	人的被害	死者	人										0	
		うち災害関連死者	人										0	
2		行方不明者	人										0	
3		重傷者	人										0	
4		軽傷者	人										0	
5		分類未確定	人										0	
6	住家被害	全壊	棟										0	
7			世帯										0	
8			人										0	
9		半壊	棟										0	
10			世帯										0	
11			人										0	
12		床上浸水	棟										0	
13			世帯										0	
14			人										0	
15		床下浸水	棟										0	
16			世帯										0	
17			人										0	
18		一部破損	棟										0	
19			世帯										0	
20			人										0	
21		分類未確定	棟										0	
22			世帯										0	
23			人										0	
24	非住家	公共建物	棟										0	
25		その他	棟										0	
26		分類未確定	棟										0	
27	り災世帯数		世帯										0	
28	り災者数		人										0	
29	災害警戒本部等設置日時												0	
30	災害警戒本部等廃止日時												0	
31	災害対策本部設置日時												0	
32	災害対策本部廃止日時												0	
33	消防職員出動延人数												0	
34	消防団出動延人数												0	

区分 ＼ 市町村名			○○市町村										摘　要
35	首長の安否		確認済										
			未確認										
36	職員の参集状況		充足										
			不足										
37	本庁舎の使用の可否		可・否										
38	電力の確保状況	本庁	通電										
			停電										
39		支所等	通電										
			停電										
40	水の確保状況	職員用	充足										
			不足										
41		住民用	充足										
			不足										
42	食料の確保状況	職員用	充足										
			不足										
43		住民用	充足										
			不足										
44	孤立地域の有無		有										
			無										
45	通信手段の被災状況	電　話	異常なし										
			不通										
46		ＦＡＸ	異常なし										
			不通										
47		インターネット	異常なし										
			不通										
48		防災行政無線	異常なし										
			不通										
49		防災情報ネットワーク	異常なし										
			不通										

各部局別被害報告

様式第3号

熊本県

年 月 日(～ 月 日)の による被害			
第　　報			
令和　年 月 日 時現在			
報告者名:			
区　分			被　害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明	人	
	重傷	人	
	軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
非住家等	公共建物	棟	
	その他	棟	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
災害対策本部設置市町村			団体
災害警戒本部等設置市町村			団体
災害救助法適用市町村			団体
消防職員出動延人数			人
消防団員出動延人数			人
備考			

区　分			件　数	被害額 千円
健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設	カ所	
		児童福祉施設	カ所	
		心身障害者福祉施設	カ所	
		その他	カ所	
		小　計	カ所	
	衛生施設	医療施設	カ所	
		その他	カ所	
		小　計	カ所	
	健康福祉部 合計		カ所	
環境生活部	水道施設		カ所	
	ごみ処理施設		カ所	
	し尿処理施設		カ所	
	産業廃棄物処理施設		カ所	
	水質特定施設・排水施設・対象事業場		カ所	
	その他		カ所	
	環境生活部 合計		カ所	
商工労働部	商業		件	
	工業		件	
	鉱業		件	
	船舶（漁船を除く）		件	
	その他		件	
	商工労働部 合計		件	
観光戦略部	観光施設		件	
	その他		件	
	観光戦略部 合計		件	
農林水産部	農作物等	農作物	ha	
		樹体	ha	
		家畜等	頭羽	
		在庫品		
		その他		
		小計（1）		
	農業施設	園芸施設等	カ所	
		畜舎・農舎	カ所	
		その他	カ所	
		小計（2）	カ所	
	農地等	農地 田	ha	
		農地 畑	ha	
		農地 小計（3）	ha	
		農業用施設	カ所	
		海岸施設	カ所	
		小計（4）	カ所	
	農業関係被害(5) 合計(1)～(4)			

区　分			件　数	被害額 千円
農林水産部	林務関係	林道施設	カ所	
		山地崩壊	カ所	
		林地崩壊防止施設	カ所	
		作業道施設	カ所	
		林産物（立木）	ha	
		造林地	ha	
		林産施設	カ所	
		その他	件	
		林務関係被害(6)		
	水産関係	海岸	カ所	
		漁港	カ所	
		共同利用施設	カ所	
		水産物	カ所	
		漁船	隻	
		養殖施設	カ所	
		漁場	カ所	
		在庫品	件	
		その他	件	
		水産関係被害(7)		
	農林水産部 合計(5)～(7)			
土木部	公共土木施設	河川 (1)	カ所	
		海岸 建設海岸	カ所	
		海岸 港湾海岸	カ所	
		海岸 計 (2)	カ所	
		砂防 (3)	カ所	
		地すべり防止施設 (4)	カ所	
		急傾斜地崩壊防止施設 (5)	カ所	
		道路 (6)	カ所	
		橋りょう (7)	カ所	
		港湾 (8)	カ所	
		下水道・集落排水 (9)	カ所	
		その他 (10)	カ所	
		小計(11)＝(1)～(10)	カ所	
	都市施設	公園等	カ所	
		その他	カ所	
		小計 (12)	カ所	
	公営住宅 (13)		カ所	
	その他 (14)			
	土木部 合計 (11)～(14)			
	交通止	国道（知事管理）	カ所	－
		県道	カ所	－
		交通止合計	カ所	－

区　分			件　数	被害額 千円
土木部	土砂災害	がけ崩れ	カ所	－
		土石流等	カ所	－
		地すべり	カ所	－
		土砂災害 合計	カ所	－
企業局	公営企業関係施設		カ所	
	その他の施設		カ所	
	企業局 合計		カ所	
教育庁	公立学校施設	高等学校	校	
		義務教育学校	校	
		小・中学校	校	
		特別支援学校	校	
		その他		
	社会教育施設		ヶ所	
	文化財		件	
	その他		件	
	教育庁 合計			
その他の被害	火災発生	建物	件	－
		危険物	件	－
		その他	件	－
		合計	件	－
	鉄道不通		カ所	－
	電話		回線	－
	電気		戸	－
	ガス		戸	－
	水道		戸	－
	ブロック塀等		カ所	－
	私立学校		校	
	被害総額			

◎総務部、企画振興部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

様式第4号

住　民　避　難　等　報　告　書

市町村名(担当者名)		
報　告　日　・　時　間		

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿作成の有無	避難指示等日時		帰宅、解除等日時	

・種別欄には、緊急安全確保(緊急)、避難指示(指示)、高齢者等避難(高齢者)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。

・世帯数、人数の欄には、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令した人数ではなく、報告時点の実質避難者数を記載すること。

・解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

・避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから〇作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

様式第５号　　災害年報

都道府県

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
	うち災害関連死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県

災害名 / 発生年月日 / 区分								計
その他	電話	回線						
	電気	戸						
	ガス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

第４節　広報計画

（総務部、企画財政部）

市内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに市民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

市長（基本法第 50 条、第 51 条「災害応急対策責任者」）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

第１　実施機関相互の連絡

実施機関（災害応急対策責任者）は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

第２　宇土市における広報活動

１　情報等収集要領

原則として「第２節　通信施設利用計画」及び「第３節　情報収集及び被害報告取扱計画」により情報の収集を行う。

２　広報活動

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び市と連携するものとする。

(1)　広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

ア　災害対策本部の設置
イ　災害の概況（被害の規模・状況等）
ウ　台風等に関する情報（※地震・津波災害対策編では、「津波等」に読み替える）
エ　市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
オ　避難の勧告・指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
カ　水道等供給の状況、復旧状況
キ　防疫に関する事項
ク　火災状況
ケ　医療救護所の開設状況

コ　給食・給水実施状況
サ　道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
シ　道路交通等に関する事項、復旧状況
ス　一般的な住民生活に関する情報
セ　社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
ソ　二次災害を含む被害の防止に関する事項
タ　住民の安否情報
チ　医療機関、金融機関などの生活関連状況
ツ　交通規制の状況
テ　被災者支援に関する情報等
ト　その他必要な事項

(2)　広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

ア　市広報媒体の利用（広報紙、市ホームページ、宇土市お知らせメール、フェイスブック、チラシ、ポスター等）
イ　宇土市同報系防災行政無線
ウ　広報車による広報
エ　各地区行政区長、消防団、その他関係機関を通じた広報
オ　報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
カ　自主防災組織等による広報
キ　その他状況に応じ効果的な方法

第３　報道機関への対応

１　情報発表の要領

(1)　災害が発生した場合、報道機関に対して必要な場所を開放する。
(2)　報道機関への情報の発表は、まちづくり推進課長が行う。
(3)　公式な情報発表は、原則として１日２回程度とする。

２　情報発表の内容

(1)　収集した情報及び今後の対策
(2)　その他必要事項

第４　住民等からの問合せ対応

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、宇城広域連合消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第５　災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（L アラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

第５節　水防計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

第１　水防計画の目的

この計画は、水防法第４条に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である宇土市が、同法 33 条の規定に基づき、管内の水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門もしくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他の水防管理団体との協力及び応援並びに水防に必要な器材、資材及び設備及び運用について実施の大綱を示したものである。

第２　水防事務の処理

洪水、津波及び高潮に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 16 条による水防警報の通知を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

詳細は、別冊「水防計画書」のとおりである。

第６節　消防計画

（ 総務部 ）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

第１　実施機関

１　市は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第７条に基づき、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市長が行うものとする。

２　知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、市長、消防長又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に規定する水防管理者に対して、災害防ぎょの措置に関し必要な指示を行うものとする。

３　市及び県は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第 31 条に基づく市の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

第２　消防活動計画

１　市は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

２　災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。

(1)　市は、保安についての適切な処置をとるとともに、県防災推進課に状況を速やかに通報するものとする。

(2)　県は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取し、市及び事業所等に対して、保安、応急対策についての必要な助言を行う。

３　林野火災に対応する空中消火

市は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。

(1)　市長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資器材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。

(2)　市長は知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送及び活動隊員の派遣等を要請することができる。

(3)　市長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

第３　相互応援協定

市長は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成 15 年７月 23 日締結）の円滑な実施を図るため、県下全市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

また、市長は、県が策定する熊本県消防広域応援基本計画で定める大規模災害などに応援出動等の措置が迅速かつ的確に行われるよう県内全市町村の応援体制の確立を図る。

第７節　避難収容対策計画

（ 総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

災害のため危険な状態にある住民に対して、「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

第１　実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、市長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける警戒レベル３高齢者等避難を発令するものとする。なお、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

区分	災害の種類	実施責任者
警戒レベル３ 高齢者等避難	全災害	市町村長（災害対策基本法第 56 条第 2 項）
警戒レベル４ 避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）
		警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条及び同法第 6 条）
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）
		水防管理者（水防法第 29 条）
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）
警戒レベル５ 緊急安全確保	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条第 3 項）

第２　避難指示等の内容

避難指示等の発令に当たっては、次の内容を明示して行うものとする。

なお、市長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように５段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

１　要避難対象地域
２　避難先
３　避難理由
４　避難経路
５　避難時の注意事項

また、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

さらに、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に助言するものとする。

第３　避難指示等の伝達方法等

１　避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

(1)　防災行政無線による伝達周知
(2)　Ｊ－ＡＬＥＲＴによる伝達周知
(3)　宇土市お知らせメール及び県防災メールによる伝達周知
(4)　Ｌアラートによる伝達周知
(5)　携帯電話メールサービス（エリアメール等）による伝達周知
(6)　宇土市ホームページ及びフェイスブック等による伝達周知
(7)　サイレン及び警鐘による伝達周知
(8)　広報車等（消防団含む）による伝達周知
(9)　自主防災組織、自治会等による伝達周知
(10)　報道関係機関を通じての伝達周知
(11)　あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知

２　市長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

３　市長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。

４　市長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、国土交通省及び県は、市から避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行う。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

■助言を求める防災関係機関

専門機関名	連絡先	備考
熊本県 防災推進課	096-333-2115	
熊本県 宇城地域振興局	0964-32-2051	
熊本地方気象台	096-351-5670	気象に関する助言
熊本河川国道事務所	096-382-1111	

第４　避難指示等の基準

１　避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に以下の考え方に基づいて発令することとする。

■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

（「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月　内閣府より、抜粋）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒ﾚﾍﾞﾙ３ 高齢者等 避難	○　災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	**「危険な場所から高齢者等は避難」** ○　高齢者等（※）は、危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ○　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒ﾚﾍﾞﾙ４ 避難指示	○　災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	**「危険な場所から全員避難」** ○　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒ﾚﾍﾞﾙ５ 緊急安全確保	○　災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	**「命の危険　直ちに安全確保！」** ○　指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

２　避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。なお、数値はあくまでも目安であり、数値に振り回されることなく、適切な判断を行うこととする。

(1)　土砂災害の発令基準

ア　想定される事態

想定される事態は、「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」の発生を想定する。

「地すべり」については、危険性が確認された後、県が緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を発表した場合に避難指示等を発令する。

イ　要避難対象地域

土砂災害の避難指示等の対象とする地域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「防災情報くまもと（土砂災害）」を参照し、危険度が高まっている状況である警戒～災害切迫に判定されているメッシュに対して一体となって避難すべき地域毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ　土砂災害の発令基準

避難指示等は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に記載されている基準及び以下を参考に、大雨警報や土砂災害警報（※１）及び防災情報くまもと（土砂災害）（※２）、気象予測、土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準	現地情報等による基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	１～３のいずれか１つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 １：　レベル３大雨・土砂災害警報が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が**「警戒」**となり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 ２：　レベル２大雨・土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝にレベル３大雨・土砂災害警報に切り替わる可能性が言及されている場合 ３：　強い降雨及び強風を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象が発見される。 （湧水、地下水の濁り、量の変化等）
警戒レベル４ 避難指示	レベル３大雨・土砂災害警報が発表されている状況で、１～４のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 １：　レベル４大雨・土砂災害危険警報が発表された場合 ２：　熊本県の土砂災害危険度が**「危険」**となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ３：　気象防災速報（記録的短時間短時間大雨）が発表された場合 ４：　土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	近隣で前兆現象が発見される。 （渓流付近で斜面のはらみや崩壊、擁壁・道路等にクラック発生等）
警戒レベル５ 緊急安全確保	１～５のいずれか１つに該当する場合。 １：　レベル４大雨・土砂災害危険警報が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が**「災害切迫」**以上となった場合 ２：　レベル４大雨・土砂災害危険警報が発表されており、さらにレベル５大雨・土砂災害特別警報が発表された場合 ３：　土砂災害が発生した場合 ４：　山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ５：　避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	近隣で土砂災害が発生し、土砂移動現象、前兆現象が発見される。 （山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）

（※１）大雨により土砂災害の重大な土砂災害が起こるおそれがあるとき、熊本地方気象台が発表する情報。
（※２）防災情報くまもとで公開されている土砂災害の危険度
「警戒」【警戒レベル３相当】
「危険」【警戒レベル４相当】
「災害切迫」【警戒レベル５相当】

(2)　洪水等の発令基準

ア　想定される事態

避難が必要となる洪水等は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

イ　要避難対象地域

洪水等の避難指示等の発令対象地域は、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）における浸水深 50ｃｍ以上の洪水浸水想定区域等を基本とし、浸水想定区域が指定されている河川ごとに分類する。

ウ　洪水等の発令基準

避難指示等は以下の基準を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測、河川の巡視からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	緑川、浜戸川	潤川、網津川	その他の河川
警戒レベル３ 高齢者等避難	①　緑川水系氾濫警報（レベル３）【城南：避難判断水位 5.80m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ②　河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③　強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	①　観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ②　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒】で表示された場合 ③　河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④　強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	①　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒】で表示された場合 ②　河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③　強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル４ 避難指示	①　緑川水系氾濫危険警報（レベル４）【城南：氾濫危険水位 6.20m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ②　気象防災速報（記録的短時間大雨等）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ③　河川巡視、住民からの通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合	①　観測所の水位が氾濫危険水位【潤川：2.28m】に到達した場合 ②　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【危険】で表示された場合 ③　気象防災速報（記録的短時間大雨等）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ④　河川巡視、住民からの通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合	①　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【危険】で表示された場合 ②　気象防災速報（記録的短時間大雨等）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ③　河川巡視、通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④　浸水の発生に関する情報が住民から通報された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保	①　緑川水系氾濫特別警報（レベル５）【氾濫の発生】が発表された場合 ②　レベル５大雨特別警報が発表された場合 ③　樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合	①　観測所の水位が堤防高を超過し、越水・溢水が発生した場合 ②　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【災害切迫】で表示された場合 ③　レベル５大雨特別警報が発表された場合 ④　樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合	①　洪水警報の危険度分布で、当該区間が【災害切迫】で表示された場合 ②　レベル５大雨特別警報が発表された場合 ③　樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合

■洪水予報基準水位（熊本河川国道事務所）

予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位 レベル１	氾濫注意水位 レベル２	避難判断水位 レベル３	氾濫危険水位 レベル４
緑川水系	緑川	城南	熊本市南区城南町大字千町	3.30m	4.30m	5.80m	6.20m

■水防警報対象量水標の設定水位（熊本県）

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
浜戸川（はまどがわ）	浜戸川（はまどがわ）	熊本市南区城南町敷田	2.09m	2.96m	2.96m	3.42m
潤川（うるごがわ）	潤川（うるごがわ）	宇土市三拾町字西田93番地1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
網津川（あみづかわ）	網津川（あみづかわ）	宇土市住吉町上ノ割41番地2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

(3)　高潮の発令基準

ア　想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

(1)　高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合

(2)　高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

イ　要避難対象地域

高潮に対する避難指示等の要避難対象地域は、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）における高潮浸水想定区域とする。

ウ　高潮の発令基準

避難指示等は以下の基準を参考に、気象情報、海岸巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

避難の情報	高潮情報による判断基準
警戒ﾚﾍﾞﾙ３ 高齢者等 避難	①　レベル２高潮注意報【潮位2.4m】が発表され、なおかつレベル３高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合 ②　レベル２大雨注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が宇土市にかかると予想されている、又は、宇土市に接近することが見込まれる場合 ③　伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、高潮特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒ﾚﾍﾞﾙ４ 避難指示	①　レベル４高潮危険警報【潮位2.9m】が発表された場合 ②　レベル３高潮警報が発表されており、レベル４高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報、又は、暴風特別警報が発表された場合 ③　レベル３高潮警報が発表され、夜間から翌日早朝までにレベル４高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨が言及される場合

警戒レベル５ 緊急安全確保	①　海岸堤防等が倒壊した場合 ②　水門、陸閘等の異常が確認された場合 ③　異常な越波・越流が発生した場合 ④　レベル５高潮特別液胞が発表された場合

第５　指定避難所等

１　風水害の指定避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	水系及び関係河川	指定避難所（第１次）	収容人員（人）	指定避難所（第２次）	収容人員（人）	指定避難所（第３次）	収容人員（人）
宇土	緑川・浜戸川	福祉センター	30	市役所別館	195	宇土市民会館	963
						ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	1,441
						市武道館	223
						鶴城中学校体育館	306
						宇土東小学校体育館	291
						宇土高校体育館	300
						宇土小学校体育館	378
						創価学会宇土文化会館	100
						市立図書館	210
						中央公民館	30
						老人福祉センター	127
花園	潤川	花園コミュニティセンター	70	花園小学校体育館	217	上松山コミュニティセンター	60
						宇土市スポーツセンター	198
						花っ子学童クラブ	23
						宇土市民会館	963
						ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	1,441
						鶴城中学校体育館	306
轟	飯塚川	轟公民館	34	轟地区農業者トレーニングセンター	167	宇土小学校体育館	378
						宇土高校体育館	300
						宇土市民会館	963
						ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	1,441
						鶴城中学校体育館	306
緑川	緑川・浜戸川	緑川小学校体育館	279	緑川地区農業者トレーニングセンター	223	緑川公民館	13
						住吉中学校体育館	403
網津	網津川・有明海	網津防災センター	69	住吉中学校体育館	403	網津地区多目的研修会施設	221
						JR 住吉駅前駐輪場	15
						住吉漁協会議室	30
						網津公民館網引分館	15
						あじさいの湯	20
走潟	緑川・浜戸川	走潟小学校体育館	321	走潟地区体育館	299	走潟公民館	12
網田	網田川・有明海	網田コミュニティセンター	86	網田小学校体育館	274	網田中学校体育館	308
						網田漁協	50
				網田公民館（宮の前）	18	長浜福祉館	117
						宇土マリーナ会議室	15

（注）避難所を開設する優先順位は、第１次、第２次、第３次の順とする。ただし、状況に応じ変更する場合がある。

２　福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、 照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑

※　福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。

介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。

また、避難指示等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。

第６　避難の誘導

１　市等

市長等は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

(1)　避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2)　危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により可能であれば誘導員を配置して安全を期すること。

(3)　住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

また、市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができることとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

２　警察

警察は住民等の避難誘導に当たり、市に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

(1) 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。

(2) 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど避難行動要支援者対策に十分配慮するものとする。

３　社会福祉施設等

(1) 社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

(2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

５　災害に伴う大規模な立ち往生発生時

市及び県は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第７　避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。

なお、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

１　避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市長は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定した上で、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

ただし、安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内では避難所を設置できない場合には、隣接市と協議し、収容の委託あるいは隣接市の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

２　収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

３　収容施設等

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

４　住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

５　避難所運営職員の配置

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として市職員）を定めるものとする。なお、避難所運営職員については、男女によるニーズの違いなど多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

６　避難者の把握、避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(1)　避難所開設の日時及び場所
(2)　箇所数及び収容人員
(3)　開設予定時間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(4)　指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

７　避難所の管理運営

(1)　市は、避難所運営マニュアル等を作成し、避難所を適切に管理運営するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するＮＰＯ、ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

(2)　市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(3)　避難者は、避難所の自主運営が円滑に行えるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

(4)　市は、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ、ボランティア等の外部支援者等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

(5)　市は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症等流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が

出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区別するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

(6)　市は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

(7)　市は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(8)　避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

(9)　夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

(10)　市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

(11)　市は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

(12)　市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう、連携に努めるものとする。

(13)　市は、警察及びボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

(14)　市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(15)　市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等

による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(16) 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

第８　車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応

(1) 市は、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

(2) 併せて市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会や自主防災組織、消防団防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(3) 県及び市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(4) 県及び市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第９　避難行動要支援者に対する対策

１　安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体等の避難行動支援者の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

２　熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT 及び熊本 DWAT）の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT 及び熊本 DWAT）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

また、県は国または被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等のよう配慮者の支援活動を行うため、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ及び熊本ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。

３　情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等において、要配慮者への円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

４　生活の支援

(1)　相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

(2)　心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要な方がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

５　社会福祉施設等における介護職員等の確保

市は、社会福祉施設等において介護職員等の不足がないか把握の上、必要な場合は、県及び関係団体等と連携して応援派遣の要請を行うなど、介護職員等の確保に関する支援を行うものとする。

６　訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

市内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、市は、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

第 10　防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

１　情報の伝達・収集等

(1)　教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

(2)　学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものする。

なお､児童･生徒等への伝達にあたっては､混乱を防止するように配慮するものとする。

(3)　学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

２　避難の指示等

(1)　教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

(2)　学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や指定緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

(3)　児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

３　避難の誘導等

(1)　避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(2)　避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

(3)　下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

ア　児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

イ　通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(4)　校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

４　学校が地域の避難所となる場合の留意事項

(1)　避難所になった学校の学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

(2)　学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

(3)　全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

(4)　避難が長期間となるおそれがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開にあたり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

５　その他の留意事項

(1)　保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

(2)　教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

(3)　避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

(4)　連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

(5)　計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

ア　災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
イ　指定緊急避難場所等の指定
ウ　避難順位及び指定緊急避難場所等までの誘導責任者
エ　児童生徒の携行品
オ　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
カ　負傷者の救護方法
キ　保護者への連絡及び引き渡し方法
ク　登下校中の避難方法

第 11　帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

１　市民への啓発

市は、市民に対して、『災害発生時にはむやみに行動を開始しない』という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

２　事業所等への啓発

市は、事業所に対して、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、『事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン』の作成を促すものとする。

３　避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に駅周辺地域においては、帰宅困難者の発生が見込まれることから、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

４　情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

５　安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

６　徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

第 12　孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動が行えるよう、通信設備等の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

第 13　外国人に係る対策

市及び県は、在日外国人と訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

１　安否確認、救助活動

警察、消防団、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

２　情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮して継続的な情報の提供を行うものとする。

避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

第 14　広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。市、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第 15　広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村へ

の受け入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、被災市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第 16　被災者等への的確な情報活動関係

県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第８節　災害救助法の適用計画

（ 健康福祉部 ）

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されることとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の定めるところによる。
すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

(1)　市町村の区域内の人口に応じ、下表Ａ欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
(2)　県の区域内において、1,500 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて、下表Ｂ欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口		A	B
	5,000 人未満	30 世帯	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 〃	20 〃
15,000 人以上	30,000 人未満	50 〃	25 〃
30,000 人以上	50,000 人未満	60 〃	30 〃
50,000 人以上	100,000 人未満	80 〃	40 〃
100,000 人以上	300,000 人未満	100 〃	50 〃
300,000 人以上		150 〃	75 〃

(3)　県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等ついて特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。

一　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二　被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5)　大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

２　被害世帯の算定基準

(1)　被災世帯の算定

住家が減失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等若しくは損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の推積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の減失した１世帯とみなす。

(2)　住家の減失等の認定

本章第３節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の第９「被害報告取扱要領」に基づく。

(3)　世帯及び住家の単位

本章第３節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の第９「被害報告取扱要領」に基づく。

３　救助法の適用手続

宇土市における災害の程度が、１の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない

第２　災害弔慰金の支給等

１　宇土市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例

区分	災害弔慰金の支給	災害障害見舞金の支給	災害援護資金の貸付
適用災害規模	(1)　住家の滅失した世帯が５以上の場合 (2)　熊本県内で災害救助法が適用された場合 (3)　上述(1)、(2)と同等と認められるもので内閣総理大臣臣が別に認めるもの	災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害の場合	県内で災害救助法が適用された場合
支給又は貸付の対象	(1)　災害により死亡した者の遺族 (2)　災害のやんだ後３ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3)　遺族の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母	(1)　災害により負傷し、又は疾病にかかりそれが治ったとき１級程度の障害を有する場合 (2)　住所地以外の他の市町村の区域内で対象災害に遭遇して当該障害の状態となった場合	市民税にかかる総所得金額、退職所得金、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が、世帯に属する者１人の場合 220 万円、２人の場合 430 万円、３人の場合 620 万円、４人の場合 730 万円、５人以上の場合 700 万円に世帯員が４人を超えて１人増加する毎に 30 万円を加算した額（ただし、世帯が滅失した場合は、1、270 万円）以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1)　災害による負傷で療養機関が１ヶ月以上を要する世帯主 (2)　住家の全壊、半壊 (3)　家財の価格の１/３以上の損害
支給又は貸付額	(1)　死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を主としてい維持していた場合 500 万円 (2)　その他の場合 250 万円	(1)　障がい者が障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円 (2)　その他の場合 125 万円	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷 150 万円 ②　家事の１/３以上の損害 150 万円 ③　住居の半壊　170 万円 ④　住居の全壊　250 万円 ⑤　住居の滅失　350 万円 ⑥　上述①と②が重複の場合 250 万円 ⑦　上述①と③が重複の場合 270 万円 ⑧　上述①と④が重複の場合 350 万円 ⑨　住居の全体が損壊し、若しくは流出し又はこれと同等と認められる程度の事情がある場合 ③の場合　250 万円 ④又は⑥の場合　350 万円
財源	国 2/4　県 1/4　市 1/4	国 2/4　県 1/4　市 1/4	国 2/3　県 1/3 →市に無利子貸付
その他			【償還】 借受人→市（３年据置を含む 10 年償還、利子３％） 市→県（11 年償還）→国（12 年償還） 【申請】 借受人→市 災害発生の日の属する月の翌月から起算して３ヶ月以内

２　宇土市災害見舞金等支給条例

この条例は、市民が宇土市内において災害を受けたときに、り災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1)　適用災害

火災、風水害、地震、落雷、その他異常な自然現象により生ずる災害をいう。

(2)　受給資格者

ア　災害により死亡した者の遺族
イ　災害により住家が全焼、全壊、半焼、半壊又は流失した建物の居住者
ウ　災害により行方不明になった者で、死亡したと推定できる者の遺族
※ 遺族の順位は、宇土市災害弔慰金の支給に関する条例による。

(3)　支給金額

ア　災害見舞金

建物の全壊、全焼、流失の場合	１世帯につき	10 万円
建物の半壊、半焼	１世帯につき	５万円
住宅の床上浸水	１世帯につき	１万円

イ　災害弔慰金

同一世帯内に死亡者が１名の場合	10 万円
同一世帯内に死亡者が２名以上あった場合	15 万円

(4)　支給の制限

ア　故意に支給の事由を生じさせたときは支給しない。
イ　建築基準法等による不法建築の住家に被害があったときは支給しない。

３　災害救助法等の適用計画

被災者生活再建支援金の支給(被災者生活再建支援法)

(1)　実施主体

熊本県(財源：財団法人都道府県センター管理　１/2 国１/2)

(2)　対象災害

ア　災害救助法が適用された市町村における自然災害
イ　各市町村内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
ウ　県内で 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
カ　ア若しくはイ市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に２世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

(3)　支給額

支給限度額 300 万円

第９節　救出計画

（ 総務部 ）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

第１　実施責任者

１　救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。

２　災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、自主防災組織は救出の後方支援に徹し、又は市長等に協力するものとする。

第２　救出対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

１　災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

(1)　火災の際に火中に取り残されたような場合
(2)　がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
(3)　水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
(4)　土石流により生き埋めになったような場合
(5)　登山者が多数遭難したような場合

２　災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

第３　救出の方法

１　市、消防職員・団員による救出

(1)　市は、消防職員・団員を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
　なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

(2)　救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
　なお、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

(3)　市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

２　自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、宇城広域連合消防本部、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第４　関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関ヘリ、防災消防ヘリ、ドクターヘリ等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。

第５　職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

第６　惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第７　応援の手続き

市長は救出作業をできないとき、又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

１　市長は、応援を受ける必要があると認めたときは、宇城地域振興局長に対し要請を行うものとする。

２　宇城地域振興局において応援を求められたときは、直ちに県本庁（県本部）に通報するとともに、速やかに応援するものとする。

また、宇城地域振興局において応援の実施ができないときは、県本庁（県本部）に応援の要請を行う。

第８　災害救助法に基づく救出

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 10 節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

（ 総務部・市民環境部 ）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡を取り、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

また、毎年度出水期までに、氏名等公表手続きに関する研修を実施し、具体的な訓練機会を確保することで、取扱いに基づく対応の徹底を図るものとする。

第１　実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、市長が警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確認した上で行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

第２　行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、市が行う行方不明者等の捜索に協力する。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

第３　遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき死体取扱いを行う。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、ＤＮＡ型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

第４　遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する各市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第 92 条第１項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

第５　遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能で、かつ被害現場付近に位置する施設（寺院、公共施設等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

第６　遺体の火葬

１　市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

(1)　火葬場の被災状況の把握
(2)　死亡者数の把握
(3)　火葬相談窓口の設置
(4)　遺体安置所の確保
(5)　作業要員の確保
(6)　火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
(7)　棺、遺体保存剤、骨壺の調達
(8)　火葬用燃料の確保

２　県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援する。

第７　災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 11 節　医療救護計画

（ 健康福祉部 ）

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県及び市は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

第１　実施機関

１　災害時における医療救護は、市長が行うものとする。
２　災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事が行うものとする。

第２　救護体制の整備

１　市長は、宇土地区医師会の協力を得て医療救護班を編成しておくものとする。
２　宇土地区医師会は、医師会員による医療救護班を編成しておくものとする。

第３　救護活動

１　市は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。市のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
２　市長は、被災地の状況により宇土市保健センターに救護所を設置する。
　ただし、災害の状況に応じ必要な場合は、災害地に天幕等を張り救護所を設置するものとする。
３　県は、市からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、災害拠点病院、自衛隊熊本病院等に対する医療チーム等の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。

第４　惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第５　災害救助法に基づく医療

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第６　費用の負担

１　医療救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。
２　災害救助法第４条の救助費用は、県が支弁する。

第７　損害補償

市長は、災害対策基本法第 65 条及び第 84 条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また、障がい者になったときは、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 12 節　食料調達・供給計画

（ 総務部・健康福祉部・教育委員会 ）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

第１　実施機関

被災者及び災害応急従事者に対する食料の供給は、市が行うものとする。

市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行う。

第２　食料の調達

１　食料の確保

市は、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、食品製造業者及び小売業者から食料等の確保を行うものとする。

また、必要に応じて、国、県に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

２　米穀の調達・供給

(1)　応急調達

災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は県知事と協議のうえ必要により政府所有米穀を売却するものとされている。

調達に当たっては、市は、県を通じて農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、県及び農林水産省を通じて、米穀販売事業所から調達するものとする。

(2)　県は、米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請し、市に供給する。

第３　備蓄用食料等の調達・供給

市は、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し避難所を開設したときは、被害の状況に応じて、市が備蓄している備蓄用食料等について、被災者に供給するものとする。

第４　備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時の食料等を保管するため、今後も備蓄倉庫及び備蓄品等の整備・管理を行う。

市が管理する備蓄倉庫は以下のとおりである。

No.	備蓄倉庫名称	住所	延べ面積
1	宇土地区備蓄倉庫	浦田町 10 番地	14.4 ㎡
2	境目備蓄倉庫	境目町 499 番地 1	13.28 ㎡
3	防災センター備蓄倉庫	馬之瀬町無番地	14.4 ㎡
4	轟備蓄倉庫	石橋町 10 番地 3	303.6 ㎡
5	住吉中学校備蓄倉庫	笹原町 1700 番地	9.6 ㎡
6	網津防災センター備蓄倉庫	網津町 1991 番地 1	10.7 ㎡
7	網田小学校備蓄倉庫	下網田町 1842 番地	7.2 ㎡
8	宇土市武道館備蓄倉庫	旭町 504 番地	19.5 ㎡
9	花園備蓄倉庫	古保里町 977 番地	9.3 ㎡
10	走潟小学校備蓄倉庫	走潟町 743 番地	11.18 ㎡
11	緑川備蓄倉庫	野鶴町 294-1	11.18 ㎡
12	網田コミュニティセンター備蓄倉庫	下網田町 1819	9.24 ㎡

第５　炊き出しの実施及び食料の配分

１　炊き出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、婦人会、自治会、ボランティア、民間事業者等と連携して炊き出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

２　食料の配分

被災された市民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　各避難所における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
(2)　住民への事前周知等による公平な配分

３　炊き出しの拠点

宇土市学校給食センターを炊き出し拠点とする。

第６　災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 13 節　給水計画

（ 総務部・健康福祉部・建設部・教育委員会 ）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

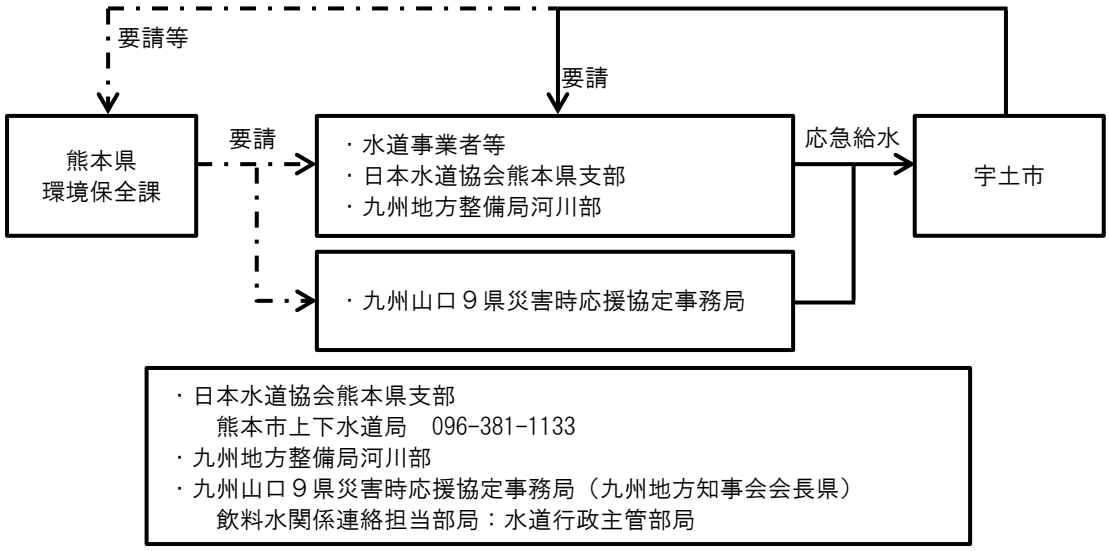
第１　実施体制

１　市は、被災者等への飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

２　県は、市から、災害により飲料水の供給実施が市において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者等、関係団体等に応援を要請し、飲料水等の緊急確保を図る。



第２　給水方法

１　水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。

この場合の給水量は１人１日当たり最小３リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

２　浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、第１部 共通編 第２章 防災組織計画 第４節『自衛隊災害派遣要請計画』により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認の上給水を行うものとする。

３　運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うものとする。

第３　給水に関する広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次被害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページや様々な広報手段による適時、的確な情報提供を行うものとする。

第４　飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する防災井戸等の体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

なお、市が設置し、管理する防災井戸は、次のとおりである。

No.	防災井戸設置場所	住所	設置年度
1	網津防災センター	網津町 1991 番地 1	令和 3 年度
2	花園小学校グラウンド	古保里町 695	令和 4 年度
3	ecowin　宇土アリーナ駐車場	旭町 504	令和 4 年度
4	走潟小学校駐車場	走潟町 743	令和 5 年度
5	宇土市役所駐車場	浦田町 51	令和 5 年度
6	緑川小学校	野鶴町 246	令和 6 年度

第５　復旧支援要請

市は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第６　備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時の飲料水等を保管するため、今後も備蓄倉庫及び備蓄品等の整備・管理を行う。

第７　災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 14 節　生活必需品供給計画

（ 総務部・健康福祉部 ）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とする。

第１　実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、市が実施するものとする。

市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

第２　生活必需品の需要把握

１　供給対象者

災害救助法の適用を受け、生活必需品の供給が必要と認められた場合、生活必需品の供給を実施する。供給対象者は次のとおりとする。

(1)　住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者

(2)　その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

２　把握方法

生活必需品の必要数の把握については、災害対策本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者のほか、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

第３　生活必需物資の種類

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

種類	供給品目
寝具	就寝に必要な最小限の毛布、布団類
外衣	普通着、作業着、婦人服、子供服、雨ガッパ等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、卓上コンロ、バケツ類
食器	茶碗、皿、はし、スプーン等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用プロパンガス等
その他	ビニールシート、土のう袋

第４　供給活動

１　物資の配分計画

次の要領で救援物資の配分計画を立て、これにより迅速な被災地への輸送及び供給を行う。

(1)　被災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、救援物資の配分計画表を作成する。
(2)　配分は、被災者の被害の程度に応じて、公正に行うものとする。
(3)　救助物資の受領、調達、配給については、その都度物品受払い簿に記録して、常に明確にしておくものとする。

２　物資の供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災組織、自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

第５　救援物資集積拠点の設置

市で購入した調達物資及び県内外からの救援物資を受入れ仕分けし、配送手配する救援物資集積拠点を、市の管理する施設のうち適当なものの中に臨時に開設する。

被害の規模、場所、状況によっては、別途、適当な施設を利用するものとする。

また、宇土市災害ボランティアセンターではボランティアの活動を図るとともに、現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者にも行き渡るように配慮する。

１　救援物資集積拠点の設置

本部長は、災害の規模、状況によりあらかじめ配備しておいた防災倉庫及び備蓄倉庫のうちから、救援物資集積拠点の決定を行う。

また、管理・運営については別に定めるものとする。

２　救援物資集積拠点の開設・管理・運営

災害規模によっては、市外からの救援物資の供給が考えられ、救援物資集積拠点に集められることとなる。救援物資集積拠点の開設、物資の仕分け、積み下ろし、積込み作業等について次のように行うものとする。

(1)　救援物資集積拠点の開設・管理・運営

救援物資集積拠点の開設・管理・運営は、健康福祉対策部が派遣する職員（うち１人を責任者とする）が担当する。

(2)　救援物資集積拠点の開設

本部長が救援物資集積拠点を決定した後、責任者である職員は救援物資集積拠点を速やかに開設し、救援物資集積拠点の管理・運営責任者の所在を明らかにする。

なお、救援物資集積拠点開設以降は、事務所に要員を常時配置し、管理・運営に必要な用品（物品受払い簿、事務用品等）を準備しておく。

(3)　管理・運営の手順（めやすとして示す）

ア　物資の荷下ろし、搬入を行う。
イ　搬入物資の仕分けを行う。
ウ　搬入物資の分類数量を把握する。
エ　搬出物資の搬出、積込みを行う。
オ　搬出物資の分類数量を把握する。

第６　生活必需品の円滑な提供

市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ、的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷暖房器具、冬季には暖房器具や、燃料等の提供など被災地の実情や環境を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担となることや、不足している物資を確認したうえで送るなど被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努めるものとする。

第７　災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 15 節　救援物資要請・受入・配分計画

（ 総務部・企画財政部 ）

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、救援物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制を確保し、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

第１　不足物資の把握

市は、現場調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本市のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

第２　物資の要請

１　市は、県を通じて不足物資の応援要請を行うとともに、市ホームページやフェイスブック、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、広報を行うこととする。
２　市は、被災地において必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは、被災自治体の負担になることや、不足している物資を確認した上で送るなど、被災地支援に関する正しい知識や、支援物資の提供ルールなどの普及に努めるものとする。

第３　受入供給体制

１　市は、地域防災計画に定める避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受入れ、輸送が行える場所を救援物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。
２　市は、救援物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該救援物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

第４　救援物資等の取り扱い

１　救援物資の取扱い

災害のため個人又は会社、団体等から送付された救援物資は、市においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義援物資金受付整理簿（様式は次ページのとおりとする。）に整備し、被災者に配分するものとする。

２　義援金の取扱い

災害のため個人又は会社、団体等から宇土市及びり災者に対する義援金は、財政課においてこれを受領し、市歳入歳出外現金として、これを厳重に保管するものとする。

配分方法については、義援金配分委員会（委員長を副市長とし、関係部課長をもって構成する。）においてこれを決定し配分するものとする。

義援物資（金）受付整備簿

熊本県宇土市【No._____】

通し番号	受付年月日	義援物資内容及び数量（義援金額）	発送者 住所及び氏名	宛先	受取人 課名及び氏名	備考

第 16 節　住宅応急対策計画

（ 建設部 ）

災害のため住家が滅失等したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、り災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第７節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

第１　実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市が行うものとする。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第２　応急仮設住宅の建設（予定）場所の選定

市は、応急仮設住宅の建設（予定）場所について、県と協議を行い選定するものとする。

第３　応急仮設住宅の供与

１　建設型応急住宅

(1)　建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施する。

また、市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地として計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておく。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行う。

さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行う。

(2)　建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設も含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力する。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮する。

２　賃貸型応急住宅

市及び県は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

第４　住宅の応急修理

市が行う住宅の応急修理は、建設事業者団体等の協力を得て実施するものとする。

発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続き等を定めるものとする。

第５　公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

第６　災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第17節　交通規制計画

（ 総務部・建設部 ）

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合又は橋梁等の交通施設に災害が発生した場合、交通の混乱を防止し緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

第１　実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち応急措置の万全を期するものとする。

区分		範囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 宇土市長 西日本高速道路(株)	(1)　道路の破損、決壊その他の理由により道路が危険であると認められる場合 (2)　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	(1)　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2)　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3)　道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

第２　交通規制の措置

１　措置要領

(1)　道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2)　警察

ア　災害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施する。

イ　災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施する。

ウ　必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請する。

エ　宇城警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期する。

オ　交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置するものとし、また、設置不可能な場合又は設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮する。

カ　緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施する。

２　交通規制の実施

(1)　危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

ア　道路標識を設ける位置

①　通行止め 歩行者、車輌等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

②　通行制限 通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

③　迂回路 迂回路のある交差点の手前の左側の路端

イ　道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射措置を施すものとする。

ウ　道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に定めるところによる。

(2)　異常気象時における道路通行規制要領

ア　国土交通大臣が直接管理する国道

異常気象時における一般国道の道路通行規制要領

①　目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認めた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

②　異常気象時通行規制区間の指定

九州地方整備局長は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区域外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。）から異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定し、道路局長の承認を受ける。

③　道路通行規制基準の作成

(ｱ)　九州地方整備局長は、関係警視庁及び県警察本部長並びに県道路担当部局の意見を聞いて規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受ける。

(ｲ)　道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。）を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定める。

(ｳ)　道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車輌通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）及び通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とする。

④　道路通行規制の実施及び解除

(ｱ)　道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長（開発建設部長を含む。以下同じ。）が行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

(ｲ)　道路通行規制の実施は、通行止めにあっては、道路標識をもって、通行注意にあっては標識をもって表示することにより行い、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示する。

(ｳ)　道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

⑤　報告等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方整備局長に報告するとともに、県道路担当部局長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく道路局長に報告する。

⑥　規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行い、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、④及び⑤に準拠する。

イ　熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

異常気象等における道路通行規制要領

①　目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

②　異常気象時通行規制区間の指定

(ｱ)　知事は、一般国道（指定区間を除く）及び県道のうち、道路及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の災害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ）を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれが著し

い箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定する。

(ｲ)　前項の規定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聴く。

③　道路通行規制の基準等及び種類

(ｱ)　道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、風速等をいう。以下同じ。）により別表３に定める基準による。

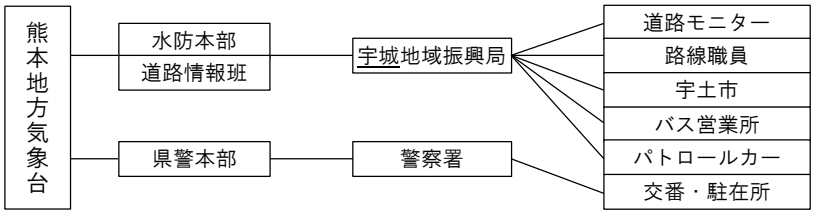
(ｲ)　道路通行規制は通行止め及び通行注意（異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）の２種類とする。

④　情報の周知

異常気象時における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対しての周知については、次により行う。

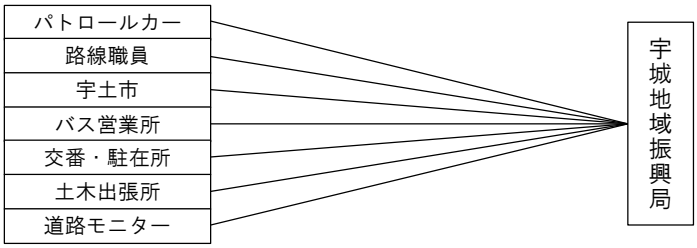
(ｱ)　異常気象情報の伝達

大雨・暴風等の異常発生のおそれがある場合の情報の伝達は、次のとおりとする。



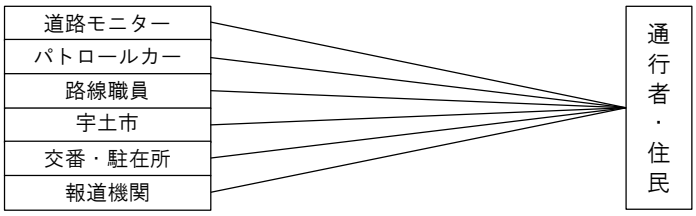
(ｲ)　情報の収集

異常気象により道路の破損、決壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



(ｳ)　通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき、及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



⑤　道路通行規制の実施

(ｱ)　地域振興局土木部長（以下「部長」という。）は気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めたときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行う。

(ｲ)　道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項（昭和43.11.29）」による道路標識及び別表１に定める標識等をもって表示することにより行う。

(ｳ)　部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておく。

ａ　市街地又は集落の出口及び主要道路の分岐点で、かつ自動車のＵターンのできる広場のある位置

ｂ　山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置

ｃ　その他部長が特に必要と認める位置

(ｴ)　部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。（解除の場合も同様とする。）

(ｵ)　部長は、道路情報版を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議する。

⑥　道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、速やかに行う。

⑦　報告等

(ｱ)　部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告する。

(ｲ)　本庁土木部長は、前期(ｱ)の報告を受けたときは、国道については国土交通省に報告する。

(ｳ)　前期(ｱ)及び(ｲ)の報告、④の(ｲ)の情報の収集については、別表２に定めるところによる。

別表２

道　路　情　報　録　取　簿

振興局	路線名	場所			交通止概要	交通止期間	摘要
		郡市	町村	大字			

⑧　規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行い、この場合の通行規制の実施及び解除については、④、⑤及び⑥に準拠する。

ウ　宇土市長が管理する市道

異常気象等における道路通行規制要領

①　目的

この要領は、大雨、暴風雨、地震等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

②　道路通行規制の種類

道路通行規制は、通行止め及び通行注意（異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）の２種類とするものとする。

③　情報の周知

異常気象時における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対しての周知については、次により行うものとする。

(ｱ)　異常気象情報の伝達

異常気象情報の伝達については、気象予報警報の伝達系統を準用する。

(ｲ)　情報の収集

異常気象により道路の破損、決壊その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、行政区長及び消防団員並びに関係機関からの連絡又は職員の市内巡回等により行う。

(ｳ)　市民等に対する周知

市民には宇土市同報系防災行政無線を通じて周知を図るほか、行政区長及び消防団員を通じ、又は広報車による巡回等により行う。

④　道路通行規制の実施

(ｱ)　市長は道路の通行が危険であると認められる場合又は危険な状態になると認められる場合は、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。

(ｲ)　道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項（昭和43.11.29）」による道路標識等をもって表示し、必要があればロープ等を張る等して適切な措置をとるようにする。

(ｳ)　市長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。また、関係する行政区長及び消防団員に通知するものとする。

⑤　道路通行規制の解除

(ｱ)　道路通行規制の解除は、市長が通行の安全を確認した上で道路標識の取替等をして、速やかに行うものとする。

(ｲ)　市長は、道路通行規制を解除したときは、宇城警察署長に通知しなければならない。また、関係する行政区長及び消防団に通知することとし、市民に対しては同報系防災行政無線により広報を行うものとする。

第３　相互の連絡・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

１　被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
２　緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

第４　災害対策基本法第 76 条第２項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第 76 条第１項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限し、緊急交通路の確保にあたるものとされているが、同法第 76 条の３の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりである。

１　緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図る。

２　運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。

３　放置車両等の撤去

警察官は、２の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

４　自衛官による撤去

自衛隊法第 83 条の２に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため２及び３の措置命令をとる。

５　消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため２及び３の措置命令及び措置をとるものとする。

６　自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、４及び５の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を書面により宇城警察署長に通知するものとする。

第５　災害時における車両の移動等

１　道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

２　道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者等がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

国土交通大臣は、道路管理者である県、市及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

第 18 節　緊急通行車両確認計画

（ 総務部・企画財政部 ）

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、県、市及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第１　緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	○　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○　交通規制に必要な人員、物資 ○　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○　政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 ○　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 （応急対策活動期）	○　上記第一段階の継続 ○　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 （復旧活動期）	○　上記第二段階の継続 ○　災害復旧に必要な人員及び物資 ○　生活必需品

第２　緊急通行車輌の確認

市長は、公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会に申し出て、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受けるものとする。

１　申請手続き（申請窓口）

市は、緊急通行車両確認申請書を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

県知事	県知事公室危機管理防災局防災推進課
公安委員会	(1)　県警察本部　交通部交通規制課 (2)　各警察署　　交通課

２　緊急通行車両の証明書及び標章の交付

市が緊急通行車両として使用する車両については、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。

通行標章は、車両の助手席側のウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。
証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

３　緊急通行車両の事前届出

市は、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、事前に公安委員会に対し、市保有車両等で「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両について、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、届け出済証の交付を受けるものとする。

第３　輸送手段の確保

１　市保有車両

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、災害対策本部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。

２　調達要請

災害対策本部は、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。

陸路輸送	①　（公社）熊本県トラック協会への要請 ②　（一社）宇土市建設業協会への要請 ③　その他の機関への要請
海路輸送	①　海上保安庁熊本海上保安部 巡視船艇による緊急海上輸送を必要とする場合、熊本海上保安部に要請を行う。 ②　その他の民間海運機関
鉄道輸送	①　九州旅客鉄道株式会社熊本支社等 道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、あるいは遠隔地において物資を調達した場合等、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、九州旅客鉄道株式会社熊本支社に協力を要請する。
航空輸送	①　航空自衛隊築城基地等 災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合又は緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県知事に対し、自衛隊の航空機、ヘリコプターによる輸送について出動を要請する。

３　配　車

(1)　集結場所

輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。

(2)　輸送計画

輸送計画は災害対策本部長の指示により個別の輸送ルートに従って災害対策本部が作成する。

第４　輸送路線の確保

１　緊急輸送道路の確保

建設対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。

(1)　本部長の指示に基づき、（一社）宇土市建設業協会の協力を得て、市指定の路線から確保する。
(2)　市指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。
(3)　被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報、警察への交通規制の要請及び通報を行い、その路線を確保する。

２　緊急輸送道路啓開作業

建設対策部は次の作業を行う。

(1)　緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。
(2)　被害の状況により次の措置をとる。

○　交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。
○　運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
○　放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
○　緊急通行路の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(3)　緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに災害対策本部長にその旨を報告する。

第 19 節　応急公用負担と労働力の確保

（ 総務部 ）

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第１　従事命令等

人的公用負担は、法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。

本項では、市長が本来有する職権及び県知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

１　従事命令等の種類

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

(1)　市長が行使する従事命令（法第 65 条）

市長は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第 2 項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第 3 項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第 73 条）

(2)　県知事が行使する命令（法第 71 条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

市長は県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

ア　従事命令

以下の者（災害救助法施行令第 4 条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

①　医師、歯科医師又は薬剤師　②　保健師、助産師又は看護師
③　土木技術者又は建築技術者　④　大工、左官又はとび職
⑤　土木業者又は建築業者及びこれらの従業者　⑥　地方鉄道業者及びその従業者
⑦　軌道経営者及び従業者　⑧　自動車運送業者及びその従業者
⑨　船舶運送業者及びその従業者　⑩　港湾運送業者及びその従業者

イ　協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

ウ　管理

以下の施設（災害救助法施行令第 6 条に規定）を管理し、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

①　病院、診療所　②　助産所　③　旅館　④　飲食店

(3)　警察官が行使する命令(警察官職務執行法第 4 条関係)

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

(4)　消防吏員又は消防団員が行使する命令（消防法第 29 条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分又はその使用を制限することができる。

２　公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、本人又はその遺族若しくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。

また、県知事の従事命令（市長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。

なお、この場合、市長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担す

第２　物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

１　種類

法第 64 条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

(1)　土地、建物その他の工作物の一時使用
(2)　土石、竹木その他の物件の使用及び収用

２　実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

(1)　市長（法第 64 条第 1 項）
(2)　市長の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第 153 条第 1 項）

(3)　(1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（法第 64 条第 7 項）

(4)　(1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（法第 64 条第 8 項）

３　実施手続き（災害対策基本法施行令第 24 条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、以下の事項を通知しなければならず、占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎又は支所、警察署若しくは熊本海上保安部に掲示しなければならない。

当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項

４　実施上の注意事項

(1)　市長に代わり職権を行使した警察官、海上保安官及び自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（法第 64 条第 7 項及び第 8 項）

(2)　土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用若しくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（法第 82 条）

第３　労務者の確保

災害応急対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県宇城地域振興局長に日雇求職者の斡旋を要請する。

１　要請の方法

市長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

２　要請内容

１の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

(1)　求人者名(宇土市長又は宇土市災害対策本部長)
(2)　職種別の所要労務者数
(3)　作業場所及び作業内容
(4)　労働条件
(5)　宿泊施設の状況
(6)　その他必要な事項

第 20 節　保健衛生計画

（ 市民環境部・健康福祉部）

被災地、特に避難所等においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」により行うものとする。

第１　防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

１　実施責任

(1)　市長は、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

２　防疫組織及び実施方法等

市長及び県知事は、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

(1)　防疫の実施組織等

ア　防疫班の編成

市は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行うため保健衛生班を編成する。保健衛生班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

県知事は、市の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣する。

イ　防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくものとする。

(2)　実施方法等

ア　消毒

市長は、県知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並び結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ　ねずみ族・昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第２項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ　生活用水の使用制限等

県知事は、感染症法第 31 条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずる。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、市長は生活用水の供給を実施するものとする。

エ　臨時の予防接種

県知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第６条により臨時に予防接種を行い、又は市長に行うよう指示する。

(3) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第２　健康管理

１　健康管理活動の支援体制

県は、災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村職員を対象とした研修等を行い、その体制整備に努める。

２　保健及び栄養指導

(1)　県は、市から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(2)　県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

(3)　県は、市から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4)　県は、市から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

３　エコノミークラス症候群の予防活動

(1)　市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。

(2)　市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

４　誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

(1)　市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行うものとする。

(2)　市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

５　精神保健相談等（被災者のこころのケア）

市は、県が災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じて実施する次の措置に協力するものとする。

(1)　初期

ア　精神科救護所の設置
イ　精神保健巡回診療及び相談の実施
ウ　精神保健医療情報の提供
エ　夜間相談窓口の設置
オ　避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

(2)　安定期

ア　仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談
イ　被災地でのこころのケアに携わる人材の育成
ウ　被災者の支援者（市職員等）への支援
エ　被災者等のこころの健康に関する普及啓発
オ　被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

第３　生活衛生の確保

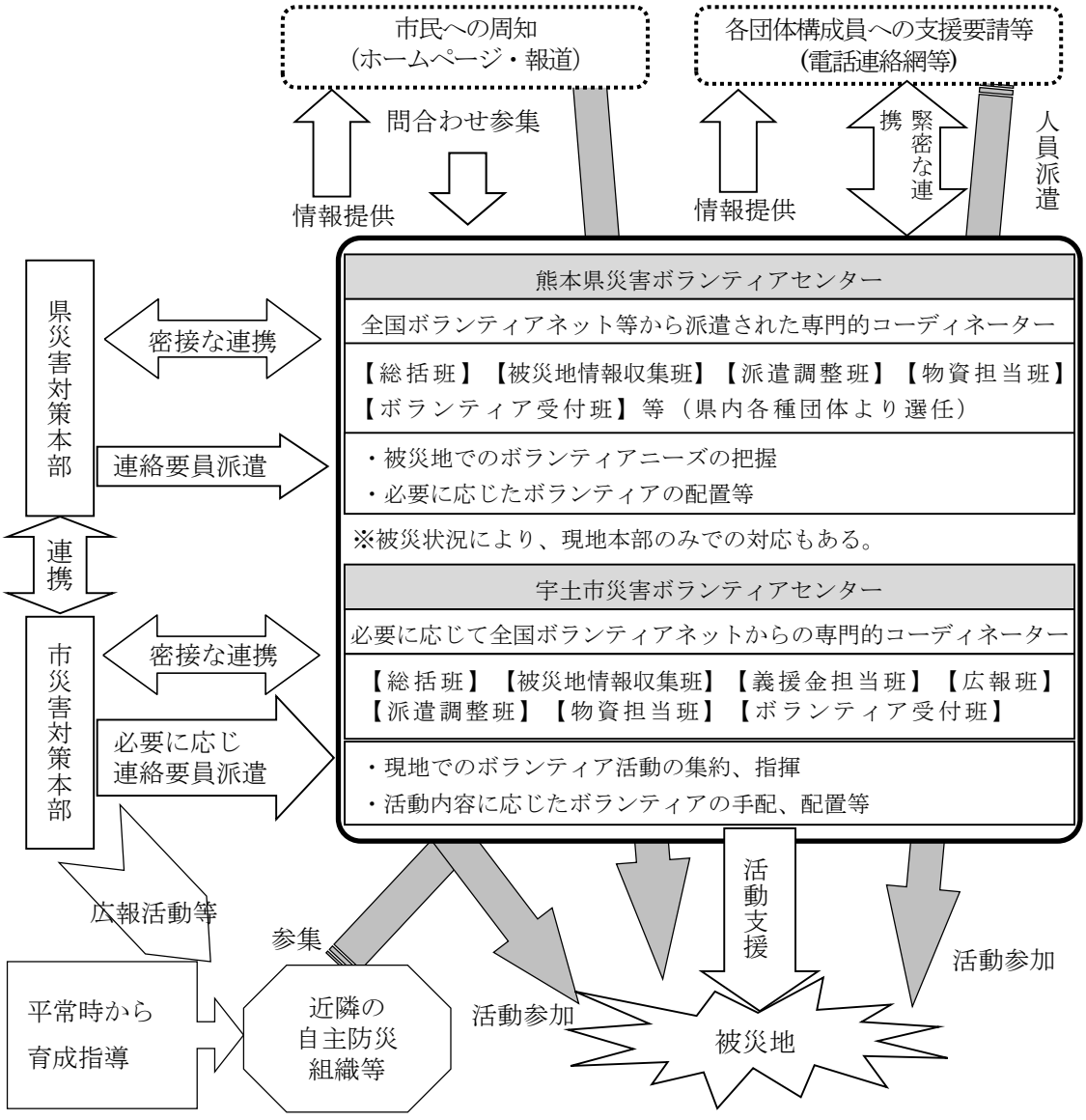
市及び県は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、災害による被災者のための入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めるものとする。

第 21 節　災害ボランティア連携計画

（ 健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

また、市は、宇土市災害ボランティアセンター及び熊本県災害ボランティアセンターと連携を図りつつ対応に努める。



第１　実施体制の確立

１　宇土市災害ボランティアセンターの設置

市及び社会福祉協議会は、大規模災害発生後、直ちに社会福祉協議会等に、宇土市災害ボランティアセンターを設置する。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

なお、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1)　宇土市災害ボランティアセンター

ア　宇土市災害ボランティアセンターの役割と機能

①　市や県ボランティアセンター、ＮＰＯ等のボランティア団体との連絡調整
②　地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
③　活動用資材や機材の調達（市、県センターとの連携）
④　ボランティアニーズ及び被害状況の把握
⑤　ボランティアの受入れ
⑥　ボランティアの移動手段の確保
⑦　ボランティア希望者の配置等
⑧　救援物資の仕分け、配布
⑨　現地での支援活動
⑩　ボランティアの健康管理
⑪　その他

イ　市の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
宇土市災害ボランティアセンター	宇土市浦田町４４番地

(2)　熊本県災害ボランティアセンターとの連携

ア　熊本県災害ボランティアセンターの役割と機能

①　関係機関、団体との連絡調整
　(ｱ)　県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、支援活動の情報交換等）
　(ｲ)　ＮＰＯ等の災害ボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
　(ｳ)　全国社会福祉協議会や市社会福祉協議会職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

②　宇土市災害ボランティアセンター設置までのボランティア活動参加申出者への対応
③　宇土市災害ボランティアセンターの設置支援

④　各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行わるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に情報発信する。

(ｱ)　被災地の災害ボランティアセンターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）

(ｲ)　マスコミや県民等の問合せ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県ボランティアセンターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤　被災地以外からのボランティアの受付と宇土市災害ボランティアセンターへの仲介

⑥　資材や機材の仲介

⑦　ボランティア活動保険のとりまとめ

⑧　熊本県災害ボランティアセンター運営及びボランティア活動等に係る資金調達等

イ　熊本県の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
熊本県災害ボランティアセンター	中央区南千反畑町３番７号 （熊本県総合福祉センター2 階）

２　市の対応

健康福祉対策部は、宇土市災害ボランティアセンターの設置・運営について、災害状況に応じて次の対応を行う。

ア　連絡調整窓口の設置

宇土市災害ボランティアセンターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。

また、宇土市災害ボランティアセンターの円滑な運営のため、職員を宇土市災害ボランティアセンターに常駐させる。

イ　活動場所の提供

宇土市災害ボランティアセンターの円滑な運営のため、活動場所の提供を行う。

ウ　行政情報の適切な提供

被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に宇土市災害ボランティアセンターに提供する。

３　日本赤十字社熊本県支部の対応

日本赤十字社熊本県支部は、熊本県災害ボランティアセンターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

４　熊本県共同募金会の対応

熊本県共同募金会は、被災者への支援・救援活動を行うＮＰＯ、ボランティアグループ及び民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

第２　災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	○　被災者家屋等の清掃活動 ○　現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○　避難所運営の補助 ○　炊き出し、食料等の配布 ○　救援物資等の仕分け、輸送 ○　高齢者、障がい者等の介護補助 ○　被災者の話し相手・励まし ○　その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	○　救護所等での医療、看護 ○　被災宅地の応急危険度判定 ○　外国人のための通訳 ○　被災者へのメンタルヘルスケア ○　高齢者、障がい者等への介護・支援 ○　アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○　公共土木施設の調査等 ○　その他専門的な技術・知識が必要な業務

第 22 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

（ 市民環境部 ）

第１　計画の方針

災害で発生するごみ、し尿は、環境衛生上、正確な情報に基づいた緊急かつ適切な処理が求められる。また、市は災害で発生する災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、被災状況を想定した災害廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

県及び市は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第２　災害ごみの処理

１　処理方針

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「災害ごみ」という。）について、分別等を行った上で再資源化や埋立処理を行うなど適正に処理する。

２　実施方法

環境衛生対策部は、次の点に注意し、ごみ収集車・ダンプ・トラック等で災害ごみを搬送し、処理する。

(1)　災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を広域連合と情報を共有し、関係機関と協力して処理施設等の応急復旧を図る。
(2)　ごみの収集、運搬、処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
(3)　収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立て処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。
(4)　市で対応できない場合は、状況に応じて広域処理を行う。
(5)　市は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用も視野に入れて適切な処理を図る。
(6)　短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、衛生上十分配慮して仮置場を開設する。
(7)　住民等への広報
住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
ア　ごみの収集処理方針
イ　ごみ量の削減への協力（できるだけごみを出さない等）
ウ　ごみの分別への協力

■市の処理施設

名称	所在地
宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾１７７５－３

第３　災害し尿の処理

１　処理方針

災害時に発生するし尿は、正確な情報収集に努め、年度委託契約している許可業者により、迅速なし尿収集を行い、適正に処理するものとする。

２　実施方法

環境衛生対策部は、次の実施方法により処理するものとする。

(1)　災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を広域連合と情報を共有し、関係機関と協力して処理施設等の応急復旧を図る。
(2)　し尿の収集、運搬、処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
(3)　収集したし尿は原則としてし尿処理施設により処理する。
(4)　市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
(5)　仮設トイレの選定にあっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。
(6)　浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
(7)　被害が激甚なためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等を呼びかける。

■市の処理施設

し尿処理施設	宇城広域連合環境再生センターKIREKA

第４　仮設トイレの設置

災害時には、多くの住民が避難所に避難し、生活の場を失った被災者は長期的な避難生活者となることが考えられる。

環境衛生対策部は、被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは、他市町村、県に要請する。

第５　災害廃棄物の処理

１　処理の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市は市内における被災状況を想定した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

２　被災状況調査、把握体制

(1)　市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。

(2)　市は、廃棄物処理施設等の被害状況について広域連合と情報を共有し、関係機関に報告する体制を整備する。

３　災害廃棄物の仮置場用地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

４　災害廃棄物処理の広域応援体制

(1)　市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2)　市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

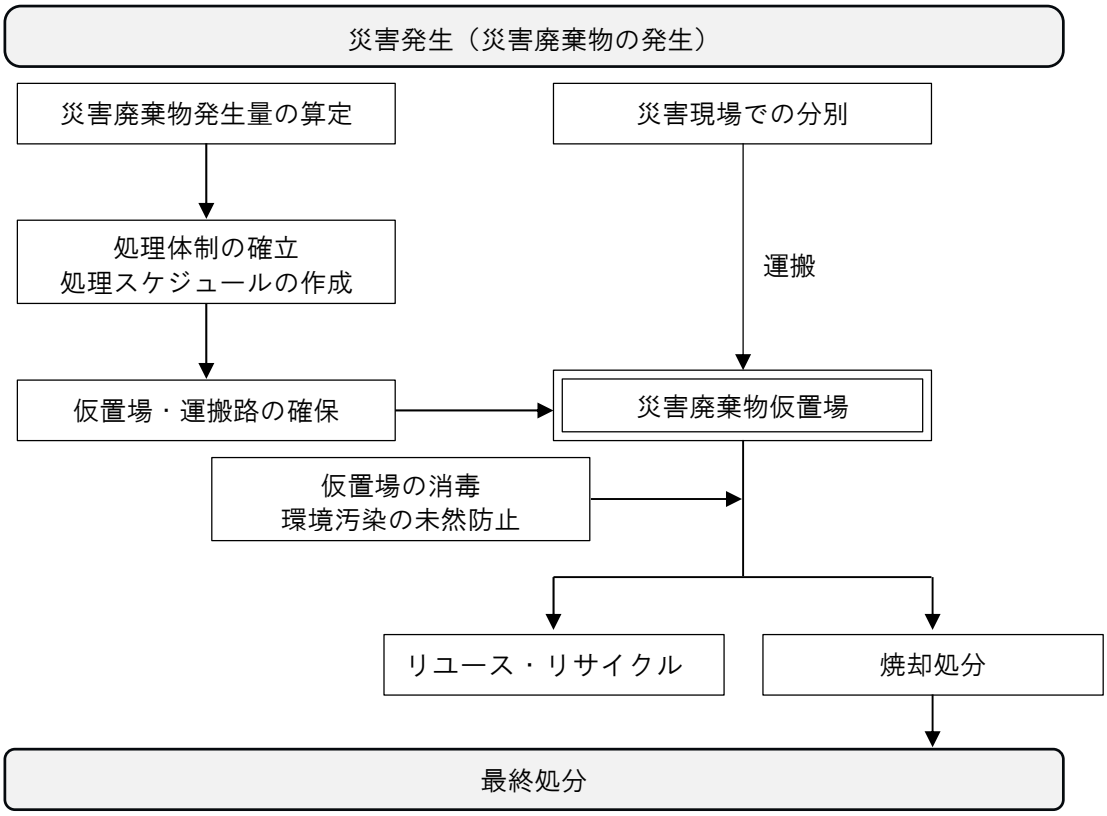
(3)　市及び県は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

５　災害廃棄物の処理

(1)　処理方針

○　災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。
○　災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。
　この場合、緊急輸送路については、優先的に実施する。
○　災害廃棄物の分別については、発生現場での分別を原則とする。
○　応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。
　いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
○　周辺環境や住民・作業員の健康に留意し、作業にあたって適切な措置等を講ずる。
○　災害廃棄物処理のための重機・要員等は、災害協定等に従い、関係機関・団体の協力を得て確保する。
○　アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 47 年法律第 137 号）等の規定に従い適正に処理する。

(2)　処理方法



○　計画的に処理を進めるため、災害廃棄物の全体発生量と処理量の把握に努める。
○　短期間での災害廃棄物の処分が困難なときは、あらかじめ選定していた候補地に仮置場を開設する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
○　原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。
○　木屑は可能な限りリサイクルに努める。
○　コンクリート等は破砕･選別して、可能な限りリサイクルに努める。
○　適正な分別により可能な限りリサイクルに努める。
○　災害廃棄物の処理は周辺環境に配慮し、関係者に処理処分基準の遵守を指導する。
○　必要に応じて仮置場の消毒を行う。
○　住民等に対し次の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
　・災害廃棄物の収集処理方針
　・災害廃棄物の分別への協力

第６　廃棄物処理施設の応急復旧

１　市は、広域連合と協力し、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常に備え、予備資材の確保に努めるものとする。

２　市は、災害時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、広域連合と情報を共有して、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。

　また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。

３　市は、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行うものとする。

第 23 節　文教対策計画

（ 教育委員会 ）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第１　学校の災害直後の措置

１　学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、次の措置を行う。
教育委員会は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況を把握する。

(1)　勤務時間内

学校長	○　災害状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○　児童・生徒・教職員の安否をまとめ、教育委員会に報告する。 ○　災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ○　児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡すか、又は教職員の引率で集団下校させる。 なお、集団下校に当たっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておくものとする。
教職員	○　児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ○　応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2)　勤務時間外

学校長	○　参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○　所属の学校に参集する。

２　市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

教育委員会は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	○　災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○　ラジオ・テレビ等で被災状況等の災害情報を収集する。 ○　児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○　状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。
教職員	○　所属の学校に参集する。

第２　避難所開設への支援

学校長は、災害対策本部より避難所開設の指示があったとき、教職員に指示して体育館等を開放し、避難所の開設に努める。
また、施設の利用等について、避難所担当職員と協議し、運営に積極的に協力する。

第３　教材、学用品等の調達及び支給

１　学校長は、災害発生後速やかに教材・学用品等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

２　教育委員会は、教材・学用品等に被害があった場合、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法が適用された場合は、教育委員会が市長を経由して報告）

３　教育委員会は、応急教育実施上必要な教材・学用品等の確保に努め、応急教育実施場所ごとに児童・生徒を把握し配布する。

災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	○　災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は毀損（きそん）し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実状に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○　支給期間は、災害発生の日から教科書は１ヶ月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内である。
調達の方法	○　教育委員会は、本部長の指示により指定業者から調達する。
費用の限度	○　被害の実状に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

第４　学校給食等の措置

市給食センター及びその設備、物資等に被害を生じた場合は、市長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

市は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会はこの報告に基づき、市及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示する。

第５　文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を災害対策本部に通報する。

所有者又は管理者が市のときは、教育委員会がその被災状況を調査し、市内の被害状況をまとめて災害対策本部に報告する。

第 24 節　障害物除去計画

（ 建設部 ）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

第１　実施責任

１　応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市長が行うものとする。
２　水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市、又は消防団が行うものとする。
３　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
４　山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は市長が行うものとし、市のみで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行う。
５　その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

第２　障害物の除去対象及び除去の方法

１　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

(1)　住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
(2)　河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
(3)　緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
(4)　その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

２　障害物除去の方法

(1)　実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
(2)　前記(1)により実施困難な場合は、第１部 共通編 第２章 防災組織計画 第４節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
(3)　除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第３　災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第４　除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

１　保管の場合

除去した工作物等の保管は、市において、次のような場所に保管する。
なお、市は、その旨、保管を始めた日から 14 日間公示する。

(1)　再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
(2)　道路交通の障害とならない場所
(3)　盗難等の危険のない場所
(4)　その他、その工作物等に対応する適当な場所

２　廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

第５　障害物の処分方法

市長が保管する工作物の処分方法については、次により行うものとする。

1　保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
2　当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると市長が認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
3　売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
4　その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第 25 節　公共施設応急工事計画

（ 市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急・復旧を図るための対策を確立する必要がある。

このため、必要に応じ、法令及び各種措置の運用の見直し、制度の創設について検討する。

また、国、他都道府県、市及び関係団体と協力・連携した調査・設計及び工事等の実施体制の構築、人員や事業予算の確保、必要な措置を講じるものとする。

第１　公共土木施設

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

１　実施機関

種別	実施機関
河川	○　一級河川の直轄管理区間は国土交通省 ○　一級河川のうち指定区間及び二級河川は県 ○　準用河川及び普通河川並びに権限の委譲を受けた一・二級河川は市
海岸	○　海岸保全区域の県管理区域は県 ○　市管理区域は市
道路	○　一般国道の指定区間は国土交通省 ○　その他の一般国道及び県道については県 ○　市道は市 ○　高速道路等については西日本高速道路（株）
砂防	○　県（川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省）
地すべり・急傾斜	○　県
下水道	○　公共下水道は市
水道	○　市（水道事業者及び水道用水供給事業者）

２　人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、第 19 節「応急公用負担と労働力の確保」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

３　応急工事の実施

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

(1)　緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(2)　その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

(3)　仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、又はこれらの効用を兼ねる道路が被災して、通常の状態における流水、又は海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

(4)　下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

第２　農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

１　実施機関

(1)　農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、市長が行うものとする。

(2)　前記(1)において実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて実施するものとする。

２　人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記第１の３により確保するものとする。

３　応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

第３　学校施設

１　小中学校における対策

市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討しておくものとする。

(1)　被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

(2)　小中学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた小中学校施設を相互に利用するものとする。

(3)　仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

(4)　公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

(5)　学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

第４　その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第 26 節　建築物・宅地等応急対策計画

（ 市民環境部・建設部 ）

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

第１　被災建築物への対応

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第２　被災宅地への対応

１　市及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。

２　特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国・県及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。

３　市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第２章　災害復旧・復興計画

項目	関連部署	ページ
第１節　災害復旧・復興の基本方針	全部	307
第２節　公共土木施設災害復旧計画	経済部、建設部	308
第３節　農林水産施設災害復旧計画	経済部	310
第４節　その他の災害復旧計画	建設部、教育委員会	312
第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	314
第６節　復興計画	全部	328

第１節　災害復旧・復興の基本方針

（ 全部 ）

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的な解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、市及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第２節　公共土木施設災害復旧計画

（ 経済部・建設部 ）

国土交通省、農林水産省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施するものとする。

第１　実施機関

災害復旧の実施責任者は、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

第２　復旧方針

公共土木施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

第３　対策事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
砂防施設	砂防法第１条に規定する砂防設備、又は同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の海岸
林地荒廃防止施設	山地砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する施設
道路	道路法第２条第１項に規定する道路
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第３条の２の規定によって同法第５５条の３の２第１項に規定する港湾広域防災施設
漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する基本施設又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設

水道	市又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第３条第８項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が 50 人以上 100 人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、もしくは排水施設
下水道	下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５項に規定する都市下水路
公園	都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急処置法第２条第１項第３号に規定する施設

第４　財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助として、次により措置されるものである。

１　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

２　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

３　地方債の元利償還金の地方交付税算入

４　地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債の充当

第３節　農林水産施設災害復旧計画

（ 経済部 ）

農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施するものとする。

第１　実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業（県営農地等災害復旧事業等）の実施や団体営農地等災害復旧事業の支援等を行うものとする。

第２　復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第２節「公共土木施設災害復旧計画」の第２「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

１　同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行するものとする。

２　前記１の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、事業主体（市）が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行うなど、早期復旧を図るものとする。

３　農地等の復旧事業は３箇年を原則とし、初年度が 30%、２年度 50%、３年度 20%の進度で完了することとされている。

４　その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

第３　対策事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条に規定する農地及び農林水産施設とは、次のような施設である。

１　農地　耕作の目的に供される土地

２　農業用施設　農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

(1)　用排水路、ため池、頭首工、揚水機

(2)　農業用道路、橋梁

(3)　農地保全施設、堤防（海岸を含む。）

３　林業用施設　林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

(1)　林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）

(2)　林道

4　漁業用施設　漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

(1)　沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの）

(2)　漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）

5　共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

(1)　倉庫

(2)　加工施設

(3)　共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

第４　財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

1　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金

2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ

3　地方交付税法に基づく地方債の元利補給

4　地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債

5　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第２条第１項の規定に基づく融資

第５　分担金の徴収

市が行う農業施設等災害復旧事業等の災害復旧工事に要する費用の一部に充てるため、当該事業による受益者個人又は団体から徴収するものとする。

分担金の額	農業施設	市が負担する額の１５/１００以内
	農 地	市が負担する額の３０/１００以内

第４節　その他の災害復旧計画

（ 建設部・教育委員会 ）

第１　住宅災害復旧計画

１　災害公営住宅の整備

暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において公営住宅等を整備するものとする。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

２　既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の１／２が国より補助される。

■公営住宅関係住宅災害対策

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>要件</th><th>措置</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般災害</td><td>整備</td><td>〈災害公営住宅整備事業〉
（公営住宅法第８条第１項第１号、第２号）
１．滅失戸数
①被災地全域で500戸以上
②１市町村の区域内で200戸以上
③１市町村の区域内の住宅戸数の１割以上
２．火災による滅失戸数
被災地全域で200戸以上又は１市町村全住宅の１割以上</td><td>（公営住宅法第８条第１項）
滅失戸数の３割を限度として〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助
標準工事費は一般に準ずる

（同法第８条第２項）
〈災害公営住宅〉借上げに関わる住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5</td></tr>
<tr><td>復旧</td><td>〈既設公営住宅復旧事業〉
（公営住宅法第８条第３項）
１．住宅の被害
１戸当たりの復旧費が11万円以上、かつ１事業主体の合計額が290万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円以上）

財務省協議による運用基準</td><td>（公営住宅法第８条第３項）
<table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は
共同施設</td></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">補助率１／２</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>激甚災害（本　激）</td><td>整備</td><td>〈罹災者公営住宅整備事業〉
（激甚法第22条）
１．滅失戸数（災害指定）
①　被災全域で4、000戸以上
②　被災全域で2、000戸以上、かつ、１市町村で200戸以上若しくは全住宅の１割以上
③　被災全域で1、200戸以上、かつ、１市町村で400戸以上若しくは全住宅の２割以上
（激甚指定基準８）
２．滅失戸数（地域指定）
１．の①～③のいずれかであり、かつ、１市町村で100戸以上又は全住宅の１割以上
（激甚法施行令第４１条）</td><td>滅失戸数の５割を限度として〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助
〈罹災者公営住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5

＊激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。</td></tr>
</table>

		要件	措置
激甚災害（本激）	復旧	〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の Ａ．見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 Ｂ．Ａの見込額が0.2%以上、かつ、 (1)　都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が１以上 (2)　市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が１以上 （激甚災害指定基準Ⅰ）	補助率のかさ上げ （激甚法第３条） ＊局激の場合は、別途基準あり

３　住宅耐震化関連補助制度

市は、耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業を活用する。

第２　公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

１　復旧方針：公立学校施設の復旧方針は、第２節「公共土木施設災害復旧計画」の第２「復旧方針」に準ずる。

２　対象事業：同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

３　財政援助：公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

(1)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法により国庫負担

(2)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

(3)　地方債の元利償還金の地方交付税導入

(4)　地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債の充当

第３　市等以外の水道事業

市等が経営する水道事業（以下「公営水道事業」という。）以外の水道事業（以下「民営水道事業」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道事業と民営水道事業との統合を推進するものとする。

第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会 ）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

第１　被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２　被災者に対する生活相談

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるものとする。

県及び市は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図る。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立するものとする。

相談窓口	受付内容	窓口
健康相談	被害にあわれた方たちの健康相談	宇土市保健センター 0964-22-2300
心の緊急電話相談	熊本地震で被害にあわれた方々の様々な心の不調に対する相談	メンタルクライシスレスポンスチーム（日本精神衛生学会） 0120-111-916（フリーダイヤル）
消費生活相談	消費生活に関するトラブルや疑問・質問等	宇土市消費生活センター 0964-23-3251
食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	宇城保健所 0964-32-0598
被災分譲マンションの再建・補修についての専	被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における管理組合の合意	住まいるダイヤル 0570-016-100

相談窓口	受付内容	窓口
門家相談 （公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	形成等の法制度に関する相談（弁護士）や、再建手法についての建築技術的な相談（建築士等）	
被災住宅の補修や再建に関する相談 （公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	相談員（建築士）を派遣して、現場で住宅を見ながら、補修方法や補修費用などの具体的な相談	住宅補修専用･住まいるダイヤル 0120-330-712
土地建物の権利について（熊本地方法務局）	地震により権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
金融機関との取引について（金融庁）	平成 28 年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談	金融庁相談ダイヤル 0120-156-811
法的支援について （日本司法支援センター）	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について（熊本労働局）	雇用保険失業給付の給付制限期間が短縮（3 ヶ月⇒1 ヶ月）される特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

第３　り災証明書の発行

１　被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 3 年 3 月最終改訂　内閣府）を基とした区分とする。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。

被害の程度	認定基準
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

また、前述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和 45 年消防防第 246 号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れるものとする。

■参考　平成 28 年熊本地震被災者支援メニュー

	支援メニュー	り災証明書の程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
1	各証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	
2	被災者生活再建支援制度	○	○	※		※　やむを得ない事情で解体した場合
3	日本財団による住宅損壊見舞金及び弔慰金の支給	○	○			
4	熊本地震災害対策義援金	○	○	○		
5	災害援護資金の貸付	○	○	○		
6	被災した住宅の応急修理	※	○	○		※　全壊でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象
7	応急仮設住宅の提供	○	○			
8	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	○	○	※		※　半壊の家屋を解体・撤去し、自らの住居に居住できない場合は対象
9	市営住宅一時使用の募集	○	○	○		
10	被災した建物の解体・撤去	○	○	○		
11	個人市民税の減免	○	○	○		所得制限等あり
12	固定資産税の減免	○	○	○		
13	国民健康保険税の減免	○	○	○		所得制限等あり
14	国民健康保険医療費の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○		
15	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○		
16	後期高齢者医療保険料の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○		
17	介護保険料の減免	○	○	○		
18	介護保険サービス利用料の猶予及び免除	○	○	○		
19	保育所等保育料の減免	○	○	○		

※　「被災した住宅の応急修理」を利用した場合、「応急仮設住宅の提供」及び「民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供」の利用は不可

２　早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及びり災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

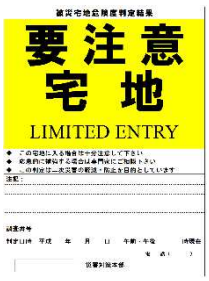
■他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係るり災証明書の交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（り災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	り災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			

解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

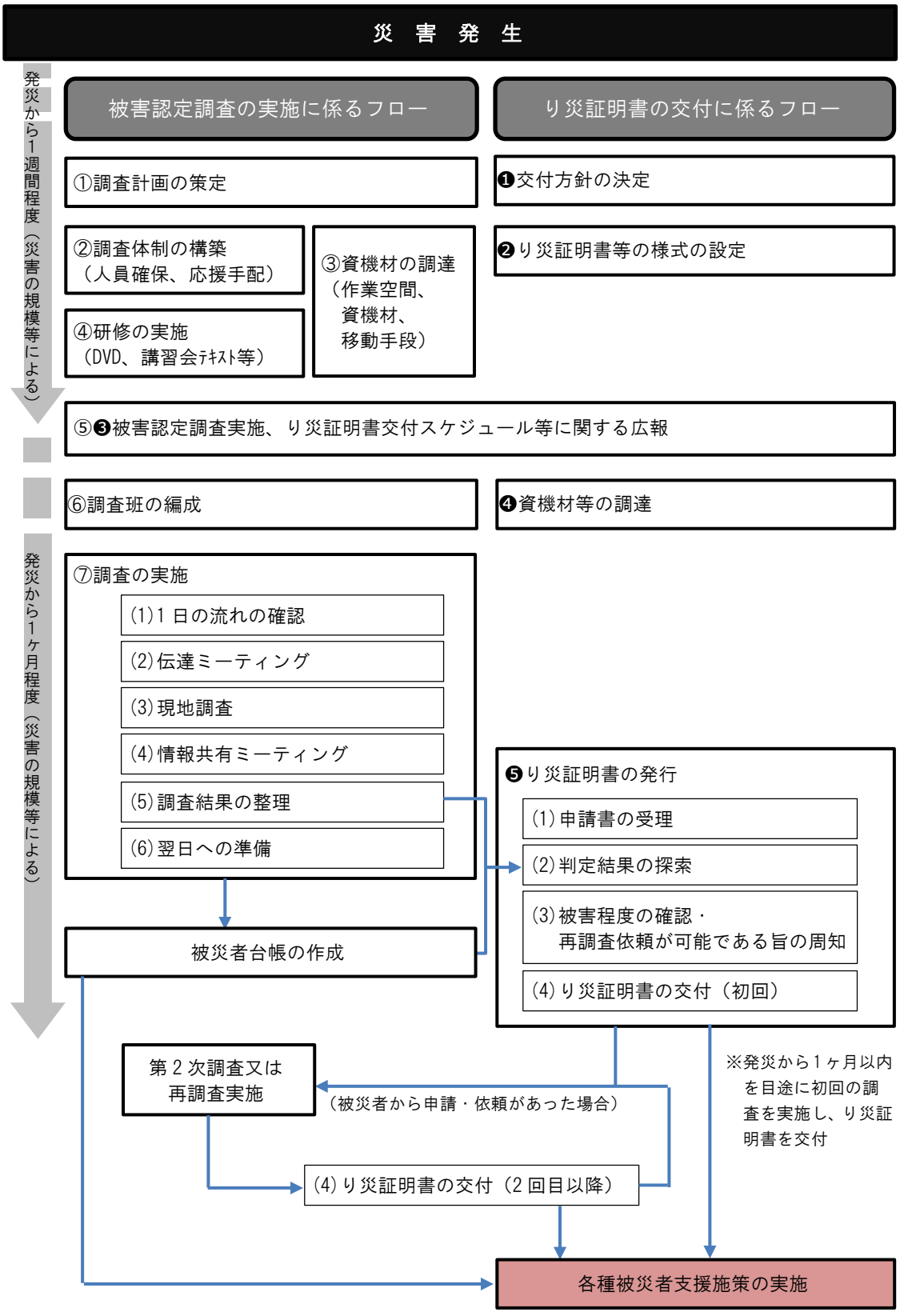
市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努めるものとする。

(1)　り災証明書発行のための事前準備

ア　発行方針の決定
イ　り災証明書の様式の設定
ウ　資機材等の確保
エ　申請受付窓口及び人員の確保
オ　り災証明書発行に関する広報活動　　等

(2)　被害認定調査のための事前準備

ア　調査計画の策定
イ　調査体制の構築及び調査班の編成
ウ　調査用資機材の調達
エ　職員研修の実施
オ　被害認定調査員の確保　　等


災　害　発　生
発災から1週間程度（災害の規模等による）
被害認定調査の実施に係るフロー
り災証明書の交付に係るフロー
①調査計画の策定
❶交付方針の決定
②調査体制の構築
（人員確保、応援手配）
③資機材の調達
（作業空間、
資機材、
移動手段）
❷り災証明書等の様式の設定
④研修の実施
（DVD、講習会ﾃｷｽﾄ等）
⑤❸被害認定調査実施、り災証明書交付スケジュール等に関する広報
⑥調査班の編成
❹資機材等の調達
発災から1ヶ月程度（災害の規模等による）
⑦調査の実施
(1)1 日の流れの確認
(2)伝達ミーティング
(3)現地調査
(4)情報共有ミーティング
(5)調査結果の整理
(6)翌日への準備
❺り災証明書の発行
(1)申請書の受理
(2)判定結果の探索
(3)被害程度の確認・
再調査依頼が可能である旨の周知
(4)り災証明書の交付（初回）
被災者台帳の作成
第２次調査又は
再調査実施
（被災者から申請・依頼があった場合）
※発災から１ヶ月以内を目途に初回の調査を実施し、り災証明書を交付
(4)り災証明書の交付（2 回目以降）
各種被災者支援施策の実施

３　り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や市税の減免申請時等に利用される。

(1)　相談窓口の開設等

被災者からのり災証明申請については、税務課で対応する。また、各種相談については、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	○　住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○　区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	税務課
事業者	○　店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方	商工観光課
農林水産業関係	○　農家、漁家 ○　被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	農林政策課、水産振興室

(2)　被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は 1 班 2 人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月 内閣府）等を基に目視による一次調査を実施するものとする。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

(3)　り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行するものとする。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度建物内部の二次調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

４　り災証明書発行に関する広報

り災証明に関する体制が整備された際に、り災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、市ホームページ、市庁舎内及び市広報紙等を活用し、被災者への周知に努めるものとする。

第４　被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

１　記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

(1)　氏名
(2)　出生の年月日
(3)　男女の別
(4)　住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある）
(5)　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
(6)　援護の実施の状況
(7)　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(8)　電話番号その他の連絡先
(9)　世帯の構成（被災時の世帯員とする。※住民票の住所と異なる場合がある。）
(10)　り災証明書の交付の状況
(11)　台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
(12)　(11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
(13)　被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
(14)　その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

２　情報の収集

(1)　市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
(2)　市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
　また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

３　台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

４　台帳情報の利用・提供

(1)　市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用または提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
イ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

(2)　(1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　申請対象の被災者を特定するために必要な情報
ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲
エ　提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
オ　その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3)　市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第５　災害弔慰金等の支給及び貸付制度

１　災害弔慰金等の支給

(1)　災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 15 号)により実施する弔慰金の支給制度である。

(2)　災害障害見舞金

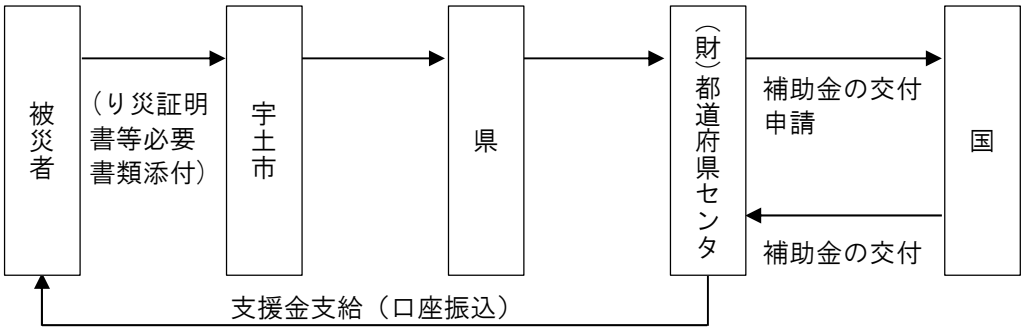
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

(3)　災害見舞金

宇土市災害見舞金等支給条例(昭和 54 年条例第 31 号)に基づき支給する見舞金制度である。

(4)　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給する制度である。



※県では支援金支給に関する事務の全部を財団法人都道府県センターに委託している。

２　災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1)　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。

(2)　生活福祉資金

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき、低所得世帯に対して、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、宇土市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

(3)　母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。

(4)　災害復興住宅資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に基づき行う被災者向け、低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構南九州支店が被災者に対して、「災害復興住宅資金」の融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

(5)　農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

(6)　中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用保証協会による融資の保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

第６　租税の徴収猶予、減免等

１　市税等の減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は市税等に関わる延滞金の減免に関する規則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 8 号)により、市税等の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(1)　市民税の減免
(2)　固定資産税の減免
(3)　軽自動車税の減免
(4)　特別土地保有税の減免
(5)　国民健康保険税の減免

２　国税・県税等の減免

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

３　その他市関係の減免及び徴収猶予等

(1)　国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の猶予及び免除

宇土市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 6 号)第 14 条第 1 項の規定に基づくもの。(国民健康保険法第 44 条の規定に基づくもの。)

(2)　国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 90 条第 1 項第 5 号、第 90 条の 2 第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 3 号、第 90 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、市を経由し国に報告する。

(3)　水道料金の減免

水道料金については、宇土市水道事業給水条例施行規程(令和 6 年 3 月 19 日所下水道事業規定第 5 号)第 27 条に基づき、水道料金の軽減又は免除をその都度決定する。

(4)　保育所の保育料の減免

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられる場合がある。

(5)　介護保険料等の減免

65 歳以上の方で、世帯主又は本人が地震により住家等に著しい損害（全半壊程度）を受けた場合、介護保険料が減免になる場合がある。

(6)　後期高齢者医療保険料の減免

災害により、後期高齢者医療保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が減免できる場合がある。

第７　その他郵便事業等の特別取扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。その主なものについて記す。

機関名	生活確保の取扱い
厚生労働省 【熊本労働局】	１　労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。 (1)　納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき１年以内の期間に限り納期限を延長する。 (2)　制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
厚生労働省 【公共職業安定所】	１　証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 ２　激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働保険者は除く)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 ３　雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (1)　被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2)　被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3)　被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便 株式会社	１　被災者に対する通常はがき･郵便書留の無償交付 ２　被災者の差し出す郵便物の料金免除 ３　被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除 ４　被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 ５　郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。 ６　簡易保険･郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。 ７　簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ８　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資
日本放送協会	１　ＮＨＫ厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施また、医療団・防災班の派遣等の奉仕を図る。 ２　被災者の受信料免除 ３　状況により避難所へ受信機を貸与する。
ＮＴＴ西日本	１　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除 （避難指示の日から同解除の日まで） ２　災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

第８　被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの導入、活用について検討するものとする。

第９　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

○インターネットによる情報提供
○市広報紙への掲載

第６節　復興計画

（ 全部 ）

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業との調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受けた場合、県に対し、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を要請することができるものとする。

また、市は、必要な場合は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

その際、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

宇土市地域防災計画書

第３部

地震・津波災害対策編

宇土市防災会議

目　　次

第３部　地震・津波災害対策編

第１章　災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
第１節　地震・津波情報伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・ 330
第２節　通信施設利用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
第３節　情報収集及び被害報告取扱計画　・・・・・・・・・・・・ 343
第４節　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第５節　水防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第６節　消防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第７節　避難収容対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第８節　災害救助法等の適用計画　・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第９節　救出計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359
第10節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画・・・・・・・・ 361
第11節　医療救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
第12節　食料調達・供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363
第13節　給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364
第14節　生活必需品供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
第15節　救援物資要請・受入・配分計画・・・・・・・・・・・・・ 366
第16節　住宅応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367
第17節　交通規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 368
第18節　緊急通行車両確認計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369
第19節　応急公用負担と労働力の確保・・・・・・・・・・・・・・ 370
第20節　保健衛生計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 371
第21節　災害ボランティア連携計画・・・・・・・・・・・・・・・ 372
第22節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・ 373
第23節　文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 374
第24節　公共施設応急復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375
第25節　建築物・宅地等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・ 376

目　　次

第２章　災害復旧・復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・377

第１節　災害復旧・復興の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 379

第２節　公共土木施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 380

第３節　農林水産施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 381

第４節　その他の災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 382

第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア ・・・・・・・ 383

第６節　大規模地震からの復興に関する法律 ・・・・・・・・・ 385

第７節　復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 386

宇土市地域防災計画　地震・津波災害対策編　項目別担当部局

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	災害応急対策計画	第1節	地震・津波情報伝達計画	330	○					○			○			
		第2節	通信施設利用計画	342	○	○				○			○			
		第3節	情報収集及び被害報告取扱計画	343	○		○	○	○	○	○		○	○		
		第4節	広報計画	348		○										
		第5節	水防計画	349	○	○	○	○	○	○	○		○			
		第6節	消防計画	349	○											
		第7節	避難収容対策計画	350	○		○	○	○	○	○		○			
		第8節	災害救助法の適用計画	358				○								
		第9節	救出計画	359	○											
		第10節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	361	○		○									
		第11節	医療救護計画	362				○								
		第12節	食料調達・供給計画	363	○			○			○					
		第13節	給水計画	364	○			○		○	○					
		第14節	生活必需品供給計画	365	○			○								
		第15節	救援物資要請・受入・配分計画	366	○	○										
		第16節	住宅応急対策計画	367						○						
		第17節	交通規制計画	368	○					○						
		第18節	緊急通行車両確認計画	369	○	○										
		第19節	応急公用負担と労働力の確保	370	○											
		第20節	保健衛生計画	371			○	○								

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
		第21節	災害ボランティア連携計画	372				○								
第1章	災害応急対策計画	第22節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	373			○									
		第23節	文教対策計画	374							○					
		第24節	公共施設応急復旧計画	375			○	○	○	○	○		○			
		第25節	建築物・宅地等応急対策計画	376			○			○						
第2章	災害復旧・復興計画	第1節	災害復旧・復興の基本方針	379	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	公共土木施設災害復旧計画	380					○	○						
		第3節	農林水産施設災害復旧計画	381					○							
		第4節	その他の災害復旧計画	382						○	○					
		第5節	被災者の生活支援に向けたトータルケア	383	○	○	○	○	○	○	○					
		第6節	大規模災害からの復興に関する法律	385	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第7節	復興計画	386	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第１章　災害応急対策計画

項目	関連部局	ページ
第１節　地震・津波情報伝達計画	総務部、建設部、支所	330
第２節　通信施設利用計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	342
第３節　情報収集及び被害報告取扱計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所、議会事務局	343
第４節　広報計画	総務部、企画財政部	348
第５節　水防計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	349
第６節　消防計画	総務部	349
第７節　避難収容対策計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	350
第８節　災害救助法の適用計画	健康福祉部	358
第９節　救出計画	総務部	359
第10節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	総務部、市民環境部	361
第11節　医療救護計画	健康福祉部	362
第12節　食料調達・供給計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	363
第13節　給水計画	総務部、健康福祉部、建設部、教育委員会	364
第14節　生活必需品供給計画	総務部、健康福祉部	365
第15節　救援物資要請・受入・配分計画	総務部、　企画財政部	366
第16節　住宅応急対策計画	建設部	367
第17節　交通規制計画	総務部、建設部	368
第18節　緊急通行車両確認計画	総務部、企画財政部	369
第19節　応急公用負担と労働力の確保	総務部	370
第20節　保健衛生計画	市民環境部、健康福祉部	371
第21節　災害ボランティア連携計画	健康福祉部	372

項目	関連部局	ページ
第 22 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	市民環境部	373
第 23 節　文教対策計画	教育委員会	374
第 24 節　公共施設応急復旧計画	市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会、 支所	375
第 25 節　建築物・宅地等応急対策計画	市民環境部、建設部	376

第１節　地震・津波情報伝達計画

（ 総務部・建設部・支所 ）

市、県、熊本地方気象台その他の防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

第１　緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警戒に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他５町村
	熊本県天草・芦北	天草市他５市町
	熊本県球磨	人吉市他９町村

注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第２　大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、メール配信等、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震

の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項

１　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

２　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

３　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

４　どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は、基本的には発令しない。

５　大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等の発表及び解除は以下の通知形式で構成され、津波警報等の種類、発表基準、解説及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

■津波警報・注意報の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m超（10m＜高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m（5m＜高さ≦10m）		
		5m（3m＜高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m以下の場合	3m（1m＜高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m（0.2m≦高さ≦1m）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波予報区

津波予報区	区域
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）、佐賀県（有明海沿岸に限る。）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）、熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。）

第３　地震・津波情報の種類等

１　地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。

(1)　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・　震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・　震度３以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき。 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測したの地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	・　顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報を発表。
推計震度分布図	・　震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・　マグニチュード 7.0 以上 ・　都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、１時間半から２時間程度で発表。

(2)　地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表 ・　津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時を除く） ・　熊本県で震度４以上を観測（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が、初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報。 津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 地震解説資料（全国速報版）：上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 地震解説資料（地域速報版）：上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる情報を適宜発表。 ・　津波警報、津波注意報発表時 ・　熊本県で震度５弱以上を観測 ・　社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に、第１号を発表する。 地震解説資料（全国詳細版）：地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 地震解説資料（地域詳細版）：地震解説資料（全国詳細版）発表以降に、状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて、適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
管内地震活動図	・　定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の熊本県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・　最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※３）津波情報の留意事項等

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・　津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ　津波観測に関する情報

・　津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ　沖合の津波観測に関する情報

・　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

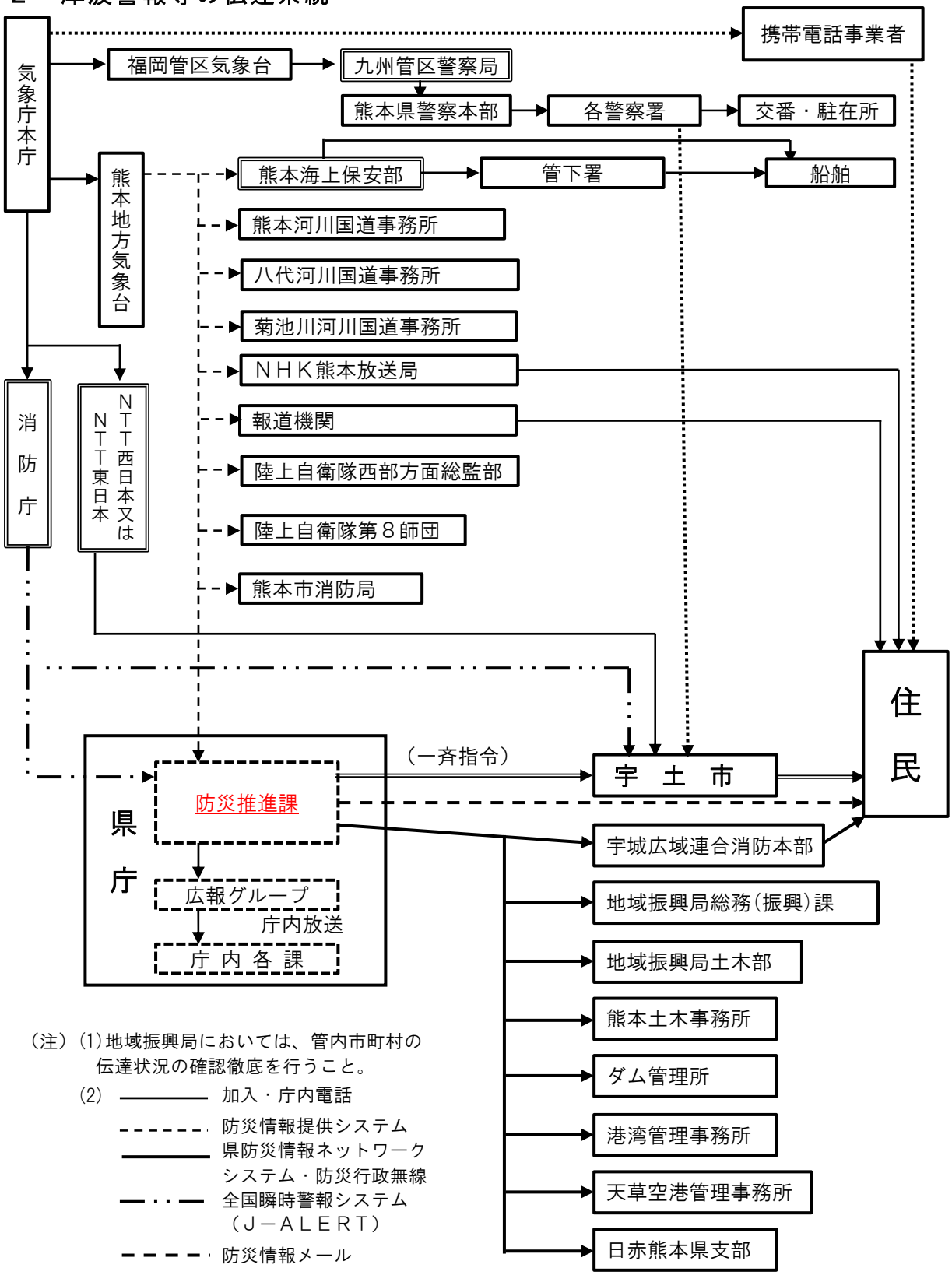
・　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4)　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

２　津波警報等の伝達系統



（注）(1)地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。

(2)
- 加入・庁内電話
- 防災情報提供システム
- 県防災情報ネットワークシステム・防災行政無線
- 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
- 防災情報メール

(3)特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規則に基づく法定伝達先

（注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

３　気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもの。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

ア　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

イ　地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。

　また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

ウ　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

エ　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

オ　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。

　今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

カ　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われてる場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。 道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているﾌﾞﾛｯｸ塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）　木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※１や液状化※２が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※３。
７		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。
また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制・通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第４　震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室）

県は県内 74 箇所（熊本市設置分１箇所を含む）に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災情報ネットワークシステム又はＮＴＴ回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表（現在県内 105 箇所）されている。

第５　予報等の伝達系統

注意報及び警報等は原則として次の手段により迅速、かつ的確に伝達し住民に周知させるものとする。ただし、注意報についてはこの限りではない。

１　予警報の伝達手段

(1)　宇土市同報系防災行政無線による放送
(2)　有線電話による伝達
(3)　無線電話による伝達
(4)　広報車による伝達
(5)　ホームページ
(6)　全国瞬時警報システム（J-ALERT）
(7)　災害情報共有システム（L アラート）
(8)　宇土市お知らせメール

２　津波に関する警報の取扱

地震による津波警報等は、緊急を要するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動し、宇土市同報系防災行政無線サイレンにより伝達を行う。

サイレンの吹鳴方法
「１分間吹鳴－５秒休止」（３回繰り返し）

３　予警報等伝達責任者

市は、地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

宇土市：危機管理課　１名

第６　異常発見時における措置

地割れ、海面の急激な低下等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第２節　通信施設利用計画

（ 総務部・企画財政部・建設部・支所 ）

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

第１　通常の場合における通信施設の利用

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第２節 通信施設利用計画 第１ 通常の場合における通信施設の利用（P. 204）」を参照。

第２　移動系無線通信の利用

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第２節 通信施設利用計画 第２ 移動系無線通信の利用（P. 205）」を参照。

第３節　情報収集及び被害報告取扱計画

（総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所・議会事務局）

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

第１　実施責任者

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第３節 情報収集及び被害報告取扱計画 第１ 実施責任者（P. 206）」を参照。

第２　被害報告取扱責任者

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第３節 情報収集及び被害報告取扱計画 第２ 被害報告取扱責任者（P. 206）」を参照。

第３　情報共有システムの活用

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第３節 情報収集及び被害報告取扱計画 第３ 防災情報の収集・伝達システムの活用（P. 206）」を参照。

第４　被害等の調査

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

１　災害初動期の情報収集

(1)　情報収集事項

被害状況調査員には、市職員、消防団員、行政区長、その他関係機関職員があたるものとする。災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	○　地震・津波情報、津波警報・注意報等の発表状況
人命に関する情報	○　死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○　建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報

	○　職員の安否確認
被害拡大に関する情報	○　火災発生の状況 ○　がけ崩れ等の二次災害発生状況 ○　危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	○　市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 ○　道路などの応急対策活動に当たって重要となる施設の被害状況

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(2)　留意事項

ア　被害状況の調査に当たっては、関係機関相互に連絡をとり、調査脱ろう、重複調査のないよう充分留意すること。

イ　必ず写真等の明確な資料を残すよう心がけること。

ウ　被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合し的確を期すること。また、り災者については、次のり災世帯名簿を作成すること。

エ　調査は、事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。

り 災 世 帯 名 簿

熊本県宇土市 No.

災害の種類
災害発生日時

り災状況

り災世帯住所　　熊本県宇土市
り災世帯主氏名

※ 世帯員で、人的被害がある場合、被害状況を記入すること。

(3)　勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。

被害状況調査は、地区毎に行い、最後に危機管理課にて集計を行う。

区分	情報収集の方法等
各対策部	○　市役所庁舎周辺の被害確認

	○　避難所からの情報 ○　消防団員からの情報 ○　119番通報（消防本部） ○　所管施設の被害確認 ○　市民等からの通報 ○　外出職員からの情報 ○　情報収集要員からの情報

(4)　勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各対策部において集約し危機管理課に報告するものとする。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。

ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

2　災害対策本部設置後の情報収集

(1)　各対策部及び住民からの情報収集

災害対策本部室通信情報班は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害対策本部室に報告するものとする。収集する災害情報を次に示す。

なお、災害対策本部室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■災害情報収集事項

情報区分		収集する情報の内容	
防災気象情報等		○　地震・津波の情報、津波警報・注意報等	
被害情報	人的被害	○　発生場所、原因及び被害者数 ○　被害者の住所、氏名、年齢等 ○　負傷者の負傷程度及び収容先	死者 行方不明者 負傷者
	建物被害	○　被災棟数及び被害程度 ○　建物の名称及び所在地 ○　被災世帯及び被災者数	住家・非住家 事業所
	公共施設被害	○　被災棟数及び被害程度 ○　施設の名称及び所在地 ○　入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設、教育施設 清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	○　被害箇所と被害程度 ○　応急措置等の対応状況 ○　道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 河川
	農水関係被害	○　被害箇所と被害程度	農水産関係
ライフライン情報		○　被害箇所と被害程度 ○　応急措置等の対応状況 ○　停電、ガス供給停止、断水状況 ○　交通機関の運行状況	上下水道関係 電力・電話・ガス関係 交通関係
消防情報		○　119番通報の状況 ○　火災発生状況及び延焼状況 ○　救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ○　危険物施設等の被害状況 ○　ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		○　医療機関の被害状況	

情報区分	収集する情報の内容	
	○　応急救護所等の設置状況	
避難情報	○　自主避難の状況 ○　避難指示等の発令状況 ○　避難世帯数及び避難者数 ○　避難所の開設状況	
その他の情報	○　孤立集落の発生状況 ○　その他の被害箇所と被害の程度 ○　その他必要な情報等	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他

(2)　防災関係機関からの情報収集

災害対策本部室通信情報班及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

収集担当	収集する情報	収集機関
災害対策本部室 通信情報班	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力送配電株式会社　宇城配電事業所 ＮＴＴ西日本熊本支店 西部ガス（株）熊本支社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	ＪＲ九州熊本支社
	県下の被害情報	熊本県防災推進課
健康福祉対策部	医療施設の被害と診療状況等	宇土地区医師会
建設対策部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	九州自動車道の被害と復旧状況等	ＮＥＸＣＯ西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	宇城地域振興局

第５　災害情報収集・伝達関係者の安全確保

「第２部　風水害対策編　第１章　災害応急対策計画　第３節　情報収集及び被害報告取扱計画　第５　災害情報収集・伝達関係者の安全確保（P. 210）」を参照。

第６　応急対策活動情報の連絡

「第２部　風水害対策編　第１章　災害応急対策計画　第３節　情報収集及び被害報告取扱計画　第６　応急対策活動情報の連絡（P. 210）」を参照。

第７　防災関係機関等の協力関係

「第２部　風水害対策編　第１章　災害応急対策計画　第３節　情報収集及び被害報告取扱計画　第７　防災関係機関等の協力関係（P. 210）」を参照。

第８　情報の伝達系統

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第３節 情報収集及び被害報告取扱計画 第８ 情報の伝達系統（P. 211）」を参照。

第９　被害報告取扱要領

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第３節 情報収集及び被害報告取扱計画 第９ 被害報告取扱要領（P. 212～P. 227）」を参照。

第４節　広報計画

（ 総務部、企画財政部 ）

市内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに市民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定をはかる。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

市長（基本法第 50 条、第 51 条「災害応急対策責任者」）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

第１　実施機関相互の連絡

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第４節 広報計画 第１実施機関相互の連絡（P. 228）」を参照。

第２　宇土市における広報活動

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第４節 広報計画 第２宇土市における広報活動（P. 228～P. 229）」を参照。

第３　報道機関への対応

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第４節 広報計画 第３ 報道機関への対応（P. 229）」を参照。

第４　住民等からの問合せ対応

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第４節 広報計画 第４ 住民からの問合せ対応（P. 230）」を参照。

第５　災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第４節 広報計画 第５ 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化（P. 230）」を参照。

第５節　水防計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

地震・津波により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

本市の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、津波、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

第６節　消防計画

（ 総務部 ）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第６節 消防計画 第１ 実施機関（P. 232）」を参照。

第２　消防活動計画

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第６節 消防計画 第２ 消防活動計画（P. 232）」を参照。

第３　相互応援協定

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第６節 消防計画 第２ 相互応援協定（P. 232）」を参照。

第７節　避難収容対策計画

（ 総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

災害のため危険な状態にある住民に対して、「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

第１　実施責任者

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第１ 実施責任者（P. 233）」を参照。

第２　避難指示等の内容

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第２ 避難指示等の内容（P. 233～P. 234）」を参照。

第３　避難指示等の伝達方法等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第３ 避難指示等の伝達方法（P. 234）」を参照。

第４　避難指示等の基準

１　避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に以下の考え方に基づいて発令することとする。

■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

（「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月　内閣府より、抜粋）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒ﾚﾍﾞﾙ３ 高齢者等 避難	○　災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	**「危険な場所から高齢者等は避難」** ○　高齢者等（※）は、危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ○　高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒ﾚﾍﾞﾙ４ 避難指示	○　災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	**「危険な場所から全員避難」** ○　危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒ﾚﾍﾞﾙ５ 緊急安全確保	○　災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	**「命の危険　直ちに安全確保！」** ○　指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■地震発生時の住民に求める行動



２　津波に関する避難指示等の基準

(1)　想定する事態

津波はその高さが 20ｃｍ～30ｃｍ程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、生命が脅かされるおそれがあることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動をとる必要がある。

よって、想定する事態は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表の対象とする津波（20ｃｍ以上の津波）を想定する。

(2)　発令対象区域

津波で避難指示の対象とする区域は、津波注意報や津波警報の場合、漁業従事者・沿岸の港湾施設等の仕事に従事する者・海水浴客等を念頭に、宇土市総合防災マップ（令和４年３月改訂）に示している津波浸水想定区域とする。

(3)　活用情報

ア　津波注意報・警報等

津波警報等は、津波の発生が予想される場合、地震の発生から３分を目処に発表される。

津波予報区	入手先	予測する内容
有明・八代海	気象庁防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ 気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/	○　津波注意報、津波警報、大津波警報の発表 ○　注意報・警報等の注意警戒期間の情報

■津波警報等と予想高さ・発表される津波高さの関係

	予想される津波高さ	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報 ※特別警報に位置づけ	10m超	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20ｃｍ～1m	1m	（表記しない）

イ　活用情報の留意点

①　津波警報等は、沿岸に近い大きな地震が発生した場合、津波の襲来に間に合わないことがあることに留意する。

②　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容の更新がある場合があることに留意する。

③　津波と満潮の時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。（「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」を参照。）

満潮時刻は熊本検潮所の潮位（気象庁ホームページ
http://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/suisan.php?stn=KU）、

津波到達予想時刻に関する情報は、気象庁の津波情報（気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/joho.html）を参照

④　津波の高さは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表される沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなることに留意する。

(4)　発令にあたっての留意点

①　津波は長い時間くり返し来襲するので、津波警報が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。

②　津波は、第一波（最初に来る波）より数波後の波の方が高くなる場合がよくあることに留意する。

オ　発令基準（津波）

区分	発令対象区域	発令条件
避難指示	○　漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域 ○　河川沿いの親水施設	津波注意報が発表された場合
	○　津波浸水想定区域	津波警報が発表された場合
	○　津波警戒ラインより海側	①～②のいずれか一つに該当する場合 ①　大津波警報が発表された場合 ②　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度４程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

注１）　どのような津波であっても、発令対象区域から一刻も早く避難することが必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。（「避難情報に関するガイドライン　令和８年３月 内閣府（防災担当）」より）

注２）　避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階とする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ、住宅地等で浸水が解消された段階とする。

第５　警戒区域の設定

市長若しくはその委任を受けた市の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第 63 条）

市長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市長に通知するものとする。

知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第 73 条）

第６　指定避難所等

１　津波警報発令時の避難予定場所については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所）

避難対象地区	地区名	避難予定場所及び避難経路
網　田	赤瀬周辺	(1) 赤瀬駅（標高 42m）　(2) 赤瀬踏切から高台へ
	平岩周辺	(3) 平岩踏切から古屋敷地区へ通じる道路を上がる　（標高 25m）
	御輿来周辺	(4) 御輿来地区上へ通じる道路を上がる　（標高 23m）
	戸口周辺	(5) 戸口避難路から島山へ　（標高 80m）　(6) 辺田目東避難路から高台へ
	塩屋周辺	(7) 網田中学校体育館　（標高 36m）
	網田小周辺	(8) 網田小学校体育館　（標高 28m）
	新地周辺	(9) 新地避難路から高台へ（標高 15m）
	田平周辺	(10) 田平地区道路を上がる
	浦小松周辺	(11) 配水地　(12) 浦神社又は笠瓜方面へ
	長浜周辺	(13) 火の国屋横の道を山上へ　(14) 長浜東避難路から山へ
	〃	(15) 長浜西避難路から上がる
	多出迫周辺	(16) 小池納骨堂横又は地区内から山へ
	小池周辺	(17) 小池納骨堂横（標高 24m）
	そ の 他	(18) 最寄りの高い場所　（できるだけ高い場所がよい）
網　津	長部田・小部田	(19) 小部田避難路から高台へ
	住吉・鮫鰊	(20) 住吉神社　（標高 37m）
	直築周辺	(21) 住吉中学校体育館(標高 31m) (22) 直築避難路から高台へ (23) 梅咲避難路から高台へ
	駅前・住吉	(24) JR 住吉駅前駐輪場　(25) 東中村避難路から高台へ　(26) 新川東･西避難路から高台へ
	そ の 他	(27) 最寄りの高い場所　（できるだけ高い場所がよい）
緑　川	辺田・潟周辺	(28) 住吉中学校体育館　（標高 31m）　(29) 三角線を超えて山手の方へ
	〃	(30) 辺田避難路から高台へ　(31) 梅咲避難路から高台へ
	上新開・下新開	(32) 三角線を超えて山手の方へ　(33) 城塚避難路から高台へ
	そ の 他	(34) 最寄りの高い場所　（できるだけ高い場所がよい）
走　潟	全　域	(35) 宇土市内中心部へ避難する　(36) 次郎兵衛橋から三角線を超えて山手の方へ (37) 走潟小学校の屋上　（標高 14m）　(38) 平成走潟大橋から三角線を超えて山手の方へ

※　その他の地域については、できるだけ高台へ移動する。
※　津波警報等がすべて解除後、かつ、津波により浸水していない指定避難所へ移動する。

２　地震災害発生時の指定避難所等については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所及び指定避難所）

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
宇　土	宇土市運動公園グラウンド 宇土高校グラウンド 鶴城中学校グラウンド 宇土小学校グラウンド 宇土東小学校グラウンド 城山公園 市民広場 市役所駐車場	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館） 市武道館 宇土市民会館 鶴城中学校体育館 宇土小学校体育館 宇土東小学校体育館 宇土高校体育館 老人福祉センター、福祉センター 市立図書館 中央公民館	市道宇土中央線 県道川尻宇土線 市道南段原線 市道北段原線 市道城之浦・三拾町線 国道 57 号線 市道馬之瀬線
花　園	立岡総合グラウンド 花園小学校グラウンド 御領五区児童公園（宇城市） 五色山グラウンド 立岡自然公園 花園幼稚園園庭	花園小学校体育館 花園コミュニティセンター 宇土市スポーツセンター	国道３号線 国道 57 号線 市道宇土・三日線 市道古保里・曲野線
轟	轟地区グラウンド 宇土小学校グラウンド 城山公園 宇土高校グラウンド 宇土高校第３グラウンド 飯塚防災広場 つつじケ丘農村公園	轟地区農業者トレーニングセンター 宇土小学校体育館 ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館） 宇土高校体育館 轟公民館	市道松山・栗崎線 市道椿原・神馬線
緑　川	緑川地区グラウンド 緑川小学校グラウンド 住吉中学校グラウンド	緑川地区農業者トレーニングセンター 緑川小学校体育館 住吉中学校体育館 緑川公民館	国道 57 号線 市道大曲・住吉堤防線 市道城塚・上新開線
網　津	網津地区グラウンド 網津小学校グラウンド 住吉中学校グラウンド 住吉神社	網津地区多目的研修会施設 網津小学校体育館 住吉中学校体育館 網津防災センター	国道 57 号線 市道大曲・住吉堤防線 市道小部田・直築線

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
走　潟	走潟小学校グラウンド	走潟小学校体育館 走潟地区体育館 宇土東小学校体育館 走潟公民館	国道 501 号線 市道東走・四丁線 市道東走・西堤防線
網　田	網田地区グラウンド 網田小学校グラウンド 網田中学校グラウンド 島山	網田地区農業者トレーニングセンター 網田小学校体育館 網田中学校体育館 西部老人福祉センター 網田コミュニティセンター	国道 57 号線 市道網田中央線

※　地震発生時の避難は、まず指定緊急避難場所へ集合し、余震がある程度治まってから指定避難所所へ移動すること。

※　自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、要配慮者を除き、原則徒歩とする。要配慮者の自動車による避難経路は、国道３号線、国道 57 号線、県道、市道等を使用することとし、避難の際には、道路の被災状況を確認しながら安全に避難を行うこと（避難経路については、第５部『災害危険箇所』４．地区別避難路一覧による。）

３　福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、 照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑

※　福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。
介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。
また、避難指示等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。

第７　避難の誘導

１　市等

市は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

(1)　避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2)　津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。

ア　できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急場所へ誘導するものとする。

イ　徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。

ウ　津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることのないよう適切な住民避難を行うこと。

(3)　危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により可能であれば誘導員を配置して安全を期すること。

(4)　住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

ただし、津波発生のおそれがない場合において、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

２　警察

警察は住民等の避難誘導に当たって、市に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行う。

(1)　被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。

(2)　高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うが、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材（おんぶ帯等）を活用し避難誘導を行うなど、避難行動要支援者対策に十分に配慮するものとする。

３　社会福祉施設等

社会福祉施設の長は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、市に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

第８　避難所の開設及び収容

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第７ 避難所の開設及び収容（P. 241～P. 244）」を参照。

第９　車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第８ 車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応（P. 244）」を参照。

第 10　避難行動要支援者に対する対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第９ 避難行動要支援者に対する対策（P. 244～P. 245）」を参照。

第 11　防火対象物等における避難対策等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第10 防火対象物における避難対策等（P. 245～P. 248）」を参照。

第 12　帰宅困難者対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第11 帰宅困難者対策（P. 248～P. 249）」を参照。

第 13　孤立化地域対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第 12 孤立化地域対策（P. 249）」を参照。

第 14　外国人に係る対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第 13 外国人に係る対策（P. 249）」を参照。

第 15　広域避難

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第 14 広域一時滞在（P. 249）」を参照。

第 16　広域一時滞在

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第 15 広域一時滞在（P. 249～P. 250）」を参照。

第 17　被災者等への的確な情報活動関係

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第７節 避難収容対策計画 第 16 被災者等への的確な情報活動関係（P. 250）」を参照。

第８節　災害救助法の適用計画

（ 健康福祉部 ）

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

第１　災害救助法の適用

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第８節 災害救助法の適用計画 第１ 災害救助法の適用（P. 250～P. 251）」を参照。

第２　災害弔慰金の支給等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第８節 災害救助法の適用計画 第２ 災害弔慰金の支給等（P. 252～P. 253）」を参照。

第９節　救出計画

（ 総務部 ）

地震・津波災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

第１　実施責任者

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第１ 実施責任者（P. 254）」を参照。

第２　救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

１　大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
２　大規模地震・津波による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

第３　救出の方法

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第３ 救出の方法（P. 254～P. 255）」を参照。

第４　関係機関の連携

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第４ 関係機関の連携（P. 255）」を参照。

第５　職員の安全確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第５ 職員の安全確保（P. 255）」を参照。

第６　惨事ストレス対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第６ 惨事ストレス対策（P. 255）」を参照。

第７　応援の手続き

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第７ 応援の手続き（P. 255）」を参照。

第８　災害救助法に基づく救出

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第９節 救出計画 第８ 災害救助法に基づく救出（P. 255）」を参照。

第 10 節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

（ 総務部・市民環境部 ）

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第１ 実施機関（P. 256）」を参照。

第２　行方不明者等の捜索

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第２ 行方不明者等の捜索（P. 256）」を参照。

第３　遺体の検視、身元確認

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第３ 遺体の検視、身元確認（P. 256）」を参照。

第４　遺体の引き渡し

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第４ 遺体の引き渡し（P. 256）」を参照。

第５　遺体の収容

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第５ 遺体の収容（P. 257）」を参照。

第６　遺体の火葬

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第６ 遺体の火葬（P. 257）」を参照。

第７　災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第７ 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬（P. 257）」を参照。

第 11 節　医療救護計画

（ 健康福祉部 ）

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第１ 実施機関（P. 258）」を参照。

第２　救護体制の整備

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第２ 救護体制の整備（P. 258）」を参照。

第３　救護活動

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第３ 救護活動（P. 258）」を参照。

第４　惨事ストレス対策

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第４ 惨事ストレス対策（P. 258）」を参照。

第５　災害救助法に基づく医療

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第５ 災害救助法に基づく医療（P. 258）」を参照。

第６　費用の負担

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第６ 費用の負担（P. 259）」を参照。

第７　損害補償

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 11 節 医療救護計画 第７ 損害賠償（P. 259）」を参照。

第 12 節　食料調達・供給計画

（ 総務部・健康福祉部・教育委員会 ）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第１ 実施機関(P. 260)」を参照。

第２　食料の調達

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第２ 食料の調達（P. 260）」を参照。

第３　備蓄用食料等の調達・供給

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第３ 備蓄用食料等の調達・供給（P. 260）」を参照。

第４　備蓄倉庫及び備蓄品の整備

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第４ 備蓄倉庫及び備蓄品の整備（P. 260～P. 261）」を参照。

第５　炊き出しの実施及び食料の配分

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第５ 炊き出しの実施及び食料の配分（P. 261）」を参照。

第６　災害救助法に基づく食品の給与

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 12 節 食料調達 第６ 災害救助法に基づく食品の給与（P. 261）」を参照。

第 13 節　給水計画

（ 総務部・健康福祉部・建設部・教育委員会 ）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第１　実施体制

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第１ 実施体制（P. 262）」を参照。

第２　給水方法

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第２ 給水方法（P. 262～P. 263）」を参照。

第３　給水に関する広報

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第３ 給水に関する広報（P. 263）」を参照。

第４　飲料水以外の生活用水の確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第４ 飲料水以外の生活用水の確保（P. 263）」を参照。

第５　復旧支援要請

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第５ 復旧支援要請（P. 263）」を参照。

第６　備蓄倉庫及び備蓄品の整備

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第６ 備蓄倉庫及び備蓄品の整備（P. 263）」を参照。

第７　災害救助法に基づく飲料水の供給

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 13 節 給水計画 第７ 災害救助法に基づく飲料水の供給（P. 264）」を参照。

第 14 節　生活必需品供給計画

（ 総務部・健康福祉部 ）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第１ 実施機関（P. 265）」を参照。

第２　生活必需品の需要把握

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第２ 生活必需品の需要把握（P. 265）」を参照。

第３　生活必需物資の種類

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第３ 生活必需物資の種類（P. 265）」を参照。

第４　供給活動

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第４ 供給活動（P. 266）」を参照。

第５　救援物資集積拠点の設置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第５ 救援物資集積拠点の設置（P. 266～P. 267）」を参照。

第６　生活必需品の円滑な提供

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第６ 生活必需品の円滑な提供（P. 267）」を参照。

第７　災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 14 節 生活必需品供給計画 第７ 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与（P. 267）」を参照。

第 15 節　救援物資要請・受入・配分計画

（ 総務部・企画財政部 ）

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、救援物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制を確保し、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

第１　不足物資の把握

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 15 節 救援物資要請・受入・配分計画 第１ 不足物資の把握（P. 268）」を参照。

第２　物資の要請

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 15 節 救援物資要請・受入・配分計画 第２ 物資の要請（P. 268）」を参照。

第３　受入供給体制

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 15 節 救援物資要請・受入・配分計画 第３ 受入供給体制（P. 268）」を参照。

第４　救援物資等の取り扱い

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 15 節 救援物資要請・受入・配分計画 第４ 救援物資等の取り扱い（P. 268～P. 269）」を参照。

第 16 節　住宅応急対策計画

（ 建設部 ）

災害のため住家が滅失等したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、り災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第８節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第１ 実施機関（P. 270）」を参照。

第２　応急仮設住宅の建設（予定）場所の選定

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第２ 応急仮設住宅の建設（予定）場所の選定（P. 270）」を参照。

第３　応急仮設住宅の供与

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第３ 応急仮設住宅の供与（P. 270～P. 271）」を参照。

第４　住宅の応急修理

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第４ 住宅の応急修理（P. 271）」を参照。

第５　公営住宅の提供

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第５ 公営住宅の提供（P. 271）」を参照。

第６　災害救助法に基づく措置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第６ 災害救助法に基づく措置（P. 271）」を参照。

第 17 節　交通規制計画

（ 総務部・建設部 ）

大規模地震・津波発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

第１　実施責任者

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 17 節 交通規制計画 第１ 実施責任者（P. 272）」を参照。

第２　交通規制の措置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 17 節 交通規制計画 第２ 交通規制の措置（P. 272～P. 277）」を参照。

第３　相互の連絡・協力

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 17 節 交通規制計画 第３ 相互の連絡・協力（P. 278）」を参照。

第４　災害対策基本法第 76 条第２項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 17 節 交通規制計画 第４ 災害対策基本法第 76 条第２項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去（P. 278～P. 279）」を参照。

第５　災害時における車両の移動等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 17 節 交通規制計画 第５ 災害時における車両の移動等（P. 279）」を参照。

第 18 節　緊急通行車両確認計画

（ 総務部・企画財政部 ）

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第１　緊急通行車両における輸送対象の限定

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 18 節 緊急通行車両確認計画 第１ 緊急通行車両における輸送対象の限定（P. 280）」を参照。

第２　緊急通行車輌の確認

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 18 節 緊急通行車両確認計画 第２ 緊急通行車両の確認（P. 280～P. 281）」を参照。

第３　輸送手段の確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 18 節 緊急通行車両確認計画 第３ 輸送手段の確保（P. 281）」を参照。

第４　輸送路線の確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 18 節 緊急通行車両確認計画 第４ 輸送路線の確保（P. 282）」を参照。

第 19 節　応急公用負担と労働力の確保

（ 総務部 ）

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第１　従事命令等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 19 節 応急公用負担と労働力の確保 第１ 従事命令等（P. 283～P. 284）」を参照。

第２　物的応急公用負担

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 19 節 応急公用負担と労働力の確保 第２ 物的応急公用負担（P. 284～P. 285）」を参照。

第３　労務者の確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 19 節 応急公用負担と労働力の確保 第３ 労働者の確保（P. 285）」を参照。

第 20 節　保健衛生計画

（ 市民環境部・健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」により行うものとする。

第１　防疫計画

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 20 節 保健衛生計画 第１ 防疫計画（P. 286～P. 287）」を参照。

第２　健康管理

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 20 節 保健衛生計画 第２ 健康管理（P. 287～P. 288）」を参照。

第３　生活衛生の確保

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 20 節 保健衛生計画 第３ 生活衛生の確保（P. 288）」を参照。

第 21 節　災害ボランティア連携計画

（ 健康福祉部・社会福祉協議会）

第１　実施体制の確立

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 21 節 災害ボランティア連携計画 第１ 実施体制の確立（P. 280～P. 281）」を参照。

第２　災害ボランティアの活動内容

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 21 節 災害ボランティア連携計画 第２ 災害ボランティアの活動内容（P. 292）」を参照。

第 22 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

（ 市民環境部 ）

第１　計画の方針

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第１ 計画の方針（P. 293）」を参照。

第２　災害ごみの処理

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第２ 災害ごみの処理（P. 293）」を参照。

第３　災害し尿の処理

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第３ 災害し尿の処理（P. 294）」を参照。

第４　仮設トイレの設置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第４ 仮設トイレの設置（P. 294）」を参照。

第５　災害廃棄物の処理

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第５ 災害廃棄物の処理（P. 294～P. 296）」を参照。

第６　廃棄物処理施設の応急復旧

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第６ 廃棄物処理施設の応急復旧（P. 296）」を参照。

第 23 節　文教対策計画

（ 教育委員会 ）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第１　学校の災害直後の措置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 23 節 文教対策計画 第１ 学校の災害直後の措置（P. 287）」を参照。

第２　避難所開設への支援

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 23 節 文教対策計画 第２ 避難所開設への支援（P. 297）」を参照。

第３　教材、学用品等の調達及び支給

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 23 節 文教対策計画 第３ 教材、学用品等の調達及び支給（P. 298）」を参照。

第４　学校給食等の措置

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 23 節 文教対策計画 第４ 学校給食等の措置（P. 298）」を参照。

第５　文化財の保護

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 23 節 文教対策計画 第５ 文化財の保護（P. 298）」を参照。

第 24 節　公共施設応急工事計画

（ 市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急・復旧を図るための対策を確立する必要がある。

このため、必要に応じ、法令及び各種措置の運用の見直し、制度の創設について検討する。

また、国、他都道府県、市及び関係団体と協力・連携した調査・設計及び工事等の実施体制の構築、人員や事業予算の確保、必要な措置を講じるものとする。

第１　公共土木施設

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 25 節 公共施設応急工事計画 第１ 公共土木施設（P. 301～P. 302）」を参照。

第２　農地及び農業用施設等

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 25 節 公共施設応急工事計画 第２ 農地及び農業用施設等（P. 302）」を参照。

第３　学校施設

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 25 節 公共施設応急工事計画 第３ 学校施設（P. 303）」を参照。

第４　その他の公共施設

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第 25 節 公共施設応急工事計画 第４ その他の公共施設（P. 303）」を参照。

第 25 節　建築物・宅地等応急対策計画

（ 市民環境部・建設部 ）

大規模な地震・津波により被災した建築物及び宅地等について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

第１　人材育成の確保

１　講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。

２　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

第２　応急危険度判定活動

１　県は市、建築団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図る。

２　県は市の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市と連携して判定活動を実施する。

第３　被災建築物への対応

１　県及び市は、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

２　市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第４　被災宅地への対応

「第２部 風水害対策編 第１章 災害応急対策計画 第２節 建築物・宅地等応急対策計画 第２ 被災宅地への対応（P. 304）」を参照。

第２章　災害復旧・復興計画

項目	関連部署	ページ
第１節　災害復旧・復興の基本方針	全部	379
第２節　公共土木施設災害復旧計画	経済部、建設部	380
第３節　農林水産施設災害復旧計画	経済部	381
第４節　その他の災害復旧計画	建設部、教育委員会	382
第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	383
第６節　大規模災害からの復興に関する法律	全部	385
第７節　復興計画	全部	386

第１節　災害復旧・復興の基本方針

（ 全部 ）

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的な解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、市及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第２節　公共土木施設災害復旧計画

（ 経済部・建設部 ）

国土交通省、農林水産省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施するものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第２節 公共土木施設災害復旧計画 第１ 実施機関（P. 308）」を参照。

第２　復旧方針

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第２節 公共土木施設災害復旧計画 第２ 復旧方針（P. 308）」を参照。

第３　対策事業

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第２節 公共土木施設災害復旧計画 第３ 対策事業（P. 308～P. 309）」を参照。

第４　財政援助

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第２節 公共土木施設災害復旧計画 第４ 財政援助（P. 309）」を参照。

第３節　農林水産施設災害復旧計画

（ 経済部 ）

農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施するものとする。

第１　実施機関

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第３節 農林水産施設災害復旧計画 第１ 実施機関（P. 310）」を参照。

第２　復旧方針

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第３節 農林水産施設災害復旧計画 第２ 復旧方針（P. 310）」を参照。

第３　対策事業

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第３節 農林水産施設災害復旧計画 第３ 対策事業（P. 310～P. 311）」を参照。

第４　財政援助

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第３節 農林水産施設災害復旧計画 第４ 財政援助（P. 311）」を参照。

第５　分担金の徴収

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第３節 農林水産施設災害復旧計画 第５ 分担金の徴収（P. 311）」を参照。

第４節　その他の災害復旧計画

（ 建設部・教育委員会 ）

第１　住宅災害復旧計画

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第４節 その他の災害復旧計画 第１ 住宅災害復旧計画（P. 312～P. 313）」を参照。

第２　公立学校施設災害復旧計画

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第４節 その他の災害復旧計画 第２ 公立学校施設災害復旧計画（P. 313）」を参照。

第３　水道施設の復旧計画

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第４節 その他の災害復旧計画 第３市等以外の水道事業（P. 313）」を参照。

第５節　被災者の生活支援に向けたトータルケア

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会 ）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の生活支援のための措置を講じるものとする。

第１　被災者に対する生活支援等

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第１ 被災者に対する生活支援等（P. 314）」を参照。

第２　被災者に対する生活相談

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第２ 被災者に対する生活相談（P. 314～P. 315）」を参照。

第３　り災証明書の発行

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第３ り災証明書の発行（P. 315～P. 320）」を参照。

第４　被災者台帳の作成等

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第４ 被災者台帳の作成等（P. 321～P. 322）」を参照。

第５　災害弔慰金等の支給及び貸付制度

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第５ 災害弔慰金等の支給及び貸付制度（P. 323～P. 324）」を参照。

第６　租税の徴収猶予、減免等

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第６ 租税の徴収猶予、減免等（P. 324～P. 325）」を参照。

第７　その他郵便事業等の特別取扱い

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧・復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第７ その他郵便事業等の特別扱い（P. 326）」を参照。

第８　被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧･復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第８ 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等（P. 327）」を参照。

第９　災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

「第２部 風水害対策編 第２章 災害復旧･復興計画 第５節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第９ 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発（P. 327）」を参照。

第６節　大規模災害からの復興に関する法律

（ 全部 ）

大規模災害からの復興に関する法律は、大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める日本の法律である。東日本大震災の経験を踏まえて平成 25 年（2013 年）6 月 21 日に公布・施行された。また、規定の一部は平成 25 年（2013 年）8 月 30 日に施行された。

特定大規模災害（災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害）が発生した際に内閣総理大臣を本部長とする「復興対策本部」を置くことができる（第 4 条）とし、政府に「国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する」（第 3 条）ことを基本理念とした「復興基本方針」の策定を義務づけている（第 8 条）。

また、復興対策本部が定めた復興計画を国が実行するために都市計画法、土地改良法、森林法等の規定に対する「特別の措置」を行使することが出来ることを定めているほか、被災市町村が実施すべき災害復旧事業を被災自治体の要請に基づき国が代行出来る措置などを定めている。

都市計画上の特例と災害復旧事業の権限代行措置については第 2 条第 9 号に規定する特定大規模災害等（特定大規模災害ならびにその他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害）にこれらの措置を適用出来ることとしている。

熊本地震による災害は、「平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」（平成 26 年政令第 218 号。同年 5 月 10 日閣議決定、5 月 13 日公布・施行）により、「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定される「非常災害」に指定され、本法律の適用第一号となった。

これに基づき、国（国土交通省）が県道熊本高森線（俵山トンネルを含む俵山バイパス区間）と南阿蘇村道栃の木～立野線（阿蘇長陽大橋を含む区間）の災害復旧事業を代行することを発表している。

第７節　復興計画

（ 全部 ）

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業との調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受けた場合、県に対し、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を要請することができるものとする。

また、市は、必要な場合は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

その際、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

第１　宇土市震災復興計画

１　第６次宇土市総合計画と宇土市震災復興計画（第１期）

熊本地震からの早期復旧・復興を実現するため、「宇土市震災復興計画（第１期）」（平成２８～３０年度）を策定し、市民と事業者、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進してきた。

第６次宇土市総合計画では、この「宇土市震災復興計画（第１期）」の指針を継承し、「復興から発展へ　未来へ“輝くふるさと”宇土」の将来像の実現に向け、“輝くふるさと”づくりの柱（施策の大綱）の１つに「“輝く”未来～震災からの復興～【震災復興】」を定めている。迅速で効果的な災害からの復旧に引き続き取り組むとともに、災害前よりも強い防災面を強化したまちづくりを進めるため、災害危険箇所に対する減災対策、震災・風水害に備えた防災拠点の整備・機能向上、防災施設・設備の充実を図る。

また、市民と事業者、行政が協働による災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織などの結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高める。

２　第６次宇土市総合計画の内容

第６次宇土市総合計画の「“輝く未来”～震災からの復興～【震災復興】」に記載されている内容は以下のとおりである。

〈施策１-１　災害からの早期復旧〉

- 〈施策１－１－１〉被災者の住まいの再建に向けた支援
  - 宅地などの復旧
  - 住宅の耐震化促進
  - 応急仮設住宅入居者への支援
- 〈施策１－１－２〉被災者の生活再建に向けた支援
  - 被災者生活再建支援金などによる生活再建支援
  - 地域支え合いセンターによる相談・支援

〈施策１－２　災害に強いまちづくりの推進〉

- 〈施策１－２－１〉避難所の見直し・機能強化
  - 防災広場などの新設・強化
  - 避難所の指定及び運用方法の改善
  - 難路の整備や避難経路の見直し
- 〈施策１－２－２〉防災基盤の強化
  - 防災施設機材などの配置
  - 防災施設の設置
  - 新庁舎の建設
- 〈施策１－２－３〉施設の耐震化の推進
  - 公共施設の耐震化による防災機能の強化
- 〈施策１－２－４〉市民や事業者，行政が連携した防災活動の充実
  - 市民や事業者の防災意識の啓発
  - 自主防災組織などの育成・支援

〈施策１－３　治山・治水対策の推進〉

- 〈施策１－３－１〉治山・砂防対策の充実
  - 砂防施設の整備
  - 治山事業の推進
- 〈施策１－３－２〉治水対策の充実
  - 河川・水路の整備
  - 河川監視カメラの設備

〈施策１－４　消防・救急体制の充実〉

- 〈施策１－４－１〉消防体制の充実
  - 常備消防体制の充実
  - 地域の消防体制の確保
  - 市民の防火意識の啓発
  - 消防施設の充実
  - 消防団詰所及び積載車格納庫の整備
  - 消防庁舎の新設
- 〈施策１－４－２〉救急体制の充実
  - 救急医療体制の市民周知

宇土市地域防災計画書

第４部
原子力災害対策編

宇土市防災会議

目　　次

第４部　原子力災害対策編

第１章　総　則　・・・

宇土市地域防災計画　原子力災害対策編　項目別担当部局

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	総則	第1節	計画の目的	389	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	計画の性格	389	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	計画の見直し	389	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節	計画の周知徹底	390	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	391	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章	防災活動体制	第1節	災害対策本部等の体制	398	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	398	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3章	災害予防計画	第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	屋内退避等に係る体制の整備	401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	健康相談及び医療体制の整備	401				○								
		第4節	原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発	401	○											
		第5節	防護資機材の確保	401	○			○	○	○			○			
		第6節	防災訓練の実施	401	○	○					○		○			
第4章	災害応急対策計画	第1節	情報の連絡	402	○											
		第2節	住民避難等の防護活動	402	○		○	○	○	○	○		○			
		第3節	健康相談及び医療の実施	403				○								
第5章	災害復旧計画	第1節	風評被害等の影響軽減	404	○	○		○	○							
		第2節	住民健康相談	404				○								
		第3節	放射性物質による汚染の除去等	404	○	○	○			○						
		第4節	支援措置その他	404	○	○	○	○	○	○	○					

第１章　総　則

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては宇土市内へ影響を及ぼす可能性がある。

熊本県は、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定し、原子力防災に関する関係機関の事務又は業務の中で、市町村の事務又は業務を、「原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発」、「原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成」、「原子力防災に関する訓練の実施」、「屋内退避等に関する広報・指示」、「避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等」、「健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力」、「住民への原子力災害に関する情報伝達」、「所在県からの避難の受入れに関する協力」と定めている。

そのため、本市においても原子力災害対策計画を策定することとする。

第１節　計画の目的

（ 全部 ）

この計画は、九州内に所在する２原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

■九州内に所在する原子力発電所

名称	所在地
玄海原子力発電所	佐賀県玄海町
川内原子力発電所	鹿児島県薩摩川内市

第２節　計画の性格

（ 全部 ）

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第３節　計画の見直し

（ 全部 ）

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められている。

今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画においても、必要な追補、修正等を行っていく。

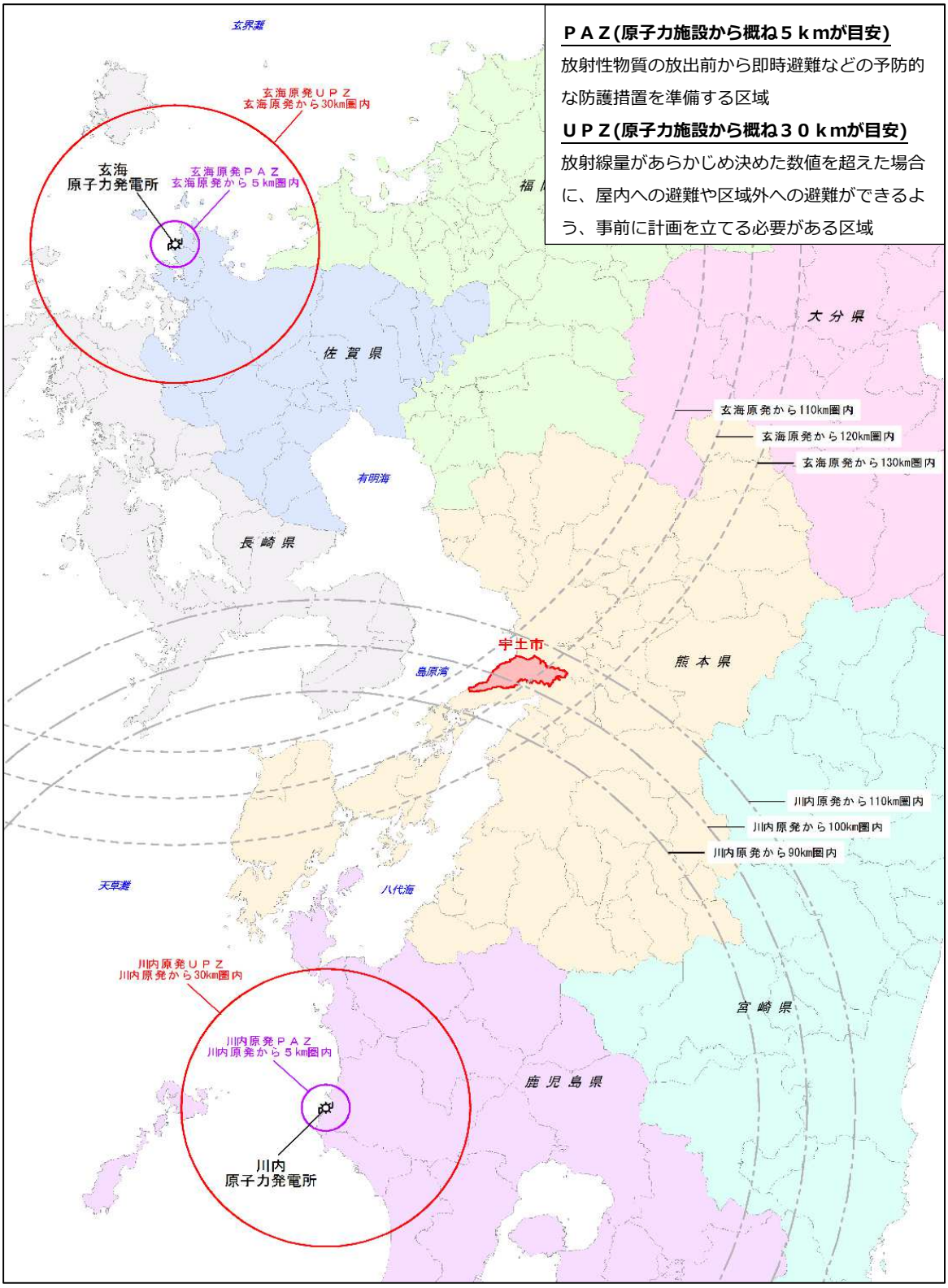
第４節　計画の周知徹底

（ 全部 ）

この計画は、市の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民に対しても周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

■原子力発電所と本市の位置関係



第５節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

（ 全部 ）

１　原子力発電所の概要

■玄海原子力発電所

ユニット		１号機	２号機	３号機	４号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約 87 万 m²			
電気出力		55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料	種別	―	―	低濃縮(約 4%) 二酸化ｳﾗﾝ ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ 混合酸化物	低濃縮 （約 4～5%） 二酸化ｳﾗﾝ
	装荷量	―	―	約 89 トン	約 89 トン
営業運転開始日		昭 50. 10. 15	昭 56. 3. 30	平 6. 3. 18	平 9. 7. 25
運転終了日		平 27. 4. 27	平 31. 4. 9	－	

■川内原子力発電所

ユニット		１号機	２号機
所在地		鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	
用地面積		約 145 万平方メートル（埋立面積約 10 万 m² を含む）	
電気出力		89 万 kW	89 万 kW
原子炉		軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）	
燃料	種別	低濃縮（約 4～5%）二酸化ｳﾗﾝ	
	装荷量	約 74 トン	約 74 トン
営業運転開始日		昭 59. 7. 4	昭 60. 11. 28

２　原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域である（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋）が、宇土市においては、これらの区域内に位置していないため、該当しない。

(1)　防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「ＥＡＬ」という。表１を参照。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。

ＰＡＺの具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「ＩＡＥＡ」という。）の国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

(2)　緊急時防護措置を準備する区域
（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、ＥＡＬ、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「ＯＩＬ」という。表２を参照。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

■表１　緊急事態区分と緊急時活動レベル　ＥＡＬ：Emergency Action Level

	現行の原災法等における基準を採用した当面のＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態	１．原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ２．原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ３．原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ４．全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ５．原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ６．使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ７．原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ８．原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ９．重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 10．燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 11．当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 12．当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 13．オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 14．当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 15．その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	１．原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ２．原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ３．全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 ４．非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 ５．原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ６．使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ７．子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ８．原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ９．火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 10．原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。

	現行の原災法等における基準を採用した当面のＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
施設敷地緊急事態	11. 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 12. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 14. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
全面緊急事態	１．原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ２．原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ３．原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ４．原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ５．全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ６．全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ７．炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ８．蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ９．使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 10. 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 11. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 12. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 13. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

■表２　ＯＩＬと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40、000 cpm※3（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13、000 cpm※4【1ヶ月後の値】（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h※6（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2、000 Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。

ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

３　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1)　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出された放射性物質は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向によっては本市にも影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2)　被ばく経路

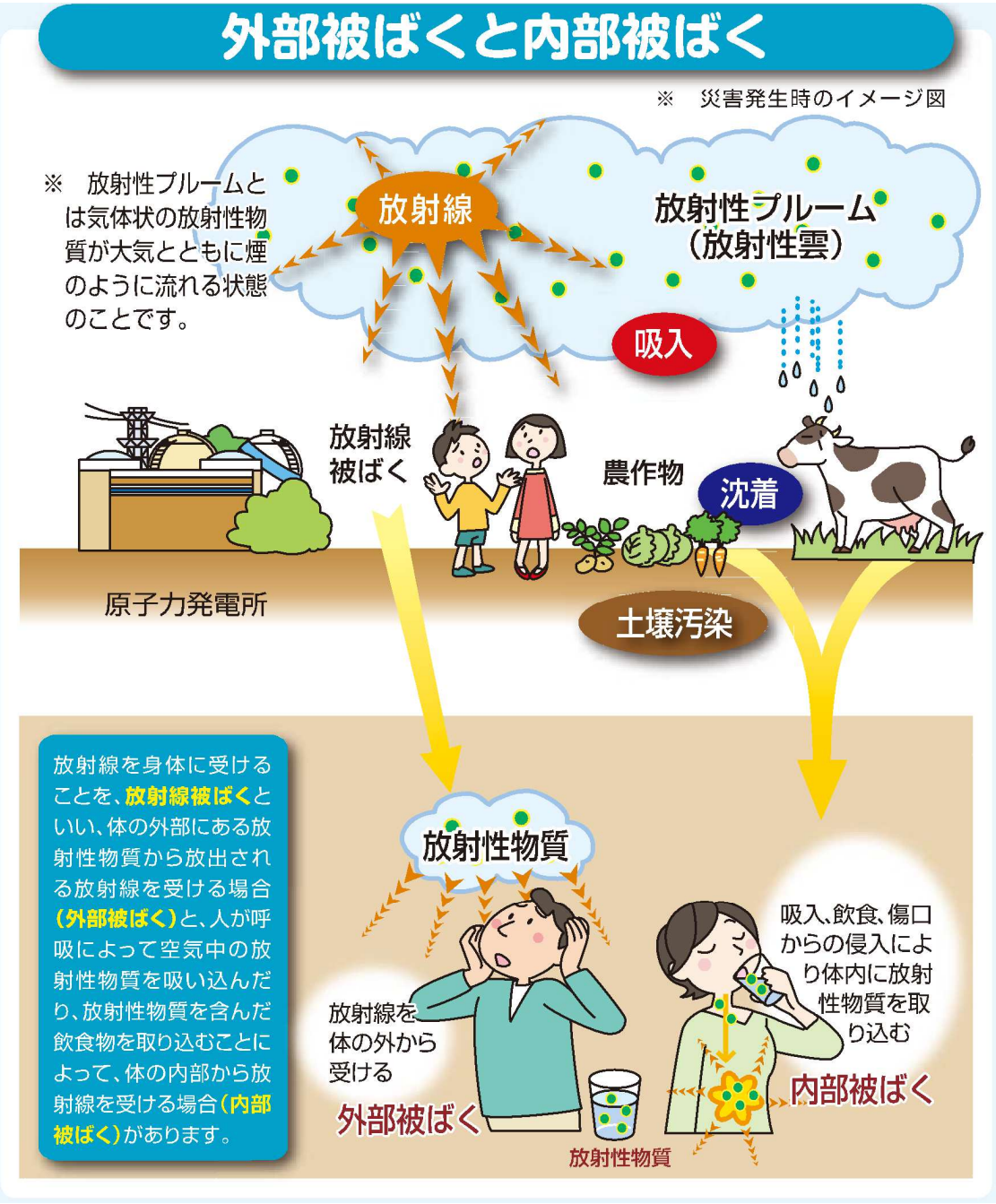
被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。

これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

ア　外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。

イ　内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

■外部被ばくと内部被ばく



出典：福岡県「原子力防災の手引」

第２章　防災活動体制

第１節　災害対策本部等の体制

（ 全部 ）

市は、以下の表に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、市地域防災計画の他の計画を準用するとともに、県及び関係機関との密接な連携体制の確保を図る。

■体制の種類と基準及び主な活動

体制区分	配備基準	主な活動
警戒体制	①　発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②　県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	・　気象に関する警報が発表された場合の警戒体制（必要に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	①　発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②　県の環境放射線モニタリングにより異常値を検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	・　風水害に関する災害警戒本部体制（必要に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	①　本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	・　風水害に関する災害対策本部体制

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

（ 全部 ）

市、県及び関係機関の業務は、市地域防災計画の共通編における事務又は業務に加え、原子力災害対策に関して、特に下記に規定する事務又は業務とする。

１　市

(1)　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
(2)　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
(3)　原子力防災に関する訓練の実施
(4)　屋内退避等に関する広報・指示
(5)　避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等
(6)　健康相談及び原子力災害医療体制の整備に関する県への協力
(7)　住民への原子力災害に関する情報伝達
(8)　所在県からの避難の受入れに関する協力

２　県

(1)　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
(2)　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
(3)　原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言
(4)　環境放射線モニタリング体制の整備
(5)　食品検査体制の整備
(6)　健康相談及び原子力災害医療体制の整備
(7)　原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報
(8)　国の指示等による屋内退避等の実施に関する市への情報伝達及び関係機関間の調整
(9)　県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整

３　熊本地方気象台

(1)　災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説

４　九州地方整備局

(1)　陸路による避難が困難な場合の住民避難支援

５　自衛隊

政府原子力災害対策本部指示に基づき、状況により次の事項を実施

(1)　環境放射線モニタリングの支援
(2)　県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援

６　日本赤十字社（熊本県支部）

(1)　健康相談及び原子力災害医療体制の整備に関する県への協力

７　九州電力株式会社

(1)　原子力災害に関する状況把握及び情報提供

第３章　災害予防計画

第１節　情報の収集・連絡体制等の整備

（ 全部 ）

１　情報の収集・伝達体制の整備

市は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び県との情報収集・連絡体制を整備する。

県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、市、県及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

２　住民等への情報伝達体制の整備

市及び県は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、市及び県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

県は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、市に助言する。

さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

第２節　屋内退避等に係る体制の整備

（ 全部 ）

市及び県は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改訂等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第３節　健康相談及び医療体制の整備

（ 健康福祉部 ）

市及び県は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の避難退域時検査等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、市及び県は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第４節　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発

（ 総務部 ）

市は、県及び関係機関と連携して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

1　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
2　原子力発電所施設の概要に関すること。
3　原子力災害とその特性に関すること。
4　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
5　緊急時に国、県及び市等が講じる対策の内容に関すること。
6　原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
7　屋内退避及び避難等に関すること。
8　緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
9　被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
10　安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。
11　その他原子力防災に関すること。

第５節　防護資機材の確保

（ 総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部・建設部・支所 ）

市は、県及び関係機関と連携して、必要な資機材等の確保に努める。

第６節　防災訓練の実施

（ 総務部・企画財政部・教育委員会・支所 ）

市は、県及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第４章　災害応急対策計画

第１節　情報の連絡

（ 総務部 ）

１　市から住民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

(1)　事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
(2)　事故の状況と今後の予測
(3)　発電事業者における対策状況
(4)　所在県等における対策状況
(5)　屋内退避等が必要となる区域
(6)　市及び県の対策状況
(7)　対象住民等がとるべき行動
(8)　その他必要な事項

２　相談窓口の設置

市は、県と連携し、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第２節　住民避難等の防護活動

（ 総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

市は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、市は、国、県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、住民へ避難等を指示する。

この場合、市は、県と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

１　屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
２　避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

住民避難に当たって、市は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

なお、県及び県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、交通規制等を要請する。

また、迂回路の確保等についても連携して対応する。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第３節　健康相談及び医療の実施

（ 健康福祉部 ）

市及び県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

また、市及び県は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第５章　災害復旧計画

第１節　風評被害等の影響軽減

（ 総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部 ）

市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

１　農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

２　被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

３　県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

４　県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

５　原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第２節　住民健康相談

（ 健康福祉部 ）

市は、県及び医療機関と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第３節　放射性物質による汚染の除去等

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・建設部 ）

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第４節　支援措置その他

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会 ）

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、市地域防災計画の風水害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。

宇土市地域防災計画書

第５部
火事災害対策編

宇 土 市 防 災 会 議

目　　次

第５部　火事災害対策編

第１章　大規模な火事災害対策編　・・・・・・・・・・・・ 405
第１節　災害予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第２節　災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 406
第３節　災害復旧・復興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407

第２章　林野火災対策編　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408
第１節　災害予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408
第２節　災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 410
第３節　災害復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411

宇土市地域防災計画　火事災害対策編　項目別担当部局

章・節			項　目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	大規模な火事災害対策編	第1節	災害予防	405	○			○	○	○						
		第2節	災害応急対策	406	○					○						
		第3節	災害復旧・復興	407	○				○	○						
第2章	林野火災対策編	第1節	災害予防	408	○				○							
		第2節	災害応急対策	410	○				○							
		第3節	災害復旧	411	○				○							

第１章　大規模な火事災害対策編

第１節　災害予防

（ 総務部・健康福祉部・経済部・建設部 ）

１　災害に強いまちづくり

(1)　災害に強いまちの形成

ア　県及び市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ　県及び市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2)　火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

（ア）県及び市、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう 定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

（イ）県及び市、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ　建築物の防火管理体制

県及び市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ　建築物の安全対策の推進

（ア）県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

（イ）県及び市町村、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、

不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

（ウ）県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

２　防災知識の普及

(1)　防災知識の普及

県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(2)　防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1)　避難の受入れ及び情報提供活動関係

指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2)　施設、設備の応急復旧活動関係

県及び市、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(3)　防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ　消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

第２節　災害応急対策

（ 総務部・建設部 ）

１　消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

２　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

第３節　災害復旧・復興

（ 総務部・経済部・建設部 ）

１　計画的復興の進め方

県及び市は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。イ　県及び市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

２　被災者等の生活再建等の支援

県及び市は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

３　被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第２章　林野火災対策編

第１節　災害予防

（ 総務部・経済部 ）

１　林野火災に強い地域づくり

ア　県及び市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

イ　県及び市は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。

ウ　森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

２　防災活動の促進

(1)　防災知識の普及

ア　県及び市、消防機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

イ　県及び市は、本県の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

ウ　県及び市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

(2)　県民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

(3)　林野火災に対する警戒の強化

ア　県及び市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。

イ　市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

ウ　県及び市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

(4)　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(1)　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

県及び市等は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

(2)　消火活動関係

ア　消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ　県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ　県及び市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。

エ　県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

オ　県及び市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

カ　県及び市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(3)　応急復旧及び二次災害の防止活動関係

県及び市は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

(4)　防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

イ　消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

第２節　災害応急対策

（ 総務部・経済部 ）

１　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1)　災害情報の収集・連絡

ア　一般被害情報等の収集・連絡

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

(2)　地方公共団体の活動体制

県及び被災市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(3)　事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする県及び市との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(3)　災害情報の収集・連絡

ア　消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

イ　県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

２　消火活動

(1)　消火活動

ア　消防機関等による消火活動

① 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

② 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

③ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

イ　被災地域外の地方公共団体による応援

① 県及び被災市は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

② 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

③ 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

④ 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

３　情報提供活動

(1)　要配慮者への配慮

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

４　応急復旧及び二次災害の防止活動

ア　県及び市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

イ　県及び市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第３節　災害復旧

（ 総務部・経済部 ）

県及び市は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

宇土市地域防災計画書

第6部

災害危険箇所編

宇土市防災会議

目　　次

第６部　災害危険箇所編

１．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 412
２．土砂災害警戒区域等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413
３．地区別避難路一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 418
４．災害を防止するために対策が必要な箇所　・・・・・・ 423

1. 用語の定義等

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの危険がある区域のうち土砂災害防止法（正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県知事が指定した地域。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）がある。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、災害が発生した場合に特に著しい危害が発生する恐れがある区域。レッドゾーンと呼ばれることもある。 本区域に指定されると建築物に対する規制や特定開発行為に対する許可が必要となる。

2. 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等指定一覧表 （宇土市）

番号	区 域 名	渓流・箇所番号	町・大字	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	告示年月日
1	小部田１－１	211-1-031-1	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
2	小部田１－２	211-1-031-2	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
3	小部田２	211-1-032	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
4	笠岩（Ｂ）	211-1-035	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
5	笠岩	211-1-036	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
6	中村－１	211-1-037-1	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
7	中村－２	211-1-037-2	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
8	川内（Ｂ）	211-1-039	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
9	本網津１－１	211-1-040-1	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	本網津１－２	211-1-040-2	網津町			平成19年3月28日
10	本網津１－３	211-1-040-3	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
11	馬門（Ａ）－１	211-1-041-1	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
12	馬門（Ａ）－２	211-1-041-2	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
13	馬門１	211-1-042	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	馬門３	211-1-043	網津町			平成19年3月28日
14	馬門（Ｂ）	211-1-044	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	割井川１－１	211-1-045-1	網津町			平成19年3月28日
15	割井川１－２	211-1-045-2	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
16	割井川２	211-1-048	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	上平原１	211-1-049	網津町			平成19年3月28日
17	旭１	211-1-050	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
18	旭２	211-1-051	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
19	梅咲	211-1-052	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
20	本網津２	211-2-021	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
21	馬門４	211-2-022	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
22	馬門５	211-2-023	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
23	馬門６	211-2-024	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	馬門７	211-2-025	網津町			平成19年3月28日
24	馬門２	211-2-026	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	割井川１	211-2-029	網津町			平成19年3月28日
削除	割井川２	211-2-030	網津町			平成19年3月28日
25	割井川３	211-2-031	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
26	割井川４	211-2-032	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
27	割井川５	211-2-033	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
28	上平原２－１	211-2-059-1	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
29	上平原２－２	211-2-059-2	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
30	上平原２－３	211-2-059-3	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
31	下平原（１）	211-2-060	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	下平原（２）	211-2-061	網津町			平成19年3月28日
32	潟１	211-2-062	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
33	旭３	211-2-063	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
34	旭４	211-2-064	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
35	梅咲１	211-2-067	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
36	梅咲２	211-3-015	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
37	辺田３	211-3-016	笹原町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
38	潟３	211-3-017	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
削除	本網津３	211-3-018	網津町			平成19年3月28日
39	本網津４	211-3-019	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
40	割井川８	211-3-020	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成19年3月28日
41	平原川５	211-1-011	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
42	平原川	211-1-012	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
43	割井川１	211-1-024	網津町	土石流		平成19年3月28日
44	割井川２	211-1-025	網津町	土石流		平成19年3月28日
45	馬門川２	211-1-026	網津町	土石流		平成19年3月28日
46	馬門川１	211-1-027	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
47	馬門川３	211-1-028	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
48	馬門川４	211-1-029	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
削除	本村川１	211-1-030	網津町			平成19年3月28日
削除	本村川２	211-1-031	網津町			平成19年3月28日
49	新川	211-1-032	住吉町	土石流		平成19年3月28日
50	藤迫川	211-2-006	網津町	土石流	○	平成19年3月28日
51	馬門川５	211-2-013	網津町	土石流		平成19年3月28日
52	浦小松－１	211-1-022-1	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
53	浦小松－２	211-1-022-2	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
54	東長浜－２	211-1-025-2	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
55	長浜－１	211-1-026-1	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
56	長浜－２	211-1-026-2	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
57	多出迫１	211-1-027	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
58	小池（Ｂ）－２	211-1-029-2	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
59	長部田－１	211-1-030-1	住吉町網津町長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
60	長部田－２	211-1-030-2	住吉町網津町長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
61	多出迫２－１	211-2-018-1	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
62	多出迫２－２	211-2-018-2	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
63	小池２	211-2-020	網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
64	笠爪１	211-2-027	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
65	笠爪３	211-2-028	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日

土砂災害警戒区域等指定一覧表（宇土市）

番号	区域名	渓流・箇所番号	町・大字	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	告示年月日
66	田平２	211-3-009	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
67	小松	211-3-010	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
68	多出迫３	211-3-011	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
69	小池３	211-3-012	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
70	小池４	211-3-013	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
71	小池５	211-3-014	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	平成21年3月31日
72	長浜川	211-1-038	長浜町	土石流	○	平成21年3月31日
73	堂園川	211-1-043	上網田町	土石流		平成23年3月18日
74	宮の前川	211-1-044	上網田町下網田町	土石流		平成23年3月18日
75	中登川	211-1-045	上網田町下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
76	下戸田川２	211-1-046	下網田町	土石流		平成23年3月18日
77	西原川１	211-1-047	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
78	西原川２	211-1-048	下網田町	土石流		平成23年3月18日
削除	辺田目川	211-1-049	下網田町			平成23年3月18日
79	御輿来川４	211-1-050	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
80	御輿来川２	211-1-051	下網田町	土石流		平成23年3月18日
81	東川２	211-2-015	上網田町下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
82	東川３	211-2-016	上網田町下網田町	土石流		平成23年3月18日
83	東川１	211-2-017	上網田町下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
84	御輿来川１	211-2-018	下網田町	土石流		平成23年3月18日
85	平岩川３	211-2-019	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
86	平岩川４	211-2-020	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
87	平岩川５	211-2-021	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
88	平岩川６	211-2-022	下網田町	土石流	○	平成23年3月18日
89	御興来１－１	211-1-010-1	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
90	御興来１－２	211-1-010-2	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
91	御興来１－３	211-1-010-3	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
92	辺田目１－１	211-1-011-1	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
93	辺田目１－２	211-1-011-2	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
94	辺田目１－３	211-1-011-3	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
95	辺田目２	211-1-012	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
96	辺田目３－１	211-1-013-1	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
97	辺田目３－２	211-1-013-2	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
98	網立西	211-1-015	戸口町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
99	網立	211-1-016	戸口町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
100	網立東	211-1-017	戸口町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
101	亀崎１	211-1-018	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
102	亀崎２	211-1-019	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
103	塩屋	211-1-020	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
104	御興来２	211-2-007	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
105	屋敷平	211-2-008	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
106	御興来３	211-2-009	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
107	古屋敷１	211-2-010	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
108	古場田１	211-2-011	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
109	古場田２	211-2-012	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
110	米の口	211-2-013	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
111	辺田目４	211-2-014	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
112	新地２	211-2-016	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
113	平岩４	211-3-004	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
114	平岩５	211-3-005	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
115	平岩６	211-3-006	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
116	辺田目５	211-3-007	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成23年3月18日
117	中村川１	211-1-033	住吉町	土石流	○	平成25年3月26日
118	中村川３	211-1-034	住吉町	土石流	○	平成25年3月26日
119	中村川２	211-1-035	住吉町	土石流	○	平成25年3月26日
120	笠岩川１	211-1-036	住吉町	土石流		平成25年3月26日
121	長部田川	211-1-037	住吉町網津町	土石流	○	平成25年3月26日
122	中作	211-1-014	戸口町	急傾斜地の崩壊	○	平成25年3月26日
123	堤	211-1-033	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成25年3月26日
124	笠岩（Ａ）	211-1-034	住吉町	急傾斜地の崩壊	○	平成25年3月26日
125	川内（Ａ）	211-1-038	住吉町網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成25年3月26日
126	西原	211-2-015	戸口町下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成25年3月26日
127	平岩川１	211-1-052	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
128	平岩川2	211-1-053	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
129	平岩川7	211-1-054	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
130	松山川1	211-1-055	赤瀬町	土石流		平成26年2月14日
131	赤瀬川-1	211-1-056-1	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
132	赤瀬川-2	211-1-056-2	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
133	本村川1	211-1-057	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
134	本村川2	211-1-058	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
135	本村川2右支川	211-1-059	赤瀬町	土石流		平成26年2月14日
136	本村川３	211-1-060	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
137	松山川	211-2-023	赤瀬町	土石流		平成26年2月14日
138	本村川	211-2-024	赤瀬町	土石流		平成26年2月14日
139	本村川4	211-2-025	赤瀬町	土石流	○	平成26年2月14日
140	赤瀬町本村1-1	211-1-002-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
141	赤瀬町本村2	211-1-003	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
142	赤瀬町本村3-1	211-1-004-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
143	赤瀬町本村3-2	211-1-004-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日

土砂災害警戒区域等指定一覧表（宇土市）

番号	区域名	渓流・箇所番号	町・大字	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	告示年月日
144	下西-1	211-1-005-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
145	下西-2	211-1-005-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
146	下西-3	211-1-005-3	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
147	下西-4	211-1-005-4	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
148	下西-5	211-1-005-5	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
149	下西-6	211-1-005-6	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
150	下西-7	211-1-005-7	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
151	下西-8	211-1-005-8	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
152	下西-9	211-1-005-9	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
153	下西-10	211-1-005-10	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
154	下西-11	211-1-005-11	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
155	赤瀬町本村4-1	211-1-006-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
156	赤瀬町本村4-2	211-1-006-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
157	下平岩-1	211-1-007-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
158	下平岩-2	211-1-007-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
159	平岩4	211-1-008	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
160	平岩5-1	211-1-009-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
161	平岩5-2	211-1-009-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
162	平岩5-3	211-1-009-3	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
163	赤瀬町本村1-1	211-2-001-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
164	赤瀬町本村1-2	211-2-001-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
165	赤瀬町本村2-1	211-2-002-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
166	赤瀬町本村2-2	211-2-002-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
167	赤瀬町本村2-3	211-2-002-3	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
168	赤瀬町本村3-1	211-2-003-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
169	赤瀬町本村3-2	211-2-003-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
170	赤瀬町本村3-3	211-2-003-3	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
171	平岩1-1	211-2-004-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
172	平岩1-2	211-2-004-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
173	平岩2	211-2-005	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
174	平岩3-1	211-2-006-1	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
175	平岩3-2	211-2-006-2	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
176	赤瀬町本村	211-3-002	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
177	赤瀬町松山5	211-3-003	赤瀬町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年2月14日
178	花園川	211-1-001	花園町	土石流	○	平成26年3月28日
179	上古閑川２	211-1-002	岩古曽町	土石流	○	平成26年3月28日
180	曽波多右支川（曽畑川右支川）	211-1-003	岩古曽町	土石流	○	平成26年3月28日
181	曽畑川	211-1-004	岩古曽町	土石流		平成26年3月28日
182	上古閑川３	211-2-001	岩古曽町	土石流	○	平成26年3月28日
183	上古閑川１	211-2-002	岩古曽町	土石流	○	平成26年3月28日
184	布古閑川	211-2-003	岩古曽町	土石流	○	平成26年3月28日
185	岩熊１	211-1-072	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
186	布古閑（Ａ）－１	211-1-073-1	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
187	布古閑（Ａ）－２	211-1-073-2	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
188	布古閑（Ｂ）	211-1-074	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
189	妙見１	211-1-075	岩古曽町花園台町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
190	岩熊２	211-2-096	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
191	布古閑	211-2-097	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
192	上古閑１	211-2-098	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
193	上古閑２	211-2-099	岩古曽町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
194	花園１	211-2-100	岩古曽町花園台町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
195	花園２	211-2-101	花園町岩古曽町花園台町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
196	妙見２	211-2-102	花園町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
197	妙見３	211-2-103	花園町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
198	花園２（花園３）	211-3-033	花園町花園台町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年3月28日
199	神合川１	211-1-006	神合町	土石流		平成26年4月4日
200	飯塚川	211-2-004	恵塚町	土石流		平成26年4月4日
201	仮屋平川	211-2-005	神合町	土石流	○	平成26年4月4日
202	飯塚－１	211-1-061-1	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
203	飯塚－２	211-1-061-2	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
204	飯塚－３	211-1-061-3	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
205	飯塚－４	211-1-061-4	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
206	飯塚－５	211-1-061-5	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
207	恵里２	211-1-062	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
208	神山１－１	211-1-067-1	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
209	神山１－２	211-1-067-2	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
210	神原２－１	211-1-068-1	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
211	神原２－２	211-1-068-2	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
212	神原２－３	211-1-068-3	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
213	神原２－４	211-1-068-4	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
214	鶴見塚１	211-2-076	恵塚町野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
215	恵里４	211-2-078	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
216	飯塚１	211-2-079	恵塚町椿原町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
217	飯塚３	211-2-081	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
218	飯塚５	211-2-083	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
削除	飯塚６	211-2-084	恵塚町			平成26年4月4日
219	飯塚７	211-2-085	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
220	神山３	211-2-091	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
221	神原１	211-2-092	神合町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日

土砂災害警戒区域等指定一覧表（宇土市）

番号	区域名	渓流・箇所番号	町・大字	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	告示年月日
222	飯塚８	211-3-029	野鶴町恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
223	飯塚５（恵里５）	211-3-030	恵塚町野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
224	飯塚９	211-3-031	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年4月4日
225	城迫川	211-1-013	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
226	白鹿川２	211-1-014	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
227	白鹿川３	211-1-015	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
228	白鹿川４	211-1-016	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
229	白鹿川１	211-1-017	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
230	小舟川１	211-1-018	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
231	小舟川２	211-1-019	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
232	小舟川３	211-1-020	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
233	小舟川４	211-1-021	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
234	小舟川５	211-1-022	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
235	清辻川１－１	211-1-023-1	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
236	清辻川１－２	211-1-023-2	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
237	阿呆川（阿保川）	211-2-007	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
238	猪伏川２	211-2-008	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
239	猪伏川１	211-2-009	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
240	猪伏川３	211-2-010	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
241	猪伏川４	211-2-011	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
242	清辻川２	211-2-012	網引町	土石流	○	平成26年10月17日
243	馬立６	211-1-046	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
244	白鹿３	211-1-047	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
245	清辻１	211-2-034	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
246	清辻２	211-2-035	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
247	清辻３	211-2-036	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
248	清辻４	211-2-037	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
249	清辻５	211-2-038	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
250	清辻６	211-2-039	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
251	馬立１	211-2-041	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
252	馬立２	211-2-042	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
253	馬立３	211-2-043	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
254	馬立４	211-2-044	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
255	馬立５	211-2-045	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
256	馬立７	211-2-046	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
257	馬立6（馬立16）	211-2-047	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
258	小舟	211-2-048	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
259	馬立８	211-2-049	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
260	馬立９	211-2-050	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
261	猪伏３	211-2-051	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
262	柳迫	211-2-052	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
263	白鹿１	211-2-053	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
264	白鹿２	211-2-054	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
265	猪伏１	211-2-055	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
266	猪伏２	211-2-056	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
267	阿保１	211-2-057	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
268	阿保２－１	211-2-058-1	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
269	阿保２－２	211-2-058-2	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
270	馬立１０	211-3-021	網引町網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
271	馬立１１	211-3-022	網引町網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
272	馬立１２	211-3-023	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
273	馬立１４	211-3-024	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
274	馬立１５	211-3-025	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
275	赤木	211-3-026	網引町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年10月17日
276	浦小松川１-1	211-1-039-1	長浜町	土石流	○	平成26年11月14日
277	浦小松川１-2	211-1-039-2	長浜町	土石流		平成26年11月14日
278	浦小松川１-3	211-1-039-3	長浜町	土石流	○	平成26年11月14日
279	浦小松川２	211-1-040	長浜町上網田町	土石流	○	平成26年11月14日
280	引の花川	211-1-041	上網田町	土石流	○	平成26年11月14日
281	上開拓川	211-1-042	上網田町	土石流	○	平成26年11月14日
282	田平川	211-2-014	上網田町	土石流	○	平成26年11月14日
283	新地1-1	211-1-021-1	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
284	新地1-2	211-1-021-2	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
285	新地1-3	211-1-021-3	上網田町下網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
286	引の花-1	211-2-017-1	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
287	引の花-2	211-2-017-2	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
288	際崎下1	211-3-008	上網田町	急傾斜地の崩壊	○	平成26年11月14日
289	後藤川	211-1-008	城塚町	土石流	○	平成27年5月19日
290	城塚川１	211-1-009	城塚町	土石流	○	平成27年5月19日
291	城塚川２	211-1-010	城塚町	土石流	○	平成27年5月19日
292	城塚	211-1-054	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
293	新村３	211-2-069	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
294	新村４	211-2-070	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
295	新村５	211-2-071	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
296	中野１	211-2-072	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
297	中野２	211-2-073	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
298	後藤１	211-2-086	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
299	後藤２	211-3-028	城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成27年5月19日
300	荒平川	343-2-001	松橋町曲野立岡町松山町	土石流	○	平成27年5月19日
301	岩熊川	211-1-005	岩古曽町富合町南田尻	土石流		平成27年12月4日
302	古屋敷	211-1-001	赤瀬町三角町中村	急傾斜地の崩壊	○	平成27年12月4日
303	赤瀬町本村1-2	211-1-002-2	赤瀬町三角町中村	急傾斜地の崩壊	○	平成27年12月4日
304	古屋敷2	211-3-001	赤瀬町三角町中村	急傾斜地の崩壊	○	平成27年12月4日
305	石打川（１）	321-1-021	三角町中村赤瀬町	土石流	○	平成27年12月4日
306	南田尻－１	342-2-001-1	富合町南田尻岩古曽町岩熊	急傾斜地の崩壊	○	平成28年3月18日
307	飯塚２	211-2-080	椿原町	急傾斜地の崩壊	○	平成28年3月25日
308	神合川２	211-1-007	石橋町神合町	土石流		平成29年1月13日
309	辺田１	211-1-053	笹原町網津町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日

土砂災害警戒区域等指定一覧表（宇土市）

番号	区域名	渓流・箇所番号	町・大字	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	告示年月日
310	伊津野1	211-1-055	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
311	鶴見塚2	211-1-057	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
312	鶴見塚	211-1-058	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
313	野鶴	211-1-059	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
314	三蔵1	211-1-065	宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
315	三蔵2	211-1-066	宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
316	栗崎-1	211-1-069-1	栗崎町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
317	栗崎-2	211-1-069-2	栗崎町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
318	伊無田-1	211-1-070-1	伊無田町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
319	伊無田-2	211-1-070-2	伊無田町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
320	上松山1-1	211-1-071-1	松山町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
321	上松山1-2	211-1-071-2	松山町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
322	旭6	211-2-065	笹原町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
323	旭7	211-2-066	笹原町城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
324	辺田2	211-2-068	笹原町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
325	伊津野3	211-2-074	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
326	伊津野4	211-2-075	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
327	三蔵3	211-2-087	宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
328	三蔵4-1	211-2-088-1	宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
329	三蔵4-2	211-2-088-2	宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
330	石橋	211-2-089	石橋町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
331	神山2	211-2-090	神馬町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
332	神原３	211-2-093	栗崎町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
333	南受	211-2-094	伊無田町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
334	上松山2	211-2-095	松山町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
335	居屋敷-1	211-2-104-1	立岡町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
336	居屋敷-2	211-2-104-2	立岡町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
337	新村2	211-3-027	笹原町城塚町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
338	馬場	211-3-032	神馬町	急傾斜地の崩壊	○	平成29年1月13日
339	赤瀬	31	赤瀬町	地すべり		平成29年1月31日
340	白瀬	76	赤瀬町	地すべり		平成29年1月31日
341	小池（Ａ）	211-1-028	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年1月28日
342	小池（Ｂ）－１	211-1-029-1	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年1月28日
343	小池１	211-2-019	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年1月28日
344	西長浜	(211-1-024)	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年3月23日
345	東長浜-1	(211-1-025-1)	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年3月23日
346	椿原B	(211-1-063)	椿原町	急傾斜地の崩壊	○	令和2年3月23日
347	柳迫川	(D-211-0004)	松山町不知火町御領	土石流		令和3年4月9日
348	荒平川	(D-211-0001)	上網田町	土石流	○	令和3年4月9日
349	川内川	(D-211-0002)	網津町	土石流	○	令和3年4月9日
350	後藤川2	(D-211-0003)	城塚町	土石流	○	令和3年4月9日
351	伊津野5	(K-211-0001)	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年4月9日
352	石橋2	(K-211-0002)	石橋町神馬町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年4月9日
353	米の口2	(K-211-0004)	下網田町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年4月9日
354	上松山3	(K-211-0005)	松山町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年4月9日
355	松山	(K-211-0006)	松山町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年4月9日
356	伊津野2	211-1-056	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年10月22日
357	椿原（Ａ）	211-1-064	椿原町宮庄町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年10月22日
358	清辻７	211-2-040	網引町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年10月22日
359	神馬	K-211-0008	神馬町古城町	急傾斜地の崩壊	○	令和3年10月22日
360	鶴見塚3	K-211-0009	野鶴町	急傾斜地の崩壊	○	令和5年3月17日
361	扇谷	J-211-3001	宮庄町	地すべり		令和5年11月10日
362	飯塚区	J-211-3002	恵塚町椿原町	地すべり		令和5年11月10日
363	辺田目	J-211-3003	下網田町戸口町	地すべり		令和5年11月10日
364	小松	211-1-023	長浜町	急傾斜地の崩壊	○	令和6年3月26日
365	恵里１	211-1-060	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	令和6年6月7日
366	恵里３	211-2-077	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	令和6年6月7日
367	本村川１	211-1-030	網津町	土石流		令和8年1月23日
368	本網津１－２	211-1-040-2	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
369	馬門３	211-1-043	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
370	割井川１－１	211-1-045-1	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
371	上平原１	211-1-049	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
372	馬門７	211-2-025	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
373	割井川１	211-2-029	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
374	割井川２	211-2-030	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
375	下平原（２）	211-2-061	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
376	本網津３	211-3-018	網津町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日
377	辺田目川	211-1-049	下網田町	土石流		令和8年1月23日
378	飯塚６	211-2-084	恵塚町	急傾斜地の崩壊	○	令和8年1月23日

土石流	94
急傾斜地の崩壊	279
地すべり	5
計	378

番号	地区名	路線名
1	花園	国道3号線
2	花園	県道八代鏡宇土線
3	花園	県道川尻宇土線
4	花園	宇土・三日線
5	花園	古保里・曲野線
6	花園	下松山・伊無田線
7	花園	ウキウキロード打越・岩熊
8	花園	潤・佐野線
9	花園	下松山・古保里線
10	花園	御領橋・栗崎線
11	花園	三日線
12	花園	佐野・三日線
13	花園	佐野・大曽1号線
14	花園	佐野1号線
15	花園	佐野・一本松線
16	花園	佐野・大曽2号線
17	花園	佐野・天神面線
18	花園	城之浦・上古閑線
19	花園	上古閑1号線
20	花園	上古閑2号線
21	花園	上古閑3号線
22	花園	上古閑4号線
23	花園	曽畑・上古閑1号線
24	花園	辺田1号線
25	花園	曽畑・辺田線
26	花園	辺田2号線
27	花園	辺田3号線
28	花園	曽畑・上古閑2号線
29	花園	曽畑線
30	花園	古保里・曽畑線
31	花園	岩熊・布古閑1号線
32	花園	岩熊・布古閑2号線
33	花園	布古閑1号線
34	花園	布古閑・曽畑1号線
35	花園	布古閑・曽畑2号線
36	花園	布古閑2号線
37	花園	潤川・堤防線
38	花園	岩熊・富合線
39	花園	水町中央線
40	花園	三日3号線
41	花園	古保里・立岡1号線
42	花園	古保里・立岡2号線
43	花園	古保里・立岡3号線
44	花園	古保里1号線
45	花園	本六丁目・善道寺線
46	花園	新松原線
47	花園	綾織・潤川線
48	花園	新松原・善道寺1号線
49	花園	新松原・善道寺2号線
50	花園	新松原・善道寺3号線
51	花園	前原2号線
52	花園	善道寺1号線
53	花園	古保里2号線
54	花園	古保里3号線
55	花園	古保里・境目1号線
56	花園	古保里・上松山1号線
57	花園	古保里4号線
58	花園	八津江団地線
59	花園	善道寺2号線
60	花園	善道寺・境目線
61	花園	境目線
62	花園	境目・村中線
63	花園	善道寺・境目団地線
64	花園	境目中央線
65	花園	松山団地内線
66	花園	境目・下松山線
67	花園	下松山・上松山1号線
68	花園	松山団地線
69	花園	松山団地1号線
70	花園	松山団地2号線
71	花園	松山団地3号線
72	花園	松山団地4号線
73	花園	松山団地5号線
74	花園	松山団地6号線
75	花園	松山団地7号線
76	花園	松山団地8号線
77	花園	松山団地9号線
78	花園	上松山1号線
79	花園	上松山2号線
80	花園	上松山3号線
81	花園	古保里・上松山線
82	花園	上松山・古保里線
83	花園	上松山4号線
84	花園	下松山・上松山2号線
85	花園	上松山・開田1号線
86	花園	上松山・開田3号線
87	花園	上松山・開田2号線
88	花園	上松山・下松山線
89	花園	松山・野田線
90	花園	上松山5号線
91	花園	上松山6号線
92	花園	柳迫線
93	花園	百合ヶ丘・松橋線
94	花園	畑中1号線
95	花園	畑中2号線
96	花園	松山・杉木線
97	花園	記念碑・下松山線
98	花園	下松山・伊無田1号線
99	花園	下松山中央線
100	花園	下松山・伊無田2号線
101	花園	伊無田・下松山線
102	花園	三日2号線
103	花園	下松山西側線
104	花園	下松山1号線
105	花園	下松山2号線
106	花園	下松山3号線
107	花園	下松山4号線
108	花園	下松山5号線
109	花園	下松山6号線
110	花園	桶底線
111	花園	曽畑・上古閑3号線
112	花園	境目・柳町線
113	花園	曽畑・上古閑4号線
114	花園	桜谷線
115	花園	水町1号線
116	花園	岩古曽線
117	花園	潤川・花園線
118	花園	花園1号線
119	花園	立岡1号線
120	花園	立岡2号線
121	花園	立岡3号線
122	花園	綾織・柳町線
123	花園	古保里境目2号線
124	花園	佐野・坂本線
125	花園	布古閑団地1号線
126	花園	布古閑団地2号線
127	花園	布古閑団地3号線
128	花園	古保里境目団地線
129	花園	上松山7号線
130	花園	五色坂1号線
131	花園	五色坂2号線
132	花園	五色坂3号線
133	花園	五色坂4号線
134	花園	五色坂5号線
135	花園	野田・四度橋線
136	花園	四度橋1号線
137	花園	四度橋2号線
138	花園	四度橋3号線
139	花園	四度橋4号線
140	花園	四度橋5号線
141	花園	二ツ枝1号線
142	花園	前原線
143	花園	百合ヶ丘中央線
144	花園	百合ヶ丘周回線
145	花園	百合ヶ丘1号線
146	花園	百合ヶ丘2号線
147	花園	百合ヶ丘3号線
148	花園	百合ヶ丘4号線
149	花園	百合ヶ丘5号線
150	花園	百合ヶ丘6号線
151	花園	百合ヶ丘7号線
152	花園	ウキウキロード1号線
153	花園	ウキウキロード2号線
154	花園	ウキウキロード3号線
155	花園	下松山7号線
156	花園	花園台1号線
157	花園	花園台2号線
158	花園	花園台3号線
159	花園	花園台4号線
160	花園	花園台5号線
161	花園	花園台6号線
162	花園	花園台7号線
163	花園	花園台8号線
164	花園	花園台9号線
165	花園	花園台10号線
166	花園	花園台11号線
167	花園	花園台12号線
168	花園	花園台13号線
169	花園	花園台14号線
170	花園	境目団地1号線
171	花園	境目団地2号線
172	花園	水町堤防線
173	花園	古保里5号線
174	花園	上松山8号線
175	花園	下松山8号線
176	花園	下松山9号線
177	花園	境目1号線
178	花園	境目2号線
179	花園	花園台15号線
180	花園	花園台16号線
181	花園	花園台17号線
182	花園	花園台18号線
183	花園	花園台19号線
184	花園	上松山9号線
185	花園	善道寺3号線
186	花園	善道寺4号線
187	花園	上松山10号線
188	花園	上松山11号線
189	花園	花園台22号線
190	花園	花園台23号線
191	花園	岩熊・布古閑3号線
192	花園	布古閑団地4号線
193	花園	曽畑・上古閑5号線
194	花園	花園2号線
195	花園	善道寺・立岡線
196	花園	三日4号線
197	花園	古保里・境目3号線
198	花園	上松山・下松山2号線
199	宇土	国道3号線
200	宇土	国道57号線
201	宇土	県道八代鏡宇土線
202	宇土	県道川尻宇土線
203	宇土	中央線
204	宇土	南段原線
205	宇土	北段原線
206	宇土	城之浦・三拾丁線
207	宇土	馬之瀬線
208	宇土	南走・築籠線
209	宇土	宇土駅東中央線
210	宇土	三拾町・馬之瀬1号線
211	宇土	三拾町・富合線
212	宇土	三拾町・園田線
213	宇土	三拾町・馬之瀬2号線
214	宇土	馬之瀬1号線
215	宇土	馬之瀬2号線
216	宇土	馬之瀬3号線
217	宇土	馬之瀬4号線
218	宇土	馬之瀬5号線
219	宇土	中橋・富合線
220	宇土	三拾町1号線
221	宇土	県道・三拾町線
222	宇土	中野線
223	宇土	中橋2号線
224	宇土	大坪団地6号線
225	宇土	大坪団地8号線
226	宇土	大坪団地7号線
227	宇土	三拾町2号線
228	宇土	馬之瀬6号線

番号	地区名	路線名
229	宇土	馬之瀬7号線
230	宇土	松原2号線
231	宇土	築籠・松原1号線
232	宇土	築籠・松原2号線
233	宇土	松原・築籠1号線
234	宇土	松原・築籠2号線
235	宇土	大坪団地1号線
236	宇土	大坪団地2号線
237	宇土	大坪団地3号線
238	宇土	大坪団地4号線
239	宇土	大坪団地5号線
240	宇土	松原3号線
241	宇土	松原4号線
242	宇土	松原団地1号線
243	宇土	松原団地2号線
244	宇土	松原団地3号線
245	宇土	松原団地4号線
246	宇土	松原団地5号線
247	宇土	松原団地6号線
248	宇土	松原団地7号線
249	宇土	城の浦・松原線
250	宇土	馬之瀬8号線
251	宇土	新松原1号線
252	宇土	新松原2号線
253	宇土	城之浦・江部線
254	宇土	旭町1号線
255	宇土	旭町2号線
256	宇土	築籠団地1号線
257	宇土	築籠団地2号線
258	宇土	石小路・石橋町線
259	宇土	石小路町1号線
260	宇土	石小路町2号線
261	宇土	石小路町3号線
262	宇土	船場・築籠線
263	宇土	浦川線
264	宇土	新小路町1号線
265	宇土	新小路町2号線
266	宇土	新小路町3号線
267	宇土	浦田・築籠線
268	宇土	北段原1号線
269	宇土	北段原2号線
270	宇土	北段原3号線
271	宇土	北段原・栄町線
272	宇土	老人ホーム・芝光苑線
273	宇土	南段原2号線
274	宇土	入地・南段原1号線
275	宇土	門内・本町線
276	宇土	一里木1号線
277	宇土	門内1号線
278	宇土	門内2号線
279	宇土	一里木2号線
280	宇土	浦田・門内町線
281	宇土	浦田・新町線
282	宇土	高柳・門内町線
283	宇土	浦田・新一丁目線
284	宇土	門内・入地1号線
285	宇土	門内・入地2号線
286	宇土	門内・入地3号線
287	宇土	門内・入地4号線
288	宇土	新屋敷・城線
289	宇土	本一丁目・宇土高前線
290	宇土	本一丁目・定府町線
291	宇土	新屋敷1号線
292	宇土	新屋敷2号線
293	宇土	新屋敷3号線
294	宇土	栄町・新町1号線
295	宇土	栄町・新町2号線
296	宇土	鎌田・高柳線
297	宇土	定府・塩田線
298	宇土	古城町1号線
299	宇土	古城町2号線
300	宇土	古城町3号線
301	宇土	古城町4号線
302	宇土	浦田1号線
303	宇土	浦田2号線
304	宇土	北段原4号線
305	宇土	旭町3号線
306	宇土	城之浦1号線
307	宇土	新松原3号線
308	宇土	松原・中野線
309	宇土	松原線
310	宇土	三拾町・園田2号線
311	宇土	三拾町・馬之瀬3号線
312	宇土	中橋線
313	宇土	築籠1号線
314	宇土	新小路町4号線
315	宇土	新小路町5号線
316	宇土	古城町5号線
317	宇土	駅前団地1号線
318	宇土	駅前団地2号線
319	宇土	新松原4号線
320	宇土	駅前団地4号線
321	宇土	駅前団地5号線
322	宇土	大坪1号線
323	宇土	大坪2号線
324	宇土	駅前三拾町1号線
325	宇土	駅前三拾町2号線
326	宇土	城之浦2号線
327	宇土	南段原3号線
328	宇土	馬之瀬10号線
329	宇土	石小路町4号線
330	宇土	旭・松山東柳町線
331	宇土	北段原・栄町2号線
332	宇土	馬之瀬9号線
333	宇土	宇土駅・本町線
334	宇土	大坪団地9号線
335	宇土	大坪団地10号線
336	宇土	南袋線
337	宇土	北段原5号線
338	宇土	高柳境目線
339	宇土	駅前三拾町3号線
340	宇土	綾織・江部線
341	宇土	綾織団地1号線
342	宇土	綾織団地2号線
343	宇土	入地・南段原2号線
344	宇土	入地ニュータウン1号線
345	宇土	入地ニュータウン2号線
346	宇土	入地ニュータウン3号線
347	宇土	入地ニュータウン4号線
348	宇土	入地ニュータウン5号線
349	宇土	入地ニュータウン6号線
350	宇土	入地ニュータウン7号線
351	宇土	入地ニュータウン8号線
352	宇土	入地ニュータウン9号線
353	宇土	入地ニュータウン10号線
354	宇土	入地ニュータウン11号線
355	宇土	入地ニュータウン12号線
356	宇土	入地ニュータウン13号線
357	宇土	浦田3号線
358	宇土	旭町4号線
359	宇土	宇土駅自由通路線
360	宇土	浦田4号線
361	宇土	潤川堤防富合1号線
362	宇土	潤川堤防富合2号線
363	宇土	古城町6号線
364	宇土	入地1号線
365	宇土	入地2号線
366	宇土	入地3号線
367	宇土	入地4号線
368	宇土	入地5号線
369	宇土	入地6号線
370	宇土	入地7号線
371	宇土	浦田5号線
372	宇土	門内・船場線
373	宇土	門内・新町線
374	宇土	北段原6号線
375	轟	椿原・神馬線
376	轟	伊無田・馬場線
377	轟	建道・扇谷線
378	轟	椿原・城塚線
379	轟	神馬・入地線
380	轟	村下・前田線
381	轟	下松山・伊無田4号線
382	轟	伊無田1号線
383	轟	伊無田2号線
384	轟	栗崎・入地1号線
385	轟	栗崎・入地2号線
386	轟	城・伊無田線
387	轟	御領橋・栗崎2号線
388	轟	栗崎・入地3号線
389	轟	栗崎・城1号線
390	轟	栗崎・城2号線
391	轟	入地・神合線
392	轟	城・神原線
393	轟	城・馬場線
394	轟	城1号線
395	轟	城2号線
396	轟	宇土高前・神合線
397	轟	西岡台線
398	轟	馬場1号線
399	轟	馬場2号線
400	轟	馬場下線
401	轟	高柳・宮庄線
402	轟	高柳・椿原線
403	轟	宇土小学校・椿原線
404	轟	大曲・椿原線
405	轟	古城・西岡台線
406	轟	法泉寺・椿原線
407	轟	椿原・恵塚線
408	轟	椿原・貯水池線
409	轟	馬場・宮庄線
410	轟	前田線
411	轟	前田・村下線
412	轟	石橋・宮庄線
413	轟	打越1号線
414	轟	打越2号線
415	轟	栗崎・打越線
416	轟	栗崎・神原1号線
417	轟	栗崎・神原2号線
418	轟	栗崎・神原4号線
419	轟	栗崎・神原3号線
420	轟	神原線
421	轟	神原・神山線
422	轟	石橋2号線
423	轟	石橋・神原線
424	轟	石橋1号線
425	轟	神山・西谷線
426	轟	宮庄1号線
427	轟	宮庄2号線
428	轟	三蔵1号線
429	轟	三蔵2号線
430	轟	扇谷線
431	轟	古城・御倉床線
432	轟	高柳・椿原2号線
433	轟	石橋2号線
434	轟	椿原1号線
435	轟	椿原2号線
436	轟	御領橋1号線
437	轟	御領橋2号線
438	轟	御領橋3号線
439	轟	御領橋4号線
440	轟	御領橋5号線
441	轟	御領橋6号線
442	轟	御領橋7号線
443	轟	御領橋8号線
444	轟	打越3号線
445	轟	建道・扇谷線
446	轟	伊無田3号線
447	轟	伊無田4号線
448	轟	鎌田線
449	轟	馬場3号線
450	轟	神馬団地1号線
451	轟	馬場4号線
452	轟	伊無田・打越線
453	轟	宮庄3号線
454	轟	神馬団地2号線
455	轟	宮庄4号線
456	轟	宮庄5号線

番号	地区名	路線名
457	轟	入地・神原線
458	轟	石橋・神山線
459	轟	打越4号線
460	轟	打越5号線
461	轟	伊無田5号線
462	轟	打越・神原線
463	走潟	国道57号線
464	走潟	国道501号線
465	走潟	東走・四丁線
466	走潟	東走・西堤防線
467	走潟	宇土北部線
468	走潟	東走・中央線
469	走潟	東走・堤防線
470	走潟	東村中3号線
471	走潟	東村中2号線
472	走潟	東走・三ヶ線
473	走潟	東走1号線
474	走潟	東村中4号線
475	走潟	東村中5号線
476	走潟	東村中1号線
477	走潟	東走・西下線
478	走潟	東走・西走線
479	走潟	東走・四丁1号線
480	走潟	東走・四丁2号線
481	走潟	東走・高塚線
482	走潟	北村中2号線
483	走潟	北村中1号線
484	走潟	四丁・水越線
485	走潟	北走・西走線
486	走潟	北走・三ヶ線
487	走潟	北村中3号線
488	走潟	四丁・村中線
489	走潟	南走上1号線
490	走潟	南走上2号線
491	走潟	西走上3号線
492	走潟	西堤防線
493	走潟	南村中1号線
494	走潟	渡場県道線
495	走潟	南村中3号線
496	走潟	南走下線
497	走潟	南走中央線
498	走潟	南村中2号線
499	走潟	三ヶ1号線
500	走潟	南走線
501	走潟	南走上4号線
502	走潟	県道・三ヶ線
503	走潟	南走・三ヶ1号線
504	走潟	南走・三ヶ2号線
505	走潟	南走・三ケ3号線
506	走潟	三ケ・樋門線
507	走潟	三ヶ線
508	走潟	西走線
509	走潟	西村中1号線
510	走潟	西村中2号線
511	走潟	西村中3号線
512	走潟	南走1号線
513	走潟	南走2号線
514	走潟	北走線
515	走潟	西走・堤防線
516	走潟	将軍宮・堤防線
517	走潟	南走上5号線
518	走潟	四丁・平木橋線
519	走潟	北走・平木線
520	走潟	三ケ2号線
521	走潟	西走1号線
522	走潟	南走3号線
523	走潟	南走4号線
524	走潟	西走2号線
525	走潟	南走5号線
526	走潟	南走6号線
527	走潟	南走7号線
528	走潟	南走8号線
529	走潟	南走9号線
530	走潟	西村中4号線
531	走潟	平木1号線
532	走潟	西走1号線
533	走潟	南走10号線
534	走潟	南走11号線
535	走潟	南走12号線
536	走潟	南走13号線
537	走潟	三ケ3号線
538	走潟	平木堤防線
539	走潟	東走2号線
540	走潟	東走3号線
541	走潟	北走・西走2号線
542	走潟	四丁・村中2号線
543	走潟	北村中4号線
544	走潟	三ケ4号線
545	走潟	三ケ5号線
546	走潟	南村中4号線
547	走潟	北走・西走3号線
548	緑川	国道57号線
549	緑川	大曲・住吉堤防線
550	緑川	城塚・上新開線
551	緑川	恵里・野鶴線
552	緑川	堀切・笹原線
553	緑川	笹原線
554	緑川	大曲1号線
555	緑川	大曲2号線
556	緑川	大曲3号線
557	緑川	恵里・御倉床線
558	緑川	恵里線
559	緑川	恵里・飯塚線
560	緑川	野鶴・恵塚線
561	緑川	恵塚線
562	緑川	伊津野線
563	緑川	伊津野・後藤線
564	緑川	後藤1号線
565	緑川	後藤2号線
566	緑川	城塚・本村線
567	緑川	城塚・新村線
568	緑川	伊津野・厳福寺1号線
569	緑川	堂山・伊津野線
570	緑川	伊津野・厳福寺2号線
571	緑川	御倉床・城塚線
572	緑川	新開・辺田線
573	緑川	野鶴・新開線
574	緑川	下新開・上新開線
575	緑川	上新開・笹原線
576	緑川	下新開・岩崎線
577	緑川	下新開・村中線
578	緑川	下新開・新地線
579	緑川	下新開・井樋口線
580	緑川	新開・潟中央線
581	緑川	城塚・笹原線
582	緑川	辺田線
583	緑川	笹原1号線
584	緑川	笹原3号線
585	緑川	笹原4号線
586	緑川	笹原5号線
587	緑川	笹原7号線
588	緑川	笹原8号線
589	緑川	緑川通学路線
590	緑川	恵里2号線
591	緑川	恵里3号線
592	緑川	野鶴・新開2号線
593	緑川	上新開線
594	緑川	下新開線
595	緑川	城塚・笹原2号線
596	緑川	笹原9号線
597	緑川	笹原10号線
598	緑川	笹原11号線
599	緑川	笹原12号線
600	緑川	梅咲1号線
601	緑川	梅咲2号線
602	緑川	城塚1号線
603	緑川	城塚2号線
604	緑川	城塚3号線
605	緑川	笹原14号線
606	緑川	笹原15号線
607	緑川	大曲4号線
608	緑川	恵里4号線
609	緑川	下新開2号線
610	緑川	下新開3号線
611	緑川	下新開4号線
612	緑川	下新開5号線
613	緑川	下新開6号線
614	緑川	上新開2号線
615	緑川	笹原17号線
616	緑川	笹原18号線
617	緑川	笹原20号線
618	緑川	笹原16号線
619	緑川	笹原19号線
620	緑川	野鶴・城塚線
621	緑川	緑川工業団地内1号線
622	緑川	緑川工業団地内2号線
623	緑川	緑川工業団地内3号線
624	緑川	緑川工業団地内4号線
625	緑川	緑川工業団地内5号線
626	網津	国道57号線
627	網津	県道宇土不知火線
628	網津	小部田・直築線
629	網津	梅崎・平原線
630	網津	旭・梅咲線
631	網津	梅咲・旭線
632	網津	梅咲線
633	網津	梅咲・畑田線
634	網津	梅咲・東友線
635	網津	中ノ割1号線
636	網津	中ノ割2号線
637	網津	畑田国道3号線
638	網津	新川線
639	網津	畑田・乱杭線
640	網津	中村・鮫鰊線
641	網津	東友線
642	網津	中ノ割3号線
643	網津	畑田・国道1号線
644	網津	中ノ割・東友線
645	網津	獅ヶ鼻線
646	網津	昔海線
647	網津	東友・沖開線
648	網津	直築1号線
649	網津	直築2号線
650	網津	浜通・住吉線
651	網津	住吉堤防線
652	網津	中友・西友1号線
653	網津	中友・西友2号線
654	網津	西友線
655	網津	古コブ・鮫鰊線
656	網津	下ノ割1号線
657	網津	乱杭・沖田線
658	網津	乱杭・沖開線
659	網津	下の割線
660	網津	浜通線
661	網津	住吉灯台線
662	網津	甲岩・水谷線
663	網津	甲岩・旭坂線
664	網津	水谷線
665	網津	桜田線
666	網津	堀迫・尾の上線
667	網津	堀迫線
668	網津	七曲池線
669	網津	糖塚線
670	網津	西前山・糖塚線
671	網津	新村1号線
672	網津	新村2号線
673	網津	新村3号線
674	網津	上の割1号線
675	網津	上の割2号線
676	網津	網津小学校線
677	網津	中村・駅前線
678	網津	中村線
679	網津	笠岩国道線
680	網津	駅前三丁1号線
681	網津	駅前三丁2号線
682	網津	駅前三丁3号線
683	網津	中村・堤線
684	網津	本村1号線

番号	地区名	路線名
685	網津	笠岩・川内線
686	網津	本村2号線
687	網津	笠岩・猫岩線
688	網津	笠岩・小部田線
689	網津	堤・本村線
690	網津	つつみ線
691	網津	本村・米の口線
692	網津	深迫線
693	網津	深迫・丸山線
694	網津	丸山線
695	網津	三丁・堤線
696	網津	三丁線
697	網津	長部田・小部田線
698	網津	長部田・小池線
699	網津	長部田線
700	網津	長部田・丸山線
701	網津	前田線
702	網津	本網津線
703	網津	浦山・局田線
704	網津	車谷線
705	網津	下平原線
706	網津	下平原・西前山線
707	網津	西前山線
708	網津	浄連寺1号線
709	網津	上平原・春古場線
710	網津	浄連寺2号線
711	網津	局田線
712	網津	馬門線
713	網津	馬門・米仕原線
714	網津	米仕原・床並線
715	網津	床並線
716	網津	馬門・米の口線
717	網津	局田・割井川線
718	網津	西谷・割井川線
719	網津	割井川線
720	網津	床並・割井川線
721	網津	清辻線
722	網津	迫・大平線
723	網津	迫・馬立線
724	網津	馬立・阿保線
725	網津	馬立線
726	網津	長野線
727	網津	清辻・繰巻線
728	網津	清辻・本村線
729	網津	小瀬線
730	網津	歳の神1号線
731	網津	歳の神2号線
732	網津	這坂線
733	網津	房の尾線
734	網津	馬立・小舟線
735	網津	妙賢寺線
736	網津	中原線
737	網津	大平線
738	網津	建迫・摺墨線
739	網津	建迫線
740	網津	建迫・東平線
741	網津	猪伏線
742	網津	東平・白鹿浦線
743	網津	赤木・猪伏線
744	網津	赤木・中原線
745	網津	小舟線
746	網津	小舟・尾崎線
747	網津	小舟・径塚線
748	網津	赤木・白鹿線
749	網津	白鹿・崎線
750	網津	径塚・小舟線
751	網津	長尾・柳迫線
752	網津	柳迫線
753	網津	長尾線
754	網津	長迫・嶽線
755	網津	嶽・小迫線
756	網津	舟川・松合線
757	網津	根良ヶ迫線
758	網津	白鹿崎2号線
759	網津	住吉1号線
760	網津	住吉2号線
761	網津	住吉3号線
762	網津	住吉4号線
763	網津	豊田線
764	網津	建道・迫線
765	網津	西谷・深迫線
766	網津	堀迫2号線
767	網津	県道・甲岩線
768	網津	小部田線
769	網津	長部田2号線
770	網津	桜田・八反田線
771	網津	白鹿・崎2号線
772	網津	駅前・割井川線
773	網田	国道57号線
774	網田	県道郡浦網田線
775	網田	網田中央線
776	網田	長浜・小松線
777	網田	小松・馬門線
778	網田	網田・網引線
779	網田	日焼本線
780	網田	塩屋・戸口線
781	網田	平岩・米の口線
782	網田	小池1号線
783	網田	小池2号線
784	網田	小池3号線
785	網田	小池平線
786	網田	多出迫線
787	網田	多出迫・井崎線
788	網田	東・旧牧神線
789	網田	井崎線
790	網田	着到場・井崎線
791	網田	旧牧神1号線
792	網田	小池平・旧牧神線
793	網田	小池平・着到場線
794	網田	牧の道線
795	網田	牧の道・多出迫線
796	網田	牧の道・井崎線
797	網田	旧牧神2号線
798	網田	旧牧神3号線
799	網田	旧牧神要1号線
800	網田	要東1号線
801	網田	要東2号線
802	網田	要東3号線
803	網田	旧牧神要2号線
804	網田	要・笠瓜線
805	網田	要・鍋倉線
806	網田	長浜漁港1号線
807	網田	長浜漁港2号線
808	網田	長浜漁港3号線
809	網田	長浜東1号線
810	網田	長浜東2号線
811	網田	長浜東3号線
812	網田	長浜東4号線
813	網田	長浜東5号線
814	網田	長浜東6号線
815	網田	長浜東7号線
816	網田	長浜東8号線
817	網田	長浜東9号線
818	網田	長浜東10号線
819	網田	長浜東11号線
820	網田	長浜東12号線
821	網田	長浜東13号線
822	網田	長浜東14号線
823	網田	長浜東15号線
824	網田	長浜東16号線
825	網田	小松・笠瓜線
826	網田	大迫・亀迫線
827	網田	大迫・浦小松線
828	網田	大迫1号線
829	網田	大迫2号線
830	網田	亀迫線
831	網田	亀迫・十郎迫線
832	網田	十郎迫1号線
833	網田	十郎迫2号線
834	網田	十郎迫3号線
835	網田	十郎迫6号線
836	網田	南平1号線
837	網田	南平2号線
838	網田	南平3号線
839	網田	十郎迫7号線
840	網田	十郎迫8号線
841	網田	十郎迫9号線
842	網田	十郎迫10号線
843	網田	要西1号線
844	網田	要西2号線
845	網田	要西3号線
846	網田	要西4号線
847	網田	小松線
848	網田	笠瓜・扇平線
849	網田	田平・深迫線
850	網田	深迫線
851	網田	浦小松1号線
852	網田	浦小松・際崎線
853	網田	竹浦1号線
854	網田	竹浦2号線
855	網田	浦小松3号線
856	網田	浦小松4号線
857	網田	浦小松5号線
858	網田	竹浦4号線
859	網田	竹浦5号線
860	網田	竹浦6号線
861	網田	竹浦7号線
862	網田	小松1号線
863	網田	梅崎・小松線
864	網田	鶴岡・梅崎線
865	網田	鶴岡1号線
866	網田	鶴岡2号線
867	網田	鶴岡3号線
868	網田	亀崎線
869	網田	塩屋・島辻線
870	網田	小松・亀崎2号線
871	網田	小松2号線
872	網田	際崎下・亀崎線
873	網田	際崎下線
874	網田	梅崎・亀崎線
875	網田	梅崎・鶴岡線
876	網田	際崎・新地線
877	網田	新地線
878	網田	田平・車谷線
879	網田	田平村中1号線
880	網田	田平・際崎線
881	網田	田平・上の山線
882	網田	田平・村中2号線
883	網田	田平・村中3号線
884	網田	田平・村中4号線
885	網田	田平1号線
886	網田	田平2号線
887	網田	田平3号線
888	網田	田平・鳥越線
889	網田	小宗・田平線
890	網田	引の花線
891	網田	引の花・鳥越線
892	網田	引の花・村中1号線
893	網田	山の頭線
894	網田	山の頭・鳥越線
895	網田	引の花・村中3号線
896	網田	引の花・村中4号線
897	網田	引の花・村中5号線
898	網田	引の花・谷迎線
899	網田	山下線
900	網田	山下・山の頭線
901	網田	文蔵1号線
902	網田	文蔵2号線
903	網田	文蔵3号線
904	網田	扇の平1号線
905	網田	扇の平2号線
906	網田	猿走・笹山線
907	網田	猿走線
908	網田	影平1号線
909	網田	影平2号線
910	網田	影平3号線
911	網田	影平4号線
912	網田	影平5号線

番号	地区名	路線名
913	網田	影平6号線
914	網田	上開拓・茨木1号線
915	網田	上開拓・茨木2号線
916	網田	上開拓線
917	網田	上開拓・多々良平線
918	網田	上開拓・飛松線
919	網田	飛松1号線
920	網田	飛松2号線
921	網田	猫の尾2号線
922	網田	猫の尾3号線
923	網田	猫の尾4号線
924	網田	猫の尾5号線
925	網田	上開拓・房の尾線
926	網田	古池1号線
927	網田	房の尾1号線
928	網田	房の尾2号線
929	網田	古池2号線
930	網田	白金迫1号線
931	網田	白金迫2号線
932	網田	多々良平1号線
933	網田	多々良平2号線
934	網田	古池・奥場線
935	網田	飛松3号線
936	網田	飛松4号線
937	網田	飛松5号線
938	網田	東原1号線
939	網田	東原・藤田林線
940	網田	早馬1号線
941	網田	早馬2号線
942	網田	日焼1号線
943	網田	日焼2号線
944	網田	河原田・高道線
945	網田	朝飯前線
946	網田	宮の後・日焼線
947	網田	宮の後・柳原線
948	網田	柳原線
949	網田	宮の後・高道線
950	網田	網田神社線
951	網田	川越・宮の後線
952	網田	織田線
953	網田	宮の前・狩衣線
954	網田	宮の前・水の手線
955	網田	早原・中央線
956	網田	木藤三・下戸田線
957	網田	野田線
958	網田	戸田上1号線
959	網田	独地蔵線
960	網田	下戸田・狩衣線
961	網田	西品瀬・辻上床線
962	網田	阿所・水の手線
963	網田	義王線
964	網田	早原・狩衣線
965	網田	宮の後・義王線
966	網田	陣畑線
967	網田	下戸田線
968	網田	中登1号線
969	網田	中登2号線
970	網田	狩衣・木藤丸線
971	網田	木藤丸・品瀬線
972	網田	狩衣線
973	網田	藤田林・西宗寺線
974	網田	西宗寺線
975	網田	上床1号線
976	網田	上床2号線
977	網田	上床3号線
978	網田	上床4号線
979	網田	辻線
980	網田	木藤林・上原線
981	網田	上原・米の山線
982	網田	東原・小尾線
983	網田	上原線
984	網田	木目道・米の山線
985	網田	木目道・鬼神嶽線
986	網田	早馬・狩衣線
987	網田	早馬3号線
988	網田	藤田林1号線
989	網田	藤田林2号線
990	網田	藤田林3号線
991	網田	藤田林・東原線
992	網田	東原2号線
993	網田	塩屋・大迫線
994	網田	塩屋1号線
995	網田	塩屋2号線
996	網田	大迫線
997	網田	島辻1号線
998	網田	島辻2号線
999	網田	島辻3号線
1000	網田	戸口・網立1号線
1001	網田	戸口・網立2号線
1002	網田	網田中学校線
1003	網田	橋の上橋線
1004	網田	戸口1号線
1005	網田	戸口2号線
1006	網田	戸口3号線
1007	網田	戸口4号線
1008	網田	戸口5号線
1009	網田	戸口6号線
1010	網田	戸口7号線
1011	網田	戸口8号線
1012	網田	戸口9号線
1013	網田	戸口10号線
1014	網田	戸口11号線
1015	網田	戸口12号線
1016	網田	戸口13号線
1017	網田	戸口14号線
1018	網田	戸口15号線
1019	網田	戸口16号線
1020	網田	戸口17号線
1021	網田	戸口18号線
1022	網田	戸口19号線
1023	網田	戸口20号線
1024	網田	戸口21号線
1025	網田	戸口22号線
1026	網田	網田駅前1号線
1027	網田	網田駅前2号線
1028	網田	栗林下線
1029	網田	網立・西原駅線
1030	網田	辺田目・古場田線
1031	網田	辺田目1号線
1032	網田	辺田目2号線
1033	網田	片宗1号線
1034	網田	西原・戸田上線
1035	網田	西原1号線
1036	網田	戸田上2号線
1037	網田	阿所線
1038	網田	十二曲線
1039	網田	片宗2号線
1040	網田	西原上・十二曲線
1041	網田	西原上・片宗線
1042	網田	西原上1号線
1043	網田	西原上2号線
1044	網田	西原上3号線
1045	網田	西原上4号線
1046	網田	西原2号線
1047	網田	屋敷平・御興来1号線
1048	網田	西原下線
1049	網田	西原・県道線
1050	網田	枝折神・下開拓線
1051	網田	下開拓・辺田目線
1052	網田	山の神・十二曲線
1053	網田	下出古場1号線
1054	網田	下出古場2号線
1055	網田	下出古場3号線
1056	網田	下出古場4号線
1057	網田	下出古場5号線
1058	網田	下出古場6号線
1059	網田	松原線
1060	網田	上陰平線
1061	網田	春の平・峯の下線
1062	網田	春の平・古場田線
1063	網田	古場田・黒尾線
1064	網田	古屋敷・黒尾線
1065	網田	春の平・黒尾線
1066	網田	下網田・黒尾線
1067	網田	下黒尾・園迫線
1068	網田	古屋敷・波多線
1069	網田	下古屋敷1号線
1070	網田	下黒尾線
1071	網田	古屋敷1号線
1072	網田	古屋敷2号線
1073	網田	古屋敷3号線
1074	網田	古屋敷・峠線
1075	網田	下古屋敷2号線
1076	網田	高松・園迫線
1077	網田	高松線
1078	網田	茶田・高松線
1079	網田	茶田・山の口線
1080	網田	茶田・松山線
1081	網田	下峠・石打線
1082	網田	上の原・波多線
1083	網田	下峠線
1084	網田	御興来線
1085	網田	太田1号線
1086	網田	北平線
1087	網田	下平岩線
1088	網田	太田2号線
1089	網田	平岩線
1090	網田	下平岩・太田線
1091	網田	村下・峠線
1092	網田	村下・周回線
1093	網田	村下線
1094	網田	堂の前・松山線
1095	網田	松山1号線
1096	網田	松山2号線
1097	網田	松山3号線
1098	網田	峠線
1099	網田	赤瀬・駅前線
1100	網田	白瀬・上の原線
1101	網田	赤瀬漁港1号線
1102	網田	赤瀬漁港2号線
1103	網田	赤瀬漁港3号線
1104	網田	赤瀬漁港4号線
1105	網田	赤瀬漁港5号線
1106	網田	赤瀬漁港6号線
1107	網田	赤瀬漁港7号線
1108	網田	赤瀬漁港8号線
1109	網田	赤瀬漁港9号線
1110	網田	津吹ダム線
1111	網田	狩衣・上床線
1112	網田	上床・飛松線
1113	網田	中登・独地蔵線
1114	網田	塩屋3号線
1115	網田	高道線
1116	網田	藤田林4号線
1117	網田	藤田林5号線
1118	網田	西原3号線
1119	網田	戸口23号線
1120	網田	戸口24号線
1121	網田	辺田目3号線
1122	網田	下出古場7号線
1123	網田	藤田林6号線
1124	網田	下網田・木藤三線
1125	網田	際崎下線

集計表	
地区名	路線数(国道・県道含)
花園	198
宇土	176
轟	88
走潟	85
緑川	78
網津	147
網田	353
計	1,125

※2戸以上の住宅に接し、上記避難道路へ接続するもの(里道及び通行可能な水路等)についても、避難道路に位置付けるものとする。

4. 災害を防止するために対策が必要な箇所

場所	場所	区分	状況
塩田川	高柳町	河川	護岸の腐食
伊無田川	神合町	河川	護岸未整備(天然護岸)
大坪川	松原町	河川	護岸未整備(天然護岸)
大谷川	網津町	河川	護岸未整備(天然護岸)
曽畑川	岩古曽町	河川	護岸未整備(天然護岸)
網津川支流	住吉町	河川	護岸未整備(天然護岸)
小松川	長浜町	河川	護岸未整備(天然護岸)
船場川	新小路町	河川	護岸の腐食
船場川支流	石橋町	河川	護岸未整備(天然護岸)
妙見川	岩古曽町	河川	護岸未整備(天然護岸)
岩熊	岩古曽町	山林	土砂等の流出あり

宇土市地域防災計画書

第7部

資料編

宇土市防災会議

目　　次

第７部　資料編

１．地区防災計画一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 424
２．自衛隊派遣要請依頼　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
３．宇土市所有の指定緊急避難場所・指定避難所一覧　・ 427
４．宇土市防災会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・ 430
５．宇土市防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431

地区防災計画一覧

番号	地区名	地区団体名	策定年月日	改訂年月日	防災会議付議日
1	走潟	走潟振興協議会 走潟地区区長会	R5.5.18		R5.5.30
2	緑川	緑川地区 防災協議会	R7.3.15		R7.5.29
3	網田	網田地区自主防災 組織連絡協議会	R8.4.17		R8.5.29

宇 市 危 第　　号
令和　　年　　月　　日

熊本県知事　○○　○○　様

宇土市長　　○○　○○

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第６８条の２第１項の規定に基づき、自衛隊の派遣を求めます。

記

１　災害の状況及び派遣要請を行う事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域

４　派遣を希望する活動内容及び人員等
（１）活動内容

（２）人員等

５　その他

現地の連絡責任者
宇土市役所　　総務部危機管理課長　　℡

宇 市 危 第　　号
令和　　年　　月　　日

熊本県知事　○○　○○　様

宇土市長　　○○　○○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要求）

令和　　年　　月　　日付け宇市危第　　号により派遣要請を要求しました部隊につきましては、下記のとおり撤収を求めます。

記

１　撤収日時

２　撤収を要請する理由

宇土市所有の指定緊急避難場所・指定避難所一覧（案）

地区	施設名称		所管部署	所在地	電話番号（0964）	風水害			地震		建物構造	建築年（西暦）	耐震化の有無	階数（階）	施設面積		有効面積	収容人員	近接道路の状況	保有設備									
						指定避難所（第1次）	指定避難所（第2次）	指定避難所（第3次）	避難場所	指定避難所					屋内部分（㎡）	屋外部分（㎡）	（体育館9割、その他7割）	（1人当たり3㎡）	道路の種別、路線名	障がい者用トイレの有無	ｽﾛｰﾌﾟの有無	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの有無	給水設備の有無	給食設備の有無	入浴設備の有無	ｼｬﾜｰ設備の有無	冷暖房設備の有無	非常用電源の有無	備蓄品の有無
宇土	福祉センター		社会福祉協議会	浦田町44	23-3756	○				○	RC造	1983	○	2	130	—	91	30	中央線 浦田１号線	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×
	市役所別館		財政課	浦田町51	22-0325		○				RC造	1984	×	3	838	—	586	195	市道高柳・椿原線，市道浦田１号線	×	○	×	○	○	×	○	○	○	×
	市民会館		文化課	新小路町123	22-0188			○		○	RC造	1972	○	4	4,110	6,487	2,890	963	市道中央線，門内・新町２号線	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	市民体育館		生涯活動推進課	旭町504	23-3472			○		○	RC造	1980	○	2	4,802	—	4,322	1,441	市道　南段原線，浦田線	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×
	武道館		生涯活動推進課	旭町500	23-3472			○		○	RC造	1978	○	2	744	—	669	223	市道　南段原線，浦田線	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×
	鶴城中学校	校舎	学校教育課	新小路町151	22-0140						RC造	1976	○	3	6,211	—	4,348	1,449	市道　新小路町2号線，入地・南段原1号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館						○		○	RC造	1981	○	1	1,022	—	920	306		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	20,002	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	宇土東小学校	校舎	学校教育課	築籠町46	23-3013						RC造	1986	○	2	3,209	—	2,246	748	市道　築籠・松原1号線，松原・築籠2号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館						○		○	RC造	1986	○	1	970	—	873	291		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	12,076	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	宇土小学校	校舎	学校教育課	高柳町104-1	22-1101						RC造	2011	○	2	6,683	—	4,678	1,559	市道　北段原線，定府・塩田線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館						○		○	S造	2011	○	1	1,261	—	1,135	378		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	11,058	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	宇土高校	校舎	熊本県教育委員会	古城町63	22-0043						RC造	1978	○	3	8,060	—	5,642	1,880	市道　宇土高・神合線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		第一体育館						○		○	RC造	1991	○	1	1,318	—	1,186	300		×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
		第二体育館						○		○	RC造	1978	○	1	667	—	600	200		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—		—	—	—	27,025	—	—		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
		第3グラウンド		神馬町364-1					○		—		—	—	—	14,478	—	—	市道　法泉寺・椿原線	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
	市立図書館		図書館	浦田町131-1	22-4512			○		○	RC造	1976	○	2	903	—	632	210	市道浦田・新一丁目線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
	中央公民館	多目的室１	中央公民館	新小路町96－1	22-0325			○		○	S造	2020	○	1	63	—	44	15	市道　中央線，門内・新町2号線，新小路2号線	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×
		多目的室２						○		○	S造	2020	○	1	37	—	26	8		○	×	×	×	×	×	○	○	×	×
		和室						○		○	S造	2020	○	1	37	—	26	8		○	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	老人福祉センター		高齢者支援課	新小路町138-2	22-1008			○		○	S造	2018	○	1	545	—	381	127	市道中央線	○	○	—	○	×	○	○	○	×	×
	宇土市運動公園グラウンド		生涯活動推進課	旭町375	23-3472				○		—	—	—	—	—	52,466	—	—	市道　南段原線，中央線，旭・松山東柳町線	○	—	—	×	×	×	×	×	×	×
	城山公園		都市整備課	古城町139	—				○		—	—	—	—	—	21,799	—	—	石小路・石橋町線	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宇土市民広場		都市整備課	浦田町1	—				○		—	—	—	—	—	2,933	—	—	市道　浦田１号線、浦田２号線、浦田５号線、浦田築籠線	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宇土市役所駐車場		財政課	浦田町10	—				○		—	—	—	—	—	7,457	—	—	市道　浦田１号線、浦田２号線、浦田５号線、浦田築籠線	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花園	花園コミュニティセンター		生涯活動推進課	古保里町977	23-2825	○				○	木造	2012	○	1	300	—	210	70	市道　古保里・立岡１号線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×
	花っ子学童クラブ		子育て支援課	古保里町977	23-2580			○			プレハブ造	2011	○	1	150	144	92	30	市道　古保里・立岡１号線	×	○	×	○	×	×	×	○	×	○
	花園小学校	校舎	学校教育課	古保里町695	22-0145						RC造	1982	○	2	4,093	—	2,865	955	市道　古保里・曲野線，古保里・立岡1号線	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×
		体育館					○			○	S造	1981	○	1	725	—	653	217		×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	12,001	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	花園幼稚園		学校教育課	古保里町990-1	22-0031			○		○		2019	○	1															
	宇土市スポーツセンター		生涯活動推進課	花園町523-2	22-1119			○		○	S造	1971	○	1	660	—	594	198	市道　宇土・三日線	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×
	立岡総合グラウンド		生涯活動推進課	宇城市松橋町古保山584	22-1119				○		—	—	—	—	—	30,296	—	—	市道　宇土・三日線	○	—	—	×	×	×	×	×	×	×
	上松山コミュニティセンター		上松山区	松山町1752-1	—			○			RC造	2006	有	1	297			60	市道　下松山・古保里線	○	○	—	○	○	×	×	○	×	×
	市民会館		文化課	新小路町123	22-0188			○		○	RC造	1972	○	4	4,110	6,487	2,890	963	市道中央線，門内・新町２号線	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	市民体育館		生涯活動推進課	旭町504	23-3472			○		○	RC造	1980	○	2	4,802	—	4,322	1,441	市道　南段原線，浦田線	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×
	鶴城中学校	校舎	学校教育課	新小路町151	22-0140						RC造	1976	○	3	6,211	—	4,348	1,449	市道　新小路町2号線，入地・南段原1号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館						○		○	RC造	1981	○	1	1,022	—	920	306		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×

地区	施設名称		所管部署	所在地	電話番号（0964）	風水害			地震		建物構造	建築年（西暦）	耐震化の有無	階数（階）	施設面積		有効面積	収容人員	近接道路の状況	保有設備									
						指定第1次避難所	指定第2次避難所	指定第3次避難所	指定避難場所緊急	指定避難所					屋内部分（㎡）	屋外部分（㎡）	（体育館9割、その他7割）	（1人当たり3㎡）	道路の種別、路線名	障がい者用トイレの有無	ｽﾛｰﾌﾟの有無	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの有無	給水設備の有無	給食設備の有無	入浴設備の有無	ｼｬﾜｰ設備の有無	冷暖房設備の有無	非常用電源の有無	備蓄品の有無
		運動場							○		—	—	—	—	—	20,002	—	—	線	×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
轟	轟公民館		中央公民館	石橋町10-2	23-2878	○				○	S造	1977	○	1	145	—	102	34	1級市道 椿原・神馬線	×	○	—	×	○	×	×	○	×	×
	轟地区農業者トレーニングセンター		生涯活動推進課	石橋町1	23-2642		○			○	S造	1981	○	1	558	—	502	167	市道　椿原・神馬線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	轟地区グラウンド		生涯活動推進課	石橋町10-1	23-2642				○		—	—	—	—	—	8,347	—	—	市道　椿原・神馬線	×	—	—	×	×	×	×	×	×	×
	市民会館		文化課	新小路町123	22-0188			○		○	RC造	1972	○	4	4,110	6,487	2,890	963	市道中央線，門内・新町2号線	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	市民体育館		生涯活動推進課	旭町504	23-3472			○		○	RC造	1980	○	2	4,802	—	4,322	1,441	市道　南段原線，浦田線	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×
	鶴城中学校	校舎	学校教育課	新小路町151	22-0140						RC造	1976	○	3	6,211	—	4,348	1,449	市道　新小路町2号線，入地・南段原1号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館						○		○	RC造	1981	○	1	1,022	—	920	306		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	20,002	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	つつじヶ丘農村公園		農林政策課	椿原町785	—				○		—	—	—	—	—	18,546	—	—	宇土南部農免道路	○	—	—	×	×	×	×	×	×	×
緑川	緑川小学校	校舎	学校教育課	野鶴町246	22-0613						RC造	1983	○	2	1,660	—	1,162	387	国道57号線，市道城塚・上新開線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館				○				○	RC造	2000	○	1	930	—	837	279		○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	5,791	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	緑川地区農業者トレーニングセンター		生涯活動推進課	野鶴町207-3	23-2642		○			○	S造	1983	○	1	669	—	602	223	市道　笹原４号線，城塚・笹原線，笹原線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	住吉中学校	校舎	学校教育課	笹原町1700	22-0346						RC造	1959	○	3	2,377	—	1,664	554	国道57号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館					○	○		○	RC造	1993	○	2	1,346	—	1,211	403		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	6,570	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	緑川公民館		中央公民館	野鶴町294-1	23-2824			○		○	S造	1976	○	1	59	—	41	13	1級市道 城塚・上新開線	×	×	—	×	○	×	×	○	×	×
	緑川地区グラウンド		生涯活動推進課	笹原町1256	23-2642				○		—	—	—	—	—	18,509	—	—	市道　緑川通学路線	×	—	—	×	×	×	×	×	×	×
網津	JR住吉駅前駐輪場		危機管理課	住吉町836-4	—			○			S造	1986	×	2	50	—	45	15	市道　駅前三丁一号線	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	網津公民館網引分館		中央公民館	網引町790-1	—			○			木造	1997	○	1	64	—	45	15	県道 宇土・不知火線	×	○	—	×	○	×	×	○	×	×
	網津防災センター	和室	危機管理課	網津町1991－1	25-0500	○				○	S造	2018	○	1	78	—	70	23	市道　桜田・八反田線，堀迫２号線	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○
		研修室									S造	2018	○	1	153	—	138	46		○	○	×	○	○	×	×	○	○	○
		屋上									S造	2018	○	1	—	316	—	—		—	×	×	×	—	×	×	—	×	○
	網津地区多目的研修会施設		生涯活動推進課	網津町2026-2	23-2642			○		○	S造	1981	○	1	664	—	598	221	堀迫２号線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	網津小学校体育館	校舎	学校教育課	網津町2082-3	24-3213						RC造	2011	○	2	2,977	—	2,084	694	県道58号線，市道網津小学校線	○	×	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館								○	RC造	1990	○	1	919	—	827	275		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	4,834	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	網津地区グラウンド		生涯活動推進課	網津町1961	23-2642				○		—	—	—	—	—	16,247	—	—	堀迫２号線	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×
	あじさいの湯		福祉課	網津町2283	24-3456			○			木造	1995	○	1	575	—	60	20	市道　梅崎・平原線 県道　宇土不知火線	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
走潟	走潟小学校体育館	校舎	学校教育課	走潟町743	22-0315						RC造	1994	○	3	2,195	—	1,537	512	国道501号線，東走・西下線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館				○				○	RC造	2008	○	1	1,071	—	964	321		○	○	×	○	×	×	○	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	7,137	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	走潟公民館		中央公民館	走潟町822	23-2877			○		○	S造	1976	○	1	51	—	36	12	市道東走・三ケ線	×	○	—	×	○	×	×	○	×	×
	走潟地区体育館		生涯活動推進課	走潟町619-5	23-2642		○			○	RC造	1989	○	1	996	—	896	299	国道501号線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
網	網田小学校体育館	校舎	学校教育課	下網田町1842	27-0006						RC造	1984	○	3	3,001	—	2,101	700	市道網田中央線，県道243号線	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×
		体育館					○			○	RC造	1998	○	1	913	—	822	274		○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
		運動場							○		—	—	—	—	—	6,840	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	網田公民館（宮の前）		中央公民館	下網田町566-1	27-0491		○				木造	1970	×	1	79	—	55	18	市道　網田中央線	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×
	長浜福祉館		福祉課	長浜町411-2	27-0054			○			RC造	1978	○	2	503	—	352	117	2-10長浜・小松線	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
	網田中学校体育館	校舎	学校教育課	下網田町1120	27-0011						RC造	1982	○	3	2,619	—	1,833	611	国道57号線	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
		体育館						○		○	RC造	1992	○	1	1,027	—	924	308		×	×	×	○	×	×	×	×	×	×

地区	施設名称	所管部署	所在地	電話番号（0964）	風水害			地震		建物構造	建築年（西暦）	耐震化の有無	階数（階）	施設面積		有効面積	収容人員	近接道路の状況	保有設備									
					指定避難所（第1次～）	指定避難所（第2次～）	指定避難所（第3次～）	指定緊急避難場所	指定避難所					屋内部分（㎡）	屋外部分（㎡）	（体育館9割、その他7割）	（1人当たり3㎡）	道路の種別、路線名	障がい者用ﾄｲﾚの有無	ｽﾛｰﾌﾟの有無	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの有無	給水設備の有無	給食設備の有無	入浴設備の有無	ｼｬﾜｰ設備の有無	冷暖房設備の有無	非常用電源の有無	備蓄品の有無
田	運動場							○		—	—	—	—	—	17,964	—	—		×	—	—	○	×	×	×	—	×	×
	網田地区グラウンド	生涯活動推進課	下網田町710-1	23-2642				○		—	—	—	—	—	13,927	—	—	国道57号線，市道　塩屋・戸口線	○	—	—	×	×	×	×	×	×	×
	島山	危機管理課	下網田町	—				○		—	—	—	—	—	不明	—	—	市道　塩谷・戸口線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	網田地区農業者トレーニングセンター	生涯活動推進課	下網田町1903	23-2642					○	S造	1981	○	1	585	—	527	176	市道　早原・中央線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	西部老人福祉センター	高齢者支援課	下網田町1942-1	27-1688					○	RC造	1980	○	1	513	1,766	359	119	早原・中央線	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×
	宇土マリーナ（会議室）	商工観光課	下網田町30841-1	58-4500			○			RSC造	1998	○	2	2,565	3,165	67	22	国道57号線	○	×	×	○	×	○	○	○	×	×
	網田コミュニティセンター	中央公民館	下網田町1819	27-0491	○				○	S造	2025	○	1	289		259	86	県道　郡浦網田線	○	○	—	○	○	×	○	○	○	○

宇土市防災会議委員名簿

任期：令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【順不同　敬称略】

No.	役　職　名	氏　名	根拠法令 宇土市防災会議条例
1	宇土市長	光　井　正　吾	第3条第2項
2	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長	和　田　賢　哉	第3条第5項第1号
3	陸上自衛隊 第42即応機動連隊 火力支援中隊長	下　村　孝　弘	第3条第5項第11号
4	宇城地域振興局長	永　野　　茂	第3条第5項第2号
5	宇城警察署長	白　石　幸　二	第3条第5項第3号
6	宇土市議会議長	野　口　修　一	第3条第5項第4号
7	宇土市議会副議長	西　田　和　徳	第3条第5項第4号
8	宇土市議会総務市民常任委員会委員長	中　口　俊　宏	第3条第5項第4号
9	宇土市議会経済建設常任委員会委員長	佐美三　　洋	第3条第5項第4号
10	宇土市議会文教厚生常任委員会委員長	園　田　　茂	第3条第5項第4号
11	宇土市行政区長会連合会会長	岩　村　由紀也	第3条第5項第11号
12	宇土市地域婦人会連絡協議会会長	甲斐きみ子	第3条第5項第11号
13	宇城広域連合消防本部消防長	島　松　一　歩	第3条第5項第8号
14	宇土市消防団長	伊　豫　孝　信	第3条第5項第9号
15	ＪＡ熊本宇城農業協同組合理事	江　副　龍　二	第3条第5項第10号
16	ＮＴＴ西日本㈱熊本支店設備部長	河　村　文　明	第3条第5項第10号
17	九州電力送配電㈱熊本支社配電部宇城配電事業所長	平　川　浩　二	第3条第5項第10号
18	熊本日日新聞宇土支局長	松　田　嵩　史	第3条第5項第11号
19	宇土市副市長	二	第3条第5項第12号
20	宇土市教育長	前　田　一　孝	第3条第5項第12号
21	宇土市総務部長	江　河　一　郎	第3条第5項第12号
22	宇土市企画財政部長	野　口　泰　正	第3条第5項第12号
23	宇土市市民環境部長	中　山　好　美	第3条第5項第12号
24	宇土市健康福祉部長	加　藤　敬一郎	第3条第5項第5号
25	宇土市経済部長	山　崎　恵　一	第3条第5項第6号
26	宇土市建設部長	渡　邉　　聡	第3条第5項第7号
27	宇土市教育部長	淵　上　真　行	第3条第5項第7号
28	宇土市網田支所長	内　田　雅　之	第3条第5項第7号
29	宇土市網津支所長	山　本　雄　二	第3条第5項第7号
30	宇土市・防災士の会	萱　野　玲　奈	第3条第5項第7号
31	宇土市ひとり親の会代表	内　田　美　香	第3条第5項第7号
32	宇土市民生委員・児童委員連絡協議会副会長	藤　原　秀　子	第3条第5項第7号
33	宇土市ＰＴＡ連合会渉外担当理事	田　中　博　子	第3条第5項第7号
34	宇土市消防団女性消防隊隊長	松　田　瑞　生	第3条第5項第7号

○宇土市防災会議条例

昭和38年3月23日
条例第9号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇土市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　宇土市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定による水防計画について調査審議すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　熊本県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市議会議員のうちから市長が任命する者

(5)　市副市長

(6)　市教育委員会教育長

(7)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(8)　宇城広域連合消防本部消防長

(9)　市消防団長

(10)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(11)　自主防災組織等を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(12)　前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、市長が特に必要と認める者

６　前項に規定する委員の総数は、40人以内とする。

７　委員（第5項第5号、第6号及び第7号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（庶務）
第５条　防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附　則（平成12年条例第9号）

（施行期日）
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（宇土市水防協議会条例の廃止）
2　宇土市水防協議会条例（昭和56年条例第10号）は、廃止する。

附　則（平成12年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成14年条例第25号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成20年条例第35号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成24年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年条例第36号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成25年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（令和6年条例第5号）

この条例は、公布の日からから施行する。

宇土市地域防災計画書

令和８年５月

発行・編集　　宇土市防災会議

事　務　局　　宇土市　総務部　危機管理課

住　　所：〒869-0492　熊本県宇土市浦田町５１番地

電　話　番　号：0964-22-1111（代表）

ホームページ：https://www.city.uto.lg.jp